

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年9月30日

【計算期間】 第14期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

【ファンド名】 ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ -
ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配型）- 通貨ドラゴン -
（Daiwa Discovery Fund Series - Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) - Currency Dragon -）

【発行者名】 ダイワ・アセット・マネジメント・サービスズ・リミテッド（ケイマン）
（Daiwa Asset Management Services Ltd. (Cayman)）

【代表者の役職氏名】 取締役 石塚 崇浩

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス、私書箱309号、メイプルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド気付
（c/o Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
同 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 大西 信治
同 中野 恵太

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03)6212-8316

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

（注1）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）の円貨換算は、便宜上、2025年6月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場仲値（1米ドル＝144.81円）によります。

（注2）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されていますが、各受益証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行います。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注4）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ということもあります。）とは4月1日に始まり翌年3月31日に終了する一年を指します。ただし、第1会計年度は、2011年9月22日から2012年3月31日までの期間を指します。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配型）- 通貨ドラゴン - （以下「ファンド」といいます。）はアンブレラ・ファンドであるダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ（以下「トラスト」といいます。）のサブ・ファンドです。

管理会社は、随時指定するコースの受益証券を発行することができます。本書の日付現在、米ドル・コース受益証券、ブラジル・レアル・ヘッジコース受益証券および豪ドル・ヘッジコース受益証券の3つのコース受益証券の取得申込みが可能です。ファンド、米ドル・コース受益証券、ブラジル・レアル・ヘッジコース受益証券および豪ドル・ヘッジコース受益証券は全て米ドル建てです。

他のコースの受益証券が、将来発行されることがあります。

ファンドは、アジアのハイ・イールド債券への投資による信託財産の着実な成長と安定した収益を目指します。

ファンドは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号（改正済））（以下「金融商品取引法」といいます。）および関係する政省令に定められる「ファンド・オブ・ファンズ」です。

ファンドの信託金の限度額は、米ドル・コース受益証券、ブラジル・レアル・ヘッジコース受益証券および豪ドル・ヘッジコース受益証券につき、それぞれ6億2,500万米ドル（約905億円）であり、かつ各受益証券の合計で6億2,500万米ドル（約905億円）を上限とします。

ファンドの特色

トラストは、2011年8月5日付基本信託証書（以下「基本信託証書」といいます。）により設立されたオープン・エンドのアンブレラ型投資信託です。

トラストは、アンブレラ型投資信託として設立されました。独立したポートフォリオまたはファンドを設定または設立することができ、当該ファンドに帰属する資産および負債が割り当てられます。各ファンドのみに関連する受益証券が発行されます。ファンドは、2011年8月5日付追補信託証書（以下「基本信託証書」と併せて「信託証書」といいます。）により設定されました。

管理会社は、適格投資家に対して、取得申込みを受け付けた取引日に適用される各コースの基準価額でファンドの受益証券を発行することができます。

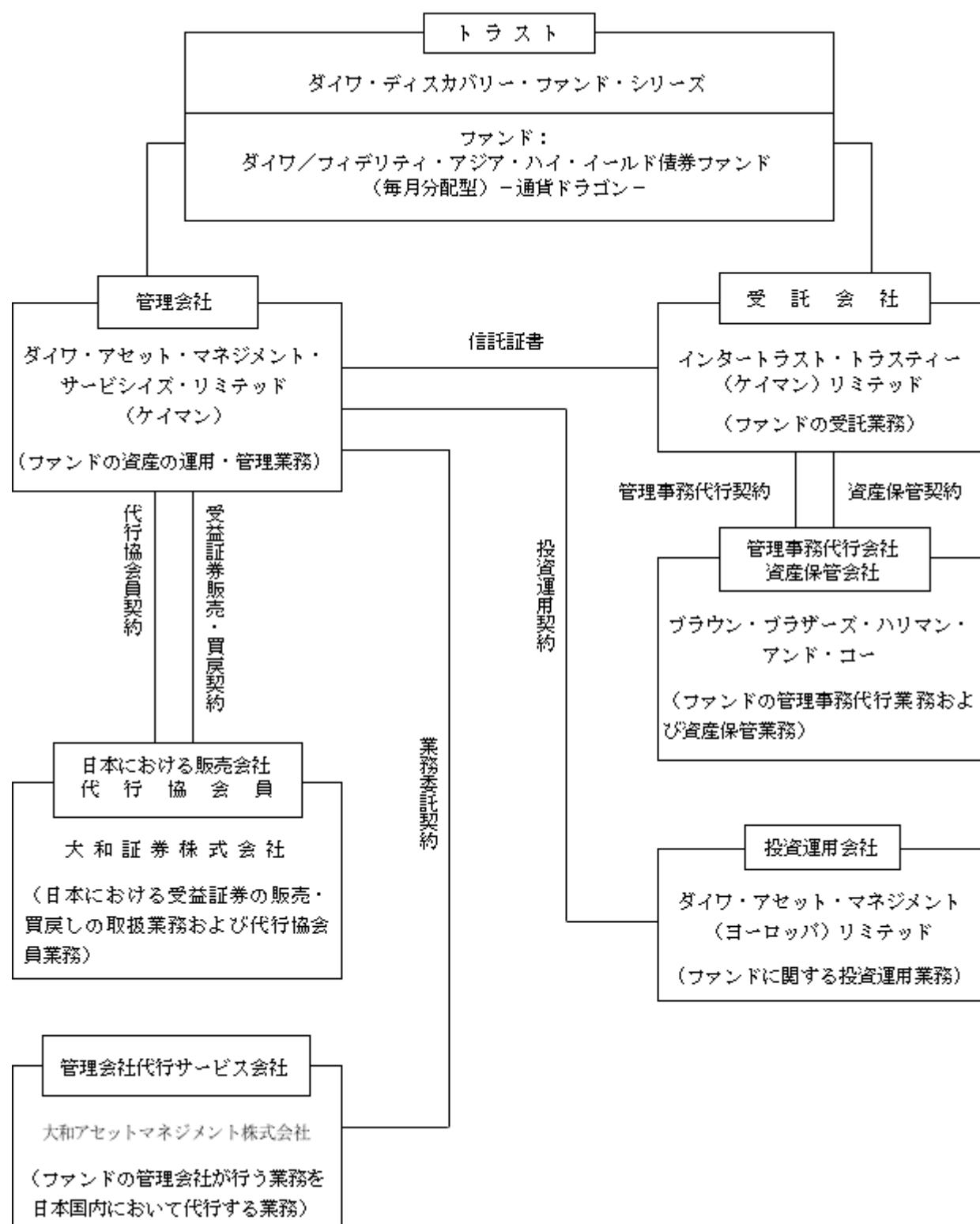
受益証券は、受益者からの請求があった場合、買戻請求を受け付けた買戻日（取引日）に適用される各コースの基準価額で、管理会社により買い戻されます。

（2）【ファンドの沿革】

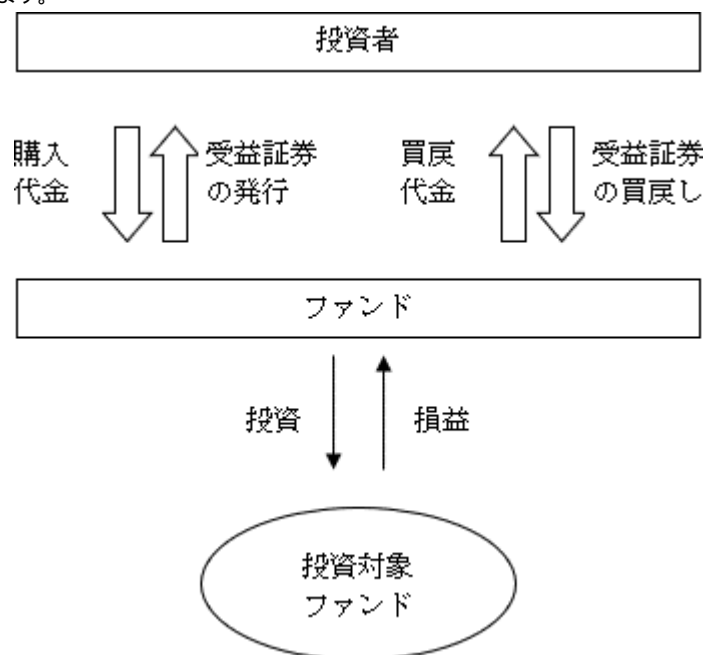
2005年8月8日	管理会社の設立
2011年8月5日	基本信託証書および追補信託証書締結
2011年9月22日	ファンドの運用開始
2015年9月7日	基本信託証書の変更証書締結
2016年7月5日	信託期間の終了日を2022年3月31日に変更（当初は2017年3月31日）
2021年8月18日	信託期間の終了日を2022年3月31日から2026年3月31日に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



（注） ファンドは、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令に定められるファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有しています。



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
ダイワ・アセット・マネジメント・サービス・リミテッド（ケイマン） (Daiwa Asset Management Services Ltd. (Cayman))	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書および2015年9月7日付変更証書に基づき、ファンドの資産の運用・管理業務を行います。
ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド (Daiwa Asset Management (Europe) Ltd)	投資運用会社	管理会社との間で締結された2011年9月16日付投資運用契約 ^(注1) に基づき、管理会社に対して投資運用業務を行います。
インタートラスト・トラスティー（ケイマン）リミテッド (Intertrust Trustees (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書および2015年9月7日付変更証書に基づき、ファンドの受託業務を行います。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー (Brown Brothers Harriman & Co.)	管理事務代行会社 資産保管会社	受託会社との間で締結された2011年9月22日付管理事務代行契約 ^(注2) に基づき、ファンドの管理事務代行業務を行います。 受託会社との間で締結された2011年9月22日付資産保管契約 ^(注3) に基づき、ファンドの資産保管業務を行います。
大和アセットマネジメント株式会社	管理会社代行サービス会社	管理会社との間で締結された2011年9月16日付業務委託契約 ^(注4) に基づき、管理会社が行う業務を日本国内において代行する業務を行います。
大和証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	管理会社との間で締結された2011年8月11日付代行協会員契約（2015年8月28日付変更契約により修正済） ^(注5) および2011年8月11日付受益証券販売・買戻契約 ^(注6) に基づき、日本における受益証券の代行業務および販売業務を行います。

（注1）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、管理会社に対してファンドのために投資運用業務を提供することを約する契約です。

（注2）管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が、管理事務代行業務を提供することを約する契約です。

- （注３）資産保管契約とは、受託会社によって任命された資産保管会社が、ファンドの資産保管業務を提供することを約する契約です。
- （注４）業務委託契約とは、管理会社によって任命された管理会社代行サービス会社が、管理会社が行う業務を日本国内において代行する業務を提供することを約する契約です。
- （注５）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、基準価額の公表ならびに目論見書、決算報告書およびその他の書類の販売会社に対する交付等代行協会員業務を提供することを約する契約です。
- （注６）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

管理会社の概要

- （ ） 設立準拠法
管理会社は、ケイマン諸島の会社法に基づいて、2005年８月８日に設立されました。
- （ ） 事業の目的
管理会社は、ケイマン諸島の証券投資業法（改正済）に基づいて登録されており、その主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。管理会社は、ファンドのために受益証券の発行および買戻し、ファンド資産の管理・運用を行う義務があります。
- （ ） 資本金の額
管理会社の資本金の額は、2025年６月末日現在、5,000万円です。
- （ ） 会社の沿革
2005年８月８日設立
- （ ） 大株主の状況

（2025年６月末日現在）

名 称	住 所	所有株式数	比 率
大和アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	50,000,000株	100%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）（以下「ケイマン諸島信託法」といいます。）に基づき登録されています。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）により規制されています。

準拠法の内容

ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。更に、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託銀行に対して資金を払い込み、受託銀行は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、一般的に保管銀行としてこれを保持します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のケイマン諸島籍のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

後記「（６）監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

（５）【開示制度の概要】**ケイマン諸島における開示****（イ）ケイマン諸島金融庁に対する開示**

トラストは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者が、トラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）に提出しなければなりません。

募集を継続している場合、重大な変更があった場合には、変更後の英文目論見書を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務があります。CIMAは、英文目論見書の内容または様式を指図する権限を有しないものの、英文目論見書の内容について規則または方針を発表することがあります。

トラストはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、トラストに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- （ ） 弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。
- （ ） 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- （ ） 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ） 欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ） ミューチュアル・ファンド法もしくはそれに基づき定められた規則、金融庁法（改訂済）、マネーロンダリング防止規則（改訂済）（以下「マネーロンダリング防止規則」といいます。）またはトラストの免許の条件を遵守せずに、事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）のケイマン諸島事務所です。ファンドの会計監査は、アメリカ合衆国で一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて行われます。

ファンドは、会計年度末から6か月以内に当該会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出しなければなりません。

（ロ）受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、会計年度末から5か月以内および半期終了時から2か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能です。

ファンドの会計年度は、毎年3月31日に終了します。

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、当該会計期間の最終営業日の純資産価額に基づき作成されます。

日本における開示**（イ）監督官庁に対する開示****（ ）金融商品取引法上の開示**

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号（改正済））（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容およ

び理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。更に、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は代行協会のホームページにおいて提供されます。

（６）【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法第４（１）（Ｂ）条に基づく投資信託として規制され、そのため、ＣＩＭＡから投資信託として規制されています。ＣＩＭＡは、ミューチュアル・ファンド法を確実に遵守させるための監督および執行の権限を有します。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則は、毎年ＣＩＭＡに対する指定された詳細事項および監査済財務書類の届出を要求しています。規制された投資信託として、ＣＩＭＡは、いつでもトラストおよびファンドに、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をＣＩＭＡが特定する一定の期日までにＣＩＭＡに提出するように指示することができます。かかるＣＩＭＡの要求を遵守しない場合、高額の罰金を課される結果となり、ＣＩＭＡが、裁判所にトラストの解散を請求する結果となることがあります。

トラストおよびファンドは、投資活動およびポートフォリオの構築についてＣＩＭＡその他のケイマン諸島当局の監督を受けていません。ただし、ＣＩＭＡは一定の状況においてトラストおよびファンドについて調査を行う権限を有しています。ＣＩＭＡその他のケイマン諸島当局は、英文目論見書もしくはその付属書の条項またはファンドに対する投資の利点についてコメントや承認をしていません。ケイマン諸島において利用可能な投資者補償制度は存在しません。

規制された投資信託が、その義務を履行できないまたはその可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、認可投資信託が認可投資信託の認可条件に従わずに業務を遂行または遂行を企図する場合、規制投資信託の監督および管理が適切な方法にて実施されていなかった場合、また規制投資信託の管理会社の立場にある者がその立場に適していない場合、ＣＩＭＡは、一定の措置を取ることができます。ＣＩＭＡの権限には、受託会社の交替を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれます。ＣＩＭＡは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）を行使することができます。

受託会社は、ケイマン諸島の法律に基づき設立された会社であり、インタートラスト・コーポレート・サービスズ（ケイマン）リミテッド（以下「インタートラスト」といいます。）の完全子会社です。インタートラストは、ケイマン諸島の有限会社であり、信託免許および投資信託管理者の認可を有し、ＣＩＭＡの規制を受けています。受託会社は、信託免許保有者の完全子会社であり、銀行および信託会社法（改正済）上の被支配子会社に該当することから同法の免許を免除されています。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

ファンドは、アジアのハイ・イールド債券への投資による信託財産の着実な成長と安定した収益を目指します。ファンドは、ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (Daiwa Global Trust - Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund)（以下「投資対象ファンド」といいます。）への投資を通じて間接的にアジアのハイ・イールド債券に投資します。

米ドル・コースは、為替取引を行わず、また、米ドル以外のいかなる通貨に対するエクスポージャーの提供をも目指すものではありません。

為替取引は、ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースの勘定で行われ、取引対象通貨に対してロング・ポジションを取得し、また米ドルに対してショート・ポジションを取得する外国為替取引戦略（以下「外国為替取引戦略」といいます。）に従い、当該コースが米ドルに対して有する通貨エクスポージャー（その結果、米ドル建て投資対象の影響を受けます。）を、当該コースに適用される取引対象通貨に転換することを目指します。したがって、ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースの投資者は、当該コースに適用される取引対象通貨と米ドルの間の外国為替相場の変動の影響を受けます。かかるエクスポージャーは、ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースの基準価額にプラスまたはマイナスの影響を与えることがあります。

ファンドの主要な特徴

投資対象ファンドの投資戦略

投資対象ファンドの投資運用会社であるFIL・インベストメント・マネジメント（香港）・リミテッド（FIL Investment Management (Hong Kong) Limited）が、投資対象ファンドの資産についてアジアのハイ・イールド債券に投資を行います。

FIL・インベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドは、フィデリティ（FILリミテッドおよびその関連会社）独自のグローバル・リサーチ・ネットワークを活用し、ボトム・アップ・アプローチを重視したアジアのハイ・イールド債券による運用を行います。

ビジネスの大半をアジアで営んでいるとフィデリティが判断する企業が発行する債券のうち、ムーディーズ（Moody's）によりBa 1以下、スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）によりBB+以下、またはフィッチ（Fitch）によりBB+以下の格付を付与されている債券（格付を付与されていない債券を含みます。）（以下「アジア・ハイ・イールド債券」といいます。）に投資を行います。

ハイ・イールド債券とは

ハイ・イールド債券とは、格付会社によってBB（BB+を含みます。）格相当以下の格付が付与されている社債をいいます。

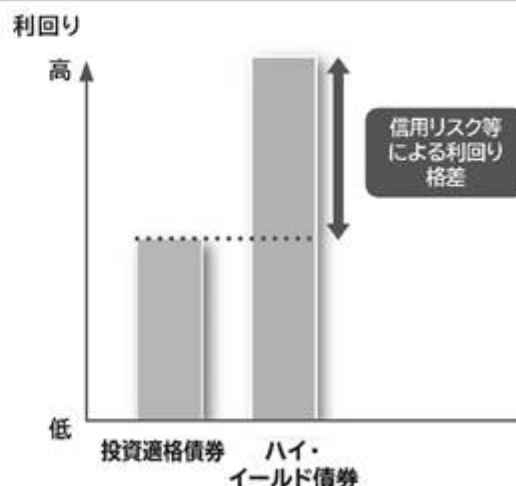
ハイ・イールド債券は、一般に、投資適格債券と比較して信用リスク^{（注）}が高い反面、利回りが高いという特徴があります。

（注）信用リスクとは、発行体の財務状況の悪化等により、債券の元本もしくは利息の支払が不履行となるリスク、または不履行となる可能性が予想されるリスクをいいます。

信用リスクと債券の格付について

信用リスク		格付		
		ムーディーズの場合	S&Pの場合	フィッチの場合
低い	投資適格債券	Aaa	AAA	AAA
		Aa	AA	AA
		A	A	A
		Baa	BBB	BBB
高い	ハイ・イールド債券	Ba	BB	BB
		B	B	B
		Caa	CCC	CCC
		Ca	CC	CC
		C	C	C
			D	D

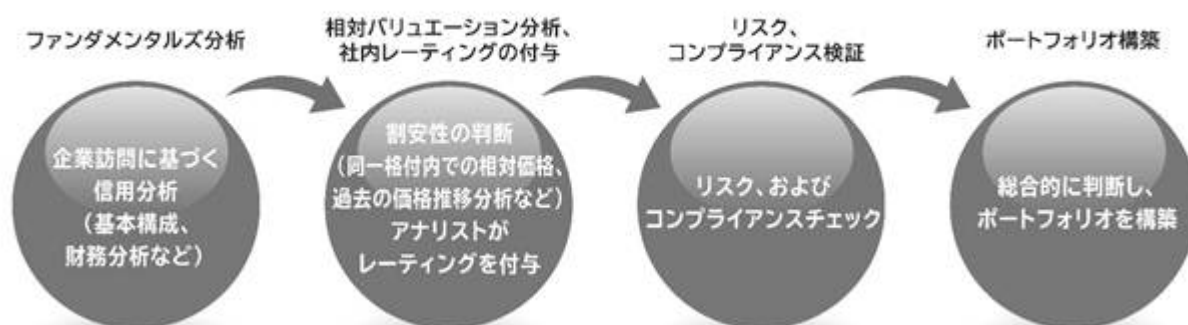
投資適格債券とハイ・イールド債券の利回り



※上記はイメージ図であり、実際の利回りとは異なります。

債券の格付とは、償還時までの債券の元本または利息の支払の確実性に関する将来の見通しを示します。ムーディーズ、スタンダード・アンド・プアーズおよびフィッチといった格付会社が選別された債券の格付を付与しています。付与された格付は、常時見直しが行われ、発行体の財務状況の変化等によって格上げや格下げが行われることがあります。

フィデリティにおける運用について



外国為替取引戦略

米ドル・コース、ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースの3つのコースの受益証券について申込みが可能です。3つのコースは、ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースについて行われる為替取引を除き同一です。

米ドル・コース

米ドル・コースは、為替取引を行わず、また、米ドル以外のいかなる通貨に対するエクスポージャーの提供をも目指していません。

ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコース

ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースについて、米ドル売り／取引対象通貨買いの為替取引が行われ、その結果、ファンドのアジア・ハイ・イールド債券への間接的な投資からブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースに帰属する収益またはコストに加えて、ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースの保有者の利益またはコストが増加することがあります。

取引対象通貨の対米ドルレートの上昇（米ドル安）／下落（米ドル高）により、為替差益／為替差損が生じることがあります。

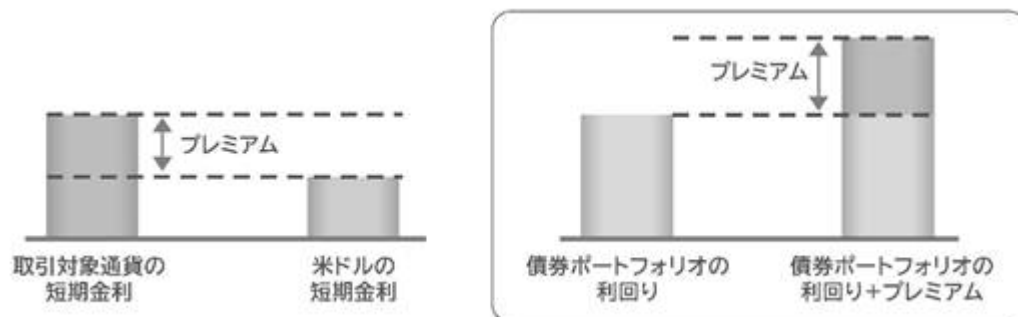
為替取引の結果として、以下のとおりプレミアム（金利差相当分の収益）が期待され、またはコスト（金利差相当分の費用）の発生が予想されます。

プレミアムまたはコスト
（金利差相当分の収益またはコスト）

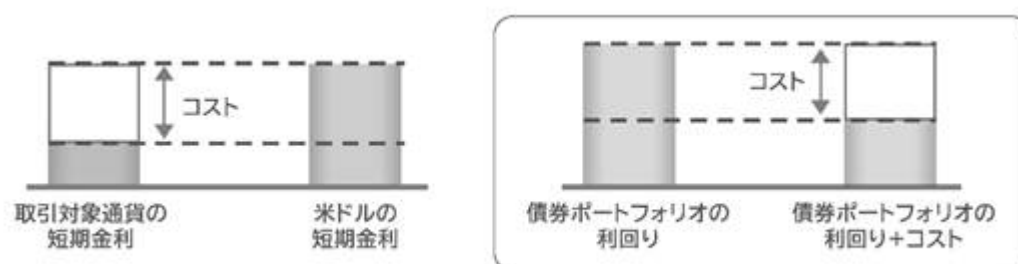
取引対象通貨の短期金利
（ブラジル・レアルおよび豪ドル）

- 米ドルの短期金利

取引対象通貨の短期金利が、米ドルの短期金利よりも高い場合、ブラジル・レアル・ヘッジコースまたは豪ドル・ヘッジコース（いずれか該当するコース）について維持される勘定について、「プレミアム（金利差相当分の収益）」が期待されます。



取引対象通貨の短期金利が、米ドルの短期金利よりも低い場合、ブラジル・レアル・ヘッジコースまたは豪ドル・ヘッジコース（いずれか該当するコース）について維持される勘定について「コスト（金利差相当分の費用）」の発生が予想されます。



（注１）前図表は、イメージ図であり、実際のプレミアム／コストとは異なります。

（注２）通貨間の為替変動を為替取引によって完全に排除することはできません。

（注３）プレミアム／コストは、取引対象通貨と米ドルの金利差の変化を受けて変動します。

（注４）為替取引に関する規制が多い新興国通貨の場合、為替取引を行う際にNDF（ノン・デリバブル・フォワード）取引を利用する場合があります。NDF取引を用いて為替取引を行う場合、プレミアム／コストは、需給や規制等の影響により、金利差から期待される水準と大きく異なることがあります。

（注５）NDF取引とは、為替取引を行う場合に利用する直物為替先渡取引の一種で、当該国の通貨を用いた受渡しは行われず、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。

（注６）前図表は、投資成果を示唆するものではなく、保証するものでもありません。

（注７）実際の為替取引によるプレミアム／コストの水準は、需給要因等によって金利差相当分とは異なる水準となり、プレミアムの縮小、コストの拡大が生じることがあります。

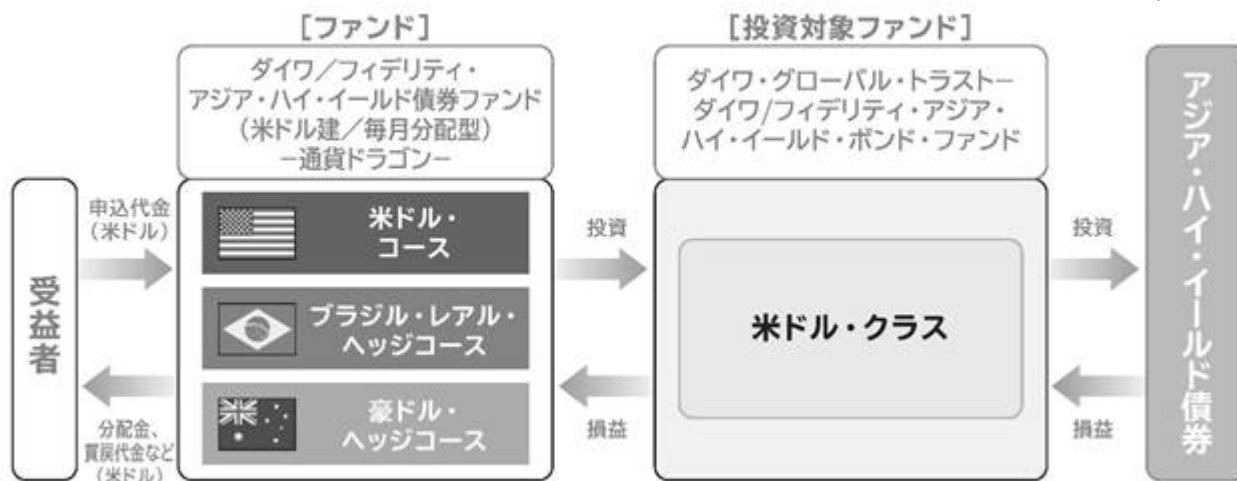
投資対象ファンド

投資対象ファンドの米ドル・クラス受益証券の米ドルへの通貨エクスポージャーを原則として高水準に維持するため、投資対象ファンドの非米ドル建て投資対象について、為替取引が行われます。

投資運用会社または為替運用会社は、受益証券の大量の買付申込みもしくは買戻請求が行われたと単独で判断する場合、投資対象ファンドが投資する市場もしくは投資対象の突然もしくは重大な変化をその単独の裁量により予想する場合、および／または（a）投資対象ファンドの償還の準備のため、もしくは（b）投資対象ファンドの資産規模により、投資方針からの逸脱が合理的に必要であると単独で判断する場合には、一時的に前記の投資方針に沿った運用を行わないことがあります。

ファンドの仕組み

ファンドは、投資対象ファンドへの投資を通じて、アジア・ハイ・イールド債券に間接的に投資を行います。通常の場合において、ファンドは、その資産の実質的にすべてを投資対象ファンドの米ドル・クラス受益証券に投資します。



分配

分配は、原則として、毎月3暦日（当該日が休業日の場合、翌営業日）に、後記「(4) 分配方針」に記載される分配方針に従い行われます。



（注1）上図表はイメージ図であり、将来の分配金の支払および当該分配金の金額について示唆するものではなく、また保証するものでもありません。

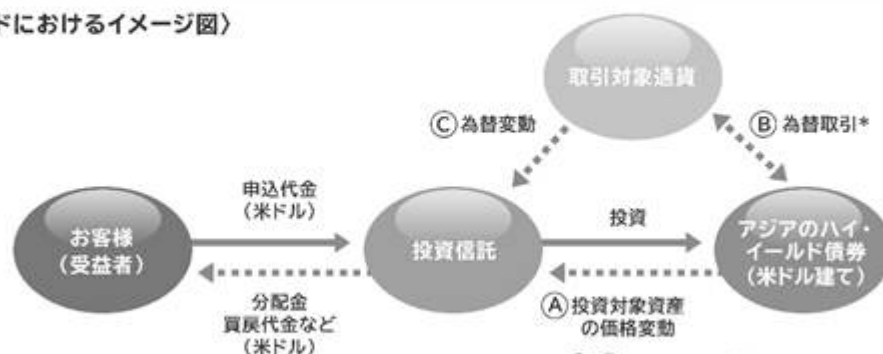
（注2）分配金額は、ファンドの分配方針に基づいて管理会社が決定します。一定の額の分配を約束または保証するものではありません。一または複数の分配計算期間について、分配金が支払われない場合もあります。

（注3）ファンドの基準価額は変動します。当初の投資元本または利回りが保証されているものではありません。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

- 通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

〈ファンドにおけるイメージ図〉



※(B)(C)については、「米ドル・コース」は該当しません。

*ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースは、取引対象通貨の対米ドルでの為替リスクが発生することに留意が必要です。

- ファンドにおける収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

収益の源泉		=		+ (注) (B) 為替取引による プレミアム/コスト (金利差相当分の収益/費用)		+ (C) 為替差益/差損	
収益を得られる ケース	・金利の下落	債券価格の上昇	債券価格の下落	取引対象通貨の短期金利 > 米ドルの短期金利	プレミアム (金利差相当分の収益) の発生	・米ドルに対して取引対象通貨高	為替差益の発生
	・金利の上昇 ・発行体の信用状況の悪化						
損失やコストが 発生する ケース	・金利の上昇 ・発行体の信用状況の悪化	債券価格の上昇	債券価格の下落	取引対象通貨の短期金利 < 米ドルの短期金利	コスト (金利差相当分の費用) の発生	・米ドルに対して取引対象通貨安	為替差損の発生
	・金利の上昇 ・発行体の信用状況の悪化						

(注) 為替取引に関する規制が多い新興国通貨の場合、為替取引を行う際にNDF取引を利用する場合があります。

NDF取引を用いて為替取引を行う場合、プレミアム/コストは、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

※上図表はイメージ図であり、投資成果を示唆または保証するものではありません。

（２）【投資対象】

投資対象ファンドへ投資するほか、ファンドの勘定で以下の投資対象に投資することができますが、これらに限られません。

外国為替予約取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引（NDF取引）

通貨スワップおよび金利スワップ

その他の有価証券（株式関連証券を除きます。）

定期預金

投資対象ファンドの概要

以下の投資対象ファンドの概要は、本書作成時点での情報に基づくものであり、変更となる場合があります。

投資対象ファンド ダイワ・グローバル・トラスト -

の名称 ダイワノフィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

投資目的および

投資目的

投資戦略

投資対象ファンドの投資目的は、主として、アジア地域においてその主要な投資活動を行っている発行体のハイ・イールドの非投資適格債券に投資することにより、高水準のインカム収益および投資元本の成長を追求することです。

投資戦略

投資対象ファンドが主として投資を行う債券の種類は、スタンダード・アンド・プアーズによりBB+以下、ムーディーズによりBa 1 以下、またはフィッチによりBB+以下の格付を付与されている債券です。

投資対象ファンドは、アジア地域においてその主要な投資活動を行っている発行体のハイ・イールドの非投資適格債券以外の債券およびスタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ、フィッチにより格付が付与されていない債券に投資を行うことができます。

投資対象ファンドは、フィデリティ独自のグローバル・リサーチ・ネットワークを活用して、ボトム・アップ投資アプローチを実行します。

投資対象ファンドは、ヘッジ目的および積極的かつ効率的なポートフォリオの運用を含みますがこれらに限られない目的のため、デリバティブに投資することができます。

投資対象ファンドは、通貨エクスポージャーが米ドル建てとなる証券を高水準に維持するため、為替取引を行います。ただし、為替市場の流動性および制限によりかかる為替取引が行われないことがあります。

疑義を避けるために付言すると、投資対象ファンドは、銘柄および発行体の信用格付を、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズまたはフィッチに付与された最も低い格付に基づき決定します。

投資対象ファンド FIL・インベストメント・マネジメント（香港）・リミテッド
の投資運用会社

投資対象ファンド ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド
の為替運用会社

（３）【運用体制】

管理会社は、投資運用会社に運用を委託しています。投資運用会社の運用体制は、以下のとおりです。

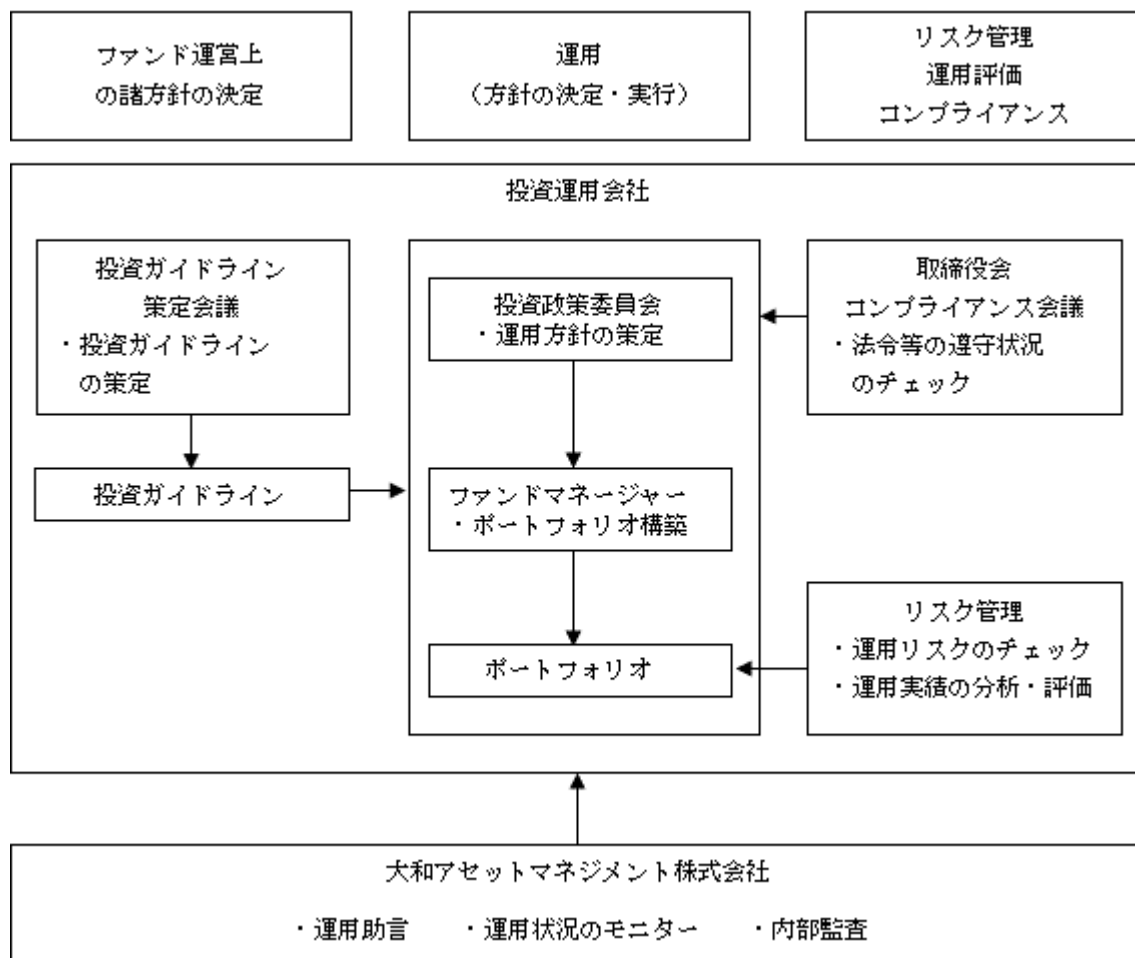
会社概要（2025年6月末日現在）

資本金：50万スターリング・ポンド（約9,928万円）（払込資本金）

（注）スターリング・ボンド（以下「英ボンド」といいます。）の円換算は、便宜上、2025年6月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ボンド＝198.56円）によります。以下同じです。

沿革：1987年3月 設立登記
 1987年3月 営業開始
 1995年5月 ダイワ・インベストメント・アドバイザー（ヨーロッパ）リミテッド
 （Daiwa Investment Advisor(Europe)Ltd.）より社名変更
 2004年2月 英国投資一任業（Investment manager）の資格取得
 株主：大和アセットマネジメント株式会社
 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 50万株（100.00％）保有

運用体制



運用方針の決定に係る過程

（イ）投資ガイドラインの決定

投資運用会社は、ファンドの投資目的、投資方針、投資制限等を踏まえて、投資ガイドライン策定会議において、ファンドの投資ガイドラインを定めます。

（ロ）運用方針の決定、実行

原則として月1回、投資政策委員会を開催し、運用方針を決定します。ファンド・マネージャーは、運用方針に基づき、ポートフォリオを構築し、取引を実行します。

（ハ）リスク管理、運用評価、コンプライアンス

運用リスクの状況が、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。また、運用実績の分析・評価を行います。

定期的にコンプライアンス会議を開催し、法令、投資制限、投資ガイドライン等についてファンドの遵守状況をチェックします。社外のコンプライアンス・アドバイザーによる意見を求めることがあります。また、重要事項は取締役会に報告されます。

（注1）ファンドの運用実績、運用リスクの状況について、大和アセットマネジメント株式会社がモニタリングします。

（注2）定期的に大和アセットマネジメント株式会社による内部監査を受けます。

< 職務権限 >

ファンド運用の意思決定機能を担うダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドにおいて、各職位の主たる職務権限は、以下の通りです。

(イ) ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド 社長（１名）

最高責任者として次の職務を遂行します。

- ・ ファンド運用に関する現地法人の組織運営
- ・ ファンド・マネージャーの任命・変更
- ・ 投資政策委員会の議長としての運用方針の決定
- ・ その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

(ロ) ファンド・マネージャー

ファンドの運用方針を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築し、取引を実行します。

(ハ) リスク管理

運用リスクの状況が、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。

< コンプライアンス会議 >

コンプライアンス会議では、ファンド運用が適切に行われたかについて、法令等の遵守状況に関する報告を行い、必要事項を審議・決定します。重要事項は取締役会に報告されます。

< ファンドの関係法人（販売会社を除きます。）に対する管理体制等 >

必要に応じてファンドの関係法人（販売会社を除きます。）の管理体制、コンプライアンス体制等について調査します。

ファンドの運用体制は、2025年6月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 投資対象ファンドの投資運用会社 >

フィデリティについて

フィデリティ・インターナショナルは、世界で280万以上のお客さまに投資に関するソリューション・サービス、退職関連の専門的知見を提供しています。創立以来、非上場で、世界で25を超える拠点で事業を展開。運用総資産額は、資産運用ソリューション・サービス事業と合わせて約98.3兆円にのびります。資産運用の専門知識と、独自のソリューションを組み合わせることで、より良い金融サービスの提供を目指しています。（2024年12月末現在。為替レートは157.16円で算出）。

FIL・インベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドはフィデリティ・インターナショナルの一員です。

（４）【分配方針】

受託会社は、管理会社の指示に基づき、（および当該分配日がケイマン営業日でない場合、管理会社は）、各分配計算期間（以下「現分配計算期間」といいます。）について、翌分配計算期間における分配支払日に、すべてのコースの受益証券の各保有者に対し、管理会社により決定される金額の分配を行います。

管理会社は、原則として、投資対象ファンドの債券ポートフォリオの満期までの最終利回り、各分配計算期間に対応するその他の報酬、コストおよび費用、ならびにブラジル・リアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースの場合には、適用される取引対象通貨と米ドルの金利差を含みますがこれらに限られない要因を考慮した上で、分配金額を決定します。ただし、特定の分配計算期間について分配が行われない場合もあります。

管理会社は、配当収益ならびに実現および未実現利益をもとに、継続的な分配を行うことを目指します。ただし、関係するコースに帰属する元本から分配を行うことができます。

現分配計算期間に関する分配は、当該コースの受益証券の名義人として現分配計算期間における基準日においてファンドの受益者名簿に登録されている者に対して行われ、また、かかるすべての分配は、小数第3位を切り捨てて0.01米ドル単位まで計算されます。切捨てによる利益は、ファンドに帰属します。

管理会社は、その裁量により、随時分配方針を変更することができます。

〔収益分配金に関する留意事項〕

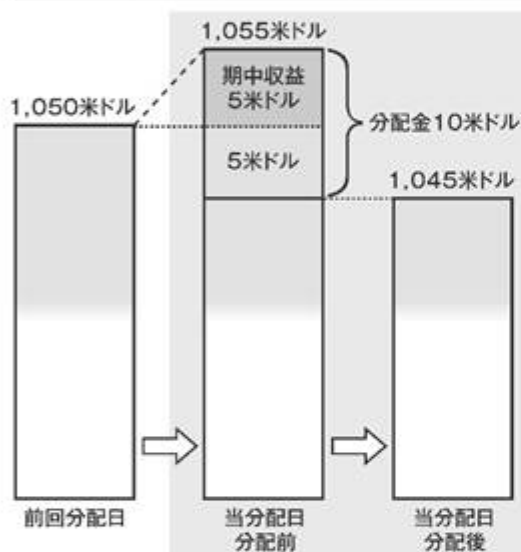
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



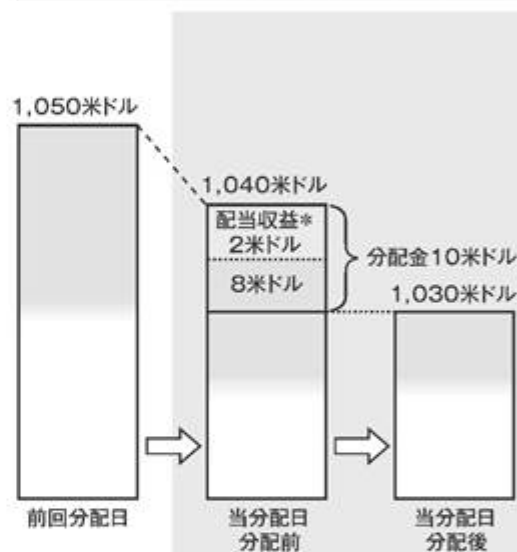
- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当分配日の基準価額は前回分配日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合（基準価額が米ドル表示の場合）

（前回分配日から基準価額が上昇した場合）



（前回分配日から基準価額が下落した場合）



*「配当収益」には、為替取引によるプレミアムを含みます。

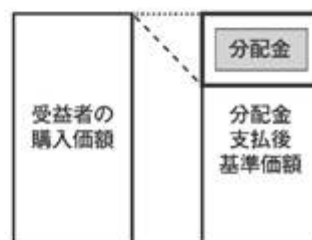
※上図表はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。分配金は、ファンドごとに、その分配方針に基づき支払われます。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には投資元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が購入価額を下回った場合）



（分配金の全部が購入価額を下回った場合）



※公募外国株式投資信託は、公募国内株式投資信託の取扱いと異なり、購入価額を下回る部分についても、分配金に対して課税されます。

（５）【投資制限】

管理会社は、投資運用会社に運用を委託しています。

投資運用会社は、ファンドのために、純資産総額の50%を超える部分を金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券に投資します。

投資運用会社は、ファンドのために、以下の制限を遵守します。

投資対象ファンドの米ドル・クラス受益証券を除き、いかなる株式にも投資しません。

有価証券の空売りを行いません。

本人として投資運用会社自身、管理会社、投資運用会社の取締役または管理会社の取締役と取引を行いません。

管理会社、投資運用会社または第三者の利益をはかる目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンドの資産の適正な運用を害する取引を行いません。

管理会社、投資運用会社またはファンド以外の他の当事者の利益のための取引を行いません。

価格決定の透明性を確保する方法が取られていない限り、即時に換金することのできない流動性に欠ける資産に対し、ファンドの純資産総額の15%を超えて投資を行いません。

借入れ時に借入額がファンドの純資産総額の10%を超える借入れを行いません。ただし、合併等の特別の緊急事態により一時的に10%を超える場合はこの限りではありません。

単一銘柄の株式または単一の投資信託の受益証券の保有総額（以下「株式エクスポージャー」といいます。）が純資産総額の10%を超えることとなる場合に（かかる株式エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。）、かかる株式または受益証券を保有することはできません。

単一のカウンターパーティーに対しデリバティブ・ポジションを保有した結果、かかるデリバティブ・ポジションから当該カウンターパーティーに対し発生する純エクスポージャー（以下「デリバティブ・エクスポージャー」といいます。）が純資産総額の10%を超えることとなる場合に（かかるデリバティブ・エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。）、かかるポジションを保有することはできません。

単一の法主体により発行され、取り決められ、または引き受けられた（ ）有価証券（上記に規定する株式または受益証券を除きます。）、（ ）金銭債権（上記に規定するデリバティブを除きます。）および（ ）匿名組合出資持分の保有総額（以下、総称して「債券エクスポージャー」といいます。）が純資産総額の10%を超えることとなる場合に（かかる債券エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。）（注：担保付取引の場合はかかる担保の評価額は、発行体等に対する支払義務が存在する場合はかかる支払義務の額を控除します。）、かかる有価証券、金銭債権または匿名組合出資持分を保有することはできません。

単一の発行体またはカウンターパーティーへの株式エクスポージャー、債券エクスポージャーおよびデリバティブ・エクスポージャーの総額が純資産総額の20%を超えることとなる場合に、かかる発行体またはカウンターパーティーに対するポジションを保有することはできません。

借入方針

投資運用会社は、ファンドの勘定において、金銭の借入れを行うことができます。ただし、借入時におけるファンドの借入残存総額は、直近で入手可能な純資産総額の10%を超えることはできません。ただし、合併等の特別の緊急事態により一時的に10%を超える場合はこの限りではありません。

借入れは、ファンドの資産により全額担保されることができ、ファンドのためにのみ実施されます。

３ 【投資リスク】

（１）リスク要因

投資者は、受益証券の価格が下落することもあれば上昇することもあることを理解しておく必要があります。ファンドへの投資は、重大なリスクを伴います。受益証券の流通市場が存在する可能性は低く、受益者は買戻しによってのみ受益証券を処分することができます。当初の投資元本は保証されているものではなく、受益証券は当初の投資元本を下回る価額で買い戻されることがあります。ファンドの資産に関して発生する収益および損失はすべて受益者に帰属します。

以下は、受益証券への投資および／またはその保有に伴うリスクのすべてを網羅した完全なリストとして示すことを意図したものではありません。投資者は、受益証券の購入および保有にかかるリスクを慎重に検討する必要があります。

投資者は、受益証券の購入前に、ファンドへの投資に伴うリスクについて十分に理解しておく必要があります。

マスター・フィーダー・ファンド構造

ファンドは、受益証券の発行による手取金およびその他ファンドの資産の実質的にすべてを、「マスター・フィーダー」ファンド構造により、投資対象ファンドに投資します。「マスター・フィーダー」ファンド構造は、特に同一のポートフォリオに投資する複数の投資ビークルが存在する場合、投資者に対して一定の特有のリスクを生じさせます。投資対象ファンドに投資する小型の投資ビークルは、投資対象ファンドに投資する大型の投資ビークルの投資活動により重大な影響を受けることがあります。例えば、大型の投資ビークルが投資対象ファンドを換金した場合、残った投資ビークルは、より高い運営費用を按分して負担することがあり、それによりリターンが減少します。投資対象ファンドの投資者が短期間に元本の多額の換金を行う場合、投資対象ファンドに経済的に最も有利ではない時期および方法で証券のポジションを清算する必要がある可能性があり、これにより投資対象ファンドの資産、ひいては純資産総額に悪影響を与える可能性があります。

ファンドおよび投資対象ファンドの投資目的の達成

ファンドおよび投資対象ファンドの投資目的が達成されるという保証または表明はありません。投資対象ファンドおよびファンドがその投資目的を達成するという保証はできません。

費用水準

ファンドの勘定による投資対象ファンドへの投資は、ファンドの投資者が投資対象ファンドの他の手数料および運営費用の一部を間接的に負担することを意味しています。かかる手数料および費用は、ファンドに関して支払われるべき手数料とあわせて、結果的に、投資者が投資対象ファンドに直接投資する場合に伴う費用を上回ることがあります。

為替リスク

コースの基準通貨は米ドルであり、コースの基準価額は、米ドル建てで表示されます。したがって、日本円により投資が行われる場合、各コースの基準価額の円貨相当額は、日本円および米ドル間の外国為替レートの変動により影響を受けることがあります。

投資対象ファンドの一部の通貨建て資産に対しては、為替取引を行わないことがあるため、米ドル以外の為替変動の影響を受けることがあります。

投資対象ファンドについて、NDF取引を用いて為替取引を行う場合、コストは需給や規制等の影響により、金利差から予想される費用の水準と大きく異なることがあります。増加したコストおよび金利差は、基準価額に悪影響を与えることがあります。

< ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコース >

ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースの保有者の勘定で、米ドル売り、コースに適用される取引対象通貨買いの為替取引が行われます。かかる為替取引の結果、ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースの投資者は、適用される取引対象通貨と当該コースの基準通貨である米ドルの間の為替相場の影響を受けます。したがって、コースの取引対象通貨が米ドルに対して下落した場合には、その他が同一である場合でも、コースの基準価額の下落要因となり、その結果、外国為替相場の変動により当該受益者が投資した元本を割り込むことがあります。更に、取引対象通貨の金利が米ドルの金利より低い場合、金利差が、ブラジル・レアル・ヘッジコースまたは豪ドル・ヘッジコース（いずれか該当するコース）に関して維持される勘定の為替取引によるコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。実際の為替取引によるプレミアム／コストの水準は、需給要因等によって金利差相当分とは異なる水準となり、プレミアムの縮小、コストの拡大が生じることがあります。

新興国の為替レートは、短期間に大幅に変動することがあり、先進国の通貨と比較して相対的に高い為替変動リスクがあります。同様に、新興市場国の通貨の取引は、政府の方針の変更または海外からの投資に対する制限の導入を含む様々な理由で制限されることがあります。かかる規制および当該通貨の需給の変化の結果、為替取引によるコストは取引対象通貨と米ドルの間の金利差に基づく為替取引によるコストの予想水準と大きく異なることがあります。

流動性リスク

ファンドにより投資される投資対象（投資対象ファンドを含みます。）のすべてが上場されまたは格付を付与されるわけではなく、その結果、流動性が低いことがあります。更に、一部の投資対象の買集めおよび保有の処分は、時間がかかることがあり、望ましくない価格で行われなければならないことがあります。ファンドはまた、不利な市況に起因する流動性の低下により、公正価格で資産を処分することが困難になることもあります。

買戻請求の資金を手当てするためファンドの投資対象を売却する際、当該投資対象の市場規模や市場動向によっては当該売却により当該投資対象の市場実勢価格を押し下げするため、投資対象が当初期待される価格で売却できないこともあります。かかる場合、基準価額が下落する要因となります。

無保証

ファンドに対する投資は、保険で保護されておらず、また、政府、政府関係機関もしくは下部機構または銀行保証ファンドにより保証されてもいません。ファンドの受益証券は、銀行の預金もしくは債務ではなく、または銀行により保証もしくは承認されておらず、受益証券に投資された金額は、上昇することも下降することもあります。投資運用会社は、安定的な基準価額の維持に努めますが、安定的な基準価額の維持は保証されていません。ファンドへの投資は、元本損失の可能性を含む一定の投資リスクを伴います。

評価リスク

ファンドは、資産の一部を非流動的または非上場の投資対象（投資対象ファンドを含みます。）に投資することができます。かかる投資対象は、元来評価が難しく、相当程度の不確実性を免れません。評価プロセスから生じた見積りが投資対象の実際の販売価格または「手仕舞い」価格を反映するという保証はありません。

償却原価法

投資対象の一部または全部は、償却原価で評価されることがあります。

デリバティブ、技法および手段のリスク

先物およびオプション価格を含むデリバティブ商品の価格は変動性が高くなっています。先渡契約、先物契約およびその他のデリバティブ契約の価格変動は、特に、金利、変化する需給関係、政府の貿易、財務、金融および為替管理のプログラムおよび方針、ならびに国内外の政治的・経済的事由および政策の影響を受けます。更に、政府は、随時、直接および規制により、一定の市場、特に通貨および金利関連先物およびオプションの市場に介入します。かかる介入は、しばしば、価格に影響を与えることを直接意図しており、他の要因と相まって、特に金利変動により、かかる市場全体を同じ方向に急速に変動させます。技法および手段の活用もまた、以下を含む一定の特別なリスクを伴います。すなわち、ヘッジされている投資対象の価格の変動および金利の変動の予測の可否への依存、ヘッジ手段とヘッジされている投資対象または市場セクターの間の不完全な相関関係、このような手段を使用するのに必要とされる技能が投資対象を選択するために必要とされる技能と異なるという事実、特定の時期に特定の手段のための流動性のある市場が存在しない可能性、ならびに効率的なポートフォリオ運用または買戻しに応じる能力に対する障害の可能性である。

先物契約の流動性

先物ポジションは、一定の取引所が、「1日当たり価格変動制限」または「1日当たり値幅制限」と称される規制により1日の間の一定の先物契約価格における変動を制限するため、非流動的であることがあります。かかる1日当たり値幅制限の下では、1取引日中、1日当たり値幅制限を超える価格での取引を行うことができません。一旦、特定の先物についての契約の価格が1日当たり値幅制限と同額で増減すると、トレーダーが値幅制限以内で取引を発効させることに異存がない限り、先物のポジションは、積み上げられることも流動化されることもできません。このことにより、投資運用会社が望ましくないポジションを流動化することを妨げるおそれがあります。

先渡取引

先渡契約およびそのオプションは、先物契約とは異なり、取引所で取引されず、規格化されていません。むしろ、銀行およびディーラーが、このような市場で本人として行動し、個別に各取引を

交渉します。先渡しおよび「現金」取引は、実質的な規制がありません。1日当たりの価格変動について制限はなく、投機的なポジション制限は適用されません。先渡市場で取引を行う本人は、自己が取引する通貨について市場を形成し続けることを要求されず、このような市場は、非流動的な期間（時には相当の期間となります。）を生じる可能性があります。市場の非流動性または途絶は、ファンドにとって多大な損失となるおそれがあります。

換金性等が制限される場合

受託会社は、後記「第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要（1）資産の評価 基準価額の計算の停止」に記載されたとおり、一定の状況において、純資産総額の計算および受益証券の買付け・買戻し（換金）を停止し、また受益証券の買戻請求を行った者に対して買戻代金の支払について延期することができます。かかる場合には、ファンドの投資対象の相当部分が上場され、相場を付けられ、取引されもしくは取り扱われている金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が閉鎖されている期間（通常の週末および公休日を除きます。）、または当該取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間の全部または一部を含みます。受益証券の買戻しが停止される場合、受益者は、かかる停止による受付中止の前に行われた買戻請求を撤回することができます。ただし、受益者が買戻請求を撤回しない場合には、かかる買戻請求は、買戻停止を解除した後の最初の買戻日まで繰り越され、受益証券は、基本信託証書の規定に従い、当該買戻日の当該コースに適用ある買戻価格により買い戻されます。

クロス・クラス・ライアビリティ

受益証券は、異なるコースで発行されます。基本信託証書はファンドの負債が各種のコースに帰属する方法について規定しています（負債は、負債が発生した特定のコースに帰属します。）。しかし、ファンドは、単一の信託として構成されており、保有者が保有しているコースに対応していないその他のコースについて生じた負債につき、当該負債を充足するために当該その他のコースに帰属する資産が不十分である場合には、当該コースの受益証券の保有者が負担を強いられることがあります。したがって、いずれかのコースに帰属する負債は当該特定のコースに限定されず、一または複数のその他のコースに帰属する資産から支払を要求される可能性があるというリスクがあります。

決済不履行

受益証券は取引日を参照して申し込まれかつ発行されます。しかし、受益証券の申込人は、かかる取引日から起算して5営業日目に初めて自己の申込みの決済を要求されます。投資者があるコースの受益証券に関し、支払期限が到来した時点で申込金額の決済ができなかった場合（以下「不履行投資者」といいます。）、管理会社は、不履行投資者の、不履行決済の対象となった受益証券を取り消すことができます。不履行投資者が受益証券を申し込んだ取引日から不履行投資者の受益証券が取り消された日までの間に同一コースの受益証券を申し込んだ投資者および既存受益者は、不履行投資者の受益証券申込みが受諾されなかった場合に比べて、自己の受益証券に関して高い受益証券1口当たりの申込価格を支払う結果となること、または、自己の受益証券に関して低い受益証券1口当たりの申込価格により恩恵を受けることがあります（かかる場合、同一のコースの受益証券を保有する既存受益者は自己の受益証券の価値について希薄化を被ります。）。同様に、かかる期間中に同一コースの受益証券を買戻しのために提出する受益者は、かかる不履行決済が起らずに買戻しを行っていた場合に比べて、低い受益証券1口当たりの買戻価格を受け取ることがあり、または、高い受益証券1口当たりの買戻価格を受け取ることがあります。後者の場合には、同一コースの受益証券を保有するすべての残存受益者が自己の受益証券の価値について希薄化されることになります。決済不履行があっても、発行もしくは買い戻される受益証券口数または受益証券1口当たりの申込価格もしくは受益証券1口当たりの買戻価格に対する調整は行われませんので、結果として、決済不履行により受益者が不利な影響を受けるおそれがあります。

投資対象ファンドの主なリスク

債券の価格変動（価格変動リスクまたは信用リスク）

債券の価格は、一般に、金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。債券の価格はまた、発行体の信用状況の影響を受けます。特に、発行体が支払不能（債務不履行）の場合またはその可能性が予想される場合、通常、債券の価格は大きく下落します。

投資対象ファンドの勘定の組入債券の価格下落により、基準価額が下落することがあり、投資元本を割り込むことがあります。

投資適格債券に比べて、アジア・ハイ・イールド債券を含むハイ・イールド債券の債務不履行リスクは一般的に高いと考えられます。ハイ・イールド債券の価格は、債券の市場規模または取引高が小さいこと、および債券の流動性が低いことに起因して、一般に、当初予想されていた投資価値とは異なる価格水準で取引されるため大きく変動する傾向があります。

カントリー・リスク

投資対象ファンドの投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落すること、または投資対象ファンドの投資方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国への投資と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

ファンドの資産のほぼすべてが投資対象ファンドに投資されます。結果として、受益者は投資対象ファンドへの投資に伴うリスクの影響を間接的に受けます。申込予定者は、投資対象ファンドへの投資に当てはまるリスクの一部について記載している後記「投資対象ファンドのリスク」の項目を慎重に検討すべきです。

投資対象ファンドのリスク

投資対象ファンドへの投資は投機的であり、高度なリスクを伴います。他の投資信託と同様、投資対象ファンドが目的を達成するとの保証または投資対象ファンドの実績がある期間においてプラスとなるとの保証はありません。したがって、投資予定者は、以下のリスク要因を検討する必要があります。これらのリスク要因は、投資対象ファンドへの投資に伴うすべてのリスク要因の完全なリストとなるものではありません。

市場リスクおよび選定リスク

市場リスクとは、投資対象ファンドが投資する一または複数の市場の価格が下落するリスクをいい、市場が急激かつ予想外に下落する可能性を含みます。選定リスクとは、投資対象ファンドの運用者が選定する証券のパフォーマンスが、市場、関連指数または同様の投資目的および投資戦略を有する他の投資信託が選定する証券を下回るリスクをいいます。

金利リスク

金利リスクとは、債券の価格が、金利が下落した場合に一般的に上昇し、金利が上昇した場合に下落するリスクをいいます。長期証券の価格は、短期証券の価格と比べて、一般的に金利の変動に応じてより大きく変動します。投資対象ファンドは、短期金利または長期金利が急激に上昇し、またはその他投資対象ファンドの運用者の予測とは異なる態様で変動した場合、損失を被ることがあります。

信用リスク

信用リスクとは、証券の発行体が、支払期限が到来した際に、利息の支払または元本の返済ができないというリスクです。発行体の信用格付の変更または発行体の信用度についての市場の認識の変化も、投資対象ファンドの当該発行体に対する投資の価値に影響することがあります。信用リスクの程度は、発行体の財務状態および債務の要項の双方の影響を受けます。

外国証券リスク

米国以外の市場で取引される証券は、（常にではないものの）多くの場合、米国で取引される証券とはパフォーマンスが異なります。しかしながら、かかる投資には、しばしば、米国での投資には存在しない、投資対象ファンドが損失を被る可能性を増加させる特別なリスクが伴います。特に、投資対象ファンドは、外国の取引所における投資者が少なく、日々取引される証券数が少ないため、投資対象ファンドが当該取引所で証券を売買することがより困難になるというリスクを負います。また、外国証券の価格は、米国および／または投資者の居住法域で取引される証券の価格と比べて大きく上昇または下落することがあります。

外国経済リスク

一部の外国市場は、国民総生産の成長、資本の再投資、支払ポジションの余力および残高等の事項につき、米国または投資者の居住法域の経済と比べて劣ることがあります。一部の外国経済は、特定の業界または外国資本に著しく依拠していることがあり、外交の展開、特定の国々に対

する経済制裁の実施、国際取引パターンの変更、貿易障壁およびその他の保護貿易政策または報復措置の影響を受けやすくなります。外国市場への投資はまた、資本規制の実施、企業または産業の国有化、資産の収用または重税等の政府の行為により悪影響を受けることもあります。更に、外国政府の中には、資本市場または特定の業界への外国投資を禁じ、またはこれに対し重大な制限を課すものもあります。かかる一切の行為は、証券の価格に多大な影響を及ぼし、または外国証券を売買する投資対象ファンドの能力または投資対象ファンドの資産もしくは収益を投資対象ファンドが所在する法域もしくは投資対象ファンドの資産が保管されている法域に返還する投資対象ファンドの能力を損ない、またはその他投資対象ファンドの運営に悪影響を及ぼすことがあります。その他の潜在的な外国市場リスクには、外国為替管理、証券の値付けの困難性、外国政府証券のデフォルト、外国裁判所における司法判断の実施の困難性ならびに政情不安および社会不安が含まれます。特定の外国において投資者が利用できる法的救済手段は、当該投資者の居住法域において利用できるものと比べて範囲が狭くなることがあります。

為替リスク

投資対象ファンドが投資する証券およびその他の金融商品は、投資対象ファンドの基準通貨以外の通貨建であること、または基準通貨以外で値付けされることがあります。このため、外国為替レートの変動は、投資対象ファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼす可能性があります。通常、投資対象ファンドの基準通貨の価値が他の通貨に対し上昇した場合、当該他の通貨建の証券は、当該通貨の価値の下落が投資対象ファンドの基準通貨への換算に影響するため、価値が下落します。逆に、投資対象ファンドの基準通貨の価値が他の通貨に対し下落した場合、当該他の通貨建の証券の価値は上昇します。通常「為替リスク」として知られるこのリスクは、投資対象ファンドまたはクラスの基準通貨が強い場合には投資者に対するリターンを減少させ、一方で投資対象ファンドまたはクラスの基準通貨が弱い場合にはかかるリターンを増加させる可能性があることを意味します。

為替レートは、金利変動、米国もしくはその他の国の政府、中央銀行もしくは国際通貨基金等の国際機関による介入（もしくは介入の失敗）、通貨規制の実施、または米国もしくは米国外におけるその他の政治情勢を含む多くの理由により、短期間で著しく変動することがあります。このため、投資対象ファンドまたはクラスによる米ドル以外の通貨建の金融商品または証券への投資は、リターンが減少することがあります。投資対象ファンドまたはクラスが取得する一部のポジションは、通貨の価格変動の予測から利益を得ることを目的とします。将来の価格の予測は本質的に不確実であり、市場がポジションに対し不利に変動した場合に発生する損失は、ヘッジされないことがあります（クラスによります。）。絶対価格の変動の予測を試みる場合における投機的な側面は、通常、相対価格の変動の予測を試みる場合に伴う投機的側面を上回ると考えられます。

政府による監視および規制／会計基準

多くの米国以外の政府は、米国または世界のその他の地域と同程度に、証券取引所、ブローカーおよび証券の販売を監視せず、規制しません。一部の国は、米国証券法またはその他のより確立された証券法および会社法と同等の投資者を保護する法律を有していないことがあります。例えば、一部の外国は、インサイダー取引に対する法律または規則を有していないことがあります。インサイダー取引は、ある者が、ある会社に関する重大な非公開情報に基づき当該会社の証券を売買した場合に起こります。米国以外の国の会計基準もまた、米国の一般に公正妥当と認められる会計原則（U.S. GAAP）または国際財務報告基準（IFRS）とは異なることがあります。米国以外の国の会計基準が投資対象ファンドの会計手法と同等の明細を要求しない場合、投資対象ファンドの運用者は、会社の財務状態を十分かつ正確に判断することがより困難になることがあります。

様々な法域における投資対象ファンドの資産の保有に伴う特定のリスク

投資対象ファンドは、通常、外国証券および現金を外国の銀行および証券預託機関において保有することがあります。外国銀行および証券預託機関の中には、最近設立されたものや外国保管業務の経験がないものが含まれることがあります。また、かかる機関の運営につき規制当局の監督が限定的であるかまたは存在しないことがあります。更に、一部の国の法律は、外国銀行、証券預託機関もしくは証券発行体またはこれらの代行会社のいずれかが破産した場合において、自らの資産を回収する投資対象ファンドの能力を制限します。また、多くの場合、特定の外国市場

における証券の購入、売却および保有は、投資対象ファンドが定期的に投資を行う米国またはその他の法域と比べ、投資対象ファンドに、より高額のコストを必要とします。外国市場への投資に伴うコストの増加は、投資対象ファンドが自らの投資から得られる利益の額を減少させ、通常、米国のみに投資を行った投資会社と比べ、投資対象ファンドの運営経費率を引き上げます。

決済リスク

一定の外国市場における決済および清算手続は、米国、欧州連合（以下「EU」といいます。）および日本の手続とは大きく異なります。外国の決済および清算手続ならびに取引規則についても、証券の支払または引渡しの遅滞等、米国の投資対象の決済には通常伴わない一定のリスクを伴うことがあります。時には、一定の外国での決済が、証券取引の件数に追いつかない場合もあります。これらの問題は、投資対象ファンドが取引を行うことを困難にすることがあります。投資対象ファンドが証券購入について決済できず、または決済を遅滞した場合、魅力的な投資機会を逃すことがあり、またある期間について資産の一部が未投資のままとなり、当該投資機会によるリターンが失われることがあります。投資対象ファンドが証券の売却の決済をすることができず、もしくは決済を遅滞した場合、証券の価値がその時点で下落している場合には損失を負うことがあり、また別の当事者に証券を売却することを契約していた場合には、生じた損失について投資対象ファンドが責任を負う可能性があります。

デリバティブ

投資対象ファンドは、その投資対象をヘッジするため、またはリターンを強化することを目指して、デリバティブ商品を利用することがあります。デリバティブによって、投資対象ファンドは、自己のリスク・エクスポージャーを他の種類の商品よりも迅速かつ効率的に増減させることができます。デリバティブは、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴います。

- ・信用リスク - デリバティブ取引における取引相手方（取引の他方当事者）が、投資対象ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。
- ・レバレッジ・リスク - 比較的小さい市場の動向が投資対象の価値を大きく変動させることがあるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により当初投資した金額を大きく超える損失を生じる可能性があります。
- ・流動性リスク - 一定の証券について、売主が売却したい時期において、または売主がかかる証券に現在その価値があると判断する価格において、売却することが困難または不可能となることがあるというリスク。

投資対象ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的でデリバティブを利用することができます。ヘッジとは、投資対象ファンドがその他の投資対象ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略です。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場が投資対象ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは失わせ、または損失を生じさせる可能性があります。ヘッジは、デリバティブの価値の変動が投資対象ファンドの期待どおりにヘッジされていた当該保有財産の変動に合致しないリスクも伴い、かかる場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがあります。投資対象ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能となるかもしくは費用効率が良くなるという保証はありません。投資対象ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、それぞれ利用しないことを選択することもできます。投資対象ファンドは、リターンの強化を目指してデリバティブを利用することができるため、投資対象ファンドがヘッジ目的のためだけにデリバティブを利用する場合に比べて、その投資対象により、より多くの前記のリスクを投資対象ファンドは負担することとなります。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがあります。

スワップ

投資対象ファンドは、スワップ契約を締結することがあります。スワップへの投資には、投資対象ファンドと他の当事者との間の各々の利益または支払約束の全部または一部の交換を伴います。スワップ契約は、一般に、投資対象ファンドの投資エクスポージャーをある種類の投資対象から別の種類へ変更します。スワップの利用は、投資対象ファンドをカウンターパーティのデフォルトリスクにさらします。かかる取引に関しカウンターパーティのデフォルトがあった場合、投資対象ファンドは、当該取引に関する契約に基づき契約上の救済手段を有するものの、カ

ウンターパーティが履行できない場合、スワップを通じて追求した保護または資産エクスポージャーを失う可能性があります。投資対象ファンドは、他の商品の代替となりうる金利スワップ、クレジット・デフォルト・スワップまたはその他のスワップ取引を行うことがあります。かかる商品の価値は、通常、カウンターパーティ・リスクのほか、原資産の価格変動に依拠します。投資対象ファンドの投資運用会社が、スワップの利用を随時どのように選択するかにより、スワップは、投資対象ファンドのポートフォリオの全体的なボラティリティを増減させます。カウンターパーティのデフォルトならびに参照価額の変動およびボラティリティまたはスワップ契約に関連する投資対象ファンドに対するおよび投資対象ファンドからの支払金額を決定するその他の要因を含むスワップに関する前記のいずれかのリスクが、投資対象ファンドのパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼさないとの保証はありません。

先物取引リスク

投資対象ファンドは、先物契約および先渡し契約に投資することがあり、かかる取引は、利益のほか、多大な損失を短期間で招く可能性があります。かかる取引損失は、投資対象ファンドの純資産総額、ひいては投資者の受益証券の価値を急激に減じる可能性があります。また、潜在的な償還制限は、投資対象ファンドへの参加持分を償還する投資者の能力に影響を及ぼすことがあります。また、投資対象ファンドは、管理報酬、販売報酬、助言報酬および仲介報酬につき多額の報酬を負担することがあります。投資対象ファンドは、長期にわたる資産の減少または消失を避けるため、多くの取引収益を必要とします。投資対象ファンドはまた、外国先物契約または外国先渡し契約を取引することがあります。米国外の市場（米国市場に明示的に連動している市場を含みます。）における取引は、投資対象ファンドおよびその受益者に対し異なるまたは低下した保護を提供する規制に従うことがあります。更に、米国の規制当局は、投資対象ファンドの取引が行われる米国外の法域において規制当局または市場の規則の実施を強制できない可能性があります。

先物市場は大きく変動します。投資対象ファンドが先物契約を取引する場合、投資対象ファンドの収益性は、一定の範囲で、特に、変動する需給関係、政策、商業プログラムおよび取引プログラム、世界的な政治的事象および経済的事象ならびに金利の変動の影響を受ける先物市場を正確に分析する投資対象ファンドの投資運用会社の能力に依拠します。また、商品先物への投資には、レバレッジおよび契約相手方に対する信用リスクを含みますがこれらに限られない追加のリスクを伴います。更に、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」といいます。）および先物取引所は、一切の者が特定の商品契約において保有し、または支配することのできる最大のネットのロング・ポジションまたはショート・ポジションに対する「投機的ポジション制限」と呼ばれる制限を導入しました。投資対象ファンドの投資運用会社が支配するすべての勘定（投資対象ファンドの勘定を含みます。）により保有されるすべてのポジションは、かかるポジション制限の遵守の判断において合算されます。投資対象ファンドへの取引指示は変更を余儀なくされることがあり、また、投資対象ファンドが保有するポジションは、かかる制限の超過を避けるために清算を余儀なくされることがあります。かかる変更または清算が必要な場合には、投資対象ファンドの運営および収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。

住宅ローン担保证券

住宅ローン担保证券は、満期利回りおよび魅力的なレートで再投資する能力を減少しうる返済繰延、返済繰越および繰上返済のリスクにさらされます。住宅ローン担保证券の対象ローンの繰上返済（債務者による任意の繰上返済ならびにデフォルトおよび担保権実行のための決済を含みます。）のレートは、当該時点の金利ならびに経済上、人口動態上、税金上、社会上、法律上およびその他の要因を含みますが、これらに限られない様々な要因の影響を受けます。繰上返済レートが予想と異なる場合、住宅ローン担保证券への投資の平均利回りは、悪影響を受けることがあります。通常、金利が下落すると繰上返済額は増加し、金利が上昇すると繰上返済額は減少します。ローンの特定のプールの金利感応度は、その返済状況および住宅ローン担保证券の特定のクラス、ひいては裏付けとなる住宅ローンからのキャッシュフロー配分に左右されます。これは、（特に再投資に関する）予想より低い利回りまたは予想より長い保有期間のいずれかの問題を生じ、住宅ローン担保证券の予想リターン率に悪影響を及ぼすことがあります。住宅ローン担保证券の中には、極めて複雑な金利およびキャッシュフロー引当金を含むものもあり、満期時の利回りおよびトータルリターンならびに市場価格について大きく変動することがあります。法令は、住宅ローン担保证券の市場価格に悪影響を及ぼすことがあります。

社債

投資対象ファンドが投資する社債は、発行体が債務の元本および利息を支払えなくなるリスクにさらされ、また、金利感応度、発行体の信用度についての市場の認識および一般的な市場流動性等に起因する価格変動が生じることもあります。金利が上昇すると、社債の価格は下落することが予想されます。より長い満期を有する社債は、より短い満期を有する社債と比べて金利感応度が高くなる傾向があります。

規制対象証券

規制対象証券とは、適用ある証券法に基づき登録されない限り、一般に転売することのできない証券または転売を禁じ、もしくは制限する契約上の制限が付された証券をいいます。かかる証券には、適用ある証券法に基づき登録されていない私募証券が含まれることがあります。規制対象証券は、取引所に上場されず、活発な取引市場を有さないことがあります。規制対象証券は、流動性が低いことがあります。投資対象ファンドは、これらを短期間に売却することができないか、または当該時点の価格を下回る価格でしか売却できないことがあります。また、投資対象ファンドは、規制対象証券の発行体に関する限定された情報のみしか入手できず、損失予想が困難となることがあります。更に、投資対象ファンドの運用者が発行体に関する重大な非公開情報を受領した場合、投資対象ファンドは、その結果、当該発行体の証券を売却できなくなることがあります。

ソブリン債

投資対象ファンドは、ソブリン債に投資することがあります。かかる証券は、外国政府機関により発行され、または保証されます。かかる投資は、政府機関が、キャッシュフローに関する問題、不十分な外貨準備金、政治的配慮、経済に関する政府機関の債務ポジションの相対的規模または国際通貨基金その他の国際機関により要求される経済改革の不実施等に起因して、満期が到来したソブリン債に関する利息の支払および元本の返済を遅滞し、または拒否するというリスクにさらされます。政府機関がデフォルトした場合、当該政府機関は、支払期日の延長または追加の貸付を要請することがあります。政府が支払を行わないソブリン債の回収に関する法的手続はなく、政府機関が返済していないソブリン債の全部または一部を回収することを可能とする破産手続もありません。

空売り

投資対象ファンドは、投資目的または自らの投資ポートフォリオをヘッジする目的で空売りを行うことを現在許容されていません。将来、投資対象ファンドが、空売りを行うことを許容された場合、空売りには以下のリスクが伴います。

空売りは、売主により所有され、または所有されない証券の売却および買主に引き渡すための当該証券の借入れ（借り入れた証券を後日返却する義務を負います。）を伴います。空売りは、投資者が証券価格の下落から利益を得ることを可能とします。空売りは、対象証券の価格が理論上無限に上昇する可能性があるため、ショートポジションをカバーするための当該証券の購入費用が増加するという点で、理論上無限の損失リスクを形成します。ショートポジションをカバーするために必要となる証券を購入できるとの保証はありません。ショートポジションを清算するための証券の購入自体が当該証券の価格を更に上昇させ、これにより損失が増大する可能性があります。投資対象ファンドのポートフォリオのヘッジを目的とする空売りが損失を防ぐとの保証はなく、かかる取引は、結果として投資対象ファンドに追加的な損失を招く可能性があります。

発行時引渡証券、後日引渡証券およびフォワードコミットメント

投資対象ファンドは、発行時に引渡しを受ける権利が付与された証券を売買することがあります。投資対象ファンドはまた、後日引渡しによりまたはフォワードコミットメントにより証券を売買することもあります。発行時引渡証券、後日引渡証券およびフォワードコミットメントには、投資対象ファンドが購入する証券の価格が引渡し前に下落するというリスクを伴います。証券が発行されないリスクまたは他の取引当事者の債務不履行のリスクもあります。かかる事象が発生した場合、投資対象ファンドは、証券に関する支払のための預託資産に関する投資機会および証券の価格から得られる利益の両方を喪失します。

スタンドバイ・コミットメント契約

スタンバイ・コミットメント契約は、一定の期間につき、発行体の選択により投資対象ファンドに対し発行され、販売される一定量の証券を購入することを投資対象ファンドに約束させます。スタンバイ・コミットメント契約には、投資対象ファンドが購入する証券が投資対象ファンドへの引渡し前に価値を喪失し、投資対象ファンドが支払につき同意した価値を有さなくなるというリスクを伴います。かかる契約にはまた、証券の価格が上昇した場合に、相手方が証券を発行しないことを決定するというリスクも伴います。この場合、投資対象ファンドは、証券に関する支払のための預託資産に関する投資機会および証券の価格から得られる利益の両方を喪失します。

レボ契約リスク

投資対象ファンドは、レボ契約を締結することを許容されていません。将来、投資対象ファンドが、レボ契約を行うことを許容された場合、かかる投資には以下のリスクを伴います。

レボ契約の下では、売主は、合意した時期および価格にて証券を買い戻すことに同意します。レボ契約取引の売主が当該契約に基づく義務を履行しなかった場合、投資対象ファンドは、当該契約に基づく権利行使において遅滞を被り、費用を負担し、または損失を負うことがあります。

リスク管理

投資対象ファンドの投資チームは、あらゆるポートフォリオ・ポジションおよび定量的リスク手法に関する定期的な報告を提供する特定のリスク管理システムおよび専門家により支援されています。投資予定者は、いかなるリスク管理システムも絶対に確実とはいえず、投資対象により用いられるリスク管理体制（例えば、ストップ・ウィン、ストップ・ロス、シャープ・レシオ、ロス・リミット、バリュエーション・リスクまたは現在知られているか、もしくは将来確立されるその他の手法）がその目的を達成し、多大な損失を防ぎ、またはその他多大な損失を制限するとの保証はないことに注意が必要です。リスク管理システムおよびリスク管理手法または価格モデルが将来の取引パターンまたは将来金融市場において投資対象が値付けされる方法を正確に予測するとの保証はありません。

定量的モデルリスク

投資対象ファンドの投資運用会社は、投資対象ファンドに関する投資対象の選定を支援し、投資対象ファンドのリスク特性を判断するために、定量的な金融モデルおよび分析モデルを利用することがあります。投資対象ファンドの投資プログラムおよび取引活動の成功は、部分的に、かかる分析モデルの有効性に左右されることがあります。当該モデルが当該時点で有効であるとの保証、または当該モデルが当該時点で有効である場合には、当該モデルが将来も有効であり続けるとの保証はありません。また、投資対象ファンドの投資運用会社が、() いずれかのモデルが有効ではなく、もしくは十分に有効でないか、または将来において有効性もしくは十分な有効性を失うかを判断でき、または() モデルの有効性における変化を認知し、予測し、もしくはこれに適切に対応することができるとの保証もありません。有効ではないか、または十分に有効ではないモデルの利用は、いつでも投資対象ファンドのパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

市場混乱および地政学的リスク

多様な社会的および政治的緊張により、特定の市場に変動が生じており、米国にまた世界中に長期的な影響を与えかつ不確実性を生み出すことがあります。投資対象ファンドの投資運用会社は、米国および世界市場がかかる事由の影響を継続的に受ける期間について認識しておらず、また将来の事由が米国経済および世界経済に与える影響を予測することができません。マクロ経済およびミクロ経済の発展は、投資対象ファンドの財務上のパフォーマンスに重大な影響を与える傾向があり、また、戦争、テロ行為、インフレ、景気後退、金利、競争、政府の介入または不介入、法律および規則の整備ならびにその他様々な事実および状況は、世界経済に、ひいては投資対象ファンドへの投資に悪影響を与えることがあります。前記のリスクを勘案して、投資対象ファンドへの投資は、すべての投資者にとって適切ではないことがあります。投資予定者は、投資対象ファンドへの投資を行う前に、これらのリスクを負担する能力を慎重に検討するべきです。

投資対象ファンドの投資運用会社への依存

投資対象ファンドの受託会社が投資対象ファンドの受託および管理に関連して最終的な権限を有しかつ責任を負うにもかかわらず、投資対象ファンドの資産の投資に関するすべての決定は、結果的に資産について全ての取引権限を有する投資対象ファンドの投資運用会社（またはその代理人）に委任されており、また、投資対象ファンドの投資運用会社（またはその代理人）により行われます。したがって、資産の投資および再投資に関する専門知識は、投資対象ファンドの投資運用会社との契約の継続ならびにその役員および従業員の業務および技能に大きく依拠しています。投資対象ファンドの投資運用会社の業務（またはその主要社員の業務）の喪失は、投資対象ファンドの投資運用会社により開発された自己勘定投資手法の使用の喪失を導くことがあるため、資産の価格に重大かつマイナスの悪影響を与える可能性があります。受益者は、投資対象ファンドの運営に参加する権利または権限を有しません。

買戻しの影響

受益証券の大量の買戻しが要求される場合、かかる引出しが要求される時点で投資対象を換金することができないか、または投資対象ファンドの受託会社が当該投資対象の正しい価格を反映していないと考える価格でのみ換金することが可能な場合があり、結果として、受益者に対するリターンに悪影響を及ぼします。また、すべての投資対象を換金し、かつ受益者に現金のみを分配するために投資対象ファンドを終了することが予想される場合でも、かかる目的が達成されるという保証はありません。

流通市場の不存在

現在受益証券の公開市場はなく、受益証券の活発な流通市場が展開する可能性もありません。受益証券について、いずれかの法域の証券法に基づく公募を許可するための登録は行われていません。受益者は、活発な流通市場がない場合、関連する買戻日に買戻価格で買い戻す方法に限り、受益証券を処分することができます。買戻通知の日付から買戻日までの期間に純資産総額が減少するリスクは、買戻しを要求する一または複数の受益者により負担されます。また、投資対象ファンドの受託会社は、買戻しを停止および強制する権限を有します。受益証券の名義書換についても制限があります。

営業損失

投資対象ファンドの運営費用（投資対象ファンドの投資運用会社、投資対象ファンドの管理事務代行会社およびその他業務提供者に対して支払われる報酬を含みます。）は、投資対象ファンドの収入を超えることがあり、そのため、差額が投資対象ファンドの資本より支払われなければならない、投資対象の価格および潜在的な収益性が減少します。

純資産総額の計算

証券の売却が取引日直後に発生した場合でも、受益証券1口当たり純資産価格の決定が証券の実際の売却価格を反映する保証はありません。投資対象の売却が見積額よりも低くなった場合、残存する受益者にとり、投資対象ファンドの純資産総額が減少することとなります。

利益相反

投資対象ファンドの投資運用会社、投資対象ファンドの受託会社および投資対象ファンドの管理事務代行会社は、随時、投資対象ファンドの投資目的と類似する投資目的を有することがある他の信託または集団投資スキームの類似する立場において行為するか、または別途それらに関与することができます。したがって、各当事者は、運用時間、業務およびその他の機能を、投資対象ファンドについてそれぞれ引き受けている活動および他の投資者、コモディティ・プール、マネージド・アカウントおよび/またはトレーディング・アドバイザーについてそれぞれ引き受けているまたは引き受ける予定である活動に割り当てることにに関して、相反する要求に従うことがあります。したがって、投資対象ファンドの投資運用会社、投資対象ファンドの受託会社および投資対象ファンドの管理事務代行会社のいずれかが、そのそれぞれの業務過程で、投資対象ファンドまたは受益者と潜在的に利益相反を生じる可能性があります。各当事者は、常に、投資対象ファンドおよび/または受益者に対する義務を考慮し、また利益相反が生じる場合、当該利益相反を公正に解消することを確保するよう努力します。

投資対象ファンドの投資運用会社およびその他の関連会社（投資対象ファンドの投資活動および事業運営に關与する関連会社を含みます。）は、投資対象ファンドの他に、または投資対象ファンドとは關係なく、事業を行います。これは、投資対象ファンドの投資者が認識すべき勘案事項です（後記「運用リスク」の項をご参照ください。）。

ブライムブローカーまたはディーラー

投資対象ファンドは、通常、ブライムブローカーまたはディーラー（以下それぞれを「ブローカー」といいます。）のサービスを利用しません。万が一、投資運用会社がブローカーを任命し、投資対象ファンドの資産を譲渡する場合には、適用法およびそのような取決めの条件に従うことを条件として、ブローカーは、ブローカーが締結した無關係な取引に關連して、投資対象の資産について再担保権を設定し、当該資産の借入、貸付、または担保設定を行うことを許可される場合があります。かかる状況において、ブローカーが投資対象ファンドの資産を分別管理していない場合、投資対象ファンドは、ブローカーが破産または支払不能に陥った際に、ブローカーに預け入れた投資対象ファンドの資産を失うリスクにさらされる可能性があります。このような事態は、投資対象ファンドの資産が投資対象ファンドに属するものであると明確に特定されている場合でも起こり得ます。

投資対象ファンドの受託会社の利益相反

投資対象ファンドの受託会社または投資対象ファンドの受託会社の関連会社は、第三者または顧客（場合によります。）に対する場合と同一の条件で、結果として生じる利益につき説明することなく、投資対象ファンドまたはその他のファンドに關する管理事務代行会社、保管会社、銀行またはその他業務提供者として行為し、また、投資対象ファンドに關する業務を遂行することができます。投資対象ファンドの受託会社は、投資対象ファンドの受託会社の関連会社に口座を設定し、当該関連会社と業務に關する契約を締結することができ、利益相反を理由としてかかる取引を制限する法の原則または支配は適用されません。

投資対象ファンドの受託会社およびその従業員または関連会社は、他の事業（証券業および投資助言葉における事業を含みますがそれに限られません。）を行うことができます。前記の一般性を制限することなく、投資対象ファンドの受託会社およびその従業員または関連会社は、他者の投資助言者、投資運用者、受託者、受任者、管理事務代行者、保管者もしくは投資業務もしくはデータの提供者としてまたは類似の立場において行為すること、他者のために資金または資本を運用すること、自己名義でまたは他の法主体を通じて投資対象を保有し、投資を行い、かつ維持すること、一または複数の投資信託、パートナーシップ、証券会社または助言会社のコンサルタント、受託者、管理者、パートナーもしくは株主としてまたは類似の立場において行為すること、および、会社の取締役、役員もしくは従業員、信託の受託者、財団の執行人もしくは管理人、またはその他事業主体の管理役員として行為することができます。

投資対象ファンドの受託会社またはその従業員もしくは関連会社は、投資対象ファンドの英文目論見書に基づき遂行される業務と同種の業務、および投資助言、運用、管理業務または保管業務を他の法主体に対して提供することができます。かかる他の法主体は、投資対象ファンドの投資運用会社もしくはその関連会社、または投資対象ファンドもしくは受益者が投資対象トラストと同一または類似の構造による投資を随時行うことができる他の投資信託に対し、投資を行うことができます。かかる他の法主体とは、投資対象トラストと同一または実質的に類似するポートフォリオ、投資信託、管理者または他の投資ビークルに対し、他の商品、証券または契約を通じて投資を行うことができます。異なるポートフォリオに保有される資産は、規模および構成の両方において異なっていることがあり、そのため、投資対象ファンドの受託会社は、他の法主体に關するその債務の履行において投資対象ファンドの受託会社が投資対象ファンドの英文目論見書に基づき提供する情報と異なるかまたはかかる情報とは正反対の情報または助言を提供し、措置を講じ、または措置を講じる旨決定することができます。投資対象ファンドの受託会社は、かかる他の法主体に關する情報を受益者に提供することを要求されず、また、投資対象ファンドの受託会社、その従業員または関連会社のいずれも、他の活動を控えることまたはかかる活動から利益を返還することを要求されません。また、投資対象ファンドの受託会社が受領する給与または報酬は減少または減額されないものとします。

規制

ミューチュアル・ファンド法に基づく登録を除き、投資対象ファンドは、他の適用法令、規則または規制に基づき登録されていません。したがって、受益者は、かかる他の法令または規則によって提供される一定の保護を享受することはできません。

ケイマン諸島 - 情報の自動的交換（AEOI）の投資者への影響

投資対象ファンドは、関連する法令および規則（AEOIを含みますがこれに限定されません。）の結果として、受益者の保有または買戻代金について必要と考える措置を講じることができます。かかる措置には、以下が含まれますが、これらに限定されません。

（ ） 投資対象ファンド、投資対象ファンドの管理事務代行会社またはその他業務提供者もしくは代行者が、投資者に関する一定の情報を、ケイマン諸島税務情報局またはそれに準ずる当局およびAEOIが要求するその他外国政府に開示すること。かかる情報には、投資者の投資対象ファンドへの投資にかかる財務情報および当該投資者の株主、代表者、パートナー、（直接的もしくは間接的な）実質的所有者または（直接的もしくは間接的な）支配者に関する情報等の機密情報が含まれますが、これらに限定されません。

（ ） 投資対象ファンドが支払うべき源泉徴収税または関連する費用、負債、経費、債務または負債（投資対象ファンドの内外を問いません）を、その（直接的もしくは間接的な）作為または不作為によりかかる税金、費用または負債を生じさせたかまたはその一因となった投資者から回収するため、投資対象ファンドは、英文目論見書の条項に従い、投資者が保有する受益証券を強制的に買い戻し、かかる非協力的投資者から関連金額を控除することができます。したがって、AEOIに基づく投資対象ファンドの義務の履行に投資者が応じない場合には、当該投資者は金銭的損失を被る可能性があります。

分配

投資対象ファンドの分配方針は、随時変更されることがあり、投資対象ファンドのすべての収益および利益は、投資対象ファンドに再投資することができます。かかる状況において、投資対象ファンドへの投資は、財務または税務対策の目的でリターンを追求する投資者には適していないことがあります。

分配は、収益もしくは元本またはその双方を原資として行うことができます。その結果、分配が実質的に投資者の投資元本またはキャピタル・ゲインの払戻しに相当する場合があります。利用可能な収益を超えて分配が行われる場合には、元本が毀損することになります。したがって、投資元本の確保を求める投資者は、投資対象ファンドの投資先の価格下落は、資産価値の下落だけでなく、分配による投資者への投資元本の払い戻しによっても生じる可能性がある点に留意することが強く推奨されます。

保証の不存在

投資対象ファンドの資産に関する投資目的または投資戦略の実施により受益者が損失を被らないという保証はありません。

クロス・クラス・ライアビリティー

特定の投資対象ファンドについて投資対象ファンドの受託会社が負担する債務は、当該投資対象ファンドの受益権を表章する受益証券の間で配分されます。複数の投資対象ファンドに帰属する資産および債務は、投資対象ファンドの受託会社が投資対象ファンドの投資運用会社と協議した上で公正かつ合理的な方法で定めるところに従い、個別の投資対象ファンドの間で、またそれに応じて、債務が配分されうる個別の投資対象ファンドを構成するクラスの間で配分されます。

市場リスク

投資対象ファンドが保有する証券の市場価格は、時として急激にまたは予測外に上昇または下落することがあります。証券の価格は、証券市場全般または証券市場を構成している特定の産業に影響を与える要因により下落することがあります。証券の価格は、実際のまたは認識されている不利な経済状態、特定の証券もしくは金融商品に対する供給および需要、企業収益の一般的な見通しの変化、利息もしくは為替相場の変動、または投資者の投資意欲全般の悪化などの、特定の企業に特に関連しない一般的な市況により下落することがあります。労働力不足、生産原価の増加および産業内の競争状況などの、一または複数の特定の産業に影響を与える要因により下落

することもあります。証券市場が一般的に低迷している間、複数の資産クラスの価格が同時に下落することがあります。株式の価格は、一般的に、債券の価格よりも大きく変動します。

投資対象ファンドが開発途上国の証券に投資する場合、先進国の企業の証券のみに投資した場合よりも、その価格は急激かつ極端に変動することがあります。多数の開発途上国の証券市場は、比較的小さく、限定された企業が少数の産業を代表します。また、開発途上国の証券発行体は、通常、先進国に拠点を有する発行体と同程度の規制に服していません。開発途上国の報告、会計および監査基準は、先進国の基準と、一定の場合には著しく異なります。また、国有化、収用もしくは没収課税、通貨封鎖、政変または外交展開は、投資対象ファンドの開発途上国への投資に悪影響を与える可能性があります。国有化、収用または没収課税の場合、投資対象ファンドは、開発途上国の証券への投資をすべて失う可能性があります。特定の地域の悪条件は、経済が関係していないと思われる他の国の証券に悪影響を与える可能性があります。投資対象ファンドがその資産の大部分を東欧またはアジアなどの、一定の地理的地域に集中投資する場合、投資対象ファンドは、一般的に、開発途上国への投資に伴う地域的な経済リスクの影響を更に受けることになります。同様に、投資対象ファンドが特定の国または特定の国の発行体に集中的に投資する場合、当該国の経済上、規制上または政治上の展開により重大な影響を受けることがあります。

発行体リスク

証券の価値は、運用パフォーマンス、財務レバレッジ、および発行体の商品または業務提携に対する需要の減少などの、発行体に直接関係する多数の理由により、下落することがあります。

流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象を購入または売却することが困難な場合に存在します。流動性の低い証券に対する投資対象ファンドの投資は、非流動的な証券を有利な時期または価格において売却することができないという可能性があるため、投資対象ファンドのリターンを減少させることがあります。投資対象ファンドの主な投資戦略が、開発途上国の証券、デリバティブ、または重大な市場リスクおよび/または信用リスクを伴う証券を含む場合、投資対象ファンドは、極めて大きな流動性リスクにさらされることになります。

デリバティブ・リスク

デリバティブは、金融契約であり、その価格は、原資産、指標金利または指数の価値に依拠するか、またはそれに由来します。投資対象ファンドは、通常、原資産のポジションの代わりに、および/または金利リスクまたは通貨リスクなどの他のリスクを減じるために策定された戦略の一環としてデリバティブを用います。また、投資対象ファンドは、レバレッジの目的で、デリバティブを使用することがあり、その場合、デリバティブの使用にはレバレッジ・リスクを伴います。

投資対象ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、証券およびその他従来型の投資対象への直接投資に伴うリスクと異なるか、またはそれを上回る可能性のあるリスクを伴います。デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスクおよび運用リスクなどの、「投資対象ファンドのリスク」に記載される多数のリスクを伴います。また、デリバティブは、不当な価格設定または不適切な評価のリスクを伴い、またデリバティブの価格を変動させるリスクは、原資産、金利または指数と完全に相関しないことがあります。投資対象ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、投資元本を上回る損失が生じる可能性があります。また、適切なデリバティブ取引は、すべての状況で利用可能ではないことがあり、また、かかる取引を行うことが有益であるものと考えられる場合においても他のリスクの負担を減じるために投資対象ファンドがかかる取引を行うという保証はありません。

エピソードおよびパンデミック

多くの国々が、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、H1N1/09インフルエンザ、また現在では（一般的に「コロナウイルス」として知られている）COVID-19などのエピソードの影響を受けやすい状況にあります。特定の国もしくは地域または全世界における感染症のエピソードまたはパンデミックの発生、およびそれに伴う旅行、輸送、商品の生産、または隔離措置の規制は、投資対象ファンド、（投資対象ファンドの）投資先ファンド、またはマネージド・アカウンantが投資する可能性のあるいずれかの国における国家、地域またはグローバルな経済および事業活動に悪影響を及ぼし、結果としてそのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。

現在も継続中の新型コロナウイルスの世界的な流行による経済への影響は現時点では不明ですが、このような流行および特定の国もしくは地域、または全世界における今後の感染症の流行その他の深刻な公衆衛生上の懸念の発生は、投資に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、コロナウイルスは証券、先物商品その他の市場に著しい変動をもたらしており、コロナウイルスおよび今後の感染症の流行その他の深刻な公衆衛生上の懸念の発生は、さらなる投資の変動および流動性の低下をもたらす可能性があります。

運用リスク

利益相反—概要 投資運用業務、リスク管理業務および投資助言業務を法人顧客および個人顧客に提供する世界的提供者として、投資対象ファンドの投資運用会社およびその関連会社（以下、利益相反に関する説明において「投資対象ファンドの投資運用会社」と総称します。）は、債券、流動性資産、株式、オルタナティブ投資および不動産戦略における各種公的および民間投資ファンド、ファンズ・オブ・ファンズならびに個別勘定の支援および運用を含む幅広い活動に従事し、金融助言業務を提供し、技術的基盤および分析論を提供し、また一定のブローカー・ディーラー業務およびその他の活動に従事しています。投資対象ファンドの投資運用会社との関係および活動によりかかる事業体による投資対象ファンドに対する魅力的な機会および業務の提供が可能となりますが、かかる関係および活動により、投資対象ファンドの投資運用会社、投資対象ファンドおよび／または受益者の間に一定の固有の利益相反が生じます。通常の業務過程において、投資対象ファンドの投資運用会社は、自らの利益または顧客の利益が投資対象ファンドおよび／または複数の受益者の利益に反することがある活動に従事しています。後記の考察の一部は、一定の潜在的および実際の利益相反を示します。受益証券を取得することにより、各受益者は、かかる実際および潜在的な利益相反が存在することを認識し、またかかる利益相反の存在に関し一切の請求を放棄したものとみなされます。投資対象ファンドの投資運用会社は、一定の状況で、利益相反に関する投資対象ファンドの受託会社の助言および同意を求めることがあります。他の状況では、投資対象ファンドの投資運用会社は、実際のまたは潜在的な利益相反を伴う取引を過半数の受益者に認めてもらうよう努めることがあります。このような承認は、投資対象ファンドを拘束します。

投資機会の配分 投資対象ファンドの投資運用会社は、投資対象ファンドの戦略と重複することがある戦略を実施する他の投資信託および勘定を運用し、また、投資対象ファンドを含む当該投資信託および勘定の間で限られた投資機会を配分する際、利益相反を生じることがあります。投資対象ファンドの投資運用会社の運用する投資対象ファンドおよび／または複数の他の勘定が投資機会に参加することが適切であると投資対象ファンドの投資運用会社が判断する場合、投資対象ファンドの投資運用会社は、投資対象ファンドを含むすべての参加勘定のため、公正かつ衡平に、また投資対象ファンドの投資運用会社の投資配分方針（随時変更または追補されることがあります。）に従い、注文の履行を目指します。特に、適用ある規則および規制に基づき実現可能な限り、投資対象ファンドの投資運用会社が、複数の勘定について同時に投資を行うことを決定した場合、かかるすべての勘定について統合した注文を同時に履行することができるものと、また、注文が同じ価格で履行されない場合、投資対象ファンドの投資運用会社は、支払価格の平均によるか、または長期的に公正かつ衡平と認める他の配分技術を用いることができます。同様に、注文が現行の市況において完全に履行できない場合、投資対象ファンドの投資運用会社は、公正かつ衡平と認める基準に従い運用する投資対象ファンドを含む他の投資信託および勘定で取引される証券を配分または交換することができます。投資対象ファンドの投資運用会社は、投資機会に伴う各種リスク特性ならびに投資対象ファンドを含む投資信託および勘定の相対的リスク構成を勘案して、投資対象ファンドの投資運用会社が投資機会の性質および当該機会にかかる投資信託についての適切性の評価に基づき運用する投資対象ファンドを含む投資信託および勘定の間で証券を配分することができます（以下「配分基準」といいます。）。投資対象ファンドを含む一連の投資信託および勘定の配分基準を決定する際に考慮されるリスクは、対象となる証券の種類、発行体、業界特有のリスクおよび証券の実質的なまたは予想される流動性を含みますがそれらに限られません。投資対象ファンドの投資運用会社は、（各種投資信託および勘定により用いられる投資戦略の相違を正当に考慮した上で）投資対象ファンドの投資運用会社が公正かつ衡平と認める方法で運用する投資対象ファンドを含む投資信託および勘定の間で投資機会を配分または交換する予定ですが、投資対象ファンドを含む投資信託および勘定がすべて、平等にまたは按分して処理されるという保証はありません（不平等なまたは按分しない処理が税金、規制、運転資金、リスク・キャピタルおよび／またはその他の効果に起因するか否かにかかわらず）

せん。）。投資対象ファンドの投資運用会社が自ら運用する他の投資信託または勘定のために行った投資活動により、投資対象ファンドが不利益を被る場合が生じることがあります。

投資対象ファンドの投資運用会社の主要な従業員が投資対象ファンドの投資目的を達成する際に投資対象ファンドを支援し、また投資対象ファンドの運営を管理するために必要と認める限り多くの時間を投資対象ファンドに費やしますが、投資対象ファンドの投資運用会社は、投資対象ファンドに対する時間、努力または投資機会の配分についてその他特定の義務または要件に服することはありません。投資対象ファンドの投資運用会社は、「利用が限定されている」投資機会の場合、投資対象ファンドに独占権または優先権を与える義務を負いません。

投資対象ファンドの投資運用会社および1940年米国投資会社法（改正済）に基づき登録される投資会社であるその投資助言業関連会社、投資対象ファンド、個別勘定ならびにその他のプライベート・ファンド（以下、総称して「顧客勘定」といいます。）による並列運用も、報酬体系の相違に伴う利益相反を含め、潜在的な利益相反を生じることがあります。例えば、登録投資会社は、一般に、運用および個別勘定に基づく資産の固定の割合で運用報酬を支払い、また、プライベート・ファンドは、多くの場合、資産およびパフォーマンスに基づく報酬または一括手数料の組み合わせを含め、更に様々な報酬体系を有します。登録投資会社または投資対象ファンドよりも高額な報酬をプライベート・ファンドまたは個別勘定から獲得する可能性は、例えば、投資対象ファンドの投資運用会社が有益なパフォーマンスを生じる可能性が高いと認める証券取引を行うか、またはクロス取引を行う場合、投資対象ファンドの投資運用会社またはその適用される関連会社が登録投資会社または投資対象ファンドよりもプライベート・ファンドまたは個別勘定を優遇するインセンティブを与えることがあります。投資対象ファンドの投資運用会社は、上記の利益または手数料もしくは報酬の増加に基づき投資判断を行わない方針です。後記「特定取引」の項もご参照ください。

投資対象ファンドの投資運用会社およびその投資助言業関連会社による多数の顧客勘定の運用は、必然的に多数の潜在的な利益相反を生じます。一定の状況下で、投資対象ファンドは、一または複数の顧客勘定が参加する予定であるかもしくは参加しようとするか、または投資を既に行っているか、もしくは同時に行うもしくは行おうとする取引に参加することができます。投資対象ファンドおよび他の顧客勘定は、関連する発行体／プールの業務または活動、投資からのリターン目標ならびに現行の投資の期間および方法に関する見通しを含め、当該取引に関連する利益相反および相反する目的を有することがあります。また、利益相反は、投資対象ファンドおよび／または他の顧客勘定が発行体／プールの資本構成の別の部分に投資する場合（一または複数の顧客勘定（投資対象ファンドを含みます。）が発行体の私募証券または債務を保有することがある場合、また他の顧客勘定（投資対象ファンドを含みます。）が同じ発行体の公募証券を保有する場合を含みます。）に発生します。例えば、投資対象ファンドは、一または複数の他の顧客勘定が劣後するかまたは残余財産に対する権利を有する特定のプールにおいて証券の優先クラスを取得することができます。当該投資対象の諸条件、またはその後の変更もしくは放棄について協議する場合、投資対象ファンドの投資運用会社およびその投資助言業関連会社は、自らの利益、投資対象ファンドの利益および／または一または複数の他の顧客勘定の利益が相反する可能性があることと認識することがあります。投資対象ファンドおよび一または複数の他の顧客勘定が証券の他のクラス（または当該発行体／プールにより発行される他の資産、金融商品または債務）を保有する発行体に財務上の問題が生じる場合、解決策の条件に関する決定が利益相反（例えば、借入契約条項について提案される権利放棄および変更に係る相反を含みます。）を生じません。例えば、債務保有者は、全額支払を受ける場合、発行体の清算により有利な取扱いを受けることがあります。株式保有者もしくは他の残存する権利の保有者は、「株式」保有者に価値を生み出す可能性のある再編を好みます。上記の利益相反はいずれも、投資対象ファンドの投資運用会社およびその関連会社の上級役員により個別に協議され、かつ解決されます。かかる協議は、関連する当事者の利益、利益相反を生じる状況および適用しうる法律を考慮します。潜在的受益者は、利益相反が必ずしも投資対象ファンドの利益のために解決されないことを認識すべきです。実際のまたは潜在的な利益相反により、投資対象ファンドは、一定の投資対象について、かかる利益相反が存在しなかった場合よりも不利な投資条件を課せられる結果となることはないという保証はありません。

投資対象ファンドの投資運用会社は、権限の委託により、投資対象ファンドに対する投資対象ファンドの投資運用会社のグローバル化を可能にするため、その関連会社の人員または業務を様々な方法で活用することができます。投資対象ファンドの投資運用会社がかかる実行が顧客の最善の利益となると考える場合でも、様々な法域の規制上の要件の違い、時差またはその他の理由により、投資機会の配分、ポートフォリオの執行、顧客への提供業務またはその他の事項につ

き、利益相反が生じる可能性があります。投資対象ファンドの投資運用会社は、発生した利益相反の解決に努め、解決の段階における潜在的相反または悪影響が潜在的利益を上回ると考える状況においては、特定の関連会社の人員または業務を活用しないことを決定することができます。

重要な非公開情報 投資対象ファンドの投資運用会社、その関連会社、役員、取締役および従業員は、秘密もしくは重要な非公開情報入手し、または特定の証券もしくはその他の資産の取引の開始を制限されることがあります。前記のいずれかの者または法人は、かかる情報に基づき行為する自由はありません。当該制限により、投資対象ファンドは、（重要な非公開情報を実際に保有しているかにかかわらず）かかる情報を保有していなかった場合に開始していたであろう取引を開始することができず、かつ、売却していたであろう投資対象を売却することができません。

資産の評価 投資対象ファンドの投資運用会社は、投資対象ファンドの資産保管会社／投資対象ファンドの管理事務代行会社に対し、投資対象ファンドの特定の資産の評価につき、助言（投資対象ファンドの投資運用会社の独自のモデルに基づいた助言を含みます。）することができます。より高額の評価は投資対象ファンドの投資運用会社の報酬額を引き上げる傾向にあり、より低額の評価は買戻しに関連して受益者が受領する金額を減らす可能性があることから、投資対象ファンドの投資運用会社は、かかる助言を行うことにおいて利益相反を有することがあります。

特定の取引 特定の投資対象が、投資対象ファンドおよび投資対象ファンドの投資運用会社により助言されるその他の顧客勘定にとって適切であることがあります。投資対象ファンドおよびその他の顧客勘定のための投資判断は、それぞれの投資目的およびリスク特性を実現するために、かつ、その時点でのそれらの投資対象の保有高、投資可能な現金および通常の投資規模といった要因を検討した上で行われます。特定の証券が、一人の顧客のみのために購入もしくは売却されるか、または全員ではない複数の顧客のために異なる金額でかつ異なる時点で購入もしくは売却されることがあります。同様に、一または複数のその他の顧客が特定の証券を購入または売却している場合、かかる証券が一または複数の顧客のために購入または売却されることがあります。また、同一の証券の購入または売却が、同じ日に2人以上の顧客に対し行われることもあります。この場合、当該取引は、投資対象ファンドの投資運用会社が各顧客にとって長期的に平等となると認める方法により複数の顧客間に配分されます。場合によっては、当該手続が、投資対象ファンドにより購入もしくは売却された証券の価格または数に悪影響を及ぼす可能性もあります。

投資対象ファンドは、クロス取引（すなわち投資対象ファンドおよび投資対象ファンドの投資運用会社のその他の顧客勘定の間で行う取引）を、適用ある法律上および規制上の要件に従って行うことができます。また、投資対象ファンドは、1940年米国投資顧問法（改正済）に従い、「代理クロス取引」を実行することができ、かかる取引において、投資対象ファンドの投資運用会社の関連会社は、かかる取引の他方当事者に対する投資対象ファンドのためのブローカーとして、適用ある法律により許容される範囲で行為することができます。この場合、投資対象ファンドの投資運用会社ならびにその関連会社は、かかる取引の両当事者に関するロイヤリティおよび責任が潜在的に相反する部門を有することがあります。かかる取引を行う投資対象ファンドの投資運用会社の権限は、かかる権限を取り消すための投資対象ファンドの受託会社の権利に従います。投資対象ファンドの投資運用会社は、投資対象ファンドの資産に係るすべての議決権および同意権に関する裁量を有し、かつ、かかる権利を、投資対象ファンドの投資運用会社により維持される代理人による議決権行使に係る方針（利益相反の特定および解決のための手続を含みます。）に従って行使します。

投資対象ファンドの投資運用会社は、投資対象ファンドに対し、投資対象ファンドの投資運用会社もしくはその関連会社により運用もしくは管理されるか、または投資対象ファンドの投資運用会社もしくはその関連会社が支配している経営支配権付持分を表章しない持分であるSECに登録された（オープン・エンド型またはクローズド・エンド型の）投資法人の権利を購入させることができます。ただし、それぞれの場合において、投資対象ファンドの投資運用会社は、投資対象ファンドの投資目的、投資方針および投資制限に照らして当該投資が投資対象ファンドにとって合理的であるかにつき誠実に判断しなければなりません。

投資対象ファンドの投資運用会社、その関連会社およびその従業員は、自らの勘定のために、投資対象ファンドに適した証券およびその他の金融商品を取引することができます。

1933年米国証券法 受益証券は、証券法に基づき登録されておらず、今後登録されることがありません。受益証券は、証券法第4(2)条および証券法に基づき制定されたレギュレーションSの登録要件の免除に依拠して募集されています。各投資予定者は、特に、自らがレギュレーションSに定義される「米国人」ではないことおよび自らの勘定における投資のみのために、かつ転売

または分配を目的とはせずに受益証券を取得する予定であることを表明しなければなりません。受益証券は、信託証書により許容される場合を除き、および証券法に基づき登録されるかもしくはかかる登録の免除に従う場合を除き、譲渡または転売されることができません。

1934年米国証券取引所法 受益証券は、1934年米国証券取引所法（改正済）に基づき登録されておらず、今後登録されることはありません。結果として、投資対象ファンドは、499名を超える米国人である受益者を有することがありません。

1940年米国投資会社法 非米国人または適格購入者のいずれかにその証券のグローバル私募を行っている非米国投資会社に対する免除に従い、投資対象ファンドは、1940年米国投資会社法（改正済）の規定の適用を免除されます。投資対象ファンドが当該免除に依拠することを確保するため、投資対象ファンドは、その投資者から適切な表明および約束を取得します。非米国人投資家は、投資対象ファンドに対し、とりわけ投資者の受益証券は取得されておらず、いかなる場合においても「米国人」（証券法に基づくレギュレーションSに一般的に定義されます。）の利益のために保有されることはないことを証明しなければなりません。

1940年米国投資顧問法 投資対象ファンドの投資運用会社は、1940年米国投資顧問法に基づき、投資顧問として登録されています。

上記に挙げられるリスク要因は、投資対象ファンドの勧誘に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではありません。

（２）リスクに対する管理体制

投資運用会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。また、定期的にコンプライアンス会議を開催し、法令、投資制限、投資ガイドライン等についてファンドの遵守状況をチェックします。

ファンドは、ヘッジ目的のためにのみデリバティブ取引等を行っています。ファンドは、金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、標準的方式の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量が、ファンドの純資産総額の80%以内となるよう管理しています。

（３）リスクに関する参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

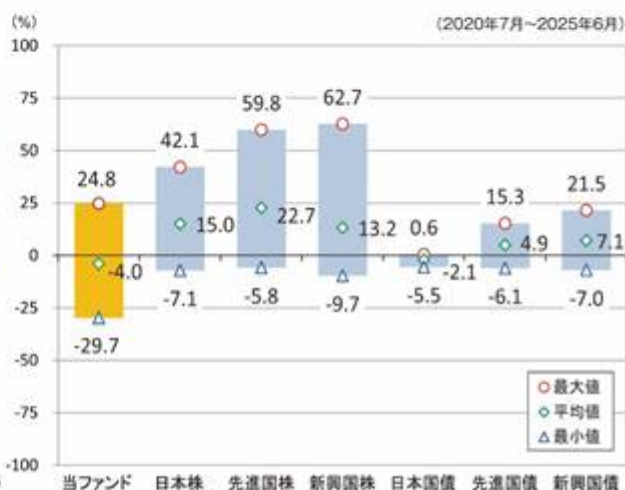
（注）日本円での状況を表すため、1口当たり純資産価格は円換算ベース、騰落率は円換算した1口当たり純資産価格をもとに計算したものを表示しています。米ドル建てでの状況につきましては、後記「運用実績」をご参照下さい。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

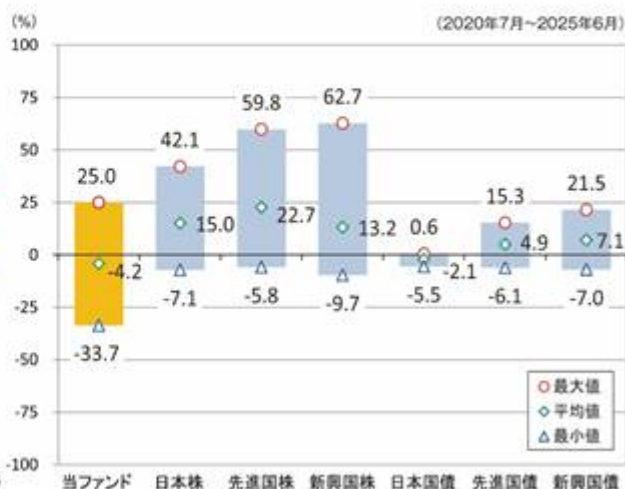
〔米ドル・コース〕



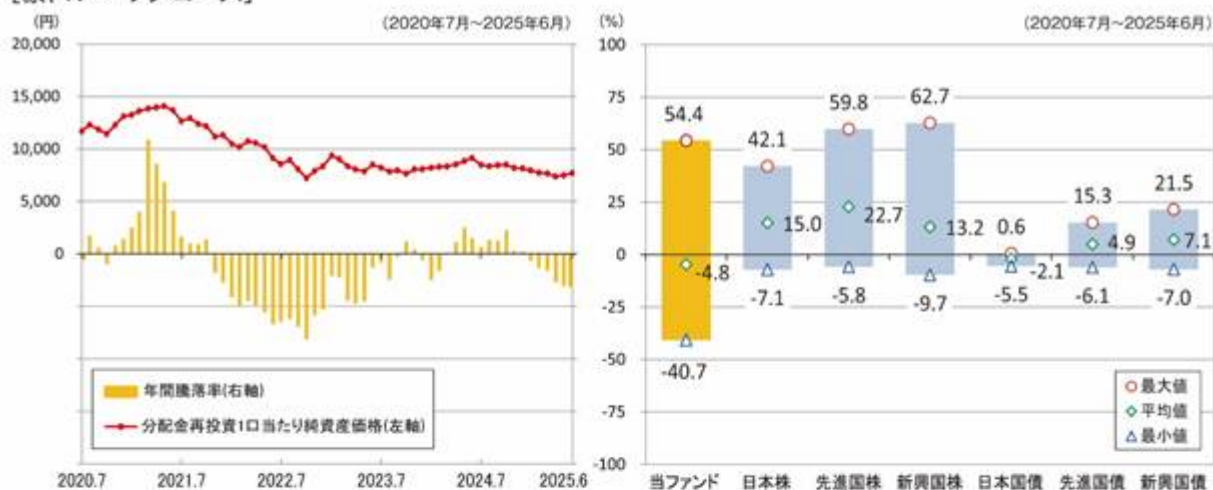
他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



〔ブラジル・リアル・ヘッジコース〕



〔豪ドル・ヘッジコース〕



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：配当込みTOPIX

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.（「MSCI」）が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。[<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>] ●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性、正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、申込金額の３％（適用される消費税の額を除きます。）を上限とする申込手数料を徴収することができます。

日本における申込手数料

買付は、口数でのみ申込みができます。

申込手数料の額は、申込口数に応じて、次に掲げる率を乗じて得た額とします。

申込口数	申込手数料
5,000口未満	申込金額の3.30％（税抜3.00％）
5,000口以上5万口未満	申込金額の1.65％（税抜1.50％）
5万口以上10万口未満	申込金額の1.10％（税抜1.00％）
10万口以上	申込金額の0.55％（税抜0.50％）

（注）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示します。

申込手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として販売会社に支払われます。詳しくは販売会社に問い合わせのこと。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は、徴収されません。

日本における買戻し手数料

日本における買戻し手数料は、徴収されません。

（３）【管理報酬等】

ファンドには、以下の管理報酬等がかかります。管理報酬等は、各コースの純資産総額で按分して負担されます。

ファンドの報酬の合計額

ファンドの資産から支払われる総報酬は、純資産総額の年率1.135％程度（注１）および年間10,000米ドルです。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。総報酬を構成する個別の業務提供者の報酬の更なる詳細は、以下に記載されます。

（注１）管理事務代行報酬に最低報酬額が設定されているため、各コースの純資産総額の合計額によっては、年率1.135％程度を上回ることがあります。

（注２）ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースについては、各コースの純資産総額の年率0.01％のヘッジ費用が支払われます。

（注３）上記のほか、ファンドの預り資産の年率0.01％および取引毎に15米ドルの資産保管報酬が支払われます。

（注４）投資対象ファンドの報酬を加算した合計額は、年率1.845％程度（各コースの純資産総額の合計額によっては、年率1.845％程度を上回ることがあります。）および年間10,000米ドルとなります。

受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、年間10,000米ドルの固定の年次受託報酬を受領する権利を有しています。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。受託会社が、ファンドに関係する事項に関し、いずれかの年において20時間を超える時間を使用することを求められた場合、かかる業務は、受託会社の通常の時間制報酬の基準に従い、時間ベースで報酬が課されます。

受託会社または受託会社の関連会社が、ファンドの資金または借入れについて銀行、貸主または資金提供者として行為する場合には、かかる者は、当該地位において、通常の銀行および貸付収益を留保する権利を有します。受託会社または受託会社の関連会社が、ファンドに関するいずれかの投資対象の売買のブローカーとして行為する場合、かかる者は、当該地位において、通常のブローカー収益を得る権利を有し、かつかかる業務についての通常の手数料を課することができます。

受託報酬は、ファンドの受託業務の対価として受託会社に支払われます。

管理報酬

管理会社は報酬を受領しません。

投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドの資産から、ファンドの純資産総額の年率0.185%の報酬を受領する権利を有しています。投資運用報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。

投資運用報酬は、ファンドに関する投資運用業務の対価として投資運用会社に支払われます。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、年間22,500米ドル（最低報酬）以上の、ファンドの純資産総額の年率0.03%の報酬を受領する権利を有しています。管理事務代行報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。

上記のほか、ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースについては、各コースの純資産総額の年率0.01%のヘッジ費用が支払われます。

管理事務代行報酬は、ファンドの管理事務代行業務の対価として管理事務代行会社に支払われます。

資産保管報酬

資産保管会社には、資産保管報酬として、ファンドの資産からファンドの預り資産の年率0.01%および取引毎に15米ドルの特定の取引に関わる処理手数料が支払われます。

資産保管報酬は、ファンドの資産保管業務の対価として資産保管会社に支払われます。

管理会社代行サービス報酬

管理会社代行サービス会社は、ファンドの資産から、ファンドの純資産総額の年率0.22%の報酬を受領する権利を有しています。当該管理会社代行サービス報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。

管理会社代行サービス報酬は、ファンドの管理会社が行う業務を日本国内において代行する業務の対価として管理会社代行サービス会社に支払われます。

販売報酬および代行協会員報酬

日本における販売会社は、ファンドの資産から、ファンドの純資産総額の年率0.60%の報酬を受領する権利を有しています。販売報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。

代行協会員は、ファンドの資産から、ファンドの純資産総額の年率0.10%の報酬を受領する権利を有しています。代行協会員報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。

販売報酬は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供およびこれらに付随する業務の対価として販売会社に支払われます。

代行協会員報酬は、ファンド証券の（1口当たりの）純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売会社への交付業務およびこれらに付随する業務の対価として代行協会員に支払われます。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは、更に、以下を含みますがそれらに限られない、直接の運営のコストおよび費用を負担する場合があります。

- ・ ファンドの資産および収益に対して支払われる可能性のあるすべての税金。
- ・ ファンドのポートフォリオにより保有されている証券を含む取引に関して支払われる通常の銀行手数料（当該手数料は、取得価額に含まれ、売却価額からは差し引かれます。）。
- ・ 券面の印刷費用、ならびに信託証書、および管轄当局（現地の証券業協会を含みます。）に届出られるまたは日本の投資者に配布される有価証券届出書および目論見書を含む、ファンドに関するその他すべての文書の作成または届出および印刷にかかる費用。
- ・ 年次報告書および半期報告書、ならびに適用ある法律または規則に基づき必要とされることがあるその他の報告書または文書を、ファンドの受益者のためにまたはファンドの受益者の実質的所有者のために必要な言語により、作成および配布する費用。
- ・ ファンドの受益者またはファンドの受益証券の実質的所有者に対する公告を作成および配布する費用。
- ・ ファンドの受益証券の販売促進費用（公表を含みます。）。
- ・ 法的、監査、および会計にかかる合理的な報酬および費用。

投資対象ファンドの報酬

以下の投資対象ファンドの報酬は、本書作成時点での情報に基づくものであり、変更となる場合があります。

投資対象ファンドの業務提供者は、以下の報酬表に記載された料率で、各翌月の1営業日前に毎月後払いで、前月の投資対象ファンドの平均純資産総額に基づき年次の報酬を受領します。これらの報酬は、各業務提供者の立替払費用を除きます。

投資対象ファンドの受託会社	0.01%（最低年間10,000米ドル）ならびに設立および償還費用
投資対象ファンドの投資運用会社	0.60%
投資対象ファンドの管理事務代行会社	上限0.07%
投資対象ファンドの資産保管会社	保管報酬の詳細は、請求により入手可能な個別の報酬表に記載されます。
投資対象ファンドの為替運用会社	0.03%
投資対象ファンドの執行代理人	外国為替取引の種類により、その想定元本の0.01-0.07%
投資対象ファンドの報酬合計	0.71%程度（注）

（注）投資対象ファンドの受託会社の報酬の最低額に従い、投資対象ファンドの保管報酬、投資対象ファンドの執行代理人報酬、投資対象ファンドの設立および償還費用、投資対象ファンドの継続的運営費用ならびに投資対象ファンドの業務提供者の立替払費用を除きます。

マネーロンダリング防止遵守責任者およびマネーロンダリング報告責任者の報酬

マネーロンダリング防止遵守責任者、マネーロンダリング報告責任者およびマネーロンダリング報告副責任者は、ファンドの資産から報酬を受領する権利を付与されています。

その他の手数料等については、ファンドが負担することにより、投資者が間接的に負担することになります。これらの費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいています。投資者は、受益者への課税が下記とは異なることがある旨認識する必要があります。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、専門家の助言を受けることが望まれます。

日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （イ）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- （ロ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- （ハ）国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

(二) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。）または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。)

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

(ヘ) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなります。

(ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

(ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

(二) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。)

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

(ヘ) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなります。

(ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

ケイマン諸島

ケイマン諸島の税制に関する以下の記載は、ケイマン諸島で施行されている法律および実務に関して管理会社が英文目論見書の日付現在受領した助言に基づきます。投資者は、課税の水準および根拠が変更される可能性があること、また免税金額が納税者の個々の状況により異なることを認識すべきです。

ケイマン諸島の政府は、現行法に基づき、トラスト、ファンドまたは受益者に対しても所得税、法人税もしくは収益税、財産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を課しません。トラストに係る受託会社へなされる全ての支払いまたは受託会社が行う全ての支払いに対して適用されるケイマン諸島と他の国の間の二重課税防止条約はありません。英文目論見書の日付現在、ケイマン諸島に為替管理は存在しません。

トラストは、ケイマン諸島の財務長官から、ケイマン諸島信託法（改訂済）第81条に基づき、トラストの設定日から50年間、所得、または資本性資産、収益もしくは価格上昇に対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税もしくは相続税の性質を有する税金を課するためにその後に制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、トラストを構成する財産またはトラストに生じる利益に適用されず、またかかる財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されない旨の保証書を受領しています。ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。

ケイマン諸島—金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国との間で政府間協定（以下「US IGA」といいます。）に調印しています。また、ケイマン諸島は、100カ国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準— 共通報告基準（以下「CRS」といい、US IGAとあわせて「AEOI」といいます。）を実施するための多国間協定に調印しています。

US IGAおよびCRSの効力を生じさせるためのケイマン諸島の規則（以下「AEOI規則」と総称します。）が制定されています。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局は、US IGAおよびCRSの適用に関する手引書を公表しています。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録要件、デュー・ディリジェンス要件および報告要件を遵守する義務を負います。ただし、AEOI制度に関して「非報告金融機関」（関連するAEOI規則に定義されます。）となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、この場合においては、かかる金融機関にはCRSに基づく登録要件のみが適用されます。

ファンドは、非報告金融機関の免除に依拠することを企図していないため、AEOI規則のすべての要件を遵守することを意図しています。

報告金融機関であるファンド

報告金融機関であるファンドは、特に、（ ）（US IGAのみとの関係において）グローバル仲介人識別番号（以下「GIN」といいます。）を取得するために米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）に登録すること、（ ）ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、（ ）CRSに基づく義務を履行する方法を定めた方針および手続に関する文書を作成し、実行すること、（ ）「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、ならびに（ ）かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することを義務付けられています。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、報告対象口座に関連する海外の財政当局（例えば、米国報告対象口座の場合はIRS）に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信します。

報告金融機関であり、U S I G Aを実施するA E O I規則を遵守するファンドは、米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「米国F A T C A」といいます。）のデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがって、米国F A T C Aの要件の「みなし遵守者」となり、F A T C A源泉徴収税を課税されることはなく、また、非協力的口座を閉鎖する必要はありません。ケイマン諸島報告金融機関は、米国F A T C A源泉徴収税の課税を免除されるために、自らの米国F A T C A上の地位に関し、米国の納税申告用紙に証明書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となる場合があります。U S I G Aの条項に基づき、トラスト／ファンドへの支払に対して米国F A T C A源泉徴収税は課されませんが、ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関（U S I G Aに定義されます。）とみなされた場合には、この限りではありません。U S I G Aを実施するA E O I規則の下では、ケイマン諸島金融機関は、米国F A T C Aその他の口座保有者に対する支払に対して税金を源泉徴収する義務を負いません。

ファンドへの投資ならびに／またはファンドへの投資の継続により、投資者は、受託会社および／またはその他のサービス提供者に対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、ファンドによるA E O I規則の遵守が投資者情報の開示および口座保有者および／または支配者の情報の開示につながる可能性があること、ならびにかかる情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとします。投資者が（結果にかかわらず）要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しもしくは解約および／または投資者の口座の閉鎖を含み、これに限られないあらゆる措置を講じること、および／またはあらゆる救済を求めることを義務付けられることがありおよび／またはかかる権利を留保します。ケイマン諸島税務情報局が発行したガイダンスに基づき、口座開設から90日以内に証明書類が得られない場合、ファンドは投資者の口座を閉鎖しなければなりません。

受益証券の購入を検討する投資者は、ファンドに関する税金の勘案事項について自身の税務顧問に相談すべきです。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2025年6月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ケイマン諸島	884,689.16	96.61
現金・その他の資産（負債控除後）		31,029.54	3.39
合計 (純資産総額)		915,718.70 (約133百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2025年6月末日現在)

銘柄の名称	国名	株数 (株)	取得原価 (単価) (米ドル)	取得原価 (金額) (米ドル)	時価 (単価) (米ドル)	時価 (金額) (米ドル)	投資 比率 (%)
ダイワ・グローバル・トラスト - ダイワ/フィデリティ・ アジア・ハイ・イールド・ ボンド・ファンド 米ドル・クラス受益証券	ケイマン 諸島	7,436.80	109.171	811,881.62	118.961	884,689.16	96.61

参考情報

●<参考情報>ダイワ・グローバル・トラスト・ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの組入上位銘柄 (2025年6月末日現在)

順位	銘柄の名称	発行地	種類	利率(%)	償還期限	組入比率(%)
1	STUDIO CITY FINA 6.5% 01/15/28	英領ヴァージン諸島	社債	6.500	2028年1月15日	3.99
2	FORTUNE ST 3.95% 10/02/26/EUR/	英領ヴァージン諸島	社債	3.950	2026年10月2日	3.31
3	MEDCO CYPRESS 8.625% 05/19/30	シンガポール	社債	8.625	2030年5月19日	3.18
4	DIAMOND II LTD 7.95% 07/28/26	モーリシャス	社債	7.950	2026年7月28日	3.14
5	VEDANTA RESOUR 9.475% 07/24/30	イギリス	社債	9.475	2030年7月24日	3.10
6	CHINA CITIC BANK IN V/R /PERP/	香港	社債	6.510	2174年1月29日	3.04
7	INDIKA INTI ENE 8.75% 05/07/29	インドネシア	社債	8.750	2029年5月7日	2.99
8	UPL CORP LTD 4.625% 06/16/30	モーリシャス	社債	4.625	2030年6月16日	2.98
9	MGM CHINA HOLDI 4.75% 02/01/27	ケイマン諸島	社債	4.750	2027年2月1日	2.84
10	MELCO RESORTS 5.375% 12/04/29	ケイマン諸島	社債	5.375	2029年12月4日	2.61

(注) 組入比率とは、投資対象ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません(2025年6月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません(2025年6月末日現在)。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2025年６月末日前一年間における各月末の純資産の推移は、以下の通りです。

<米ドル・コース>

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第５会計年度末 (2016年３月末日)	6,285	910	98.05	14,199
第６会計年度末 (2017年３月末日)	5,710	827	104.43	15,123
第７会計年度末 (2018年３月末日)	3,929	569	101.92	14,759
第８会計年度末 (2019年３月末日)	3,515	509	99.88	14,464
第９会計年度末 (2020年３月末日)	2,437	353	81.26	11,767
第10会計年度末 (2021年３月末日)	2,442	354	94.52	13,687
第11会計年度末 (2022年３月末日)	1,145	166	64.68	9,366
第12会計年度末 (2023年３月末日)	771	112	49.24	7,130
第13会計年度末 (2024年３月末日)	612	89	43.73	6,333
第14会計年度末 (2025年３月末日)	580	84	42.73	6,188
2024年７月末日	651	94	44.08	6,383
８月末日	650	94	44.01	6,373
９月末日	654	95	44.23	6,405
10月末日	647	94	43.79	6,341
11月末日	632	92	43.22	6,259
12月末日	625	91	43.02	6,230
2025年１月末日	616	89	42.84	6,204
２月末日	598	87	43.15	6,249
３月末日	580	84	42.73	6,188
４月末日	571	83	42.07	6,092
５月末日	530	77	42.16	6,105
６月末日	532	77	42.28	6,123

（注）上記「純資産総額」および「１口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で公表された純資産総額および１口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。以下同じです。

< ブラジル・リアル・ヘッジコース >

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第5会計年度末 (2016年3月末日)	32,375	4,688	51.72	7,490
第6会計年度末 (2017年3月末日)	55,325	8,012	62.07	8,988
第7会計年度末 (2018年3月末日)	21,904	3,172	57.09	8,267
第8会計年度末 (2019年3月末日)	17,139	2,482	46.67	6,758
第9会計年度末 (2020年3月末日)	9,181	1,330	28.08	4,066
第10会計年度末 (2021年3月末日)	9,400	1,361	29.44	4,263
第11会計年度末 (2022年3月末日)	4,314	625	24.04	3,481
第12会計年度末 (2023年3月末日)	2,676	388	16.66	2,413
第13会計年度末 (2024年3月末日)	1,559	226	14.39	2,084
第14会計年度末 (2025年3月末日)	355	51	11.70	1,694
2024年7月末日	995	144	12.70	1,839
8月末日	634	92	12.59	1,823
9月末日	659	95	13.09	1,896
10月末日	465	67	12.13	1,757
11月末日	435	63	11.56	1,674
12月末日	357	52	10.94	1,584
2025年1月末日	358	52	11.52	1,668
2月末日	360	52	11.57	1,675
3月末日	355	51	11.70	1,694
4月末日	351	51	11.58	1,677
5月末日	347	50	11.45	1,658
6月末日	355	51	12.02	1,741

< 豪ドル・ヘッジコース >

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第5会計年度末 (2016年3月末日)	3,509	508	78.69	11,395
第6会計年度末 (2017年3月末日)	2,100	304	82.83	11,995
第7会計年度末 (2018年3月末日)	1,186	172	81.04	11,735
第8会計年度末 (2019年3月末日)	1,076	156	72.67	10,523
第9会計年度末 (2020年3月末日)	360	52	50.36	7,293
第10会計年度末 (2021年3月末日)	280	41	72.59	10,512
第11会計年度末 (2022年3月末日)	183	27	48.95	7,088
第12会計年度末 (2023年3月末日)	100	14	32.80	4,750
第13会計年度末 (2024年3月末日)	62	9	27.95	4,047
第14会計年度末 (2025年3月末日)	28	4	26.03	3,769
2024年7月末日	58	8	28.28	4,095
8月末日	61	9	29.31	4,244
9月末日	62	9	30.09	4,357
10月末日	58	8	28.10	4,069
11月末日	57	8	27.58	3,994
12月末日	54	8	26.18	3,791
2025年1月末日	30	4	26.17	3,790
2月末日	31	4	26.25	3,801
3月末日	28	4	26.03	3,769
4月末日	28	4	26.24	3,800
5月末日	28	4	26.44	3,829
6月末日	29	4	26.99	3,908

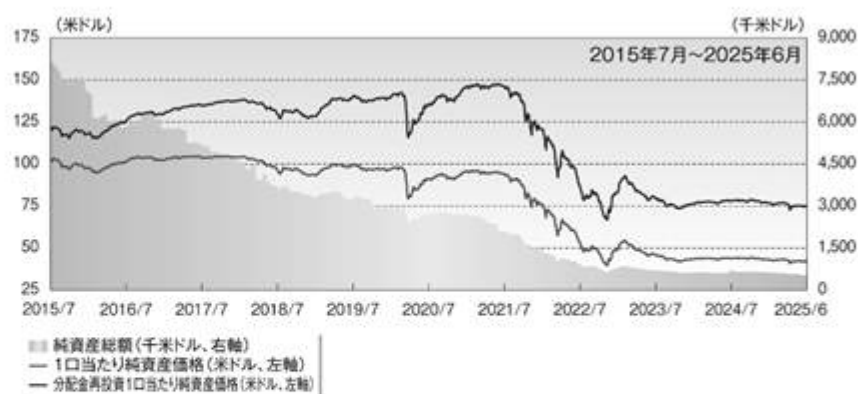
参考情報

基準価額・純資産の推移

米ドル・コース

1口当たり 純資産価格	42.28米ドル
純資産総額	532千米ドル

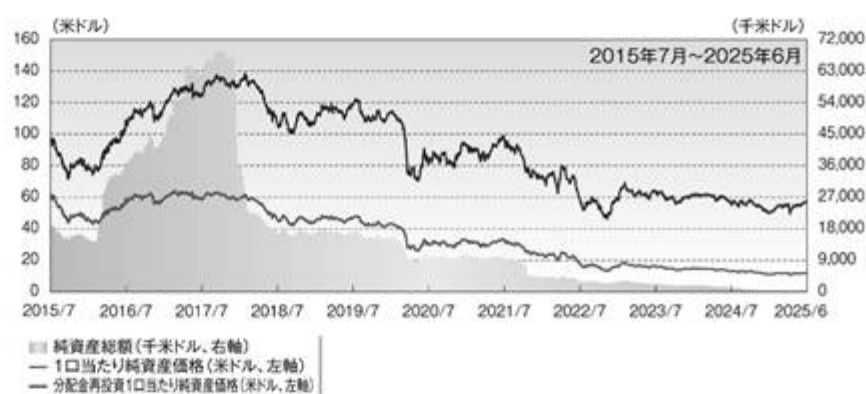
(2025年6月末日現在)



ブラジル・リアル・ヘッジコース

1口当たり 純資産価格	12.02米ドル
純資産総額	355千米ドル

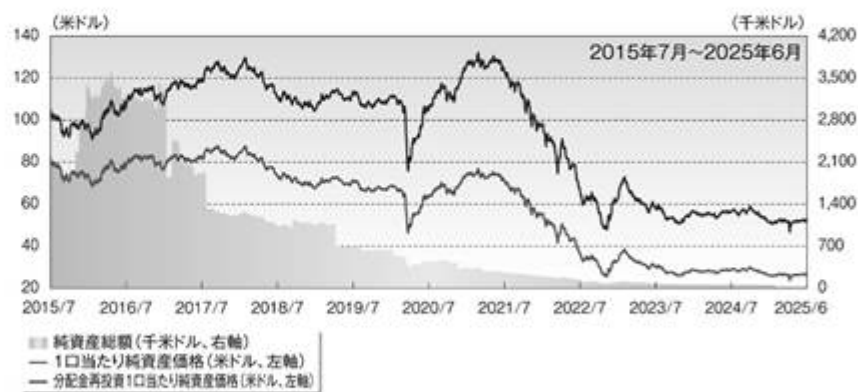
(2025年6月末日現在)



豪ドル・ヘッジコース

1口当たり 純資産価格	26.99米ドル
純資産総額	29千米ドル

(2025年6月末日現在)



(注) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、各コースの公表されている1口当たり純資産価格に各分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、公表されている1口当たり純資産価格とは異なります。

【分配の推移】

下記会計年度および2025年6月末日前一年間における各月の分配の推移は、以下の通りです。

< 米ドル・コース >

	1口当たりの分配金	
	米ドル	円
第5会計年度	4.80	695.09
第6会計年度	4.80	695.09
第7会計年度	4.10	593.72
第8会計年度	4.00	579.24
第9会計年度	4.80	695.09
第10会計年度	4.80	695.09
第11会計年度	3.60	521.32
第12会計年度	3.30	477.87
第13会計年度	1.40	202.73
第14会計年度	0.30	43.44
2024年7月	0	0
8月	0	0
9月	0	0
10月	0	0
11月	0	0
12月	0	0
2025年1月	0	0
2月	0	0
3月	0	0
4月	0	0
5月	0	0
6月	0	0

< ブラジル・リアル・ヘッジコース >

	1口当たりの分配金	
	米ドル	円
第5会計年度	8.60	1,245.37
第6会計年度	7.90	1,144.00
第7会計年度	6.50	941.27
第8会計年度	4.20	608.20
第9会計年度	3.40	492.35
第10会計年度	2.40	347.54
第11会計年度	2.40	347.54
第12会計年度	3.00	434.43
第13会計年度	1.80	260.66
第14会計年度	1.20	173.77
2024年7月	0.10	14.48
8月	0.10	14.48
9月	0.10	14.48
10月	0.10	14.48
11月	0.10	14.48
12月	0.10	14.48
2025年1月	0.10	14.48
2月	0.10	14.48
3月	0.10	14.48
4月	0.10	14.48

5 月	0.10	14.48
6 月	0.10	14.48

< 豪ドル・ヘッジコース >

	1 口当たりの分配金	
	米ドル	円
第 5 会計年度	5.30	767.49
第 6 会計年度	4.80	695.09
第 7 会計年度	3.70	535.80
第 8 会計年度	3.60	521.32
第 9 会計年度	2.90	419.95
第10会計年度	3.40	492.35
第11会計年度	2.40	347.54
第12会計年度	2.20	318.58
第13会計年度	0.90	130.33
第14会計年度	0	0
2024年 7 月	0	0
8 月	0	0
9 月	0	0
10月	0	0
11月	0	0
12月	0	0
2025年 1 月	0	0
2 月	0	0
3 月	0	0
4 月	0	0
5 月	0	0
6 月	0	0

参考情報

分配の推移

米ドル・コース

	1口当たりの分配金
	米ドル
第5会計年度	4.80
第6会計年度	4.80
第7会計年度	4.10
第8会計年度	4.00
第9会計年度	4.80
第10会計年度	4.80
第11会計年度	3.60
第12会計年度	3.30
第13会計年度	1.40
第14会計年度	0.30
設定来累計	51.90

ブラジル・リアル・ヘッジコース

	1口当たりの分配金
	米ドル
第5会計年度	8.60
第6会計年度	7.90
第7会計年度	6.50
第8会計年度	4.20
第9会計年度	3.40
第10会計年度	2.40
第11会計年度	2.40
第12会計年度	3.00
第13会計年度	1.80
第14会計年度	1.20
設定来累計	78.40

豪ドル・ヘッジコース

	1口当たりの分配金
	米ドル
第5会計年度	5.30
第6会計年度	4.80
第7会計年度	3.70
第8会計年度	3.60
第9会計年度	2.90
第10会計年度	3.40
第11会計年度	2.40
第12会計年度	2.20
第13会計年度	0.90
第14会計年度	0.00
設定来累計	52.80

（注）上記表中の「設定来累計」は、2025年3月末日までの累計額を記載しています。

【収益率の推移】

下記会計年度における収益率は、以下の通りです。

< 米ドル・コース >

	収益率（注）
第5会計年度 （2015年4月1日～2016年3月31日）	0.27%
第6会計年度 （2016年4月1日～2017年3月31日）	11.40%
第7会計年度 （2017年4月1日～2018年3月31日）	1.52%
第8会計年度 （2018年4月1日～2019年3月31日）	1.92%
第9会計年度 （2019年4月1日～2020年3月31日）	-13.84%
第10会計年度 （2020年4月1日～2021年3月31日）	22.22%
第11会計年度 （2021年4月1日～2022年3月31日）	-27.76%
第12会計年度 （2022年4月1日～2023年3月31日）	-18.77%
第13会計年度 （2023年4月1日～2024年3月31日）	-8.35%
第14会計年度 （2024年4月1日～2025年3月31日）	-1.60%

< ブラジル・リアル・ヘッジコース >

	収益率（注）
第5会計年度 （2015年4月1日～2016年3月31日）	0.53%
第6会計年度 （2016年4月1日～2017年3月31日）	35.29%
第7会計年度 （2017年4月1日～2018年3月31日）	2.45%
第8会計年度 （2018年4月1日～2019年3月31日）	-10.90%
第9会計年度 （2019年4月1日～2020年3月31日）	-32.55%
第10会計年度 （2020年4月1日～2021年3月31日）	13.39%
第11会計年度 （2021年4月1日～2022年3月31日）	-10.19%
第12会計年度 （2022年4月1日～2023年3月31日）	-18.22%
第13会計年度 （2023年4月1日～2024年3月31日）	-2.82%
第14会計年度 （2024年4月1日～2025年3月31日）	-10.35%

< 豪ドル・ヘッジコース >

	収益率（注）
第5会計年度 （2015年4月1日～2016年3月31日）	2.45%
第6会計年度 （2016年4月1日～2017年3月31日）	11.36%
第7会計年度 （2017年4月1日～2018年3月31日）	2.31%
第8会計年度 （2018年4月1日～2019年3月31日）	-5.89%
第9会計年度 （2019年4月1日～2020年3月31日）	-26.71%
第10会計年度 （2020年4月1日～2021年3月31日）	50.89%
第11会計年度 （2021年4月1日～2022年3月31日）	-29.26%
第12会計年度 （2022年4月1日～2023年3月31日）	-28.50%
第13会計年度 （2023年4月1日～2024年3月31日）	-12.04%
第14会計年度 （2024年4月1日～2025年3月31日）	-6.87%

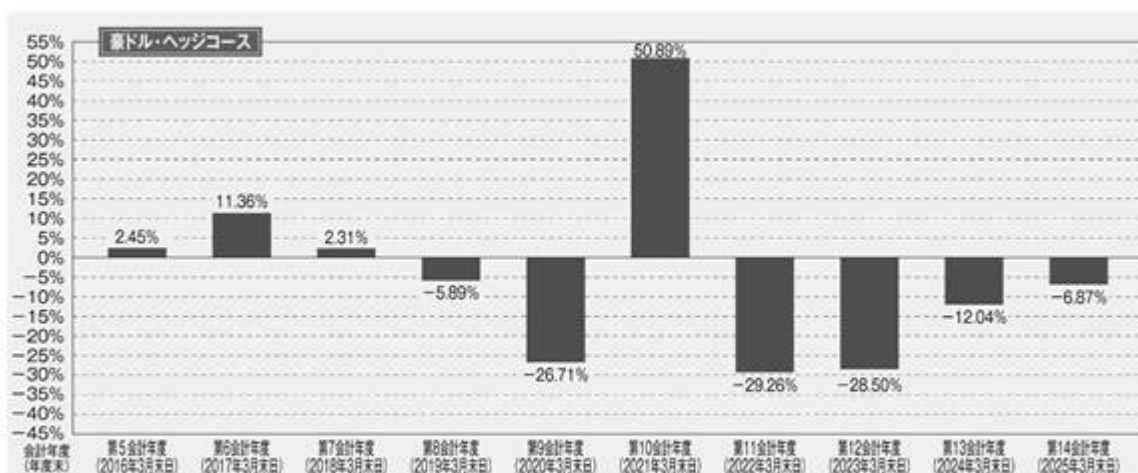
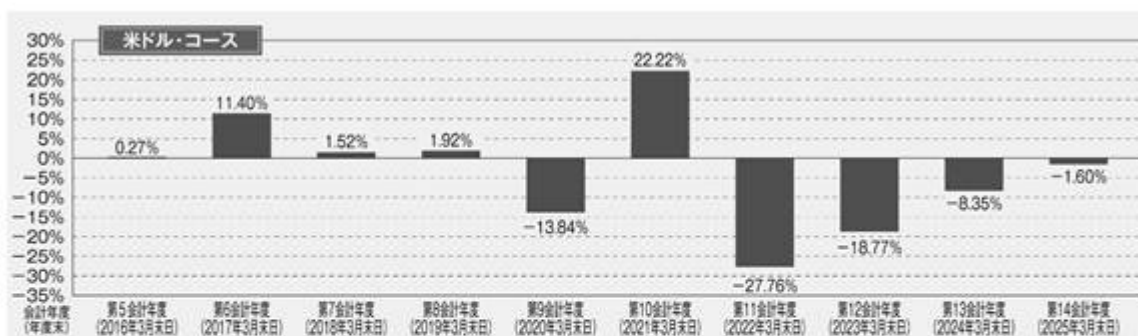
（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝上記会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度中の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

参考情報

年間収益率の推移



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

ファンドにはベンチマークはありません。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下の通りです。

<米ドル・コース>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第５会計年度	8,525 (8,525)	20,210 (20,210)	64,103 (64,103)
第６会計年度	8,740 (8,740)	18,168 (18,168)	54,675 (54,675)
第７会計年度	3,725 (3,725)	19,847 (19,847)	38,553 (38,553)
第８会計年度	2,759 (2,759)	6,114 (6,114)	35,198 (35,198)
第９会計年度	1,955 (1,955)	7,156 (7,156)	29,997 (29,997)
第10会計年度	0 (0)	4,163 (4,163)	25,834 (25,834)
第11会計年度	85 (85)	8,220 (8,220)	17,699 (17,699)
第12会計年度	300 (300)	2,340 (2,340)	15,659 (15,659)
第13会計年度	0 (0)	1,665 (1,665)	13,994 (13,994)
第14会計年度	2,100 (2,100)	2,515 (2,515)	13,579 (13,579)

<ブラジル・レアル・ヘッジコース>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第５会計年度	358,526 (358,526)	15,589 (15,589)	625,987 (625,987)
第６会計年度	284,665 (284,665)	19,279 (19,279)	891,373 (891,373)
第７会計年度	245,873 (245,873)	753,569 (753,569)	383,677 (383,677)
第８会計年度	31,160 (31,160)	47,581 (47,581)	367,256 (367,256)
第９会計年度	6,139 (6,139)	46,440 (46,440)	326,955 (326,955)
第10会計年度	736 (736)	8,437 (8,437)	319,254 (319,254)
第11会計年度	0 (0)	139,846 (139,846)	179,408 (179,408)
第12会計年度	0 (0)	18,790 (18,790)	160,618 (160,618)
第13会計年度	0 (0)	52,307 (52,307)	108,311 (108,311)
第14会計年度	0 (0)	77,988 (77,988)	30,323 (30,323)

<豪ドル・ヘッジコース>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第５会計年度	20,525 (20,525)	2,602 (2,602)	44,590 (44,590)

第 6 会計年度	12,065 (12,065)	31,300 (31,300)	25,355 (25,355)
第 7 会計年度	0 (0)	10,718 (10,718)	14,637 (14,637)
第 8 会計年度	1,400 (1,400)	1,225 (1,225)	14,812 (14,812)
第 9 会計年度	0 (0)	7,660 (7,660)	7,152 (7,152)
第10会計年度	0 (0)	3,290 (3,290)	3,862 (3,862)
第11会計年度	0 (0)	120 (120)	3,742 (3,742)
第12会計年度	0 (0)	707 (707)	3,035 (3,035)
第13会計年度	0 (0)	800 (800)	2,235 (2,235)
第14会計年度	0 (0)	1,170 (1,170)	1,065 (1,065)

（注 1）括弧内の数字は、本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表します。

（注 2）上記の数値は、評価日付で公表された販売及び買戻しの実績、ならびに発行済口数を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

（1） 海外における販売

各コースの受益証券は、一定の例外的な場合を除いて、各取引日に適用ある購入価格で取得申込みが可能です。各コースの受益証券1口当たりの購入価格は、当該取引日にかかる評価日の評価時点における各コースに帰属する純資産総額を当該評価日における各コースの発行済受益証券口数で除して小数第3位を四捨五入することにより計算されます。かかる端数処理による利益は、ファンドにより留保されます。申込金額の3%（適用される消費税の額を除きます。）を上限とする申込手数料を徴収することができます。申込手数料は、日本における販売会社に支払われます。

発行限度額

ファンドの純資産総額は、6億2,500万米ドルを上限とします。

申込みが上記に記載の限度額に違反する場合、当該申込みは受諾されません。

手続

各コースの受益証券は、各取引日に取得申込みが可能です。各コースの受益証券の取得申込みを行おうとする者は、記入済の販売契約を（申込者の身元確認および申込代金の資金源を証明するため要求された裏付情報および文書を添付した上で）、特定のコースに適用される当該取引日の午前11時（ロンドン時間）までに管理事務代行会社に受領されるようファクシミリで送付しなければなりません。午前11時（ロンドン時間）以降に受領された取得申込みは、翌取引日に繰り越されます。決済資金は、当該取引日から起算して5営業日目までにファンドの口座に米ドル貨で受領されなければなりません。

管理会社、受託会社もしくは管理事務代行会社またはそれらにより適式に任命された代理人もしくは代行者が、ファクシミリで送付された販売契約を受領できずもしくは判読できなかったことから発生した損失について、または、ファクシミリにより受信し、それが適切に権限を付与された者から発信されたものであると誠実に信じて、何らかの措置を講じたために発生した損失について、責任を負わないことに、投資者は留意しなくてはなりません。

全額の即時決済可能資金による支払が、前記の該当する支払期限に受領されない場合、管理会社は、（受託会社と協議の上）受益証券が発行された日に有効とならずであった該当する受益証券の発行を（申込人が支払期限の到来している支払を行わなかったことに対する請求を損なうことなく）取り消すことができます。かかる取消しにより、該当する受益証券は今まで一度も発行されたことがないものとみなされ、かかる受益証券の申込者は当該受益証券について管理会社または受託会社に対して請求権を持たないものとします。ただし、以前の純資産総額の計算は、かかる受益証券の取消しにより再計算され、または無効とされないものとし、管理会社は、受益証券の申込み、発行およびその後の取消しの処理にかかった管理事務費用に相当すると随時決定する額の取消手数料を申込人に請求し、ファンドまたはファンドに対するいずれかの業務提供者の利益のために保持する権利を有するものとします。

すべての申込金は、申込人名義で保有されている口座から拠出されたものでなければなりません。第三者による支払は認められません。

管理会社および/または受託会社が管理事務代行会社と協議の上、投資者との間で他の通貨建てによる支払に関する取決めを行っている場合を除き、支払は米ドル貨で行わなければなりません。

受益証券を申し込む場合には、申込口数を指定して行わなければなりません。米ドル・コース、ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースの最低申込額は1口であり、1口に満たない端数の受益証券を発行することができません。

管理会社および/または受託会社は、投資運用会社と協議の上、その絶対的な裁量により、受益証券の申込みの全部または一部の拒絶を決定することができ、かかる場合、支払われた申込代金またはその残額（場合によります。）は、実務上可能な限り迅速に、かつ申込者のリスクおよび費用負担において（利息を付さないで）支払銀行宛に返還されます。

受託会社は、後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 基準価額の計算の停止」の項に記載された一定の状況において、受益証券の発行の停止を宣言することができます。

記入済の申込書は、管理事務代行会社により受領された後は撤回することができません。管理事務代行会社は、記入済の販売契約、ならびに、必要な場合には、申込者の身元確認および申込代金の資金源を証明するために管理事務代行会社により要請されたすべての文書を受領した後、申込みが認められた申込者に対して所有確認契約証書を発行します。かかる所有確認契約証書は、通常、特定のコースに適用される当該取引日に発行されます。管理事務代行会社が、所有確認契約証書を発行する前に申込者からの追加的な情報が必要であると判断する場合、管理事務代行会社は、申込人に書簡を送り、必要な情報を請求します。

疑義を避けるために述べると、申込者の身元確認および申込代金の資金源を証明するために要求されたすべての情報および文書を受領するまで、受益証券の申込みは処理されず、また、受益証券は発行されません。管理事務代行会社が、かかる情報および文書を受領しない場合、管理事務代行会社は、申込者に対して申込書を返却し、申込者が支払ったすべての申込代金を申込者のリスクおよび費用負担で支払銀行に対して利息を付さないで返金することができます。これらを前提とした上で、受益証券は、特定のコースに適用される関連する取引日に発行されたものとみなされます。

非適格申込人

受益証券の申込みを行おうとする者は、販売契約の中で、特に関係法令に違反することなく受益証券を取得し、保有できることを表明し、保証する義務を負います。

結果としてファンドが納税責任を負い、またはファンドが被らずにすむはずのその他の金銭的不利益を被ることになると管理会社および／または受託会社が判断する状況下において、いずれの者にも受益証券を販売または発行することができません。

受益証券の申込者は、販売契約の中で、特にファンドに投資するリスクを評価するために金融問題に関する知識、専門性および経験を有すること、ファンドが投資する資産およびかかる資産を保有および／または売買する方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドに対するすべての投資を失うことに耐えられることを表明し、かつ保証しなければなりません。

受益証券の形式

すべての受益証券は記名式受益証券です。受益者の権利については、受益証券の券面ではなく、受益者名簿の記載がその証拠となります。受益証券は1名の名義または4名を上限とする共同名義で登録することができます。受益者名簿の写しは、合理的な期間による通知後通常の営業時間中、管理事務代行会社の事務所において受益者が自ら保有する受益証券にかかる部分について閲覧可能です。

マネーロンダリング防止規則

マネーロンダリングの防止ならびにテロリストへの資金提供およびテロリストの拡散につながる金融の対策を目的とした法令または規則を遵守するため、受託会社は、その手続を採用および維持することを要求され、受益証券の申込者に対し、自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）および資金源を証明する証拠を提出するよう要求することができます。許容される場合には、一定の条件に従った上で、受託会社は、かかる手続の維持（デュー・ディリジェンス情報の取得を含みます。）について適切な者に依頼し、またはその他の方法で適切な者に委託することができます（かかる者を、以下「AML担当者」といいます。）。

受託会社、受託会社の代理人としての管理事務代行会社および／またはAML担当者は、受益証券の申込者自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）およびその資金源を証明するのに必要な情報を請求する権利を有します。状況により、受託会社、受託会社の代理人としての管理事務代行会社および／またはAML担当者は、適用法令上の免除規定が適用される場合には、申込時に完全なデュー・ディリジェンスを要求しないこともできます。ただし、受益証券に関する支払または受益証券の譲渡の前に、詳細な身元確認が必要となる場合があります。

各申込みの状況に応じて、以下のいずれかに該当する場合は、申込時に詳細な身元確認が要求されないことがあります。

- (a) 申込者が、受託会社、受託会社の代理人としての管理事務代行会社および／またはAML担当者によりマネーロンダリングまたはテロリストへの資金提供のリスクが低いと評価される法域（以下「低リスク法域」といいます。）の規制金融機関における自己名義の口座から支払を行う場合

- (b) 申込人が、公認の規制当局の規制を受けるかまたは公認の証券取引所に上場しており（またはそのいずれかの子会社であり）、かつ、低リスク法域に所在するか低リスク法域で設立され、または低リスク法域の法律に基づいて設立された場合
- (c) 申込みが、公認の規制当局の規制を受け、かつ、低リスク法域に所在するか、低リスク法域で設立され、または低リスク法域の法律に基づき設立された仲介業者を通じて行われ、要求された場合には、対象投資者について実行される手続および身元確認情報の提供に関して保証が行われる場合

かかる免除の目的において、金融機関、規制当局、証券取引所または法域の認定は、随時改正されるケイマン諸島のマネーロンダリング防止規則（改訂済）

立証に必要とされる情報を提出する際に申込人の側においてその遅滞または不履行がある場合、受託会社、受託会社の代理人としての管理事務代行会社および／またはAML担当者は、申込みの受け付けを拒絶することができ、または申込みが既に約定している場合には、ファンドの条項に従い、その受益証券の停止もしくは買戻しを行うことができます。その場合、受領済みの資金は、送金元の口座に無利息で返金されます。

受託会社、受託会社の代理人としての管理事務代行会社および／またはAML担当者は、受益者に対する買戻代金または分配金の支払が適用法令を遵守していない可能性があるとして疑われ、もしくは遵守していない可能性について通知を受けている場合、または受託会社、受託会社の代理人としての管理事務代行会社および／またはAML担当者が適用法令を遵守するためには買戻代金または分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができます。

ケイマン諸島内の者が、他の者が犯罪行為を行うかまたはテロもしくはテロリストの資産に関与していることを知りまたは関与しているという疑念を持ち、またはその認識または疑念を持つ合理的な根拠を有する場合、また、当該認識または疑念についての情報を規制業種に属する事業の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において認めた場合、当該者は、かかる認識または疑念を、（ ）犯罪行為またはマネーロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪所得に関する法律（改正済）の手続に従いケイマン諸島の財務報告当局（以下「FRA」といいます。）に対して、（ ）または発覚がテロまたはテロリストへの資金提供およびテロリストの資産に関する場合には、ケイマン諸島のテロに関する法律（改正済）に従い巡査以上の階級を有する警察官またはFRAに対して報告しなければなりません。当該報告は、法令等により課せられる機密保持義務または情報の開示制限の違反とは扱われません。

CIMAは、トラストおよびファンドによる随時改正されるケイマン諸島のマネーロンダリング防止規則（改訂済）の規定の違反についてトラストおよびファンドに対して、また、違反に同意したか、もしくは、違反を黙認したトラストもしくはファンドの受託会社もしくは役員または違反が起因すると証明された、懈怠を行った者に対して、多額の行政上の罰金を科す裁量の権限を有します。トラストおよびファンドがかかる行政上の罰金を支払う限りにおいて、トラストおよびファンドがかかる罰金および関連する手続の経費を負担します。

投資者は、受託会社に連絡することにより、トラストの現任のマネーロンダリング防止遵守責任者、マネーロンダリング報告責任者およびマネーロンダリング報告副責任者の詳細（連絡先の詳細を含みます。）を入手することができます。

申込人は申込みを行うことにより、自らのためおよび実質的所有者ならびに支配者の代理として、ケイマン諸島およびその他の法域におけるマネーロンダリング、租税情報交換、規制および類似の事項に関して請求があった場合には、監督官庁その他に対して、受託会社および受託会社の代理人としての管理事務代行会社が情報を開示することについて同意するものとします。

ケイマン諸島データ保護

ケイマン諸島政府は、2017年5月18日にデータ保護法（改正済）（以下「データ保護法」といいます。）を制定しました。データ保護法は、国際的に認められたデータ・プライバシーの原則に基づく受託会社および管理会社の法律上の要件を導入するものです。

受託会社ならびに管理会社は、データ保護法に基づく受託会社および管理会社のデータ保護義務ならびに投資者（および投資者に關係する個人）のデータ保護の権利を概説する書類を作成しました（以下「ファンド・プライバシー通知」といいます。）。ファンド・プライバシー通知は、英文目論見書別紙に添付されます。

ファンドへの投資ならびに受託会社、管理会社ならびにそのまたはそれらの関連会社および／または委託先とのやりとり（受益証券の申込書の記入、および該当する場合は電子的通信または

通話の記録を含みます。)を行うことにより、または投資者に關係する個人(例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資者、顧客、実質的所有者または代理人)の情報を受託会社または管理会社に対して提供することにより、当該個人は、受託会社、管理会社ならびにそのまたはそれらの関連会社および/または委託先(管理事務代行会社を含みますが、これらに限られません。)に対して、データ保護法上の「個人データ」を構成する一定の個人情報を提供することになる点に、投資予定者は留意する必要があります。受託会社および管理会社は、かかる個人データに関するデータ管理者を務めるものとします。それらの関連会社および/または委託先(例えば、管理事務代行会社)は、データ処理者(または一定の場合において、自身の資格によりデータ管理者)を務めることができます。

ファンドに投資することおよび/またはファンドへの投資を継続することにより、投資者は、ファンド・プライバシー通知を精読し、およびこれを理解したこと、ならびにファンド・プライバシー通知がファンドへの投資に関連するそのデータ保護の権利および義務の概要を提供するものであることを了解したものとみなされます。

データ保護法に基づく監督は、ケイマン諸島の行政監察官(オンブズマン)事務所の責任です。受託会社によるデータ保護法の違反は、是正命令、制裁金または刑事告発を含むオンブズマンによる強制措置に至る可能性があります。

制裁

受託会社は、適用ある制裁の対象である法主体、個人および組織との取引ならびに/または投資対象の取引を制限する法律に従います。

したがって、受託会社は、申込者に対し、申込者および、申込者の知りまたは信じる限りにおいて、その実質的な所有者、管理者または授權された者(以下「関係者」といいます。)(もしあれば)が、()米国財務省外国資産管理局(以下「OFAC」といいます。))によって維持されるか、またはEUおよび/もしくは英国の規則(後者が命令によりケイマン諸島に適用される場合を含みます。))に基づく、制裁の対象となる法主体または個人のリストに記載されていないこと、()国際連合、OFAC、EUおよび/または英国により課される制裁が適用される国または領域に事業の拠点を置いておらず、また居住していないこと、ならびに()その他国際連合、OFAC、EUまたは英国により課される制裁(後者が命令によりケイマン諸島に適用される場合を含みます。))の対象(以下総称して「制裁対象」といいます。))でないことを継続的に表明し、保証するよう要求します。

申込者または関係者が制裁対象であるか、または制裁対象となった場合、受託会社は、申込者が制裁対象でなくなるまで、または申込者との追加の取引および/もしくはファンドにおける申込者の持分の追加の取引を続けるための認可が適用法に基づき取得されるまで、直ちに、かつ、申込者に通知を行うことなくかかる追加の取引を停止することを要求される場合があります(以下「制裁対象者事由」といいます。))。受託会社、管理会社、管理事務代行会社およびそれぞれの取締役は、制裁対象者事由に起因して申込者が被った一切の債務、費用、経費、損害および/または損失(直接的、間接的または派生的な損失、利益の喪失、収入の喪失、評判の喪失ならびにすべての利息、違約金および法的費用および一切のその他の専門家費用および経費を含みますがこれらに限られません。))につき、一切の責任を負わないものとします。

(2) 日本における販売

日本においては、以下の申込期間に取扱いが行われます。

2025年10月1日(水曜日)から2025年12月25日(木曜日)まで。

(注)各取引日の日本における販売会社が定める時刻(午後5時)までに当該日本における販売会社が受け付けた買付申込みを、当該取引日の受付分として取り扱います。当該時刻を過ぎて行われる買付申込みは、翌取引日の取扱いとなります。

発行価格は、取得申込みを受け付けた取引日に適用される各コースの基準価額です。

日本における販売会社は口座約款を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定の申込みが必要です。

買付は、口数でのみ申込みができます。

申込手数料の額は、申込口数に応じて、次に掲げる率を乗じて得た額とします。

申込口数	申込手数料
5,000口未満	申込金額の3.30%(税抜3.00%)
5,000口以上5万口未満	申込金額の1.65%(税抜1.50%)

5万口以上10万口未満

申込金額の1.10%（税抜1.00%）

10万口以上

申込金額の0.55%（税抜0.50%）

（注）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示します。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託した投資者の場合、日本における販売会社から申込金額および申込手数料の支払と引換えに取引報告書を受領します。申込金額および申込手数料は、円貨または米ドル貨で支払うものとし、円貨での支払に際し、円貨と米ドル貨の換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによるものとします。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産総額が1億円未満となる等同協会の定める外国証券の取引に関する規則の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときには、受益証券の日本における販売を行うことができません。

2 【買戻し手続等】

（１） 海外における買戻し

受益証券は、受益者の選択に応じて、特定のコースに適用される買戻日に買い戻すことができます。

受益者は、当初の購入にかかる支払が受領されている決済された受益証券に関してのみ、買戻請求を提出することができます。

買戻請求は、ファクシミリにより送付することができます。

受益者は、記入済の買戻請求を、管理事務代行会社から要求されることがあるその他の情報および文書と共に、特定のコースに適用される買戻日の午前11時（ロンドン時間）、または管理会社が特定の場合に決定するその他の時間までに管理事務代行会社に受領されなければなりません。期限に遅れた買戻請求は、次の買戻日まで繰り越され、受益証券は、当該買戻日に適用ある買戻価格で買い戻されます。

管理会社が一般的にまたは特定の場合に別段の定め（後記「買戻しの停止」に記載する場合を含みます。）を行った場合を除き、買戻請求は撤回不能です。

買戻請求は、買戻しを希望する受益証券の口数を指定して提出しなければなりません。特定のコースに適用される買戻日におけるファンドの受益者一人当たりの最低買戻単位は1口以上1口の整数倍です。1口に満たない端数の受益証券の買戻しはできません。

受益者は、ファクシミリにより買戻請求を送付することを選択する場合、かかる買戻請求の不受領のリスクを負うことに留意しなくてはなりません。管理会社、受託会社もしくは管理事務代行会社またはそれらにより適式に任命された代理人もしくは代行者は、ファクシミリで送付された買戻請求を受信できずもしくは判読できなかったことから発生した損失について、または、ファクシミリを受信し、それが適切に権限を付与された者から発信されたものであると誠実に信じて、何らかの措置を講じたために発生した損失について、責任を負いません。

適用ある法域におけるマネーロンダリングの防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻請求を処理するために必要と考える情報および文書を請求する権利を留保します。管理事務代行会社は、買戻しのために受益証券を提出している受益者が、管理事務代行会社が要求する情報の提出を遅滞もしくは履行できない場合、または当該拒絶が管理会社、受託会社もしくは管理事務代行会社がいずれかの法域においていずれかのマネーロンダリング対策のための法令遵守を確保するために必要である場合には、買戻請求の処理を拒絶し、または買戻代金の支払を延期することができます。

買戻価格

受益証券1口当たり買戻価格は、当該買戻日にかかる評価日の評価時点の各コースに帰属する純資産総額を当該評価日における各コースの発行済受益証券口数で除して得られた金額を小数第3位を四捨五入することにより計算されます。かかる端数処理による利益は、ファンドにより留保されます。受益証券の買戻価格を計算する目的上、受託会社は、基準価額から、買戻請求を充足する資金を調達するために資産を換価し、またはポジションを手仕舞いする際にファンドの勘定で負担することが予想される財務上の手数料および申込手数料を反映するのに適切と判断する引当金に相当する金額を控除することができます。

決済

本書に記載されているところに従い、買戻代金は、可能な場合には常に、当該買戻日から起算して5営業日目までに、またはそれより遅い場合には、管理事務代行会社が、記入済みの買戻請求書および前記のように要求されるその他の情報を受領した時点で支払われます。支払は、買戻しを請求している受益者が当該受益証券を申し込むに当たり申込代金の送金に当初使用したのと同じ口座宛てに、当該受益者のリスクおよび費用負担で、直接送金により米ドル貨で行われます。ただし、管理事務代行会社が、その単独の裁量により、別途合意する場合を除きます。買戻代金は、関連する受益証券の買戻しを請求している登録されている受益者にのみ支払われ、第三者に対する支払は認められません。

買戻しの停止

後記「4 資産管理等の概要（１）資産の評価 基準価額の計算の停止」の項に掲げる停止理由に加えて、受託会社は、投資対象ファンドがその純資産総額の決定ならびに／もしくは投資対象ファンドの受益証券の発行および／もしくは買戻しの停止を宣言し、ならびに／または

買戻しのために投資対象ファンドの受益証券を提示している者に対する買戻代金の支払を延期している期間の全部または一部について、純資産総額の決定ならびに／もしくは受益証券の発行および／もしくは買戻しを停止することができ、ならびに／または買戻しのために受益証券を提示している者に対する買戻代金の支払期間を延期することができます。

受益証券の買戻しが停止された場合、受益者は、当該停止が解除される前に行われた買戻請求を撤回することができます。しかし、受益者が買戻請求を撤回しない場合には、当該買戻請求は当該停止が解除された後の翌買戻日まで繰り越され、当該受益証券は、基本信託証書の条項に従い、当該買戻日に適用ある買戻価格で買い戻されます。

かかる停止期間中は受益証券の買戻しは行われません。

買戻しの繰越し

受益者の利益を保護するために、管理会社は、その単独の裁量により、いずれかの買戻日に買い戻すことができる受益証券の総口数を関連するコースの発行済受益証券の口数の30%に制限することができます。かかる場合、当該制限を比例按分ベースで適用し、そのため当該買戻日に受益証券の買戻しを希望するすべての受益者は、同じ割合で受益証券を買い戻すことができます。管理会社は、制限により影響を受ける受益者に通知を行います。当該買戻日に買戻しが行われなかったすべての受益証券に関する買戻請求は、その後前記の所定の期限までに受け取ったすべての買戻請求と合わせて次の買戻日まで繰り越し、そこで（当該制限および以下に定める規定に従って）買戻請求の対象となったすべての受益証券を買い戻すものとします。買戻請求を繰り越す場合、繰り越した買戻請求はその後の買戻日に、繰り越した期間の長さに応じて優先して買い戻すものとします。

強制的買戻し

受託会社が、受益証券が適格投資家でない者によりもしくはかかる者のために保有されている、またはかかる保有によりトラストもしくはファンドが登録を要求され、税金の負担に服し、もしくはいずれかの法域の法律に違反することになると判断する場合、または受託会社がかかる受益証券の申込みもしくは購入のための資金源の適法性に疑義を有する場合、受託会社は、管理会社と協議の上、その保有者に対し、受託会社が決定する期限内にかかる受益証券を（後記「3 受益証券の譲渡」の項に記載される規定に従い）売却し、かかる売却の証拠を受託会社に提出することを指示することができ、これに従わない場合には、かかる受益証券は買い戻されます。

受益者の保有する受益証券は、管理会社の裁量によりいつでも全部または一部について強制的に買い戻されることがあります。

かかる強制的買戻しに関して支払われる価格は、かかる強制的買戻しの日における評価時点で決定された基準価額について、関連する買戻しの資金を調達するために換金されようとしている関連する評価日におけるファンドの投資対象の公表された価額と当該投資対象がその後実際に換金された金額の差額に対する調整分を追加または控除し（管理会社の裁量によります。）、かつ、事前に控除されていない償却額に対する調整分を控除した額に相当する基準価額になります。

(2) 日本における買戻し

日本における受益者は、以下に従い、ファンドの受益証券の買戻しを請求することができます。買戻請求は、日本における販売会社に対して行われます。

受益証券は、受益者の選択に応じて、各買戻日に買い戻すことができます。

（注）各買戻日（取引日）の日本における販売会社が定める時刻（午後5時）までに当該日本における販売会社が受け付けた買戻請求を、当該買戻日の受付分として取り扱います。当該時刻を過ぎて行われる買戻請求は、翌買戻日の取扱いとなります。

買戻価格（基準価額）は、買戻請求を受け付けた買戻日（取引日）に適用される各コースの基準価額です。

受益証券の買戻しは1口以上1口単位とします。

買戻し手数料は課せられません。

約定日は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日（以下「約定日」といいます。通常、取引日の日本における翌営業日）であり、日本における買戻代金の支払は、原則として、約定日から起算して日本における4営業日目に行われます。買戻代金は、円貨または米ドル貨で支払われます。

3 【受益証券の譲渡】

各受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意を得た上で、自らの保有する受益証券を、受託会社が随時承認する様式の書面による証書をもって譲渡することができます。ただし、譲受人は、最初に、当該時点で有効なもしくは受託会社が別途要求する関連するまたは適用ある法域の法規または政府もしくはその他の要件もしくは規制、または受託会社の方針を遵守するため、受託会社により要求される情報を提供します。また、譲受人は、受託会社に対して、(a)受益証券の譲渡が関連する適格投資家に対するものであること、(b)譲受人が投資目的に限り自らの勘定で受益証券を取得すること、また(c)受託会社または管理会社がその裁量で要求するその他の事項に関することを書面により表明しなければなりません。

譲渡に関するすべての証書は、受託会社または管理会社が自らまたは譲渡人および譲受人に代わり署名することを要求されることがあります。譲渡人は、当該譲渡が登録され、かつ譲受人の氏名が受益者として関係する受益者名簿に記載されるまでは引続き受益者であるものとみなされ、また、当該譲渡対象の受益証券に対する権利を有するものとみなされます。譲渡の登録は、受託会社が譲渡証書の原本および上記の情報を受領するまで行われません。

4 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

純資産総額および基準価額の決定

ファンドの純資産総額は、各評価日の評価時点におけるファンドの通貨建てで、かつ、信託証書に記載されている原則に従い計算されます。ファンドの純資産総額は、ファンドの全資産の価額を確定し、そこからファンドの全負債を控除することにより計算されます。

ファンドについて複数のコースの受益証券が発行されている場合、純資産総額は当該ファンドの異なるコースの発行済受益証券の間で割り当てられます。かかる割り当ては、受託会社が管理会社と協議の上決定する方法であって、特定のコースに帰属すべきファンドの資産および負債を他のコースの受益証券の保有者ではなく、当該コースの受益証券の保有者に確実に帰属させるための合理的な方法に基づくものとします。ファンドの通貨と同じ通貨建てのコースの基準価額は、当該コースに帰属する純資産総額を、当該コースの発行済受益証券口数で除す方法によって計算されます。ファンドの基準価額は、小数第3位を四捨五入することにより計算されます。

ファンドの資産は、特に、以下の規定に従い、計算されます。

- (a) 手元現金または預金、為替手形、一覽払約束手形、債権、前払費用、宣言されまたは発生済みかつ未受領の現金配当および利息は、管理会社が、当該預金、為替手形、一覽払約束手形または債権がその全額の価値がないと決定する場合を除いて、その全額とみなされ、全額の価値がないと決定する場合には、その価額は、管理会社が合理的な価額とする価額とみなされます。
- (b) (c)項が適用される運用ファンドの持分の場合を除き、かつ、以下の(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従い、金融商品取引所、商品取引所また、先物取引所または店頭市場において上場され、相場を付けられ、取引されまたは取り扱われている投資対象の価額に基づくすべての計算は、当該計算が行われる日付に、当該場所の営業終了時点の当該投資対象についての主な取引所または市場における最終取引価格（または、売買がない場合には、入手可能な最終の買呼値および売呼値の仲値）を参照して行われ、金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場がない場合、当該投資対象についてマーケット・メイクを行う個人、法人または機関（および当該マーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が指定することのできる特定のマーケット・メーカー）により相場を付けられた投資対象の価額に基づくすべての計算は、相場を付けられた最終の買呼値および売呼値の仲値を参照して行われます。ただし、常に、管理会社がその裁量により、主要な取引所または市場以外の取引所または市場における支配的な価格がすべての状況において当該投資対象に関する価額のより公正な基準を示すと思料する場合には、管理会社は、当該価格を採用することができます。
- (c) 以下(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従い、ファンドと同じ日付で評価される運用ファンドの各持分の価額は、当該日付で計算される当該運用ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの純資産価格であり、または管理会社がそのように決定しもしくは当該運用ファンドがファンドと同じ日付で評価されない場合、当該運用ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの最終の公表純資産価格（入手可能である場合）、または（入手できない場合）当該受益証券、株式もしくはその他の持分の最終の公表償還価格もしくは買呼値とします。

- (d) 純資産総額、償還価格、買呼値および売呼値または建値が、上記(b)項または(c)項に規定されるとおりに入手できない場合、関連する資産の価額は、管理会社が決定する方法により随時決定されます。
- (e) 相場を付けられ、上場され、取引されまたは市場で取り扱われている価格を確認する目的において、受託会社および管理会社は、ファンドの投資対象の評価に関して評価を送信する機械的または電子的システムを使用しかつ依拠することができ、当該システムにより提供された価格は、上記(b)項の目的において最終の取引価格であるとみなされます。
- (f) ファンドの表示通貨以外の通貨建ての投資対象（証券であるか現金であるかを問いません。）の価額は、関連する可能性のあるプレミアム分またはディスカウント分および為替の費用を考慮する状況において管理会社が適切とみなすレート（公式のものかその他のものを問いません。）により、ファンドの表示通貨に換算されます。

コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金証書は、減価償却後の取得原価基準（プレミアムの償却またはディスカウントによる増価を調整した取得価額）により、評価されます。ただし、管理会社は、かかる償却原価法による評価を検討し、その絶対的な裁量により、他の評価方法が当該投資対象の公正な価格をより反映すると考える場合には、その評価方法を採用します。

受託会社（またはその代理人としての管理事務代行会社）によるファンドに関する評価額または純資産総額の決定はすべて、故意の不履行、現実の詐欺または重過失がない限り、ファンドのすべての受益者にとって最終的かつ確定的なものとします。

基準価額の計算の停止

受託会社は、その単独の裁量により、ファンドの純資産総額の計算もしくは受益証券の発行および買戻しを停止することができ、または、買戻しのために受益証券を提出している者に対する買戻代金の支払期間を、以下の期間等の全部もしくは一部の間、延長することができます。

- (a) ファンドの投資対象の相当部分が上場され、相場を付けられ、取引されもしくは取り扱われている金融商品取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が閉鎖されている期間（通常の週末および公休日の閉鎖を除きます。）、または当該取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間
- (b) 管理会社の意見によれば、結果的にファンドが投資対象の処分が合理的に実行可能でない状況、または結果的に当該処分がファンドの受益者を著しく害する状況が存在する場合
- (c) 投資対象の価額もしくはファンドの純資産総額を確定する際に通常採用されているいずれかの手段が停止している場合、または何らかの他の理由によりいずれかの投資対象もしくは他の資産の価額もしくはファンドの純資産総額が、管理会社の意見によれば、合理的にもしくは公正に確定できない場合
- (d) ファンドの投資対象の償還もしくは換金または当該償還もしくは換金に伴う資金の移転が、管理会社の意見によれば通常の価格または通常の為替レートで実行できない期間
- (e) ファンドの運営に関連する受託会社または管理会社の事業運営が、流行病、戦争行為、テロ、反逆行為、革命、市民不安、騒乱、ストライキもしくは天災の結果またはそれらに起因して、相当に妨げられまたは閉鎖される期間

ファンドの全受益者は、停止から30日以内に当該停止について書面で通知され、当該停止の終了時に速やかに通知されます。

（２）【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

（３）【信託期間】

ファンドは、後記「（５）その他 ファンドの解散」に定める事由の発生により終了するまで存続します。

（４）【計算期間】

ファンドの会計年度は毎年３月31日に終了します。

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、当該会計期間の最終営業日の純資産価額に基づき作成されます。

（５）【その他】

発行限度額

ファンドの純資産総額は、６億2,500万米ドルを上限とします。

ファンドの解散

ファンドは、以下のいずれかの事由が最初に発生した時点で終了されます。ファンドが終了する場合、受託会社は、ファンドの全受益者に対して、かかる終了の通知を發します。

- (a) ファンドを継続することまたはトラストを別の法域に移転することが違法となるか、または、受託会社の意見によれば、実行不可能、不可能もしくは得策ではなくもしくはファンドの受益者の利益に反する場合
- (b) ファンドの受益者が、ファンド決議によりファンドの終了を決議した場合
- (c) 信託証書の日付に開始し、同日から150年後に終了する期間の終了
- (d) 受託会社が辞任する意図を書面により通知する場合、もしくは受託会社が強制的または自発的清算を開始した場合で、受託会社および管理会社がかかる受託会社の後任の受託者の地位を受諾する用意のある別の会社をかかるとの通知または清算開始から90日以内に選任または確保することができない場合
- (e) 管理会社が辞任する意図を書面により通知する場合、もしくは管理会社が強制的または自発的清算を開始した場合で、受託会社または管理会社がかかる管理会社の後任の管理者の地位を受諾する用意のある別の会社をかかるとの通知または清算開始から90日以内に選任または確保することができない場合

ファンドは、(a)2026年３月31日、(b)投資対象ファンドのすべての米ドル・クラス受益証券が強制的に買い戻され、もしくはその他発行されなくなった場合（管理会社が異なる決定を行う場合を除きます。）、(c)いずれかの評価日において、ファンドの純資産総額（各コースの純資産総額の合計額）が2,500万米ドルを下回り、かつ管理会社が受託会社に対し、書面によりファンドが解散されるべきである旨通知した場合、または(d)受託会社と管理会社がファンドの終了を合意した場合のいずれかが最初に生じた場合に解散されます。

ファンドが終了された場合、受託会社は、直ちに、ファンドの全受益者に対してかかる終了を通知します。

当初の信託期間終了日は2017年3月31日でしたが、2016年7月5日付で2022年3月31日に延長され、2021年８月18日付で2026年3月31日に延長されました。

信託証書の変更

基本信託証書は、ケイマン諸島の法律を準拠法とします。すべての受益者は、基本信託証書およびそれにより追補される信託証書の要項による利益を受ける権利があり、当該要項に拘束され、また当該要項について通知を受け取るものとみなされます。本書および信託証書の条項との間に矛盾が生じた場合は、信託証書の要項が優先されます。

当該時において有効な信託証書の写しは、受託会社の営業所において、通常の営業時間中無料で閲覧することができ、合理的な手数料の支払により写しを入手することができます。

受益者に対する10日前の書面による通知（受益者決議またはファンド決議により放棄されることがあります。）により、受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者の最善の利益となると考えられる態様および限度において、受託会社および管理会社は、信託証書の補遺に基づき、信託証書の規定に修正、改訂、変更または追加する権限を有します。

関係法人との契約の更改等に関する手続

代行協会員契約

代行協会員契約は、一当事者が他の当事者に対し、３か月前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一当事者が他の当事者に対し、３か月前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

投資運用契約

投資運用契約は、一当事者が他の当事者に対し、90日前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一当事者が他の当事者に対し、90日前に書面による通知をすることにより終了されます。同契約は、マサチューセッツ州の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

資産保管契約

資産保管契約は、一当事者が他の当事者に対し、60日前に書面による通知をすることにより終了されます。同契約は、ニューヨーク州の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

業務委託契約

業務委託契約は、一当事者が他の当事者に対し、1か月前に書面による通知をすることにより終了されます。同契約は日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

5 【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

分配金請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有します。

買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有します。

残余財産分配請求権

トラストおよびファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた詐欺行為、悪意、重過失、故意の不履行または職務懈怠の結果生じる損失について、賠償を請求する権利を有します。

議決権

受託会社は、信託証書の要項により要求される場合、提案された議案が受益者決議である場合には基準価額の総額が全サブ・ファンドの純資産総額の3分の1以上を保有する登録受益者の書面による要求に応じて、または議案がファンド決議である場合には関連するサブ・ファンドの受益証券口数の3分の1以上を保有する登録受益者の書面による要求に応じて、招集通知に記載される日時および場所において、全受益者集会またはファンドの受益者集会（場合によります。）を招集します。各受益者集会について場所、日付および時間ならびに当該集会で提案される決議の概要を記載した15日前の書面による通知は、受託会社により、全受益者集会の場合には各受益者に対して、またはファンドの受益者集会の場合にはファンドの受益者に対して送付されます。受益者集会の基準日は、当該招集通知に明記される日付の21日以上前とします。不注意から招集通知を受益者に送付しなかった場合、または受益者がかかる通知を受け取らなかった場合でも、当該受益者集会の議事は無効とはなりません。受託会社または管理会社の取締役またはその他の授權された役員は、受益者集会に出席し、かつ発言することができます。定足数の要件は、受益者が1名である場合（かかる場合、定足数は当該1名の受益者としします。）を除き、2名の受益者としします。受益者集会において、受益者集会の議決に付される決議は、書面による投票で採決します。議案が受益者決議である場合には基準価額の総額が全サブ・ファンドの純資産総額の

50%以上を保有する受益者により承認される場合、または議案がファンド決議である場合には発行済の関連するサブ・ファンドの受益証券口数の2分の1以上を保有する受益者により承認される場合、投票の結果は、受益者集会の決議とみなされます。受益者決議に関する純資産総額の計算は、集会開催日の直前の関連する評価日の評価時点に行われます。投票において、議決は本人または代理人により行使することができます。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

管理会社またはトラストおよびファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

同 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関する訴訟の裁判管轄権は、下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3 【ファンドの経理状況】

1 【財務諸表】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、米国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c . ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2025年6月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝144.81円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合があります。

（１）【貸借対照表】

ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド
（毎月分配型）- 通貨ドラゴン
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

資産負債計算書
2025年３月31日現在

	米ドル	千円
資産		
投資対象ファンドへの投資および短期投資、公正価値 （取得原価967,370米ドル（140,085千円））	1,014,629	146,928
現金	254	37
先渡為替契約に係る未実現評価益	2,368	343
資産合計	1,017,251	147,308
負債		
先渡為替契約に係る未実現評価損	524	76
未払金：		
未払専門家報酬	45,301	6,560
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	3,531	511
未払資産保管報酬	1,659	240
未払販売報酬	956	138
未払登録料	929	135
未払管理会社代行サービス報酬	519	75
未払代行協会員報酬	159	23
未払投資運用報酬	153	22
未払印刷費	89	13
その他負債	400	58
負債合計	54,220	7,852
純資産	963,031	139,457
豪ドル・ヘッジコース	27,727	4,015
ブラジル・レアル・ヘッジコース	354,949	51,400
米ドル・コース	580,355	84,041
	963,031	139,457
発行済受益証券口数		
豪ドル・ヘッジコース	1,065口	
ブラジル・レアル・ヘッジコース	30,323口	
米ドル・コース	13,579口	
受益証券１口当たり純資産価額		
豪ドル・ヘッジコース	26.03	3,769円
ブラジル・レアル・ヘッジコース	11.71	1,696円
米ドル・コース	42.74	6,189円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド
（毎月分配型）- 通貨ドラゴン
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

損益計算書

2025年３月31日に終了した会計年度

	米ドル	千円
投資収益		
受取利息	5,982	866
投資収益合計	5,982	866
費用		
専門家報酬	35,200	5,097
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	25,057	3,629
登録料	15,401	2,230
印刷費	15,011	2,174
受託報酬	10,000	1,448
資産保管報酬	9,824	1,423
販売報酬	8,597	1,245
管理会社代行サービス報酬	3,153	457
投資運用報酬	2,651	384
代行協会員報酬	1,433	208
その他費用	2,400	348
費用合計	128,727	18,641
投資純損失	(122,745)	(17,775)
実現および未実現利益／（損失）：		
以下に係る実現純利益／（損失）：		
投資対象ファンドの売却	(715,959)	(103,678)
為替取引および先渡為替契約	(132,019)	(19,118)
実現純損失	(847,978)	(122,796)
以下による未実現評価益／（損）の純変動：		
投資対象ファンドへの投資	833,943	120,763
為替換算および先渡為替契約	12,011	1,739
未実現評価益の純変動	845,954	122,503
実現および未実現純損失	(2,024)	(293)
運用による純資産の純減少	(124,769)	(18,068)

添付の注記は、本財務書類の一部である。

ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド
（毎月分配型）- 通貨ドラゴン
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

純資産変動計算書

2025年3月31日に終了した会計年度

	米ドル	千円
運用による純資産の純増加／（減少）		
投資純損失	(122,745)	(17,775)
実現純損失	(847,978)	(122,796)
未実現評価益の純変動	845,954	122,503
運用による純資産の純減少	<u>(124,769)</u>	<u>(18,068)</u>
受益者への分配	(77,970)	(11,291)
ファンド受益証券取引による純資産の純減少	<u>(1,067,586)</u>	<u>(154,597)</u>
純資産の純減少	(1,270,325)	(183,956)
純資産		
期首	<u>2,233,356</u>	<u>323,412</u>
期末	<u>963,031</u>	<u>139,457</u>

	豪ドル・ ヘッジコース	ブラジル・リアル・ ヘッジコース	米ドル・コース
ファンド受益証券取引			
受益証券口数			
発行	- 口	- 口	2,100 口
買戻し	<u>(1,170) 口</u>	<u>(77,988) 口</u>	<u>(2,515) 口</u>
受益証券口数の純変動	<u>(1,170) 口</u>	<u>(77,988) 口</u>	<u>(415) 口</u>

	豪ドル・ ヘッジコース 米ドル	ブラジル・リアル・ ヘッジコース 米ドル	米ドル・コース 米ドル
金額			
発行	-	-	92,295
買戻し	<u>(30,971)</u>	<u>(1,019,635)</u>	<u>(109,275)</u>
ファンド受益証券取引による純資産の純減少	<u>(30,971)</u>	<u>(1,019,635)</u>	<u>(16,980)</u>

	豪ドル・ ヘッジコース 千円	ブラジル・リアル・ ヘッジコース 千円	米ドル・コース 千円
金額			
発行	-	-	13,365
買戻し	<u>(4,485)</u>	<u>(147,653)</u>	<u>(15,824)</u>
ファンド受益証券取引による純資産の純減少	<u>(4,485)</u>	<u>(147,653)</u>	<u>(2,459)</u>

添付の注記は、本財務書類の一部である。

ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド
（毎月分配型）- 通貨ドラゴン
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

財務ハイライト

2025年3月31日に終了した会計年度

受益証券1口当たり要約データ：

	豪ドル・ ヘッジコース 米ドル	ブラジル・リアル・ ヘッジコース 米ドル	米ドル・コース 米ドル
受益証券1口当たり期首純資産価額	27.95	14.39	43.73
投資純損失 [±]	(2.48)	(1.06)	(3.92)
投資による実現および未実現純利益／（損失）	0.56 [*]	(0.42)	3.23 [*]
投資活動による損失合計	(1.92)	(1.48)	(0.69)
受益者への分配	-	(1.20)	(0.30)
受益証券1口当たり期末純資産価額	26.03	11.71	42.74
	豪ドル・ ヘッジコース 円	ブラジル・リアル・ ヘッジコース 円	米ドル・コース 円
受益証券1口当たり期首純資産価額	4,047	2,084	6,333
投資純損失 [±]	(359)	(153)	(568)
投資による実現および未実現純利益／（損失）	81	(61)	468
投資活動による損失合計	(278)	(214)	(100)
受益者への分配	-	(174)	(43)
受益証券1口当たり期末純資産価額	3,769	1,696	6,189
	豪ドル・ ヘッジコース	ブラジル・リアル・ ヘッジコース	米ドル・コース
トータル・リターン ^{**}	(6.87)%	(10.39)%	(1.59)%
期末純資産	27,727米ドル (4,015千円)	354,949米ドル (51,400千円)	580,355米ドル (84,041千円)
平均純資産に対する費用合計の比率 ^{***}	9.27 %	8.63 %	9.42 %
平均純資産に対する投資損失の比率 ^{***}	(8.87)%	(8.20)%	(9.02)%

± 期中の平均発行済受益証券口数に基づいて計算されている。

* 開示金額は、発行と買戻しのタイミングやクラス・レベルの先渡契約活動から損益が発生する場合には、純資産変動計算書と一致しない場合がある。

** トータル・リターンは、分配再投資（該当する場合）による影響を考慮している。

*** ファンドは他のファンドに投資しており、ファンドの投資対象であるダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンドにおいて発生した手数料および費用の比例持分を間接的に負担している。この比率には、これらの間接的な手数料および費用は含まれていない。

添付の注記は、本財務書類の一部である。

（３）【投資有価証券明細表等】

ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド
（毎月分配型）- 通貨ドラゴン
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

投資有価証券明細表
2025年３月31日現在

	受益証券口数 ／元本金額	純資産 比率 %	時価 米ドル
投資対象ファンドへの投資（96.8％）			
ケイマン諸島（96.8％）			
ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド ・ボンド・ファンド（ダイワ・グローバル・ トラストのサブ・ファンド）			
米ドル・クラス（取得原価884,715米ドル）	8,013	96.8%	931,974
ケイマン諸島合計			931,974
短期投資（8.6％）			
フランス（8.6％）			
定期預金（8.6％）			
Société Générale, Paris			
3.58% due 4/1/2025	米ドル 82,655	8.6	82,655
フランス合計			82,655
短期投資合計（取得原価82,655米ドル）			82,655
投資対象ファンドへの投資および短期投資合計（取 得原価967,370米ドル）		105.4	1,014,629
現金およびその他の資産を超過する負債		(5.4)	(51,598)
純資産		100.0%	963,031

豪ドル・ヘッジコース 先渡為替契約

買予約	取引相手	契約額	受渡日	売予約	契約額	未実現 評価益 （米ドル）	未実現 評価（損） （米ドル）	未実現 純評価 益／（損） （米ドル）
	スタンダードチャー		2025年					
AUD	タード・バンク	43,969	4月22日	USD	27,896	-	(493)	(493)
	スタンダードチャー		2025年					
AUD	タード・バンク	1,057	4月22日	USD	672	-	(13)	(13)
						-	(506)	(506)

ブラジル・レアル・ヘッジコース 先渡為替契約

買予約	取引相手	契約額	受渡日	売予約	契約額	未実現 評価益 (米ドル)	未実現 評価(損) (米ドル)	未実現 純評価 益/(損) (米ドル)
	スタンダードチャー		2025年					
BRL	タード・バンク	2,104,506	4月22日	USD	363,624	2,368	-	2,368
	スタンダードチャー		2025年					
USD	タード・バンク	11,194	4月22日	BRL	64,472	-	(18)	(18)
						2,368	(18)	2,350

2025年3月31日現在、ファンドはダイワノフィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産の11.64%を保有していた。投資対象ファンドの個別銘柄の元本ベースに対するファンドの比例持分が、ファンドの純資産の5%を超えるものは以下の通りである。

	元本金額	有価証券の詳細	公正価値 (米ドル)	公正価値に対する ファンドの比例持分 (米ドル)
		確定利付証券		
USD	430,000	MGMチャイナ・ホールディングス・リミテッド	424,474	49,399
		確定利付証券合計		49,399

通貨の略称

AUD - 豪ドル

BRL - ブラジル・レアル

USD - 米ドル

デリバティブの価値

以下の表に、潜在的なネットティング契約を含む、ファンドのデリバティブ・ポジションの要約を示す。デリバティブの詳細情報については、本財務書類の注記2のデリバティブのセクションおよび注記5の市場リスク、信用リスクおよび戦略リスクのセクションを参照のこと。

(単位：米ドル)

	取引相手	デリバティブ 資産の価値	デリバティブ 負債の価値	担保 (受取)/差入	純額 [*]
店頭デリバティブ	スタンダードチャー				
先渡為替契約	タード・バンク	2,368	(524)	-	1,844
合計		2,368	(524)	-	1,844

* 純額は、債務不履行時における取引相手からの/(への)未収金/(未払金)を表す。同一の法的契約に基づく同一の法的企業との取引間での相殺は認められる。

添付の注記は、本財務書類の一部である。

ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド
（毎月分配型）- 通貨ドラゴン
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

財務書類に対する注記
2025年3月31日に終了した会計年度

1. 組織

ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配型）- 通貨ドラゴン（以下「ファンド」という。）は、ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドであり、インタートラスト・トラスティ（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびダイワ・アセット・マネジメント・サービスズ・リミテッド（ケイマン）（以下「管理会社」という。）の間で締結された2011年8月5日付の基本信託証書および追補信託証書に従い設定された。トラストはケイマン諸島で設立されたオープン・エンド型ユニット・トラストであり、ファンドは2011年9月22日に運用を開始した。受託会社はファンドの期間を2026年3月31日までに延長した。

ファンドは、豪ドル・ヘッジコース、ブラジル・レアル・ヘッジコース、米ドル・コースの3つの受益証券クラスを発行している。すべてのクラスは米ドルで販売、買戻しおよび分配を行う。各クラスの通貨は米ドルに対して為替取引されるが、米ドル・コースでは為替取引は行われない。将来、別のクラスの受益証券が発行される可能性がある。

ファンドは、アジアのハイ・イールド債券への投資により資産の着実な成長と安定した収益を追求することを投資目的としている。ファンドは、ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「投資対象ファンド」という。）の米ドル・クラスへの投資を通じて間接的にアジアのハイ・イールド債券に投資する。投資対象ファンドは主として、アジア地域で主な事業活動を行っている発行体の利回りの高い非投資適格債券に投資している。

ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースの勘定では、為替ヘッジ取引は、（米ドル建ての投資に対する為替リスクにさらされることにより）これらの受益証券クラスが米ドルに対する通貨エクスポージャーをかける受益証券クラスの該当する取引対象通貨に転換する目的で、取引対象通貨のロング・ポジションおよび米ドルのショート・ポジションをとる外国為替投資戦略（以下「外国為替投資戦略」という。）に従って行われることになる。その結果、ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースは、かかる受益証券クラスの取引対象通貨と米ドルの間の外国為替レートの変動による影響を受けることになる。このようなエクスポージャーは、ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースの受益証券1口当たり純資産価額にプラスまたはマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

ファンドは投資会社であるため、財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）会計基準コード化体系トピック946「金融サービス - 投資会社」の投資会社に関する会計および報告指針に従っている。

ファンドの投資運用会社は、ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド（以下「投資運用会社」という。）である。

２．重要な会計方針

ファンドの財務書類には、2024年4月1日からファンドの会計年度末日である2025年3月31日までの期間が反映されている。

以下は、ファンドが米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国GAAP」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。米国GAAPに準拠した財務書類の作成では、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なる場合がある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定 ファンドの受益証券1口の純資産価額は、各受益証券クラスに帰属するファンドの純資産価額（「純資産価額」は、資産合計から未払報酬や費用を含む負債を差し引いた価額である。）をその時点で発行済である各クラス受益証券の合計口数で除して計算される。ファンドの純資産価額は、日本、香港、ロンドンおよびニューヨークの銀行ならびに日本の金融商品取引業者の営業日および／または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の単一もしくは複数の日（以下「営業日」という。）に毎日計算される。

すべての米ドル以外の通貨建て資産（該当する場合）の価額は、承認された独立の価格形成サービスから入手した適切な直物レートを用いて米ドル相当額に換算される。

投資収益、費用、ならびに投資に係る実現および未実現利益（損失）は、ファンドの各クラスの日次純資産に基づき各クラスに配分されるが、クラス固有の先渡為替契約から生じる損益は、当該クラスに配分される。

(B) 公正価値測定 ファンドは、米国GAAPに基づく公正価値の測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層によって投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル1測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル3測定）としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値の階層は以下の通りである。

- ・ レベル1 - 公正価値測定が、同一の資産または負債の活発な市場における公表価格（未調整）から派生したもの。
- ・ レベル2 - 公正価値測定が、資産または負債の直接的（価格）または間接的（価格から派生）に観察可能な、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットから派生したもの。
- ・ レベル3 - 公正価値測定が、観察可能な市場データに基づくものでない資産または負債に関するインプット（観察不能なインプット）を含む評価手法から派生したもの。

インプットは様々な評価技法を適用する際に用いるものであり、概して、市場参加者が評価に係る意思決定に利用する仮定（リスクに関する仮定を含む）を指す。インプットには、価格情報、具体的・広範なクレジット・データ、流動性の統計値およびその他の要素が含まれることがある。公正価値の階層内の金融商品のレベルは、公正価値測定にとって重要なインプットの最低レベルに基づく。ただし、何を「観察可能」とするかの決定には、投資運用会社による重要な判断が必要となる。投資運用会社は、容易に入手可能であり、定期的に配信または更新され、信頼性が高く検証可能であり、専有されておらず、該当する市場に活発に関与している独立のソースから提供される市場データを観察可能なデータと見なしている。階層内の金融商品の区分は、その金融商品の価格形成の透明性に基づくものであり、投資運用会社はその金融商品について認識しているリスクに必ずしも一致するものではない。

投資 価値が活発な市場における取引市場価格に基づいていることからレベル1に分類される投資には、一般に、上場普通株式が含まれる。こうした金融商品の公表価格は、ファンドが多額のポジションを保有していて、売却によって公表価格に相当の影響が及ぶといった状況においても調整されない。

満期までの期日が60日以内の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で表示され、レベル2に分類される。

活発でないと見なされる市場で取引されているが、公表市場価格、ディーラー気配値または観察可能なインプットによる裏付けのある代替的な価格形成ソースに基づき評価される投資は、レベル2に分類される。これらには一般に、社債、投資適格社債およびソブリン債が含まれ、一部の先物および先取引が含まれることもある。レベル2の投資には活発な市場で取引されていないおよび／または譲渡制限が課されているポジションが含まれるため、通常、入手可能な市場情報に基づく低い流動性および／または低い譲渡可能性を反映して評価額が調整されることがある。

ファンドは、投資会社に関する特殊会計指針に準拠して受益証券1口当たり純資産価額を計算している投資対象ファンドへの投資の公正価値の見積りについて、米国GAAPに基づく権威ある指針に従っている。このため、投資の受益証券1口当たり純資産価額が公正価値を示しているとファンドが判断した場合、ファンドは、追加調整を行うことなく当該投資の受益証券1口当たり純資産価額（またはそれに相当するもの）（以下「簡便法」という。）を用いて、投資会社への投資の公正価値を計上する。この指針により、投資の受益証券1口当たり純資産価額が報告主体の測定日現在で投資会社に関する特殊会計指針に準拠して算定される場合にのみ、ファンドはこの簡便法を用いることを認められる。投資対象ファンドへの投資は、各営業日の終了時点の純資産価額に基づく公正価値で評価される。

デリバティブ ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジの目的で、デリバティブを使用することがある。ヘッジは、ファンドがデリバティブを使用してファンドの他の保有高に伴うリスクを相殺する戦略である。ヘッジは損失を軽減することができるが、市場がファンドの予想と異なる動きをした場合やデリバティブのコストがヘッジの利益を上回る場合は、利益が減額または損なわれて損失が生じることもある。ヘッジにはデリバティブの価値の変動がヘッジ対象の保有高についてファンドが予想する価値の変動と一致しないリスクもあり、この場合、ヘッジ対象の保有高に係る損失が減額されずに増加することもある。ファンドのヘッジ戦略によってリスクが軽減する、またはヘッジ取引が利用できる、もしくはコスト効率が良くなるという保証はない。ファンドにはヘッジの利用が要求されておらず、ヘッジを利用しないことを選択することもできる。ファンドがデリバティブに投資した場合、投資した元本金額を上回る損失が生じる可能性がある。また、すべての状況において適切なデリバティブ取引が利用可能であるとは限らず、他のリスクに対するエクスポージャーを抑えることが有益である場合にファンドがそうした目的でこれらの取引を締結するという保証はない。

デリバティブには、上場デリバティブや店頭で個別に取引されるものがある。先物契約や上場オプション契約等の上場デリバティブは通常、活発に取引されていると見なされるかどうかによって、公正価値の階層のレベル1またはレベル2に分類される。

先渡為替契約およびスワップ契約を含む店頭デリバティブは、入手可能であり信頼性が高いと見なされる、取引相手、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値等の観察可能なインプットを用いて評価される。評価モデルが使用される場合、店頭デリバティブの価値は、かかる金融商品の契約条項および同金融商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブ、ボラティリティの度合い、期限前償還率およびかかるインプットの相関関係が含まれる。一般的な先渡為替契約およびスワップ契約等の一部の店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル2に分類される。

これらの店頭デリバティブのうち、流動性が低いかまたはインプットが観察不能なものはレベル3に分類される。これらの流動性の低い店頭デリバティブの評価では、レベル1および/またはレベル2のインプットが利用される場合がある一方、公正価値の決定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。各測定日現在、レベル1およびレベル2のインプットは観察可能なインプットを反映して更新されるが、その結果生じる損益は、観察不能なインプットの重要性に起因してレベル3に反映される。

以下は、ファンドの金融商品の評価に際して2025年3月31日現在で使用されたインプットに基づく公正価値評価の要約である*。

（単位：米ドル）

	（未調整） 活発な市場に おける同一の 投資の公表価格 （レベル1）	重要なその他の 観察可能な インプット （レベル2）	重要な 観察不能な インプット （レベル3）	純資産価額で 測定する投資	公正価値 2025年3月31日 現在
資産					
持分証券					
ダイワ/フィデリティ・					
アジア・ハイ・					
イールド・ボンド・					
ファンド（ダイワ・					
グローバル・トラスト					
のサブ・ファンド）					
米ドル・クラス	-	-	-	931,974	931,974

短期投資

定期預金	-	82,655	-	-	82,655
投資合計	-	82,655	-	931,974	1,014,629

デリバティブ**

資産

先渡為替契約	-	2,368	-	-	2,368
--------	---	-------	---	---	-------

負債

先渡為替契約	-	(524)	-	-	(524)
--------	---	-------	---	---	-------

* 有価証券のカテゴリーの詳細情報については、投資有価証券明細表を参照のこと。

** 先渡為替契約などのデリバティブは、当該商品に係る未実現評価益／（損）で評価されている。

2025年3月31日に終了した会計年度において、レベル3への、またはレベル3からの振替はなかった。

2025年3月31日現在、レベル3として評価されている証券はない。

(C) 投資取引および投資収益 投資の購入および売却は約定日に会計処理される。投資対象ファンドの申込および買戻しは日次で可能である。損益は個別原価法に基づき報告される。投資対象ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に計上される。投資対象ファンドによる資本の払戻しの分配は、投資原価の減額として計上される。受取利息は稼得時に発生する。

当期における投資対象ファンドの受益証券の購入原価および売却収入は、それぞれ100,000米ドルおよび1,404,751米ドルであった。

(D) 費用 費用は発生主義に基づき計上される。ファンドは報酬および費用を負担する。これらは、管理事務代行報酬および会計報酬、資産保管報酬、名義書換事務代行報酬、販売報酬、投資運用報酬、監査報酬ならびにファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない。

(E) 分配方針 受託会社は、管理会社の指示により受益者に分配を支払う。管理会社は通常、投資対象ファンドの債券ポートフォリオの満期利回り、その他の手数料、原価および費用、ならびにブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースの場合は該当する取引対象通貨と米ドルとの金利差を含むがこれらに限定されない要素を考慮に入れた上で分配の金額を決定する。管理会社は、分配を収益ならびに実現および未実現利益から支払うよう努めている。しかし、分配は関連する受益証券クラスに帰属する資本から支払われることがある。

2025年3月31日に終了した会計年度に公表され、支払われた分配は以下の通りである。

（単位：米ドル）

受益者への分配	金額
ブラジル・レアル・ヘッジコース	73,806
米ドル・コース	4,164
分配合計	77,970

(F) 現金および外国通貨 ファンドの機能通貨および報告通貨は米ドルである。為替レートの変動によって生じた通貨の保有高ならびにその他の資産および負債の価値の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券に係る実現損益および未実現評価損益は各取引日に、収益および費用は報告日にそれぞれ換算される。有価証券への投資およびデリバティブに係る為替レートの変動による影響額は、損益計算書上でかかる有価証券の市場価格および価値の変動による影響額と区別せず、実現および未実現純損益に含まれている。

(G) 定期預金 ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「資産保管会社」という。）を通じて、投資運用会社が決定した1社または複数の適格な預託機関の翌日物定期預金に余剰現金残高を預け入れている。これらはファンドの投資有価証券明細表において、短期投資として分類されている。

(H) 先渡為替契約 ファンドは、ファンドの有価証券の一部もしくは全部に関連する通貨エクスポージャーのヘッジを目的とした有価証券の予定購入もしくは売却の決済に関連して、または投資戦略の一環として、先渡為替契約を締結することがある。先渡為替契約は、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。先渡為替契約の公正価値は、先渡為替レートの変動に応じて変動する。先渡為替契約は日次で時価評価され、ファンドは公正価値の変動を未実現評価損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映されている未実現評価損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、契約相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、ファンドはリスクにさらされる可能性がある。ファンドは、投資者のために為替リスクをヘッジする目的で先渡為替契約を締結することも認められている。クラス固有の先渡為替契約によって生じた損益は、それぞれのクラスに配分される。2025年3月31日現在の未決済の先渡為替契約は、投資有価証券明細表に記載されている。

(I) デリバティブ ASC 815-10-50は、デリバティブおよびヘッジ活動に関する開示を要求している。かかる基準は、a) 事業体がデリバティブを使用する方法および理由、b) デリバティブおよび関連するヘッジ対象の会計処理方法、ならびにc) デリバティブおよび関連するヘッジ対象が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローに及ぼす影響について開示することをファンドに要求している。

ファンドは、主にトレーディング目的で、先物および先渡為替契約を含む様々なデリバティブ取引を行うことがある。各デリバティブの主なリスク・エクスポージャーは、金利リスク、信用リスクまたは為替リスクである。これらのデリバティブの公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は損益計算書に先渡為替契約に係る実現利益（損失）または未実現評価益（損）の純変動として反映される。2025年3月31日に終了した会計年度において、ファンドのデリバティブ取引は先渡為替契約のみで構成されていた。

以下は、リスク・エクスポージャー別のファンドのデリバティブの公正価値の要約である。

2025年3月31日現在の資産負債計算書上のデリバティブの公正価値
ASC 815に基づくヘッジ手段として会計処理されていないデリバティブ

（単位：米ドル）

計上科目	為替リスク [*]
デリバティブ資産	
先渡為替契約に係る未実現評価益	2,368
デリバティブ負債	
先渡為替契約に係る未実現評価損	(524)

* 総額は、資産負債計算書の未決済の先渡為替契約に係る未実現評価益 / （損）の項目に示されている。

デリバティブが2025年3月31日に終了した会計年度の損益計算書に及ぼす影響
ASC 815に基づくヘッジ手段として会計処理されていないデリバティブ

（単位：米ドル）

計上科目	為替リスク [*]
運用の結果として認識された、デリバティブに係る実現利益 / （損失）	
先渡為替契約に係る実現純利益	(132,019)

運用の結果として認識された、デリバティブに係る未実現評価益 / （損）の変動

先渡為替契約に係る未実現評価損の純変動 12,011

* この金額は、損益計算書の為替取引および先渡為替契約に係る実現純利益 / （損失）ならびに為替換算および先渡為替契約による未実現評価益 / （損）の純変動にそれぞれ表示されている。

2025年3月31日に終了した会計年度における未決済の先渡為替契約の月次平均想定元本はおおよそ以下の通りであった。

豪ドル・ヘッジコース	104,166
ブラジル・リアル・ヘッジコース	1,955,092

ファンドおよび特定の取引相手（店頭デリバティブおよび随時行われる外国為替取引を扱う）は、国際スワップデリバティブ協会のマスター・アグリーメントのようなマスターネットリング契約の当事者である。マスターネットリング契約には、当事者の一般的義務、表明、合意、担保要件、不履行、契約の早期終了およびその他に関する条項が含まれる。

担保要件は、各取引相手とのファンドの正味ポジションに基づいて決定される。担保の形態は、ファンドと該当する取引相手の合意に基づき、現金または他の有価証券の場合がある。特定の取引相手については、マスター・アグリーメントの条項に従い、ファンドに供された担保（該当する場合）はファンドの資産保管会社が分別勘定にて保管し、売却または再担保差入れすることのできる金額については投資有価証券明細表に表示されている。ファンドが差入れた担保（該当する場合）は、ファンドの資産保管会社によって分別保管され、投資有価証券明細表において識別される。2025年3月31日現在、ファンドが差入れたまたは保有している現金担保はなかった。

3. 投資対象ファンド

以下の情報は投資対象ファンドの2024年12月30日現在の監査済財務書類から抜粋したものであり、2025年3月31日現在の投資対象ファンドの情報と整合している。当該財務書類は、独立監査人の監査を受けている。受託会社は、報告純資産価額を簡便法を用いた公正価値とみなすことが適切であるか否かを判断するプロセスの一環として、この抜粋情報をその他の要素およびインプットとともに検討した。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、注記1に定義されているファンドの受託会社（インタートラスト・トラスティー（ケイマン）リミテッド）と区別するために、注記3においてのみ「投資対象ファンドの受託会社」と表記される。

投資対象ファンドの組織

ダイワ/フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「投資対象ファンド」という。）はダイワ・グローバル・トラスト（以下「マスター・トラスト」という。）のサブ・ファンドである。投資対象ファンドはケイマン諸島で設立されたオープン・エンド型ユニット・トラストである。マスター・トラストは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された信託会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「投資対象ファンドの受託会社」という。）による信託宣言に従って設立された。投資対象ファンドは2011年7月22日に運用を開始した。

投資対象ファンドは現在、クラスA - 日本円クラス、クラスB - ブラジル・リアル・クラス、クラスC - アジア通貨クラス（中国人民元、インドネシア・ルピーおよびインド・ルピーに均等配分）およびクラスD - 米ドル・クラスの4つの受益証券クラスを発行している。すべてのクラスは日本円で販売、買戻しおよび分配を行うが、米ドル・クラス受益証券は米ドルで販売、買戻しおよび分配を行う。各クラスは類似する資産プールに投資する。各クラスの通貨は各クラス内で米ドルに対して為替取引されるが、クラスD - 米ドル・クラスでは為替取引は行われない。

投資対象ファンドは、アジア地域で主な事業活動を行っている発行体の利回りの高い非投資適格債券に主に投資することや、ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド（以下「カレンシー・マネジャー」という。）が設定した為替オーバーレイの使用を通じて、高水準の当期収益および資本増価を追求することを投資目的としている。

投資対象ファンドの投資運用会社は、FIL・インベストメント・マネジメント（香港）・リミテッド（以下「当投資運用会社」という。）である。

投資対象ファンドは投資会社であるため、FASB会計基準コード化体系トピック946「金融サービス - 投資会社」の投資会社に関する会計および報告指針に従っている。

投資対象ファンドの重要な会計方針

投資対象ファンドの財務書類には、2023年12月30日から投資対象ファンドの会計年度末である2024年12月30日までの期間が反映されている。投資対象ファンドの会計年度末は、投資対象ファンドの目論見書で定義されている通り、12月の最終営業日である（営業日とは、ロンドン、ニューヨーク、香港および東京の銀行が営業を行っている日、ならびに/または投資対象ファンドの受託会社が随時決定する日を意味する）。以下は、投資対象ファンドが米国GAAPに準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。米国GAAPに準拠した財務書類の作成では、財務書類上の報告金額および開示に影響を及

ばす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なる場合がある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定 投資対象ファンドの受益証券1口の純資産価額は、投資対象ファンドの純資産価額（「純資産価額」は、資産合計から未払報酬や費用を含む負債を差し引いた価額である。）をその時点で発行済である投資対象ファンドの受益証券の合計口数で除して計算される。投資対象ファンドの純資産価額は、香港、ロンドン、ニューヨークおよび東京の銀行の営業日ならびに投資対象ファンドの受託会社が随時決定するその他の単一または複数の日である各取引日の営業終了時に計算される。

米ドル以外の通貨建て資産（該当する場合）の価額は、承認された独立の価格形成サービスから入手するロンドン時間の午後4時現在の適切な直物レートを用いて米ドル相当額に換算される。日本円で取引される各クラスの受益証券1口当たり純資産価額は、出資、資本償還および資本配分の目的上、承認された独立の価格形成サービスから入手するロンドン時間の午後4時現在の適切な直物レートを用いて日本円相当額に換算される。

投資対象ファンドは、以下のいずれかの事由が最初に発生した時点で終了することになる。(a)投資対象ファンドを継続もしくは他の法域に移転することが違法となるか、または投資対象ファンドの受託会社の判断によれば、実行不可能であるか得策でない、もしくは受益者の利益に反する場合、(b)受益者の過半数が、受益者の決議により終了を決定した場合、(c)信託証書の日付に開始し、同日から150年後に終了する期間の終了時、(d)投資対象ファンドの受託会社が辞任する意思を書面により通知した場合。

(B) 有価証券評価 純資産価額計算の目的上、市場相場が容易に入手可能なポートフォリオ有価証券およびその他の資産は公正価値で表示される。公正価値は通常、直近に報告された売却価格に基づいて決定されるが、売却が報告されていない場合は、相場報告システム、定評のあるマーケット・メーカーまたは価格形成サービスから入手した相場に基づき決定される。

国内および国外の確定利付証券および非上場デリバティブは通常、定評のあるマーケット・メーカーまたは価格形成サービスから入手した相場に基づき評価される。独立の価格形成サービスから入手した価格は、マーケット・メーカーにより提供された情報、または類似の特徴を有する投資または有価証券に関連する利回りデータから入手した市場価値の見積りを使用したものである。遅延引渡基準で購入された一定の確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価される。満期までの期日が60日以内の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で表示される。

市場相場が容易に入手可能でない有価証券およびその他の資産は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「管理事務代行会社」という。）が投資運用会社からの助言に従って誠実に決定した公正価値で評価される。市場相場が容易に入手可能でないと考えられる状況とは、最新のまたは信頼性の高い市場ベースのデータ（売買情報、売り／買い呼び値の情報、ブローカー気配値等）がない状況であり、これには、関連する市場の営業終了後に投資対象ファンドの有価証券または資産の価値に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合が含まれる。また、特別な事情によって有価証券の取引が行われている取引所または市場で終日取引が行われず、他の市場価格も入手できないといった場合も、市場相場が容易に入手可能でないと考えられる。事務管理代行会社は、投資対象ファンドの有価証券または資産の価値に重要な影響を及ぼす可能性のある重要な事象をモニターし、かかる重要な事象に照らして該当する有価証券または資産の再評価を実施するべきかどうかを判断する責任を負っている。

投資対象ファンドが純資産価額の決定に公正価値による価格形成を利用する場合、有価証券の価格はかかる有価証券が取引されている主たる市場からの相場ではなく、投資運用会社または同社の指示を受けて行動する者が公正価値を正確に反映していると考え他の方法によって設定されることがある。公正価値による価格形成では、有価証券の価値に関する主観的な判断が必要となる場合がある。投資対象ファンドの純資産価額の計算が最終的に価格形成時現在の有価証券の価値を公正に反映しているようにすることが投資対象ファンドの方針であるが、投資対象ファンドは、投資運用会社または同社の指示を受けて行動する者が決定した公正価値が、投資対象ファンドが価格形成時現在で（たとえば、強制売却または清算売却において）有価証券を売却した場合にその有価証券について入手できる価格を正確に反映していると保証することはできない。投資対象ファンドが使用する価格は、有価証券が売却された場合に実現するであろう価値と異なる場合があり、その差額は財務書類にとって重大なものとなりうる。

公正価値測定 - 投資対象ファンドは、米国GAAPに基づく公正価値の測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層によって投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル1測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル3測定）としている。

当該指針が設定する３つのレベルの公正価値の階層は以下の通りである。

- ・ レベル１ - 投資対象ファンドが測定日現在に入手可能な、同一の投資の活発な市場における未調整の公表価格を反映するインプット
- ・ レベル２ - 資産または負債の直接的または間接的に観察可能な公表価格以外のインプット（活発であると考えられない市場におけるインプットを含む）
- ・ レベル３ - 観察不能なインプット。レベル３に分類される投資は、取引の頻度が低いために観察不能な重要なインプットを含んでいる。

インプットは様々な評価技法を適用する際に用いるものであり、概して、市場参加者が評価に係る意思決定に利用する仮定（リスクに関する仮定を含む）を指す。インプットには、価格情報、具体的・広範なクレジット・データ、流動性の統計値およびその他の要素が含まれることがある。公正価値の階層内の金融商品のレベルは、公正価値測定にとって重要なインプットの最低レベルに基づく。ただし、何を「観察可能」とするかの決定には、投資運用会社による重要な判断が必要となる。投資運用会社は、容易に入手可能であり、定期的に配信または更新され、信頼性が高く検証可能であり、専有されておらず、該当する市場に活発に関与している独立のソースから提供される市場データを観察可能なデータと見なしている。階層内の金融商品の区分は、その金融商品の価格形成の透明性に基づくものであり、投資運用会社はその金融商品について認識しているリスクに必ずしも一致するものではない。

投資 価値が活発な市場における公表市場価格に基づいていることからレベル１に分類される投資には、活発な市場における上場株式、上場デリバティブおよび特定の短期金融市場証券が含まれる。投資運用会社は、こうした金融商品の公表価格を、投資対象ファンドが多額のポジションを保有していて、売却によって公表価格に相当の影響が及ぶといった状況においても調整していない。

活発でないと考えられる市場で取引されているが、公表市場価格、ディーラー気配値または観察可能なインプットによる裏付けのある代替的な価格形成ソースに基づき評価される投資は、レベル２に分類される。これらには、ソブリン債および投資適格社債が含まれる。レベル２の投資には活発な市場で取引されていないおよび／または譲渡制限が課されているポジションが含まれるため、通常、入手可能な市場情報に基づく低い流動性および／または低い譲渡可能性を反映して評価額が調整されることがある。

デリバティブ 投資対象ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジの目的で、デリバティブを使用することがある。ヘッジは、投資対象ファンドがデリバティブを使用し他のファンド保有高に伴うリスクを相殺する戦略である。ヘッジは損失を軽減することができるが、市場が投資対象ファンドの予想と異なる動きをした場合やデリバティブのコストがヘッジの利益を上回る場合は、利益が減額または損なわれて損失が生じることもある。ヘッジにはデリバティブの価値の変動がヘッジ対象の保有高について投資対象ファンドが予想する価値の変動と一致しないリスクもあり、この場合、ヘッジ対象の保有高に係る損失が減額されずに増加することもある。投資対象ファンドのヘッジ戦略によってリスクが軽減する、またはヘッジ取引が利用できる、もしくはコスト効率が良くなるという保証はない。投資対象ファンドにはヘッジの利用が要求されておらず、ヘッジを利用しないことを選択することもできる。投資対象ファンドがデリバティブに投資した場合、投資した元本金額を上回る損失が生じる可能性がある。

また、すべての状況において適切なデリバティブ取引が利用可能であるとは限らず、他のリスクに対するエクスポージャーを抑えることが有益である場合に投資対象ファンドがそうした目的でこれらの取引を締結するという保証はない。

デリバティブには、上場デリバティブや店頭で個別に取引されるものがある。先物契約や上場オプション契約等の上場デリバティブは通常、活発に取引されていると見なされるかどうかによって、公正価値の階層のレベル１またはレベル２に分類される。

先渡為替契約およびスワップ契約を含む店頭デリバティブは、入手可能であり信頼性が高いと見なされる、取引相手、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値等の観察可能なインプットを用いて評価される。評価モデルが使用される場合、店頭デリバティブの価値は、かかる金融商品の契約条項および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブ、ボラティリティの度合い、期限前償還率およびかかるインプットの相関関係が含まれる。一般的な先渡為替契約およびスワップ契約等の一部の店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル２に分類される。

これらの店頭デリバティブのうち、流動性が低いかまたはインプットが観察不能なものはレベル３に分類される。これらの流動性の低い店頭デリバティブの評価では、レベル１および／またはレベル２のインプットが利用される場合がある一方、公正価値の決定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含

まれる。各測定日現在、レベル1およびレベル2のインプットは観察可能なインプットを反映して更新されるが、その結果生じる損益は、観察不能なインプットの重要性に起因してレベル3に反映される。

(C) 有価証券取引および投資収益 財務報告目的上、有価証券取引は約定日に計上される。有価証券の売却による実現損益は個別原価法に基づき計上される。有価証券に係るプレミアムおよびディスカウントは、実効利回り法に基づき償却される／増価する。受取利息は発生主義に基づき計上される。配当収益は配当落ち日に計上される。投資収益は外国税控除後の金額で計上される。モーゲージ関連証券およびその他の資産担保証券のペイダウンに伴う損益がある場合は、損益計算書の受取利息の構成要素として計上される。

(D) 分配方針 投資対象ファンドの受託会社は、受益者への分配を行う権限をカレンシー・マネジャーに委譲している。分配は投資対象ファンドの当期の投資純利益、実現および未実現純キャピタル・ゲインならびに元本から支払われる。

したがって、カレンシー・マネジャーは、クラスA - 日本円クラス、クラスB - ブラジル・リアル・クラスおよびクラスC - アジア通貨クラスに対して、各月の18日（ただし、18日が営業日でない場合は翌営業日）に、各月の17日現在の登録受益者に対して毎月分配を行う意向である。クラスD - 米ドル・クラスに対して予定される分配はない。

分配は自動的に再投資され、手取金は各受益者の投資勘定に加えられる。

投資対象ファンドの受託会社は、分配方針を変更し、投資対象ファンドの受託会社がカレンシー・マネジャーと協議し、受益者決議による受益者の同意を得た上で随時決定する頻度でかかる金額を分配するか分配を手配することがある。

(E) 現金および外国通貨 投資対象ファンドの資本活動に関し、クラスD - 米ドル・クラスを除くすべてのクラスの取引通貨は日本円である。クラスD - 米ドル・クラスの取引通貨は米ドルである。投資対象ファンドの報告通貨は米ドルである。為替レートの変動によって生じた通貨の保有高ならびにその他の資産および負債の価値の変動は、未実現為替差損益として計上される。

投資有価証券に係る実現損益および未実現評価損益は各取引日に、収益および費用は報告日にそれぞれ換算される。

有価証券への投資およびデリバティブに係る為替レートの変動による影響額は、損益計算書上でかかる有価証券の市場価格および価値の変動による影響額と区別せず、実現および未実現純損益に含まれている。

(F) 定期預金 投資対象ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「資産保管会社」という。）を通じて、投資運用会社が決定した1社または複数の適格な預託機関の翌日物定期預金に余剰現金残高を預け入れている。これらは投資対象ファンドの投資有価証券明細表において、短期投資として分類されている。通貨の需要が低下する期間においては、投資対象ファンドが通貨の預託に関する手数料を支払う場合があり、これによって投資対象ファンドに支払利息が生じることがある。日本銀行の預金金利の引き下げにより、日本円建短期投資の金利はゼロ・パーセント未満となる可能性がある。

(G) 先渡為替契約 投資対象ファンドは、投資対象ファンドの有価証券の一部もしくは全部に関連する通貨エクスポージャーのヘッジを目的とした有価証券の予定購入もしくは売却の決済に関連して、または投資戦略の一環として、先渡為替契約を締結することがある。先渡為替契約は、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。先渡為替契約の公正価値は、先渡為替レートの変動に応じて変動する。先渡為替契約は日次で時価評価され、投資対象ファンドは公正価値の変動を未実現評価損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映されている未実現評価損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、契約相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、投資対象ファンドはリスクにさらされる可能性がある。投資対象ファンドは、投資者のために為替リスクをヘッジする目的で先渡為替契約を締結することも認められている。クラス固有の先渡為替契約によって生じた損益は、それぞれのクラスに配分される。2024年12月30日現在の未決済の先渡為替契約は、投資有価証券明細表に記載されている。

(H) 先物契約 投資対象ファンドは、先物契約を締結することがある。投資対象ファンドは、証券市場または金利や通貨価値の変動に対するエクスポージャーの管理のため、先物契約を用いることがある。先物契約の利用に伴う主なリスクには、投資対象ファンドが保有する有価証券の市場価値の変動と先物契約の価格との相関関係の不完全性、市場に流動性がない可能性、および取引相手方が契約条件を履行できない可能性がある。

先物契約は、公表されている日々の決済価格に基づいて評価される。先物契約の締結時に、投資対象ファンドは、ブローカーまたは取引所の当初証拠金要件に従って、先物ブローカーに現金または米国政府債および機関債を預け入れる必要がある。先物契約は日次で時価評価され、投資対象ファンドは評価額の変動に係る未払金または未収金（以下「変動証拠金」という。）を適宜計上する。日次で現金清算される先物契約の変動証拠金がある場合は、資産負債計算書に取引相手に対する債権／債務 - 集中清算デリバティブに係る変動証拠金 - 先物契約として計上される。日次以外の期間で清算される先物契約に係る未実現評価益／（損）がある場合は、資産負債計算書に個別に開示される。損益は認識されるが、契約が満了または終了するまでは実現したとはみなされない。2024年12月30日現在において保有している先物契約は、投資有価証券明細表に記載されている。

(1) スワップ契約 投資対象ファンドは、金利スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップを含むがこれらに限定されないスワップ取引に投資することがある。スワップ契約は、店頭取引市場において個別に組成され（以下「店頭取引スワップ」という。）、公認商品取引所等の多角的取引施設プラットフォームまたはその他の取引施設プラットフォームにおいて実行される（以下「集中清算スワップ」という。）。投資対象ファンドは、信用リスクおよび金利リスクに対するエクスポージャーの管理のため、クレジット・デフォルト・スワップおよび金利スワップ契約を締結することがある。有価証券または現金は、債務不履行または破産／倒産に陥った際に価値のある資産および償還請求権を提供するために、各スワップ契約の条項に従って担保または証拠金として識別される。日次以外で現金精算される店頭取引スワップおよび集中清算スワップに係るプレミアムがある場合は、資産負債計算書に、店頭取引スワップ契約に係るプレミアム支払額または受取額として、もしくは集中清算スワップ契約に係るプレミアム支払額または受取額として計上される。日次で現金精算される集中清算スワップのプレミアムがある場合は、資産負債計算書に、集中清算デリバティブに係る取引相手に対する担保金または債務の構成要素として計上される。

スワップは、入手可能な範囲において、第三者ベンダーや公認商品取引所により提供された評価額、またはマーケット・メーカーにより入手した相場に基づき、日次で時価評価される。時価に変動が生じる場合には、損益計算書に未実現評価益／（損）の純変動の構成要素として反映される。日次で現金決済される集中清算スワップに係る当日の変動証拠金がある場合は、資産負債計算書に、取引相手に対する債権／債務 - 集中清算デリバティブに係る変動証拠金として計上される。市場相場が容易に入手可能でなく、スワップがいずれの評価方法でも評価できない場合、スワップの価値は投資運用会社によって誠実に決定される。

金利スワップ契約は、投資対象ファンドによる他の当事者との利息の支払または受領に対するそれぞれの約定の交換（例えば想定元本に係る変動金利による支払額と固定金利による支払額との交換）を伴う。金利スワップ契約の形式には以下が含まれる。() プレミアムと引換えに、一方の当事者が他方の当事者に特定の金利、すなわち「キャップ」を上回る金利部分を支払うことに同意する金利キャップ、() プレミアムと引換えに、一方の当事者が他方の当事者に特定の金利、すなわち「フロア」を下回る金利部分を支払うことに同意する金利フロア、() 決められた最小もしくは最大レベルを超える金利変動からの防御目的で一方の当事者がキャップを売却しフロアを購入する、またはその反対を行う金利カラー、() 取引相手方がすべてのスワップ取引を、満了日までの所定の日時までゼロ・コストで終了することができるコーラブル金利スワップ、() 金利スワップ利用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマークの差異（またはスプレッド）を固定することを認めるスプレッド・ロック、または() 異なる金融市場に基づいて、2当事者間で変動金利を交換できるベシス・スワップ。

社債またはソブリン債に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約は、特定のリターンを受領する権利と引換えに、債務不履行が生じた場合に一方の当事者による他方の当事者への一連の支払いの実行を伴うものである。投資対象ファンドは、発行体による債務不履行に対するプロテクション手段の提供（すなわち、参照債務に対して投資対象ファンドが保有する、またはさらされるリスクの軽減）、または特定の発行体による債務不履行の可能性に対するアクティブなロング・ポジションもしくはショート・ポジションの獲得のため、社債もしくはソブリン債に対するクレジット・デフォルト・スワップを利用することができる。プロテクションの売り手として、信用事由が存在しない場合、投資対象ファンドは通常、スワップの期間を通じて、プロテクションの買い手からアップフロントの支払いおよび／または固定利率の収益を受け取る。投資対象ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたような信用事由が起こった場合、投資対象ファンドはプロテクションの買い手に対し、スワップの想定元本までの金額を支払い、原有有価証券を受領する場合もある。投資対象ファンドがその純資産総額に加えてスワップの想定元本額に対する投資リスクにさらされるという理由から、投資対象ファンドは、売り手として、そのポートフォリオに対して効果的にレバレッジを加えることがある。プロテクションの買い手として、信用事由が起こった場合、投資対象ファンドは通常、スワップの想定元本までの金額をプロテクションの売り手から受領する。

クレジット・インデックスに係るクレジット・デフォルト・スワップ契約は、特定のリターンを受領する権利と引換えに、クレジット・インデックスを構成する全部または一部の参照組織の評価の切下げ、元本欠

損、利払い遅延または債務不履行が生じた場合に、一方の当事者による他方の当事者への一連の支払いの実行を伴うものである。クレジット・インデックスは、クレジット市場全体のうちの一部を示すように設計された、信用手段またはエクスポージャーの一覧である。これらのインデックスは、インデックスのセクターに基づくクレジット・デフォルト・スワップ市場において最も流動性の高い組織に関するディーラーの調査結果によって決定された参照クレジットから組成される。インデックスの構成要素は、それぞれのセクターにおける投資適格証券、ハイ・イールド証券、資産担保证券、エマージング・マーケット、および/または様々な信用格付けに係るクレジット・デフォルト・スワップを含むが、これらに限定されない。クレジット・インデックスは、固定スプレッドと標準満期日を含む標準的な条件のもと、クレジット・デフォルト・スワップを使用して取引されている。インデックス・クレジット・デフォルト・スワップは、インデックスを構成する全銘柄を参照しており、債務不履行が生じた場合、当該銘柄のインデックスにおけるウェイトに基づいて、信用事由は解消される。インデックスの構成要素は、定期的（通常6か月毎）に変更され、大部分のインデックスについて、各銘柄は当該インデックス内で同等のウェイトを有している。2024年12月30日現在において保有しているスワップ契約は、投資有価証券明細表に記載されている。

(J) デリバティブ ASC 815-10-50は、デリバティブおよびヘッジ活動に関する開示を要求している。かかる基準は、a) 事業体がデリバティブを使用する方法および理由、b) デリバティブおよび関連するヘッジ対象の会計処理方法、ならびにc) デリバティブおよび関連するヘッジ対象が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローに及ぼす影響について開示することを投資対象ファンドに要求している。

投資対象ファンドはデリバティブをASC 815に基づくヘッジ手段として指定していない。

投資対象ファンドは、主にトレーディング目的で、金利スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ、先物および先渡為替契約を含む様々なデリバティブ取引を行うことがある。各デリバティブの主なリスク・エクスポージャーは、金利リスク、信用リスクまたは為替リスクである。これらのデリバティブの公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は損益計算書に実現利益（損失）または未実現利益（損失）の純変動として反映される。当会計年度において、投資対象ファンドのデリバティブ取引は先渡為替契約、先物契約、金利スワップ契約、トータル・リターン・スワップ契約およびクレジット・デフォルト・スワップ契約で構成されていた。

(K) 受益証券の販売および買戻し 受益証券の当初発行の後、適格投資家は、継続申込日に関連する申込価格（すなわち、投資対象ファンドの受託会社が定めた当初発行価格、継続発行の場合には、申込日における受益証券1口当たり純資産価額から受益者が投資対象ファンドの受託会社に支払うべき費用または金額を控除後の金額）で受益証券を申込むことができる。各受益者は、受益証券の全部または一部を、買戻価格（すなわち、買戻日における受益証券1口当たり純資産価額から受益者が投資対象ファンドの受託会社に支払うべき費用または金額を控除後の金額）で買戻してもらうよう、投資対象ファンドの受託会社またはその正式に指定された代理人に買戻通知を提出することができる。投資対象ファンドの受託会社は、時期や理由を問わず、5営業日以上前に書面によって受益者に通知すれば、その時点の受益証券1口当たり純資産価額から投資対象ファンドの受託会社が負担した費用またはかかる受益者が支払うべき金額を控除後の金額で、受益証券の全部または一部を買戻すことができる。

(L) 報酬および費用 投資対象ファンドは自己の費用を負担しており、これらは、管理事務代行報酬、投資運用報酬、投資対象ファンドの受託報酬、資産保管報酬、カレンシー・エージェント報酬、カレンシー・マネジャー報酬、名義書換事務代行報酬および投資対象ファンドの運用に関連するその他の報酬を含むが、これらに限定されない。これらの報酬は、投資対象ファンドへの投資の純資産価額を通じて、ファンドが間接的に支払う。

4. 受益証券

2025年3月31日現在、すべての発行済受益証券は1受益者によって保有されていた。

(A) 受益証券の販売 受益証券は1口当たり純資産価額で各取引日に申し込むことができる。取引日とは、各営業日および/または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の単一もしくは複数の日をいう。受益証券の申込に関して、申込価格の3.00%（適用される消費税額を除く。）を上限とする申込手数料が課され、ファンドの外部に支払われる。この申込手数料は日本において大和証券株式会社（以下「販売会社」および「代行協会員」という。）に支払われる。

ファンドの純資産価額は625百万米ドルを上限とする。

受益証券申込が上記の上限に達した場合、申込の受付が停止される。

(B) 買戻し 各受益者は、受益証券の全部または一部を、買戻価格（すなわち、関連する買戻日における受益証券1口当たり純資産価額）で買い戻してもらうよう、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「名義書換事務代行会社」という。）に買戻通知を提出することができる。

提出された買戻請求は、管理会社が通常もしくは特定の状況、または英文目論見書に「買戻停止」として記載されている状況において別段の決定をしない限り取消不能である。

買戻請求の提出は、買戻しを希望する特定クラスの受益証券口数に関して行われる。各受益証券クラスに関して、買戻日（各取引日および／または管理会社がファンドもしくはファンドの受益証券クラスに関して受託会社と協議の上で随時決定するその他の単一もしくは複数の日をいう。）における受益者1名当たりの最低受益証券買戻口数は1口以上1口の整数倍である。1口に満たない端数の受益証券の買戻しは行われない。

5．市場リスク、信用リスクおよび戦略リスク

以下はファンドおよび投資対象ファンドの投資に関する全体的なリスクの要約であるが、ファンドへの投資に内在するすべてのリスクの完全なリストではない。

(A) 市場リスクおよび選定リスク 市場リスクは、ファンドが投資している単一または複数の市場の価値が下落するリスクであり、市場が急激かつ予想外に下落する可能性を含む。選定リスクは、投資運用会社が選定する有価証券のパフォーマンスが、市場、関連指数または同様の投資目的および投資戦略を有する他のファンドが選定する有価証券を下回るリスクである。

(B) 流動性リスク ファンドのすべての投資が上場または格付されることはない（投資対象ファンドを含む）ことから、流動性が低下する可能性がある。さらに、一部の投資保有高の積み増しおよび処分には多大な時間がかかることがあり、不利な価格で実施せざるを得ない場合がある。また、ファンドは、流動性低下につながる不利な市況によって、資産をそれぞれの公正価格で処分することが困難になる場合もある。

買戻請求の資金調達のためにファンドの投資を売却する場合、投資の市場規模や市場の傾向によってかかる売却が投資の時価に不利な影響を及ぼすことから、これらの投資を当初予想していた価格で売却できない可能性がある。このことから、受益証券1口当たり純資産価額の下落が生じる可能性がある。

(C) 金利リスク 金利リスクは、確定利付証券の価格が一般的に、金利が下落した場合に上昇し、金利が上昇した場合に下落するリスクである。長期証券の価格は短期証券の価格と比べて、一般的に金利変動に応じてより大きく変動する。短期または長期金利が急激に上昇した場合や投資運用会社の予測とは異なる方法で変動したりした場合、ファンドは損失を被ることがある。

(D) カウンターパーティのブローカー・リスク 先渡為替契約およびそのオプションは、先物契約とは異なり、取引所で取引されていないため標準化されておらず、これらの市場では銀行およびディーラーが主幹となってそれぞれの取引を個別に交渉している。先渡および「現金」取引には、実質的に規制が課されていないため、日々の価格変動に上限がなく、投機ポジション制限が適用されない。先渡市場で取引を行う主幹には、同社が取引している通貨で継続的にマーケット・メイクすることが求められておらず、これらの市場では、場合によっては長期間にわたり流動性が低下することがある。市場の流動性低下または混乱によって、ファンドに多額の損失が生じる可能性がある。

ファンドまたはファンドの代理人が取引または投資を行う、銀行およびブローカー会社を含む金融機関およびカウンターパーティは、財政難に陥りファンドに対して債務不履行となることがある。そのような債務不履行は、ファンドにとって重大な損失をもたらす可能性がある。さらに、ファンドは、特定の取引を保証するためにカウンターパーティに担保を差入れることがある。

ファンドは、カウンターパーティの信用リスクに対するエクスポージャーを減らすため、個々のカウンターパーティとマスターネットティング契約を結ぶ。マスターネットティング契約により、ファンドは、カウンターパーティの信用が特定の規準を下回る場合に当該契約に基づくすべての取引を終了する権利を得る。マスターネットティング契約により、それぞれの当事者は、相手方の債務不履行または契約の終了時点で、当該契約に基づくすべての取引を終了し、個々の取引に基づく一方から相手方への支払額を相殺する権利を得る。店頭デリバティブに関連する、カウンターパーティの信用リスクによるファンドの最大損失リスクは通常、未実現評価益とカウンターパーティの未払金との合計額がカウンターパーティのファンドに対する差入担保を超過する金額である。ファンドは、店頭デリバティブに関して、カウンターパーティのために、未決済のデリバティブ契約に係る個々のカウンターパーティの未実現評価益と同額以上の担保の差入を要求さ

れることがある。ただし、一部の最低移転条項の制約を受け、そのような担保がある場合には、投資有価証券明細表で表示される。

(E) 補償リスク ファンドへの投資は、政府、政府の機関もしくは補助機関、または銀行保証ファンドによる保険も保証も付されていない。ファンドの受益証券は、銀行の預金または債券ではなく、銀行による保証または支援も受けておらず、受益証券への投資額は上方および／または下方に変動することがある。投資運用会社は安定した受益証券1口当たり純資産価額の維持に努めるものの、安定した受益証券1口当たり純資産価額の維持は保証されない。ファンドへの投資には、元本割れの可能性を含む一定の投資リスクがある。

(F) 信用リスク 信用リスクは、有価証券の発行体が期日到来時に利息の支払または元本の返済ができないリスクである。発行体の信用格付の変更または発行体の信用度についての市場の認識の変化も、ファンドのその発行体への投資の価値に影響を及ぼす場合がある。信用リスクの程度は、発行体の財政状態と債務の条件の両方によって左右される。

(G) 外国証券リスク ファンドが間接的に投資している米国外の市場で取引される有価証券のパフォーマンスは、（常にはではないものの）米国内で取引される有価証券とは異なることが多い。しかし、かかる投資には米国の投資には存在しない、ファンドが損失を被る可能性を増大させうる特別なリスクが伴うことが多い。特に、ファンドは、外国の取引所における投資者が少なく、日々取引される有価証券数が少ないためにファンドがかかる取引所で無価値証券を売買することが困難になるリスクを負う。さらに、外国有価証券の価格は、米国内および／または投資者の居住法域で取引される有価証券の価格と比べて大きく上下することがある。

一部の外国市場の経済は、国民総生産の成長、資本の再投資、支払ポジションの余力および残高等の事項に関して、米国または投資者の居住法域の経済と比べて劣ることがある。一部の外国経済は、特定の業種または外国資本に著しく依拠していることがあり、外交の展開、特定の単一もしくは複数の国に対する経済制裁の実施、国際取引パターンの変更、貿易障壁およびその他の保護貿易政策または報復措置の影響を受けやすいことがある。外国市場への投資はまた、資本規制の実施、企業または産業の国有化、資産の収用または重税等の政府の行為により悪影響を受けることもある。さらに、一部の国の政府は、資本市場または特定の業種への外国投資を禁じるまたは重大な制限を課す場合がある。これらの行為は、有価証券の価格に多大な影響を及ぼす、またはファンドの外国有価証券を売買する能力またはファンドの資産もしくは収益をファンドが所在する法域もしくはファンドの資産が保管されている法域に返還するファンドの能力を損なう、またはファンドの運用に悪影響を及ぼすことがある。その他の潜在的な外国市場リスクには、外国為替管理、有価証券の価格形成の困難性、外国政府証券のデフォルト、外国裁判所における司法判断の実施の困難性、ならびに政情不安および社会不安が含まれる。特定の外国において投資者が利用できる法的救済手段は、かかる投資者の居住法域において利用できる手段と比べて範囲が狭くなることがある。

(H) 為替リスク ファンドが投資している有価証券およびその他の金融商品は、ファンドの機能通貨以外の通貨建てである場合がある。そのため、外国為替レートの変動はファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼす可能性がある。一般に、ファンドの機能通貨の価値が他の通貨に対して上昇した場合、他の通貨建ての有価証券は、その通貨価値の下落がファンドの機能通貨への換算に影響するため、価値が下落する。反対に、ファンドの機能通貨の価値が他の通貨に対して下落した場合、他の通貨建ての有価証券の価値は上昇する。このリスクは一般に「為替リスク」として知られており、ファンドの機能通貨が強い場合には投資者に対するリターンが減少し、ファンドの機能通貨が弱い場合にはかかるリターンが増加する可能性があることを意味する。各種為替取引の利用により、ファンドまたはそのクラスは、該当する場合、ファンドまたはクラスのパフォーマンスに寄与するために特定の通貨のパフォーマンスの影響を受けることがある。投資運用会社が成績の良い為替プログラムを採用する保証はなく、ファンドまたはクラスの機能通貨の価値が他の通貨に対して下落した場合は為替変動によってファンドまたはクラスに損失が生じる可能性がある。さらに、ファンドまたはクラスは、投資運用会社が策定した通貨戦略に関連する取引費用を負担することになる。

(I) デリバティブ ファンドは、ファンドの投資のヘッジまたはリターンの強化の追求を目的としてデリバティブを使用することがある。デリバティブにより、ファンドはリスク・エクスポージャーを他の種類の金融商品よりも迅速かつ効率的に増加または減少させることができる。デリバティブは変動しやすく、以下を含む重要なリスクを伴う。

- ・ 信用リスク - デリバティブ取引における取引相手（取引の相手方当事者）がファンドに対する金融債務を履行できないリスク。

- ・ **レバレッジ・リスク** - 比較的小さい市場の動向が投資の価値を大きく変動させることがある、一部の種類の投資または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一部の投資または取引戦略により、当初の投資額を大きく超える損失が生じる可能性がある。
- ・ **流動性リスク** - 一部の有価証券について、売主が希望する時期に、または売主がその有価証券に現在その価値があると考えた価格で売却することが困難または不可能となるリスク。

デリバティブは金融契約であり、その価値は原資産、参照金利または指数の価値に依拠するか、またはこれらの価値から派生する。ファンドは通常、原資産のポジションの代わりに、および／または金利リスクや通貨リスクなどの他のリスクを軽減するために策定された戦略の一環として、デリバティブを用いる。ファンドは、レバレッジの目的でデリバティブを使用することがあり、その場合、デリバティブの使用にはレバレッジ・リスクが伴う。

ファンドがデリバティブを使用する場合、有価証券およびその他の伝統的な投資への直接投資に内在するリスクと異なるか、またはそれを上回る可能性のあるリスクが伴う。デリバティブには、このセクション内に別途記載されている、金利リスク、市場リスクおよび信用リスク等の複数のリスクがある。デリバティブには不当な価格形成または不適切な評価のリスクもあり、デリバティブの価値を変動させるリスクは原資産、金利または指数と完全に相関しないことがある。ファンドがデリバティブに投資する場合、投資元本を上回る損失が生じる可能性がある。また、すべての状況において適切なデリバティブ取引が利用可能であるとは限らず、他のリスクに対するエクスポージャーを抑えることが有益である場合にファンドがそうした目的でこれらの取引を締結するという保証はない。

(J) **社債** ファンドが間接的に投資している社債には、発行体が債務の元本および利息を支払えなくなるリスクがあり、金利感応度、発行体の信用度についての市場の認識および一般的な市場流動性等に起因する価格変動の影響を受ける可能性もある。金利が上昇すると社債の価値は下落することが予想される。満期までの期間が長い社債は、満期までの期間が短い社債と比べて金利感応度が高くなる傾向がある。

(K) **ソブリン債** ファンドは間接的にソブリン債に投資することがある。かかる有価証券は外国政府機関によって発行または保証されている。かかる投資には、政府機関がキャッシュ・フローに関する問題、不十分な外貨準備金、政治的配慮、経済との関連での政府機関の債務ポジションの相対的規模、または国際通貨基金やその他の国際機関により要求される経済改革の不実施等に起因して、期日が到来したソブリン債に関する利息の支払および元本の返済を遅滞または拒否するというリスクがある。政府機関がデフォルトした場合、かかる政府機関は支払期日の延長または追加の貸付を要請する可能性がある。政府が支払を行わないソブリン債の回収に関する法的手続はなく、政府機関が返済していないソブリン債の全部または一部を回収することを可能とする破産手続もない。

(L) **為替契約リスク** ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースの勘定では、米ドルを売却してこれらの受益証券クラスの取引対象通貨を購入する為替取引を締結することになる。かかる為替取引により、ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースの投資家は、該当する取引対象通貨とこれらの受益証券クラスの基準通貨である米ドルとの為替レートの影響を受けることになる。そのため、受益証券クラスの取引対象通貨が米ドルに対して値を下げ、これ以外の変動はないとした場合、かかる受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価額が減少することにより、これらの受益者は為替レートの変動によって投資した金額の一部を失う可能性がある。さらに、取引対象通貨の金利が米ドルの金利よりも低い場合、これらの金利差は、ブラジル・レアル・ヘッジコースまたは豪ドル・ヘッジコースに関して維持される勘定の為替取引による費用となる（該当する場合）。

新興市場国通貨の為替レートは短期間で大きく変動することがあるため、外国為替レートのリスクは先進国通貨よりも相対的に高い。同様に、新興市場国通貨での取引には、政府の方針変更や外国投資に係る規制の制定を含む様々な理由によって制限が課される可能性がある。こうした規制およびかかる通貨の需給の変動により、為替取引による費用は、取引対象通貨と米ドルの金利差に基づく予想費用水準と大きく異なる可能性がある。

6．保証および補償

ファンドの設立書類に基づき、一定の当事者（受託会社および投資運用会社を含む）は、ファンドに対する義務の遂行から生じる一定の負債に対して補償される。また、ファンドは、通常の営業過程において、様々な補償条項を含む契約を締結している。これらの契約に基づくファンドの最大エクスポージャーは、現時点では発生していない、ファンドに対して行われうる将来の請求が含まれるため不明である。しかしながら、ファンドには、過去にこれらの契約に基づく請求または損失はない。

7. 所得税

ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法に基づき、利益、収益、利得または評価益に対して課される税金はなく、また遺産税または相続税の性質を有するいかなる税金も、ファンドを構成する資産、またはファンドの下で生じる収益、ならびにかかる資産または収益に関するファンドの受益者に対して適用されない。ファンドによる分配に対して、または受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、所得税に対する引当金は財務書類上に計上されていない。

ファンドは通常、米国連邦所得税上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないように活動を実施する意向である。とりわけ、ファンドは1986年内国歳入法（改正後）におけるセーフ・ハーバーに適格となることを意図している。ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティの取引に限定される場合、当該事業に従事しているとみなされない。ファンドの収益のいずれもが、ファンドが行う米国の取引または事業に事実上関連していない場合、ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して30%の米国の税金が課される。この税金は通常、かかる収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会 - 会計基準コード化体系740）は、受託会社に、ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に支持される可能性が高いか否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。支持される可能性の方が高いとの基準を満たす税務ポジションについては、財務書類上で認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットが減額される。受託会社は、ファンドの税務ポジションをレビューし、税金引当金を財務書類に計上する必要はないと判断した。現在、不確実な税務ポジションに関連する利息または罰金はない。

2025年3月31日現在、調査対象となっている税務年度は、主要な税務管轄ごとに異なり、運用開始日から2025年3月31日までの期間に及ぶ。

8. 報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「管理事務代行会社」という。）は、ファンドの純資産の0.02%の年間報酬（年間最低報酬額は22,500米ドル）に、パッシブヘッジの受益証券クラスの純資産の0.01%の報酬を加えた金額を受け取る。2025年3月31日に終了した会計年度に管理事務代行会社が稼得した報酬および管理事務代行会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(B) 名義書換事務代行報酬 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「名義書換事務代行会社」という。）は、ファンドの純資産の0.01%の年間報酬および取引1件につき10米ドルを受け取る。2025年3月31日に終了した会計年度に名義書換事務代行会社が稼得した報酬および名義書換事務代行会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(C) 資産保管報酬 資産保管会社は、保管資産の0.01%の資産ベースの報酬および取引1件につき15米ドルの特定の取引に関わる処理手数料を受け取る。2025年3月31日に終了した会計年度に資産保管会社が稼得した報酬および資産保管会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(D) 受託報酬 受託会社は、10,000米ドルの年間報酬を毎月後払いで受け取る。2025年3月31日に終了した会計年度に受託会社が稼得した報酬および受託会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(E) 投資運用報酬 投資運用会社は、ファンドの純資産の0.185%の年間報酬を毎月後払いで受け取る。2025年3月31日に終了した会計年度に投資運用会社が稼得した報酬および投資運用会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(F) 管理会社代行サービス報酬および管理報酬 大和アセットマネジメント株式会社（以下「管理会社代行サービス会社」という。）は、日本国内の受益者に対して文書の翻訳やファンド案件に関する顧客支援といった投資家へのサービスを提供するよう管理会社から任命された。管理会社代行サービス会社は、ファンドの純資産の0.22%の年間報酬を毎月後払いで受け取る。2025年3月31日に終了した会計年度に管理会社代行サービス会社が稼得した報酬および管理会社代行サービス会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

管理会社は、受益者への分配に関する方針を決定し、その分配責任において受託会社に指図をする。管理会社は、ファンドの資産から報酬を受け取る権利を有していない。

(G) 販売報酬および代行協会員報酬 管理会社は、公募受益証券の日本での販売および買戻しを行う販売会社および代行協会員を任命した。販売会社は、ファンドの純資産の0.60%の年間報酬を毎月後払いで受け取る。2025年3月31日に終了した会計年度に販売会社が稼得した報酬および販売会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

代行協会員は、ファンドの純資産の0.10%の年間報酬を毎月後払いで受け取る。2025年3月31日に終了した会計年度に代行協会員が稼得した報酬および代行協会員に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(H) その他の費用 ファンドは、ファンドの運用に関連するその他の費用を負担することがあり、これには（ ）政府関連の手数料、（ ）仲介手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、（ ）支払利息を含む借入費用、（ ）訴訟および補償費用を含む特別費用、（ ）監査報酬ならびに（ ）印刷費が含まれるが、これらに限定されない。

9．後発事象

受託会社は、これらの財務書類の発行準備が整った日である2025年6月26日までの決算日後のすべての取引および事象を評価した。2025年4月1日から2025年6月26日までに、51,579米ドルの受益証券の買戻しが行われた。同期間中に、9,097米ドルの分配が行われたが、その再投資は行われなかった。ファンドに関連する、報告すべき他の後発事象はない。

ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド
（毎月分配型）- 通貨ドラゴン
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

資産負債計算書
2024年3月31日現在

	米ドル	千円
資産		
投資対象ファンドへの投資および短期投資、公正価値 （取得原価3,099,052米ドル（448,774千円））	2,312,368	334,854
先渡為替契約に係る未実現評価益	7,203	1,043
資産合計	2,319,571	335,897
負債		
先渡為替契約に係る未実現評価損	17,370	2,515
未払金：		
未払専門家報酬	61,716	8,937
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	2,352	341
未払資産保管報酬	1,577	228
未払販売報酬	1,158	168
未払管理会社代行サービス報酬	593	86
未払登録料	464	67
未払投資運用報酬	357	52
未払代行協会員報酬	193	28
未払印刷費	35	5
その他負債	400	58
負債合計	86,215	12,485
純資産	2,233,356	323,412
豪ドル・ヘッジコース	62,468	9,046
ブラジル・リアル・ヘッジコース	1,558,926	225,748
米ドル・コース	611,962	88,618
	2,233,356	323,412
発行済受益証券口数		
豪ドル・ヘッジコース	2,235口	
ブラジル・リアル・ヘッジコース	108,311口	
米ドル・コース	13,994口	
受益証券1口当たり純資産価額		
豪ドル・ヘッジコース	27.95	4,047円
ブラジル・リアル・ヘッジコース	14.39	2,084円
米ドル・コース	43.73	6,333円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド
（毎月分配型）- 通貨ドラゴン
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

損益計算書

2024年3月31日に終了した会計年度

	米ドル	千円
投資収益		
受取利息	11,645	1,686
投資収益合計	11,645	1,686
費用		
専門家報酬	77,820	11,269
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	22,671	3,283
販売報酬	16,016	2,319
印刷費	12,257	1,775
資産保管報酬	9,799	1,419
登録料	7,015	1,016
管理会社代行サービス報酬	5,872	850
投資運用報酬	4,938	715
受託報酬	4,668	676
代行協会員報酬	2,669	386
その他費用	2,400	348
費用合計	166,125	24,057
投資純損失	(154,480)	(22,370)
実現および未実現利益／（損失）：		
以下に係る実現純利益／（損失）：		
投資対象ファンドの売却	(735,617)	(106,525)
為替取引および先渡為替契約	220,836	31,979
実現純損失	(514,781)	(74,545)
以下による未実現評価益／（損）の純変動：		
投資対象ファンドへの投資	641,617	92,913
為替換算および先渡為替契約	(95,417)	(13,817)
未実現評価益の純変動	546,200	79,095
実現および未実現純利益	31,419	4,550
運用による純資産の純減少	(123,061)	(17,820)

添付の注記は、本財務書類の一部である。

ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド
（毎月分配型）- 通貨ドラゴン
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

純資産変動計算書

2024年3月31日に終了した会計年度

	米ドル	千円
運用による純資産の純増加／（減少）		
投資純損失	(154,480)	(22,370)
実現純損失	(514,781)	(74,545)
未実現評価益の純変動	546,200	79,095
運用による純資産の純減少	<u>(123,061)</u>	<u>(17,820)</u>
受益者への分配	(266,276)	(38,559)
ファンド受益証券取引による純資産の純減少	<u>(889,907)</u>	<u>(128,867)</u>
純資産の純減少	(1,279,244)	(185,247)
純資産		
期首	<u>3,512,600</u>	<u>508,660</u>
期末	<u>2,233,356</u>	<u>323,412</u>

	豪ドル・ ヘッジコース	ブラジル・リアル・ ヘッジコース	米ドル・コース
ファンド受益証券取引			
受益証券口数			
買戻し	(800)口	(52,307)口	(1,665)口
受益証券口数の純変動	<u>(800)口</u>	<u>(52,307)口</u>	<u>(1,665)口</u>

	豪ドル・ ヘッジコース 米ドル	ブラジル・リアル・ ヘッジコース 米ドル	米ドル・コース 米ドル
金額			
買戻し	(22,576)	(794,850)	(72,481)
ファンド受益証券取引による純資産の純減少	<u>(22,576)</u>	<u>(794,850)</u>	<u>(72,481)</u>

	豪ドル・ ヘッジコース 千円	ブラジル・リアル・ ヘッジコース 千円	米ドル・コース 千円
金額			
買戻し	(3,269)	(115,102)	(10,496)
ファンド受益証券取引による純資産の純減少	<u>(3,269)</u>	<u>(115,102)</u>	<u>(10,496)</u>

添付の注記は、本財務書類の一部である。

ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド
（毎月分配型）- 通貨ドラゴン
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

財務ハイライト

2024年3月31日に終了した会計年度

受益証券1口当たり要約データ：

	豪ドル・ ヘッジコース 米ドル	ブラジル・リアル・ ヘッジコース 米ドル	米ドル・コース 米ドル
受益証券1口当たり期首純資産価額	32.49	16.50	48.77
投資純損失 [±]	(1.68)	(0.87)	(2.59)
投資による実現および未実現純利益／（損失）	(1.96) ^{**}	0.56 ^{**}	(1.05) ^{**}
投資活動による損失合計	(3.64)	(0.31)	(3.64)
受益者への分配	(0.90)	(1.80)	(1.40)
受益証券1口当たり期末純資産価額	27.95	14.39	43.73
	豪ドル・ ヘッジコース 円	ブラジル・リアル・ ヘッジコース 円	米ドル・コース 円
受益証券1口当たり期首純資産価額	4,705	2,389	7,062
投資純損失 [±]	(243)	(126)	(375)
投資による実現および未実現純利益／（損失）	(284)	81	(152)
投資活動による損失合計	(527)	(45)	(527)
受益者への分配	(130)	(261)	(203)
受益証券1口当たり期末純資産価額	4,047	2,084	6,333
	豪ドル・ ヘッジコース	ブラジル・リアル・ ヘッジコース	米ドル・コース
トータル・リターン [*]	(11.27)%	(1.87)%	(7.50)%
期末純資産	62,468米ドル (9,046千円)	1,558,926米ドル (225,748千円)	611,962米ドル (88,618千円)
平均純資産に対する費用合計の比率 ^{***}	6.22 %	6.22 %	6.26 %
平均純資産に対する投資損失の比率 ^{***}	(5.79)%	(5.78)%	(5.82)%

± 期中の平均発行済受益証券口数に基づいて計算されている。

* トータル・リターンは、分配再投資（該当する場合）による影響を考慮している。

** 開示金額は、発行と買戻しのタイミングやクラス・レベルの先渡契約活動により、純資産変動計算書と一致しない場合がある。

*** ファンドは他のファンドに投資しており、ファンドの投資対象であるダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンドにおいて発生した手数料および費用の比例持分を間接的に負担している。この比率には、これらの間接的な手数料および費用は含まれていない。

添付の注記は、本財務書類の一部である。

ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド
（毎月分配型）- 通貨ドラゴン
ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ
（ケイマン諸島のオープン・エンド型ユニット・トラスト）のサブ・ファンド

財務書類に対する注記
2024年3月31日に終了した会計年度

1. 組織

ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配型）- 通貨ドラゴン（以下「ファンド」という。）は、ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズ（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドであり、インタートラスト・トラスティ（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびダイワ・アセット・マネジメント・サービスイズ・リミテッド（ケイマン）（以下「管理会社」という。）の間で締結された2011年8月5日付の基本信託証書および追補信託証書に従い設定された。トラストはケイマン諸島で設立されたオープン・エンド型ユニット・トラストであり、ファンドは2011年9月22日に運用を開始した。受託会社はファンドの期間を2026年3月31日までに延長した。

ファンドは、豪ドル・ヘッジコース、ブラジル・レアル・ヘッジコース、米ドル・コースの3つの受益証券クラスを発行している。すべてのクラスは米ドルで販売、買戻しおよび分配を行う。各クラスの通貨は米ドルに対して為替取引されるが、米ドル・コースでは為替取引は行われない。将来、別のクラスの受益証券が発行される可能性がある。

ファンドは、アジアのハイ・イールド債券への投資により資産の着実な成長と安定した収益を追求することを投資目的としている。ファンドは、ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「投資対象ファンド」という。）の米ドル・クラスへの投資を通じて間接的にアジアのハイ・イールド債券に投資する。投資対象ファンドは主として、アジア地域で主な事業活動を行っている発行体の利回りの高い非投資適格債券に投資している。

ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースの勘定では、為替ヘッジ取引は、（米ドル建ての投資に対する為替リスクにさらされることにより）これらの受益証券クラスが米ドルに対する通貨エクスポージャーをかける受益証券クラスの該当する取引対象通貨に転換する目的で、取引対象通貨のロング・ポジションおよび米ドルのショート・ポジションをとる外国為替投資戦略（以下「外国為替投資戦略」という。）に従って行われることになる。その結果、ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースは、かかる受益証券クラスの取引対象通貨と米ドルの間の外国為替レートの変動による影響を受けることになる。このようなエクスポージャーは、ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースの受益証券1口当たり純資産価額にプラスまたはマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

ファンドは投資会社であるため、財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）会計基準コード化体系トピック946「金融サービス - 投資会社」の投資会社に関する会計および報告指針に従っている。

ファンドの投資運用会社は、ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド（以下「投資運用会社」という。）である。

２．重要な会計方針

ファンドの財務書類には、2023年4月1日からファンドの会計年度末日である2024年3月31日までの期間が反映されている。

以下は、ファンドが米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国GAAP」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。米国GAAPに準拠した財務書類の作成では、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なる場合がある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定 ファンドの受益証券1口の純資産価額は、各受益証券クラスに帰属するファンドの純資産価額（「純資産価額」は、資産合計から未払報酬や費用を含む負債を差し引いた価額である。）をその時点で発行済である各クラス受益証券の合計口数で除して計算される。ファンドの純資産価額は、日本、香港、ロンドンおよびニューヨークの銀行ならびに日本の金融商品取引業者の営業日および／または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の単一もしくは複数の日（以下「営業日」という。）に毎日計算される。

すべての米ドル以外の通貨建て資産（該当する場合）の価額は、承認された独立の価格形成サービスから入手した適切な直物レートを用いて米ドル相当額に換算される。

(B) 公正価値測定 ファンドは、米国GAAPに基づく公正価値の測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層によって投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル1測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル3測定）としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値の階層は以下の通りである。

- ・ レベル1 - 公正価値測定が、同一の資産または負債の活発な市場における公表価格（未調整）から派生したもの。
- ・ レベル2 - 公正価値測定が、資産または負債の直接的（価格）または間接的（価格から派生）に観察可能な、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットから派生したもの。
- ・ レベル3 - 公正価値測定が、観察可能な市場データに基づくものでない資産または負債に関するインプット（観察不能なインプット）を含む評価手法から派生したもの。

インプットは様々な評価技法を適用する際に用いるものであり、概して、市場参加者が評価に係る意思決定に利用する仮定（リスクに関する仮定を含む）を指す。インプットには、価格情報、具体的・広範なクレジット・データ、流動性の統計値およびその他の要素が含まれることがある。公正価値の階層内の金融商品のレベルは、公正価値測定にとって重要なインプットの最低レベルに基づく。ただし、何を「観察可能」とするかの決定には、投資運用会社による重要な判断が必要となる。投資運用会社は、容易に入手可能であり、定期的に配信または更新され、信頼性が高く検証可能であり、専有されておらず、該当する市場に活発に関連している独立のソースから提供される市場データを観察可能なデータと見なしている。階層内の金融商品の区分は、その金融商品の価格形成の透明性に基づくものであり、投資運用会社はその金融商品について認識しているリスクに必ずしも一致するものではない。

投資 価値が活発な市場における取引市場価格に基づいていることからレベル1に分類される投資には、一般に、上場普通株式および定期預金が含まれる。こうした金融商品の公表価格は、ファンドが多額のポジションを保有していて、売却によって公表価格に相当の影響が及ぶといった状況においても調整されない。

満期までの期日が60日以内の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で表示され、レベル2に分類される。

活発でないと見なされる市場で取引されているが、公表市場価格、ディーラー気配値または観察可能なインプットによる裏付けのある代替的な価格形成ソースに基づき評価される投資は、レベル2に分類される。これらには一般に、社債、投資適格社債およびソブリン債が含まれ、一部の先物および先渡取引が含まれることもある。レベル2の投資には活発な市場で取引されていないおよび／または譲渡制限が課されているポジションが含まれるため、通常、入手可能な市場情報に基づく低い流動性および／または低い譲渡可能性を反映して評価額が調整されることがある。

ファンドは、投資会社に関する特殊会計指針に準拠して受益証券1口当たり純資産価額を計算している投資対象ファンドへの投資の公正価値の見積りについて、米国GAAPに基づく権威ある指針に従っている。このため、投資の受益証券1口当たり純資産価額が公正価値を示しているとファンドが判断した場合、ファンド

は、追加調整を行うことなく当該投資の受益証券１口当たり純資産価額（またはそれに相当するもの）（以下「簡便法」という。）を用いて、投資会社への投資の公正価値を計上する。この指針により、投資の受益証券１口当たり純資産価額が報告主体の測定日現在で投資会社に関する特殊会計指針に準拠して算定される場合にのみ、ファンドはこの簡便法を用いることを認められる。投資対象ファンドへの投資は、各営業日の終了時点の純資産価額に基づく公正価値で評価される。

デリバティブ ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジの目的で、デリバティブを使用することがある。ヘッジは、ファンドがデリバティブを使用してファンドの他の保有高に伴うリスクを相殺する戦略である。ヘッジは損失を軽減することができるが、市場がファンドの予想と異なる動きをした場合やデリバティブのコストがヘッジの利益を上回る場合は、利益が減額または損なわれて損失が生じることもある。ヘッジにはデリバティブの価値の変動がヘッジ対象の保有高についてファンドが予想する価値の変動と一致しないリスクもあり、この場合、ヘッジ対象の保有高に係る損失が減額されずに増加することもある。ファンドのヘッジ戦略によってリスクが軽減する、またはヘッジ取引が利用できる、もしくはコスト効率が良くなるという保証はない。ファンドにはヘッジの利用が要求されておらず、ヘッジを利用しないことを選択することもできる。ファンドがデリバティブに投資した場合、投資した元本金額を上回る損失が生じる可能性がある。また、すべての状況において適切なデリバティブ取引が利用可能であるとは限らず、他のリスクに対するエクスポージャーを抑えることが有益である場合にファンドがそうした目的でこれらの取引を締結するという保証はない。

デリバティブには、上場デリバティブや店頭で個別に取引されるものがある。先物契約や上場オプション契約等の上場デリバティブは通常、活発に取引されていると見なされるかどうかによって、公正価値の階層のレベル１またはレベル２に分類される。

先渡為替契約およびスワップ契約を含む店頭デリバティブは、入手可能であり信頼性が高いと見なされる、取引相手、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値等の観察可能なインプットを用いて評価される。評価モデルが使用される場合、店頭デリバティブの価値は、かかる金融商品の契約条項および同金融商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブ、ボラティリティの度合い、期限前償還率およびかかるインプットの相関関係が含まれる。一般的な先渡為替契約およびスワップ契約等の一部の店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル２に分類される。

これらの店頭デリバティブのうち、流動性が低いかまたはインプットが観察不能なものはレベル３に分類される。これらの流動性の低い店頭デリバティブの評価では、レベル１および／またはレベル２のインプットが利用される場合がある一方、公正価値の決定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。各測定日現在、レベル１およびレベル２のインプットは観察可能なインプットを反映して更新されるが、その結果生じる損益は、観察不能なインプットの重要性に起因してレベル３に反映される。

以下は、ファンドの金融商品の評価に際して2024年３月31日現在で使用されたインプットに基づく公正価値評価の要約である*。

（単位：米ドル）

	（未調整） 活発な市場に おける同一の 投資の公表価格 （レベル１）	重要なその他の 観察可能な インプット （レベル２）	重要な 観察不能な インプット （レベル３）	純資産価額で 測定する投資	公正価値 2024年３月31日 現在
資産					
持分証券					
ダイワ／フィデリティ・					
アジア・ハイ・					
イールド・ボンド・					
ファンド（ダイワ・					
グローバル・トラスト					
のサブ・ファンド）					
米ドル・クラス	-	-	-	2,118,741	2,118,741
短期投資					
定期預金	-	193,627	-	-	193,627

投資合計	-	193,627	-	2,118,741	2,312,368
デリバティブ**					
資産					
先渡為替契約	-	7,203	-	-	7,203
負債					
先渡為替契約	-	(17,370)	-	-	(17,370)

* 有価証券のカテゴリーの詳細情報については、投資有価証券明細表を参照のこと。

** 先渡為替契約などのデリバティブは、当該商品に係る未実現評価益／（損）で評価されている。

2024年3月31日に終了した会計年度において、レベル3への、またはレベル3からの振替はなかった。

2024年3月31日現在、レベル3として評価されている証券はない。

(C) 投資取引および投資収益 投資の購入および売却は約定日に会計処理される。投資対象ファンドの申込および買戻しは日次で可能である。損益は個別原価法に基づき報告される。投資対象ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に計上される。投資対象ファンドによる資本の払戻しの分配は、投資原価の減額として計上される。受取利息は稼得時に発生する。

当期における投資対象ファンドの受益証券の購入原価および売却収入は、それぞれ175,000米ドルおよび1,079,145米ドルであった。

(D) 費用 費用は発生主義に基づき計上される。ファンドは報酬および費用を負担する。これらは、管理事務代行報酬および会計報酬、資産保管報酬、名義書換事務代行報酬、販売報酬、投資運用報酬、監査報酬ならびにファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない。

(E) 分配方針 受託会社は、管理会社の指示により受益者に分配を支払う。管理会社は通常、投資対象ファンドの債券ポートフォリオの満期利回り、その他の手数料、原価および費用、ならびにブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースの場合は該当する取引対象通貨と米ドルとの金利差を含むがこれらに限定されない要素を考慮に入れた上で分配の金額を決定する。管理会社は、分配を収益ならびに実現および未実現利益から支払うよう努めている。しかし、分配は関連する受益証券クラスに帰属する資本から支払われることがある。

2024年3月31日に終了した会計年度に公表され、支払われた分配は以下の通りである。

（単位：米ドル）

受益者への分配	金額
豪ドル・ヘッジコース	2,412
ブラジル・レアル・ヘッジコース	242,768
米ドル・コース	21,096
分配合計	266,276

(F) 現金および外国通貨 ファンドの機能通貨および報告通貨は米ドルである。為替レートの変動によって生じた通貨の保有高ならびにその他の資産および負債の価値の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券に係る実現損益および未実現評価損益は各取引日に、収益および費用は報告日にそれぞれ換算される。有価証券への投資およびデリバティブに係る為替レートの変動による影響額は、損益計算書上でかかる有価証券の市場価格および価値の変動による影響額と区別せず、実現および未実現純損益に含まれている。

(G) 定期預金 ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「資産保管会社」という。）を通じて、投資運用会社が決定した1社または複数の適格な預託機関の翌日物定期預金に余剰現金残高を預け入れている。これらはファンドの投資有価証券明細表において、短期投資として分類されている。

(H) 先渡為替契約 ファンドは、ファンドの有価証券の一部もしくは全部に関連する通貨エクスポージャーのヘッジを目的とした有価証券の予定購入もしくは売却の決済に関連して、または投資戦略の一環として、

先渡為替契約を締結することがある。先渡為替契約は、将来において定められた価格で通貨を売買する２当事者間の契約である。先渡為替契約の公正価値は、先渡為替レートの変動に応じて変動する。先渡為替契約は日次で時価評価され、ファンドは公正価値の変動を未実現評価損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映されている未実現評価損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、契約相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、ファンドはリスクにさらされる可能性がある。ファンドは、投資者のために為替リスクをヘッジする目的で先渡為替契約を締結することも認められている。クラス固有の先渡為替契約によって生じた損益は、それぞれのクラスに配分される。2024年3月31日現在の未決済の先渡為替契約は、投資有価証券明細表に記載されている。

(I) デリバティブ ASC 815-10-50は、デリバティブおよびヘッジ活動に関する開示を要求している。かかる基準は、a) 事業体がデリバティブを使用する方法および理由、b) デリバティブおよび関連するヘッジ対象の会計処理方法、ならびにc) デリバティブおよび関連するヘッジ対象が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローに及ぼす影響について開示することをファンドに要求している。

ファンドは、主にトレーディング目的で、先物および先渡為替契約を含む様々なデリバティブ取引を行うことがある。各デリバティブの主なリスク・エクスポージャーは、金利リスク、信用リスクまたは為替リスクである。これらのデリバティブの公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は損益計算書に先渡為替契約に係る実現利益（損失）または未実現評価益（損）の純変動として反映される。2024年3月31日に終了した会計年度において、ファンドのデリバティブ取引は先渡為替契約のみで構成されていた。

以下は、リスク・エクスポージャー別のファンドのデリバティブの公正価値の要約である。

2024年3月31日現在の資産負債計算書上のデリバティブの公正価値
ASC 815に基づくヘッジ手段として会計処理されていないデリバティブ

（単位：米ドル）

計上科目	為替リスク [*]
デリバティブ資産	
先渡為替契約に係る未実現評価益	7,203
デリバティブ負債	
先渡為替契約に係る未実現評価損	(17,370)

* 総額は、資産負債計算書の未決済の先渡為替契約に係る未実現評価益 / （損）の項目に示されている。

デリバティブが2024年3月31日に終了した会計年度の損益計算書に及ぼす影響
ASC 815に基づくヘッジ手段として会計処理されていないデリバティブ

（単位：米ドル）

計上科目	為替リスク [*]
運用の結果として認識された、デリバティブに係る実現利益 / （損失）	
先渡為替契約に係る実現純利益	220,836
運用の結果として認識された、デリバティブに係る未実現評価益 / （損）の変動	
先渡為替契約に係る未実現評価損の純変動	(95,417)

* この金額は、損益計算書の為替取引および先渡為替契約に係る実現純利益 / （損失）ならびに為替換算および先渡為替契約による未実現評価益 / （損）の純変動にそれぞれ表示されている。

2024年3月31日に終了した会計年度における未決済の先渡為替契約の月次平均想定元本はおおよそ以下の通りであった。

（単位：米ドル）

豪ドル・ヘッジコース	170,808
------------	---------

ブラジル・レアル・ヘッジコース

4,334,173

ファンドおよび特定の取引相手（店頭デリバティブおよび随時行われる外国為替取引を扱う）は、国際スワップデリバティブ協会のマスター・アグリーメントのようなマスターネットリング契約の当事者である。マスターネットリング契約には、当事者の一般的義務、表明、合意、担保要件、不履行、契約の早期終了およびその他に関する条項が含まれる。

担保要件は、各取引相手とのファンドの正味ポジションに基づいて決定される。担保の形態は、ファンドと該当する取引相手の合意に基づき、現金または他の有価証券の場合がある。特定の取引相手については、マスター・アグリーメントの条項に従い、ファンドに供された担保（該当する場合）はファンドの資産保管会社が分別勘定にて保管し、売却または再担保差入れすることのできる金額については投資有価証券明細表に表示されている。ファンドが差入れた担保（該当する場合）は、ファンドの資産保管会社によって分別保管され、投資有価証券明細表において識別される。2024年3月31日現在、ファンドが差入れたまたは保有している現金担保はなかった。

3. 投資対象ファンド

以下の情報は投資対象ファンドの2023年12月29日現在の監査済財務書類から抜粋したものであり、2024年3月31日現在の投資対象ファンドの情報と整合している。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、注記1に定義されているファンドの受託会社（インタートラスト・トラスティー（ケイマン）リミテッド）と区別するために、注記3においてのみ「投資対象ファンドの受託会社」と表記される。

投資対象ファンドの組織

ダイワ・フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「投資対象ファンド」という。）はダイワ・グローバル・トラスト（以下「マスター・トラスト」という。）のサブ・ファンドである。投資対象ファンドはケイマン諸島で設立されたオープン・エンド型ユニット・トラストである。マスター・トラストは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された信託会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「投資対象ファンドの受託会社」という。）による信託宣言に従って設立された。投資対象ファンドは2011年7月22日に運用を開始した。

投資対象ファンドは現在、クラスA - 日本円クラス、クラスB - ブラジル・レアル・クラス、クラスC - アジア通貨クラス（中国人民元、インドネシア・ルピーおよびインド・ルピーに均等配分）およびクラスD - 米ドル・クラスの4つの受益証券クラスを発行している。すべてのクラスは日本円で販売、買戻しおよび分配を行うが、米ドル・クラス受益証券は米ドルで販売、買戻しおよび分配を行う。各クラスは類似する資産プールに投資する。各クラスの通貨は各クラス内で米ドルに対して為替取引されるが、クラスD - 米ドル・クラスでは為替取引は行われない。

投資対象ファンドは、アジア地域で主な事業活動を行っている発行体の利回りの高い非投資適格債券に主に投資することや、ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド（以下「カレンシー・マネジャー」という。）が設定した為替オーバーレイの使用を通じて、高水準の当期収益および資本増価を追求することを投資目的としている。

投資対象ファンドの投資運用会社は、FIL・インベストメント・マネジメント（香港）・リミテッド（以下「当投資運用会社」という。）である。

投資対象ファンドは投資会社であるため、FASB会計基準コード化体系トピック946「金融サービス - 投資会社」の投資会社に関する会計および報告指針に従っている。

投資対象ファンドの重要な会計方針

投資対象ファンドの財務書類には、2022年12月31日から投資対象ファンドの会計年度末である2023年12月29日までの期間が反映されている。投資対象ファンドの会計年度末は、投資対象ファンドの目論見書で定義されている通り、12月の最終営業日である（営業日とは、ロンドン、ニューヨーク、香港および東京の銀行が営業を行っている日、ならびに／または投資対象ファンドの受託会社が随時決定する日を意味する）。以下は、投資対象ファンドが米国GAAPに準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。米国GAAPに準拠した財務書類の作成では、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なる場合がある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定 投資対象ファンドの受益証券 1 口の純資産価額は、投資対象ファンドの純資産価額（「純資産価額」は、資産合計から未払報酬や費用を含む負債を差し引いた価額である。）をその時点で発行済である投資対象ファンドの受益証券の合計口数で除して計算される。投資対象ファンドの純資産価額は、香港、ロンドン、ニューヨークおよび東京の銀行の営業日ならびに投資対象ファンドの受託会社が随時決定するその他の単一または複数の日である各取引日の営業終了時に計算される。

米ドル以外の通貨建て資産（該当する場合）の価額は、承認された独立の価格形成サービスから入手するロンドン時間の午後 4 時現在の適切な直物レートをを用いて米ドル相当額に換算される。日本円で取引される各クラスの受益証券 1 口当たり純資産価額は、出資、資本償還および資本配分の目的上、承認された独立の価格形成サービスから入手するロンドン時間の午後 4 時現在の適切な直物レートをを用いて日本円相当額に換算される。

投資対象ファンドは、以下のいずれかの事由が最初に発生した時点で終了することになる。(a)投資対象ファンドを継続もしくは他の法域に移転することが違法となるか、または投資対象ファンドの受託会社の判断によれば、実行不可能であるか得策でない、もしくは受益者の利益に反する場合、(b)受益者の過半数が、受益者の決議により終了を決定した場合、(c)信託証書の日付に開始し、同日から150年後に終了する期間の終了時、(d)投資対象ファンドの受託会社が辞任する意思を書面により通知した場合。

(B) 有価証券評価 純資産価額計算の目的上、市場相場が容易に入手可能なポートフォリオ有価証券およびその他の資産は公正価値で表示される。公正価値は通常、直近に報告された売却価格に基づいて決定されるが、売却が報告されていない場合は、相場報告システム、定評のあるマーケット・メーカーまたは価格形成サービスから入手した相場に基づき決定される。

国内および国外の確定利付証券および非上場デリバティブは通常、定評のあるマーケット・メーカーまたは価格形成サービスから入手した相場に基づき評価される。独立の価格形成サービスから入手した価格は、マーケット・メーカーにより提供された情報、または類似の特徴を有する投資または有価証券に関連する利回りデータから入手した市場価値の見積りを使用したものである。遅延引渡基準で購入された一定の確定利付証券は、先渡し決済日に決済されるまで日次で時価評価される。満期までの期日が60日以内の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で表示される。

市場相場が容易に入手可能でない有価証券およびその他の資産は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「管理事務代行会社」という。）が投資運用会社からの助言に従って誠実に決定した公正価値で評価される。市場相場が容易に入手可能でないと考えられる状況とは、最新のまたは信頼性の高い市場ベースのデータ（売買情報、売り／買い呼び値の情報、ブローカー気配値等）がない状況であり、これには、関連する市場の営業終了後に投資対象ファンドの有価証券または資産の価値に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合が含まれる。また、特別な事情によって有価証券の取引が行われている取引所または市場で終日取引が行われず、他の市場価格も入手できないといった場合も、市場相場が容易に入手可能でないと考えられる。事務管理代行会社は、投資対象ファンドの有価証券または資産の価値に重要な影響を及ぼす可能性のある重要な事象をモニターし、かかる重要な事象に照らして該当する有価証券または資産の再評価を実施するべきかどうかを判断する責任を負っている。

投資対象ファンドが純資産価額の決定に公正価値による価格形成を利用する場合、有価証券の価格はかかる有価証券が取引されている主たる市場からの相場ではなく、投資運用会社または同社の指示を受けて行動する者が公正価値を正確に反映していると考え他の方法によって設定されることがある。公正価値による価格形成では、有価証券の価値に関する主観的な判断が必要となる場合がある。投資対象ファンドの純資産価額の計算が最終的に価格形成時現在の有価証券の価値を公正に反映しているようにすることが投資対象ファンドの方針であるが、投資対象ファンドは、投資運用会社または同社の指示を受けて行動する者が決定した公正価値が、投資対象ファンドが価格形成時現在で（たとえば、強制売却または清算売却において）有価証券を売却した場合にその有価証券について入手できる価格を正確に反映していると保証することはできない。投資対象ファンドが使用する価格は、有価証券が売却された場合に実現するであろう価値と異なる場合があり、その差額は財務書類にとって重大なものとなりうる。

公正価値測定 - 投資対象ファンドは、米国GAAPに基づく公正価値の測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層によって投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル 1 測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル 3 測定）としている。

当該指針が設定する 3 つのレベルの公正価値の階層は以下の通りである。

- ・ レベル 1 - 投資対象ファンドが測定日現在に入手可能な、同一の投資の活発な市場における未調整の公表価格を反映するインプット

- ・ レベル2 - 資産または負債の直接的または間接的に観察可能な公表価格以外のインプット（活発であると考えられない市場におけるインプットを含む）
- ・ レベル3 - 観察不能なインプット。レベル3に分類される投資は、取引の頻度が低いために観察不能な重要なインプットを含んでいる。

インプットは様々な評価技法を適用する際に用いるものであり、概して、市場参加者が評価に係る意思決定に利用する仮定（リスクに関する仮定を含む）を指す。インプットには、価格情報、具体的・広範なクレジット・データ、流動性の統計値およびその他の要素が含まれることがある。公正価値の階層内の金融商品のレベルは、公正価値測定にとって重要なインプットの最低レベルに基づく。ただし、何を「観察可能」とするかの決定には、投資運用会社による重要な判断が必要となる。投資運用会社は、容易に入手可能であり、定期的に配信または更新され、信頼性が高く検証可能であり、専有されておらず、該当する市場に活発に関与している独立のソースから提供される市場データを観察可能なデータと見なしている。階層内の金融商品の区分は、その金融商品の価格形成の透明性に基づくものであり、投資運用会社がその金融商品について認識しているリスクに必ずしも一致するものではない。

投資 価値が活発な市場における公表市場価格に基づいていることからレベル1に分類される投資には、活発な市場における上場株式、上場デリバティブおよび特定の短期金融市場証券が含まれる。投資運用会社は、こうした金融商品の公表価格を、投資対象ファンドが多額のポジションを保有していて、売却によって公表価格に相当の影響が及ぶといった状況においても調整していない。

活発でないと考えられる市場で取引されているが、公表市場価格、ディーラー気配値または観察可能なインプットによる裏付けのある代替的な価格形成ソースに基づき評価される投資は、レベル2に分類される。これらには、ソブリン債および投資適格社債が含まれる。レベル2の投資には活発な市場で取引されていないおよび／または譲渡制限が課されているポジションが含まれるため、通常、入手可能な市場情報に基づく低い流動性および／または低い譲渡可能性を反映して評価額が調整されることがある。

デリバティブ 投資対象ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジの目的で、デリバティブを使用することがある。ヘッジは、投資対象ファンドがデリバティブを使用し他のファンド保有高に伴うリスクを相殺する戦略である。ヘッジは損失を軽減することができるが、市場が投資対象ファンドの予想と異なる動きをした場合やデリバティブのコストがヘッジの利益を上回る場合は、利益が減額または損なわれて損失が生じることもある。ヘッジにはデリバティブの価値の変動がヘッジ対象の保有高について投資対象ファンドが予想する価値の変動と一致しないリスクもあり、この場合、ヘッジ対象の保有高に係る損失が減額されずに増加することもある。投資対象ファンドのヘッジ戦略によってリスクが軽減する、またはヘッジ取引が利用できる、もしくはコスト効率が良くなるという保証はない。投資対象ファンドにはヘッジの利用が要求されておらず、ヘッジを利用しないことを選択することもできる。投資対象ファンドがデリバティブに投資した場合、投資した元本金額を上回る損失が生じる可能性がある。

また、すべての状況において適切なデリバティブ取引が利用可能であるとは限らず、他のリスクに対するエクスポージャーを抑えることが有益である場合に投資対象ファンドがそうした目的でこれらの取引を締結するという保証はない。

デリバティブには、上場デリバティブや店頭で個別に取引されるものがある。先物契約や上場オプション契約等の上場デリバティブは通常、活発に取引されていると見なされるかどうかによって、公正価値の階層のレベル1またはレベル2に分類される。

先渡為替契約およびスワップ契約を含む店頭デリバティブは、入手可能であり信頼性が高いと見なされる、取引相手、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値等の観察可能なインプットを用いて評価される。評価モデルが使用される場合、店頭デリバティブの価値は、かかる金融商品の契約条項および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブ、ボラティリティの度合い、期限前償還率およびかかるインプットの相関関係が含まれる。一般的な先渡為替契約およびスワップ契約等の一部の店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル2に分類される。

これらの店頭デリバティブのうち、流動性が低いかまたはインプットが観察不能なものはレベル3に分類される。これらの流動性の低い店頭デリバティブの評価では、レベル1および／またはレベル2のインプットが利用される場合がある一方、公正価値の決定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。各測定日現在、レベル1およびレベル2のインプットは観察可能なインプットを反映して更新されるが、その結果生じる損益は、観察不能なインプットの重要性に起因してレベル3に反映される。

(C) 有価証券取引および投資収益 財務報告目的上、有価証券取引は約定日に計上される。有価証券の売却による実現損益は個別原価法に基づき計上される。有価証券に係るプレミアムおよびディスカウントは、実効利回り法に基づき償却される／増価する。受取利息は発生主義に基づき計上される。配当収益は配当落ち日に計上される。投資収益は外国税控除後の金額で計上される。モーゲージ関連証券およびその他の資産担保証券のペイダウンに伴う損益がある場合は、損益計算書の受取利息の構成要素として計上される。

(D) 分配方針 投資対象ファンドの受託会社は、受益者への分配を行う権限をカレンシー・マネジャーに委譲している。分配は投資対象ファンドの当期の投資純利益、実現および未実現純キャピタル・ゲインならびに元本から支払われる。

したがって、カレンシー・マネジャーは、クラスA - 日本円クラス、クラスB - ブラジル・レアル・クラスおよびクラスC - アジア通貨クラスに対して、各月の18日（ただし、18日が営業日でない場合は翌営業日）に、各月の17日現在の登録受益者に対して毎月分配を行う意向である。クラスD - 米ドル・クラスに対して予定される分配はない。

分配は自動的に再投資され、手取金は各受益者の投資勘定に加えられる。

投資対象ファンドの受託会社は、分配方針を変更し、投資対象ファンドの受託会社がカレンシー・マネジャーと協議し、受益者決議による受益者の同意を得た上で随時決定する頻度でかかる金額を分配するか分配を手配することがある。

(E) 現金および外国通貨 投資対象ファンドの資本活動に関し、クラスD - 米ドル・クラスを除くすべてのクラスの取引通貨は日本円である。クラスD - 米ドル・クラスの取引通貨は米ドルである。投資対象ファンドの報告通貨は米ドルである。為替レートの変動によって生じた通貨の保有高ならびにその他の資産および負債の価値の変動は、未実現為替差損益として計上される。

投資有価証券に係る実現損益および未実現評価損益は各取引日に、収益および費用は報告日にそれぞれ換算される。

有価証券への投資およびデリバティブに係る為替レートの変動による影響額は、損益計算書上でかかる有価証券の市場価格および価値の変動による影響額と区別せず、実現および未実現純損益に含まれている。

(F) 定期預金 投資対象ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「資産保管会社」という。）を通じて、投資運用会社が決定した1社または複数の適格な預託機関の翌日物定期預金に余剰現金残高を預け入れている。これらは投資対象ファンドの投資有価証券明細表において、短期投資として分類されている。通貨の需要が低下する期間においては、投資対象ファンドが通貨の預託に関する手数料を支払う場合があり、これによって投資対象ファンドに支払利息が生じることがある。日本銀行の預金金利の引き下げにより、日本円建短期投資の金利はゼロ・パーセント未満となる可能性がある。

(G) 先渡為替契約 投資対象ファンドは、投資対象ファンドの有価証券の一部もしくは全部に関連する通貨エクスポージャーのヘッジを目的とした有価証券の予定購入もしくは売却の決済に関連して、または投資戦略の一環として、先渡為替契約を締結することがある。先渡為替契約は、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。先渡為替契約の公正価値は、先渡為替レートの変動に応じて変動する。先渡為替契約は日次で時価評価され、投資対象ファンドは公正価値の変動を未実現評価損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映されている未実現評価損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、契約相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、投資対象ファンドはリスクにさらされる可能性がある。投資対象ファンドは、投資者のために為替リスクをヘッジする目的で先渡為替契約を締結することも認められている。クラス固有の先渡為替契約によって生じた損益は、それぞれのクラスに配分される。2023年12月29日現在の未決済の先渡為替契約は、投資有価証券明細表に記載されている。

(H) 先物契約 投資対象ファンドは、先物契約を締結することがある。投資対象ファンドは、証券市場または金利や通貨価値の変動に対するエクスポージャーの管理のため、先物契約を用いることがある。先物契約の利用に伴う主なリスクには、投資対象ファンドが保有する有価証券の市場価値の変動と先物契約の価格との相関関係の不完全性、市場に流動性がない可能性、および取引相手方が契約条件を履行できない可能性がある。

先物契約は、公表されている日々の決済価格に基づいて評価される。先物契約の締結時に、投資対象ファンドは、ブローカーまたは取引所の当初証拠金要件に従って、先物ブローカーに現金または米国政府債および機関債を預け入れる必要がある。先物契約は日次で時価評価され、投資対象ファンドは評価額の変動に係

る未払金または未収金（以下「変動証拠金」という。）を適宜計上する。日次で現金清算される先物契約の変動証拠金がある場合は、資産負債計算書に取引相手に対する債権／債務 - 集中清算デリバティブに係る変動証拠金 - 先物契約として計上される。日次以外の期間で清算される先物契約に係る未実現評価益／（損）がある場合は、資産負債計算書に個別に開示される。損益は認識されるが、契約が満了または終了するまでは実現したとはみなされない。2023年12月29日現在において保有している先物契約は、投資有価証券明細表に記載されている。

(1) スワップ契約 投資対象ファンドは、金利スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップを含むがこれらに限定されないスワップ取引に投資することがある。スワップ契約は、店頭取引市場において個別に組成され（以下「店頭取引スワップ」という。）、公認商品取引所等の多角的取引施設プラットフォームまたはその他の取引施設プラットフォームにおいて実行される（以下「集中清算スワップ」という。）。投資対象ファンドは、信用リスクおよび金利リスクに対するエクスポージャーの管理のため、クレジット・デフォルト・スワップおよび金利スワップ契約を締結することがある。有価証券または現金は、債務不履行または破産／倒産に陥った際に価値のある資産および償還請求権を提供するために、各スワップ契約の条項に従って担保または証拠金として識別される。日次以外で現金清算される店頭取引スワップおよび集中清算スワップに係るプレミアムがある場合は、資産負債計算書に、店頭取引スワップ契約に係るプレミアム支払額または受取額として、もしくは集中清算スワップ契約に係るプレミアム支払額または受取額として計上される。日次で現金清算される集中清算スワップのプレミアムがある場合は、資産負債計算書に、集中清算デリバティブに係る取引相手に対する担保金または債務の構成要素として計上される。

スワップは、入手可能な範囲において、第三者ベンダーや公認商品取引所により提供された評価額、またはマーケット・メーカーにより入手した相場に基づき、日次で時価評価される。時価に変動が生じる場合には、損益計算書に未実現評価益／（損）の純変動の構成要素として反映される。日次で現金決済される集中清算スワップに係る当日の変動証拠金がある場合は、資産負債計算書に、取引相手に対する債権／債務 - 集中清算デリバティブに係る変動証拠金として計上される。市場相場が容易に入手可能でなく、スワップがいずれの評価方法でも評価できない場合、スワップの価値は投資運用会社によって誠実に決定される。

金利スワップ契約は、投資対象ファンドによる他の当事者との利息の支払または受領に対するそれぞれの約定の交換（例えば想定元本に係る変動金利による支払額と固定金利による支払額との交換）を伴う。金利スワップ契約の形式には以下が含まれる。() プレミアムと引換えに、一方の当事者が他方の当事者に特定の金利、すなわち「キャップ」を上回る金利部分を支払うことに同意する金利キャップ、() プレミアムと引換えに、一方の当事者が他方の当事者に特定の金利、すなわち「フロア」を下回る金利部分を支払うことに同意する金利フロア、() 決められた最小もしくは最大レベルを超える金利変動からの防御目的で一方の当事者がキャップを売却しフロアを購入する、またはその反対を行う金利カラー、() 取引相手方がすべてのスワップ取引を、満了日までの所定の日時までゼロ・コストで終了することができるコーラブル金利スワップ、() 金利スワップ利用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマークの差異（またはスプレッド）を固定することを認めるスプレッド・ロック、または() 異なる金融市場に基づいて、2当事者間で変動金利を交換できるベシス・スワップ。

社債またはソブリン債に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約は、特定のリターンを受領する権利と引換えに、債務不履行が生じた場合に一方の当事者による他方の当事者への一連の支払いの実行を伴うものである。投資対象ファンドは、発行体による債務不履行に対するプロテクション手段の提供（すなわち、参照債務に対して投資対象ファンドが保有する、またはさらされるリスクの軽減）、または特定の発行体による債務不履行の可能性に対するアクティブなロング・ポジションもしくはショート・ポジションの獲得のため、社債もしくはソブリン債に対するクレジット・デフォルト・スワップを利用することができる。プロテクションの売り手として、信用事由が存在しない場合、投資対象ファンドは通常、スワップの期間を通じて、プロテクションの買い手からアップフロントの支払いおよび／または固定利率の収益を受け取る。投資対象ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたような信用事由が起こった場合、投資対象ファンドはプロテクションの買い手に対し、スワップの想定元本までの金額を支払い、原有有価証券を受領する場合もある。投資対象ファンドがその純資産総額に加えてスワップの想定元本額に対する投資リスクにさらされるという理由から、投資対象ファンドは、売り手として、そのポートフォリオに対して効果的にレバレッジを加えることがある。プロテクションの買い手として、信用事由が起こった場合、投資対象ファンドは通常、スワップの想定元本までの金額をプロテクションの売り手から受領する。

クレジット・インデックスに係るクレジット・デフォルト・スワップ契約は、特定のリターンを受領する権利と引換えに、クレジット・インデックスを構成する全部または一部の参照組織の評価の切下げ、元本欠損、利払い遅延または債務不履行が生じた場合に、一方の当事者による他方の当事者への一連の支払いの実行を伴うものである。クレジット・インデックスは、クレジット市場全体のうちの一部を示すように設計された、信用手段またはエクスポージャーの一覧である。これらのインデックスは、インデックスのセクター

に基づくクレジット・デフォルト・スワップ市場において最も流動性の高い組織に関するディーラーの調査結果によって決定された参照クレジットから組成される。インデックスの構成要素は、それぞれのセクターにおける投資適格証券、ハイ・イールド証券、資産担保证券、エマージング・マーケット、および／または様々な信用格付けに係るクレジット・デフォルト・スワップを含むが、これらに限定されない。クレジット・インデックスは、固定スプレッドと標準満期日を含む標準的な条件のもと、クレジット・デフォルト・スワップを使用して取引されている。インデックス・クレジット・デフォルト・スワップは、インデックスを構成する全銘柄を参照しており、債務不履行が生じた場合、当該銘柄のインデックスにおけるウェイトに基づいて、信用事由は解消される。インデックスの構成要素は、定期的（通常6か月毎）に変更され、大部分のインデックスについて、各銘柄は当該インデックス内で同等のウェイトを有している。2023年12月29日現在において保有しているスワップ契約は、投資有価証券明細表に記載されている。

(J) デリバティブ ASC 815-10-50は、デリバティブおよびヘッジ活動に関する開示を要求している。かかる基準は、a) 事業体がデリバティブを使用する方法および理由、b) デリバティブおよび関連するヘッジ対象の会計処理方法、ならびにc) デリバティブおよび関連するヘッジ対象が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローに及ぼす影響について開示することを投資対象ファンドに要求している。

投資対象ファンドはデリバティブをASC 815に基づくヘッジ手段として指定していない。

投資対象ファンドは、主にトレーディング目的で、金利スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ、先物および先渡為替契約を含む様々なデリバティブ取引を行うことがある。各デリバティブの主なリスク・エクスポージャーは、金利リスク、信用リスクまたは為替リスクである。これらのデリバティブの公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は損益計算書に実現利益（損失）または未実現利益（損失）の純変動として反映される。当会計年度において、投資対象ファンドのデリバティブ取引は先渡為替契約、先物契約、金利スワップ契約、トータル・リターン・スワップ契約およびクレジット・デフォルト・スワップ契約で構成されていた。

(K) 受益証券の販売および買戻し 受益証券の当初発行の後、適格投資家は、継続申込日に関連する申込価格（すなわち、投資対象ファンドの受託会社が定めた当初発行価格、継続発行の場合には、申込日における受益証券1口当たり純資産価額から受益者が投資対象ファンドの受託会社に支払うべき費用または金額を控除後の金額）で受益証券を申込むことができる。各受益者は、受益証券の全部または一部を、買戻価格（すなわち、買戻日における受益証券1口当たり純資産価額から受益者が投資対象ファンドの受託会社に支払うべき費用または金額を控除後の金額）で買戻してもらうよう、投資対象ファンドの受託会社またはその正式に指定された代理人に買戻通知を提出することができる。投資対象ファンドの受託会社は、時期や理由を問わず、5営業日以上前に書面によって受益者に通知すれば、その時点の受益証券1口当たり純資産価額から投資対象ファンドの受託会社が負担した費用またはかかる受益者が支払うべき金額を控除後の金額で、受益証券の全部または一部を買戻すことができる。

(L) 報酬および費用 投資対象ファンドは自己の費用を負担しており、これらは、管理事務代行報酬、投資運用報酬、投資対象ファンドの受託報酬、資産保管報酬、カレンシー・エージェント報酬、カレンシー・マネージャー報酬、名義書換事務代行報酬および投資対象ファンドの運用に関連するその他の報酬を含むが、これらに限定されない。これらの報酬は、投資対象ファンドへの投資の純資産価額を通じて、ファンドが間接的に支払う。

4. 受益証券

2024年3月31日現在、すべての発行済受益証券は1受益者によって保有されていた。

(A) 受益証券の販売 受益証券は1口当たり純資産価額で各取引日に申し込むことができる。取引日とは、各営業日および／または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の単一もしくは複数の日をいう。受益証券の申込に関して、申込価格の3.00%（適用される消費税額を除く。）を上限とする申込手数料が課され、ファンドの外部に支払われる。この申込手数料は日本において大和証券株式会社（以下「販売会社」および「代行協会員」という。）に支払われる。

ファンドの純資産価額は625百万米ドルを上限とする。

受益証券申込が上記の上限に達した場合、申込の受付が停止される。

(B) 買戻し 各受益者は、受益証券の全部または一部を、買戻価格（すなわち、関連する買戻日における受益証券1口当たり純資産価額）で買い戻してもらうよう、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「名義書換事務代行会社」という。）に買戻通知を提出することができる。

提出された買戻請求は、管理会社が通常もしくは特定の状況、または英文目論見書に「買戻停止」として記載されている状況において別段の決定をしない限り取消不能である。

買戻請求の提出は、買戻しを希望する特定クラスの受益証券口数に関して行われる。各受益証券クラスに関して、買戻日（各取引日および／または管理会社がファンドもしくはファンドの受益証券クラスに関して受託会社と協議の上で随時決定するその他の単一もしくは複数の日をいう。）における受益者1名当たりの最低受益証券買戻口数は1口以上1口の整数倍である。1口に満たない端数の受益証券の買戻しは行われない。

5. 市場リスク、信用リスクおよび戦略リスク

以下はファンドおよび投資対象ファンドの投資に関する全体的なリスクの要約であるが、ファンドへの投資に内在するすべてのリスクの完全なリストではない。

(A) 市場リスクおよび選定リスク 市場リスクは、ファンドが投資している単一または複数の市場の価値が下落するリスクであり、市場が急激かつ予想外に下落する可能性を含む。選定リスクは、投資運用会社が選定する有価証券のパフォーマンスが、市場、関連指数または同様の投資目的および投資戦略を有する他のファンドが選定する有価証券を下回るリスクである。

(B) 流動性リスク ファンドのすべての投資が上場または格付されることはない（投資対象ファンドを含む）ことから、流動性が低下する可能性がある。さらに、一部の投資保有高の積み増しおよび処分には多大な時間がかかることがあり、不利な価格で実施せざるを得ない場合がある。また、ファンドは、流動性低下につながる不利な市況によって、資産をそれぞれの公正価格で処分することが困難になる場合もある。

買戻請求の資金調達のためにファンドの投資を売却する場合、投資の市場規模や市場の傾向によってかかる売却が投資の時価に不利な影響を及ぼすことから、これらの投資を当初予想していた価格で売却できない可能性がある。このことから、受益証券1口当たり純資産価額の下落が生じる可能性がある。

(C) 金利リスク 金利リスクは、確定利付証券の価格が一般的に、金利が下落した場合に上昇し、金利が上昇した場合に下落するリスクである。長期証券の価格は短期証券の価格と比べて、一般的に金利変動に応じてより大きく変動する。短期または長期金利が急激に上昇した場合や投資運用会社の予測とは異なる方法で変動したりした場合、ファンドは損失を被ることがある。

(D) カウンターパーティのブローカー・リスク 先渡為替契約およびそのオプションは、先物契約とは異なり、取引所で取引されていないため標準化されておらず、これらの市場では銀行およびディーラーが主幹となってそれぞれの取引を個別に交渉している。先渡および「現金」取引には、実質的に規制が課されていないため、日々の価格変動に上限がなく、投機ポジション制限が適用されない。先渡市場で取引を行う主幹には、同社が取引している通貨で継続的にマーケット・メイクすることが求められておらず、これらの市場では、場合によっては長期間にわたり流動性が低下することがある。市場の流動性低下または混乱によって、ファンドに多額の損失が生じる可能性がある。

ファンドまたはファンドの代理人が取引または投資を行う、銀行およびブローカー会社を含む金融機関およびカウンターパーティは、財政難に陥りファンドに対して債務不履行となることがある。そのような債務不履行は、ファンドにとって重大な損失をもたらす可能性がある。さらに、ファンドは、特定の取引を保証するためにカウンターパーティに担保を差入れることがある。

ファンドは、カウンターパーティの信用リスクに対するエクスポージャーを減らすため、個々のカウンターパーティとマスターネットティング契約を結ぶ。マスターネットティング契約により、ファンドは、カウンターパーティの信用が特定の規準を下回る場合に当該契約に基づくすべての取引を終了する権利を得る。マスターネットティング契約により、それぞれの当事者は、相手方の債務不履行または契約の終了時点で、当該契約に基づくすべての取引を終了し、個々の取引に基づく一方から相手方への支払額を相殺する権利を得る。店頭デリバティブに関連する、カウンターパーティの信用リスクによるファンドの最大損失リスクは通常、未実現評価益とカウンターパーティの未払金との合計額がカウンターパーティのファンドに対する差入担保を超過する金額である。ファンドは、店頭デリバティブに関して、カウンターパーティのために、未決済のデリバティブ契約に係る個々のカウンターパーティの未実現評価益と同額以上の担保の差入を要求されることがある。ただし、一部の最低移転条項の制約を受け、そのような担保がある場合には、投資有価証券明細表で表示される。

(E) 補償リスク ファンドへの投資は、政府、政府の機関もしくは補助機関、または銀行保証ファンドによる保険も保証も付されていない。ファンドの受益証券は、銀行の預金または債券ではなく、銀行による保証または支援も受けておらず、受益証券への投資額は上方および／または下方に変動することがある。投資運用会社は安定した受益証券1口当たり純資産価額の維持に努めるものの、安定した受益証券1口当たり純資産価額の維持は保証されない。ファンドへの投資には、元本割れの可能性を含む一定の投資リスクがある。

(F) 信用リスク 信用リスクは、有価証券の発行体が期日到来時に利息の支払または元本の返済ができないリスクである。発行体の信用格付の変更または発行体の信用度についての市場の認識の変化も、ファンドのその発行体への投資の価値に影響を及ぼす場合がある。信用リスクの程度は、発行体の財政状態と債務の条件の両方によって左右される。

(G) 外国証券リスク ファンドが間接的に投資している米国外の市場で取引される有価証券のパフォーマンスは、（常にではないものの）米国内で取引される有価証券とは異なることが多い。しかし、かかる投資には米国の投資には存在しない、ファンドが損失を被る可能性を増大させうる特別なリスクが伴うことが多い。特に、ファンドは、外国の取引所における投資者が少なく、日々取引される有価証券数が少ないためにファンドがかかる取引所で無価値証券を売買することが困難になるリスクを負う。さらに、外国有価証券の価格は、米国内および／または投資者の居住法域で取引される有価証券の価格と比べて大きく上下することがある。

一部の外国市場の経済は、国民総生産の成長、資本の再投資、支払ポジションの余力および残高等の事項に関して、米国または投資者の居住法域の経済と比べて劣ることがある。一部の外国経済は、特定の業種または外国資本に著しく依拠していることがあり、外交の展開、特定の単一もしくは複数の国に対する経済制裁の実施、国際取引パターンの変更、貿易障壁およびその他の保護貿易政策または報復措置の影響を受けやすいことがある。外国市場への投資はまた、資本規制の実施、企業または産業の国有化、資産の収用または重税等の政府の行為により悪影響を受けることもある。さらに、一部の国の政府は、資本市場または特定の業種への外国投資を禁じるまたは重大な制限を課す場合がある。これらの行為は、有価証券の価格に多大な影響を及ぼす、またはファンドの外国有価証券を売買する能力またはファンドの資産もしくは収益をファンドが所在する法域もしくはファンドの資産が保管されている法域に返還するファンドの能力を損なう、またはファンドの運用に悪影響を及ぼすことがある。その他の潜在的な外国市場リスクには、外国為替管理、有価証券の価格形成の困難性、外国政府証券のデフォルト、外国裁判所における司法判断の実施の困難性、ならびに政情不安および社会不安が含まれる。特定の外国において投資者が利用できる法的救済手段は、かかる投資者の居住法域において利用できる手段と比べて範囲が狭くなることがある。

(H) 為替リスク ファンドが投資している有価証券およびその他の金融商品は、ファンドの機能通貨以外の通貨建てである場合がある。そのため、外国為替レートの変動はファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼす可能性がある。一般に、ファンドの機能通貨の価値が他の通貨に対して上昇した場合、他の通貨建ての有価証券は、その通貨価値の下落がファンドの機能通貨への換算に影響するため、価値が下落する。反対に、ファンドの機能通貨の価値が他の通貨に対して下落した場合、他の通貨建ての有価証券の価値は上昇する。このリスクは一般に「為替リスク」として知られており、ファンドの機能通貨が強い場合には投資者に対するリターンが減少し、ファンドの機能通貨が弱い場合にはかかるリターンが増加する可能性があることを意味する。各種為替取引の利用により、ファンドまたはそのクラスは、該当する場合、ファンドまたはクラスのパフォーマンスに寄与するために特定の通貨のパフォーマンスの影響を受けることがある。投資運用会社が成績の良い為替プログラムを採用する保証はなく、ファンドまたはクラスの機能通貨の価値が他の通貨に対して下落した場合は為替変動によってファンドまたはクラスに損失が生じる可能性がある。さらに、ファンドまたはクラスは、投資運用会社が策定した通貨戦略に関連する取引費用を負担することになる。

(I) デリバティブ ファンドは、ファンドの投資のヘッジまたはリターンの強化の追求を目的としてデリバティブを使用することがある。デリバティブにより、ファンドはリスク・エクスポージャーを他の種類の金融商品よりも迅速かつ効率的に増加または減少させることができる。デリバティブは変動しやすく、以下を含む重要なリスクを伴う。

- ・ 信用リスク - デリバティブ取引における取引相手（取引の相手方当事者）がファンドに対する金融債務を履行できないリスク。
- ・ レバレッジ・リスク - 比較的小さい市場の動向が投資の価値を大きく変動させることがある、一部の種類の投資または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一部の投資または取引戦略により、当初の投資額を大きく超える損失が生じる可能性がある。

- ・ **流動性リスク** - 一部の有価証券について、売主が希望する時期に、または売主がその有価証券に現在その価値があると考える価格で売却することが困難または不可能となるリスク。

デリバティブは金融契約であり、その価値は原資産、参照金利または指数の価値に依拠するか、またはこれらの価値から派生する。ファンドは通常、原資産のポジションの代わりに、および／または金利リスクや通貨リスクなどの他のリスクを軽減するために策定された戦略の一環として、デリバティブを用いる。ファンドは、レバレッジの目的でデリバティブを使用することがあり、その場合、デリバティブの使用にはレバレッジ・リスクが伴う。

ファンドがデリバティブを使用する場合、有価証券およびその他の伝統的な投資への直接投資に内在するリスクと異なるか、またはそれを上回る可能性のあるリスクが伴う。デリバティブには、このセクション内に別途記載されている、金利リスク、市場リスクおよび信用リスク等の複数のリスクがある。デリバティブには不当な価格形成または不適切な評価のリスクもあり、デリバティブの価値を変動させるリスクは原資産、金利または指数と完全に相関しないことがある。ファンドがデリバティブに投資する場合、投資元本を上回る損失が生じる可能性がある。また、すべての状況において適切なデリバティブ取引が利用可能であるとは限らず、他のリスクに対するエクスポージャーを抑えることが有益である場合にファンドがそうした目的でこれらの取引を締結するという保証はない。

(J) **社債** ファンドが間接的に投資している社債には、発行体が債務の元本および利息を支払えなくなるリスクがあり、金利感応度、発行体の信用度についての市場の認識および一般的な市場流動性等に起因する価格変動の影響を受ける可能性もある。金利が上昇すると社債の価値は下落することが予想される。満期までの期間が長い社債は、満期までの期間が短い社債と比べて金利感応度が高くなる傾向がある。

(K) **ソブリン債** ファンドは間接的にソブリン債に投資することがある。かかる有価証券は外国政府機関によって発行または保証されている。かかる投資には、政府機関がキャッシュ・フローに関する問題、不十分な外貨準備金、政治的配慮、経済との関連での政府機関の債務ポジションの相対的規模、または国際通貨基金やその他の国際機関により要求される経済改革の不実施等に起因して、期日が到来したソブリン債に関する利息の支払および元本の返済を遅滞または拒否するというリスクがある。政府機関がデフォルトした場合、かかる政府機関は支払期日の延長または追加の貸付を要請する可能性がある。政府が支払を行わないソブリン債の回収に関する法的手続はなく、政府機関が返済していないソブリン債の全部または一部を回収することを可能とする破産手続もない。

(L) **為替契約リスク** ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースの勘定では、米ドルを売却してこれらの受益証券クラスの取引対象通貨を購入する為替取引を締結することになる。かかる為替取引により、ブラジル・レアル・ヘッジコースおよび豪ドル・ヘッジコースの投資家は、該当する取引対象通貨とこれらの受益証券クラスの基準通貨である米ドルとの為替レートの影響を受けることになる。そのため、受益証券クラスの取引対象通貨が米ドルに対して値を下げ、これ以外の変動はないとした場合、かかる受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価額が減少することにより、これらの受益者は為替レートの変動によって投資した金額の一部を失う可能性がある。さらに、取引対象通貨の金利が米ドルの金利よりも低い場合、これらの金利差は、ブラジル・レアル・ヘッジコースまたは豪ドル・ヘッジコースに関して維持される勘定の為替取引による費用となる（該当する場合）。

新興市場国通貨の為替レートは短期間で大きく変動することがあるため、外国為替レートリスクは先進国通貨よりも相対的に高い。同様に、新興市場国通貨での取引には、政府の方針変更や外国投資に係る規制の制定を含む様々な理由によって制限が課される可能性がある。こうした規制およびかかる通貨の需給の変動により、為替取引による費用は、取引対象通貨と米ドルの金利差に基づく予想費用水準と大きく異なる可能性がある。

6．保証および補償

ファンドの設立書類に基づき、一定の当事者（受託会社および投資運用会社を含む）は、ファンドに対する義務の遂行から生じる一定の負債に対して補償される。また、ファンドは、通常の営業過程において、様々な補償条項を含む契約を締結している。これらの契約に基づくファンドの最大エクスポージャーは、現時点では発生していない、ファンドに対して行われうる将来の請求が含まれるため不明である。しかしながら、ファンドには、過去にこれらの契約に基づく請求または損失はない。

7．所得税

ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法に基づき、利益、収益、利得または評価益に対して課される税金はなく、また遺産税または相続税の性質を有するいかなる税

金も、ファンドを構成する資産、またはファンドの下で生じる収益、ならびにかかる資産または収益に関するファンドの受益者に対して適用されない。ファンドによる分配に対して、または受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、所得税に対する引当金は財務書類上に計上されていない。

ファンドは通常、米国連邦所得税上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないように活動を実施する意向である。とりわけ、ファンドは1986年内国歳入法（改正後）におけるセーフ・ハーバーに適格となることを意図している。ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティの取引に限定される場合、当該事業に従事しているとみなされない。ファンドの収益のいずれもが、ファンドが行う米国の取引または事業に事実上関連していない場合、ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して30%の米国の税金が課される。この税金は通常、かかる収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会 - 会計基準コード化体系740）は、受託会社に、ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に支持される可能性が高いか否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。支持される可能性の方が高いとの基準を満たす税務ポジションについては、財務書類上で認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットが減額される。受託会社は、ファンドの税務ポジションをレビューし、税金引当金を財務書類に計上する必要はないと判断した。現在、不確実な税務ポジションに関連する利息または罰金はない。

2024年3月31日現在、調査対象となっている税務年度は、米国以外の主要な税務管轄ごとに、2011年9月22日（運用開始日）から当会計年度までの除斥期間に基づき、様々である。米国連邦管轄による調査対象となっている税務年度には、2011年9月22日（運用開始日）から2024年3月31日までの期間が含まれる。

8. 報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「管理事務代行会社」という。）は、ファンドの純資産の0.02%の年間報酬（年間最低報酬額は22,500米ドル）に、パッシブヘッジの受益証券クラスの純資産の0.01%の報酬を加えた金額を受け取る。2024年3月31日に終了した会計年度に管理事務代行会社が稼得した報酬および管理事務代行会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(B) 名義書換事務代行報酬 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「名義書換事務代行会社」という。）は、ファンドの純資産の0.01%の年間報酬および取引1件につき10米ドルを受け取る。2024年3月31日に終了した会計年度に名義書換事務代行会社が稼得した報酬および名義書換事務代行会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(C) 資産保管報酬 資産保管会社は、保管資産の0.01%の資産ベースの報酬および取引1件につき15米ドルの特定の取引に関わる処理手数料を受け取る。2024年3月31日に終了した会計年度に資産保管会社が稼得した報酬および資産保管会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(D) 受託報酬 受託会社は、10,000米ドルの年間報酬を毎月後払いで受け取る。2024年3月31日に終了した会計年度に受託会社が稼得した報酬および受託会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(E) 投資運用報酬 投資運用会社は、ファンドの純資産の0.185%の年間報酬を毎月後払いで受け取る。2024年3月31日に終了した会計年度に投資運用会社が稼得した報酬および投資運用会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(F) 管理会社代行サービス報酬および管理報酬 大和アセットマネジメント株式会社（以下「管理会社代行サービス会社」という）は、日本国内の受益者に対して文書の翻訳やファンド案件に関する顧客支援といった投資家へのサービスを提供するよう管理会社から任命された。管理会社代行サービス会社は、ファンドの純資産の0.22%の年間報酬を毎月後払いで受け取る。2024年3月31日に終了した会計年度に管理会社代行サービス会社が稼得した報酬および管理会社代行サービス会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

管理会社は、受益者への分配に関する方針を決定し、その分配責任において受託会社に指図をする。管理会社は、ファンドの資産から報酬を受け取る権利を有していない。

(G) 販売報酬および代行協会員報酬 管理会社は、公募受益証券の日本での販売および買戻しを行う販売会社および代行協会員を任命した。販売会社は、ファンドの純資産の0.60%の年間報酬を毎月後払いで受け取る。2024年3月31日に終了した会計年度に販売会社が稼得した報酬および販売会社に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

代行協会員は、ファンドの純資産の0.10%の年間報酬を毎月後払いで受け取る。2024年3月31日に終了した会計年度に代行協会員が稼得した報酬および代行協会員に対する期末現在の未払報酬は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(H) その他の費用 ファンドは、ファンドの運用に関連するその他の費用を負担することがあり、これには（ ）政府関連の手数料、（ ）仲介手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、（ ）支払利息を含む借入費用、（ ）訴訟および補償費用を含む特別費用、（ ）監査報酬ならびに（ ）印刷費が含まれるが、これらに限定されない。

9．後発事象

受託会社は、これらの財務書類の発行準備が整った日である2024年7月18日までの決算日後のすべての取引および事象を評価した。2024年4月1日から2024年7月18日までに、92,295米ドルの受益証券の発行、420,296米ドルの買戻しが行われた。同期間中に、42,981米ドルの分配が行われたが、その再投資は行われなかった。ファンドに関連する、報告すべき他の後発事象はない。

[次へ](#)

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Statement of Assets and Liabilities
March 31, 2025

(Expressed in United States Dollars)

Assets

Investment in Underlying Series Trust and short term investment, at fair value (cost \$967,370)	\$	1,014,629
Cash		254
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts		2,368
Total assets		1,017,251

Liabilities

Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts		524
Payables for:		
Accrued professional fees		45,301
Accrued administrator and transfer agent fees		3,531
Accrued custodian fees		1,659
Accrued distributor fees		956
Accrued registration fees		929
Accrued management service providing company fees		519
Accrued agent company fees		159
Accrued investment manager fees		153
Accrued printing fees		89
Other liabilities		400
Total liabilities		54,220

Net assets	\$	963,031
-------------------	-----------	----------------

AUD Hedge Units	\$	27,727
BRL Hedge Units		354,949
USD Units		580,355
	\$	963,031

Units outstanding

AUD Hedge Units	1,065
BRL Hedge Units	30,323
USD Units	13,579

Net asset value per unit

AUD Hedge Units	\$	26.03
BRL Hedge Units	\$	11.71
USD Units	\$	42.74

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Statement of Operations
For the Year Ended March 31, 2025
(Expressed in United States Dollars)

Investment Income	
Interest income	\$ 5,982
Total investment income	<u>5,982</u>
Expenses	
Professional fees	35,200
Administrator and transfer agent fees	25,057
Registration fees	15,401
Printing fees	15,011
Trustee fees	10,000
Custodian fees	9,824
Distributor fees	8,597
Management service providing company fees	3,153
Investment manager fees	2,651
Agent company fees	1,433
Other expenses	2,400
Total expenses	<u>128,727</u>
Net investment loss	<u>(122,745)</u>
REALIZED AND UNREALIZED GAIN/(LOSS):	
Net realized gain/(loss) on:	
Sales of Underlying Series Trust	(715,959)
Foreign currency transactions and forward foreign currency contracts	(132,019)
Net realized loss	<u>(847,978)</u>
Net change in unrealized appreciation/(depreciation) from:	
Investment in the Underlying Series Trust	833,943
Foreign currency translations and forward foreign currency contracts	12,011
Net change in unrealized appreciation	<u>845,954</u>
Net realized and unrealized loss	<u>(2,024)</u>
Net decrease in net assets resulting from operations	<u>\$ (124,769)</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Statement of Changes in Net Assets
For the Year Ended March 31, 2025
(Expressed in United States Dollars)

Net increase/(decrease) in net assets from operations	
Net investment loss	\$ (122,745)
Net realized loss	(847,978)
Net change in unrealized appreciation	845,954
Net decrease in net assets resulting from operations	<u>(124,769)</u>
Distributions to unitholder	(77,970)
Net decrease in net assets resulting from Series Trust unit transactions	<u>(1,067,588)</u>
Net decrease in net assets	(1,270,325)
Net Assets	
Beginning of year	2,233,356
End of year	<u>\$ 963,031</u>

	AUD Hedge Units	BRL Hedge Units	USD Units
Series Trust unit transactions			
Units			
Issued	–	–	2,100
Redeemed	(1,170)	(77,988)	(2,515)
Net change in units	<u>(1,170)</u>	<u>(77,988)</u>	<u>(415)</u>
Amounts			
Issued	\$ –	\$ –	\$ 92,295
Redeemed	(30,971)	(1,019,635)	(109,275)
Net decrease in net assets resulting from Series Trust unit transactions	<u>\$ (30,971)</u>	<u>\$ (1,019,635)</u>	<u>\$ (16,980)</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Financial Highlights
For the Year Ended March 31, 2025

(Expressed in United States Dollars)

Selected per Unit Data:

	AUD Hedge Units	BRL Hedge Units	USD Units
Net asset value per unit, beginning of year	\$ 27.95	\$ 14.39	\$ 43.73
Net investment loss*	(2.48)	(1.06)	(3.92)
Net realized and unrealized gain/(loss) from investments	0.56*	(0.42)	3.23*
Total loss from investment operations	(1.92)	(1.48)	(0.69)
Distributions to unitholder	—	(1.20)	(0.30)
Net asset value per unit, end of year	\$ 26.03	\$ 11.71	\$ 42.74
Total return**	(6.87)%	(10.39)%	(1.59)%
Net assets, end of year	\$ 27,727	\$ 354,949	\$ 580,355
Ratio of total expenses to average net assets***	9.27%	8.63%	9.42%
Ratio of investment loss to average net assets***	(8.87)%	(8.20)%	(9.02)%

* Calculated based on average units outstanding during the year.

* Amount disclosed may not appear consistent with the Statement of Changes in Net Assets due to the timing of subscriptions and redemptions, along with class level forward Activity, if any.

** Total return assumes the effect of reinvested distributions, if any.

*** The Series Trust invests in other funds and indirectly bears its proportionate share of the fees and expenses incurred by the Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund in which the Series Trust is invested. This ratio does not include these indirect fees and expenses.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Schedule of Investments
March 31, 2025

(Expressed in United States Dollars)

	<u>Units/Principal Amount</u>	<u>% of Net Assets</u>	<u>Value</u>
INVESTMENT IN UNDERLYING SERIES TRUST (96.8%)			
CAYMAN ISLANDS (96.8%)			
Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (A Series Trust of Daiwa Global Trust) USD Class (Cost \$884,715)	8,013	96.8%	\$ 931,974
TOTAL CAYMAN ISLANDS			<u>931,974</u>
SHORT TERM INVESTMENT (8.6%)			
FRANCE (8.6%)			
TIME DEPOSIT (8.6%)			
Société Générale, Paris 3.58% due 4/1/2025	\$82,655	8.6	82,655
TOTAL FRANCE			<u>82,655</u>
TOTAL SHORT TERM INVESTMENT (Cost \$82,655)			<u>82,655</u>
TOTAL INVESTMENT IN UNDERLYING SERIES TRUST AND SHORT TERM INVESTMENT (Cost \$967,370)		<u>105.4</u>	<u>\$ 1,014,629</u>
LIABILITIES IN EXCESS OF CASH AND OTHER ASSETS		<u>(5.4)</u>	<u>(51,598)</u>
NET ASSETS		<u>100.0%</u>	<u>\$ 963,031</u>

AUD Hedge Units Forward Foreign Currency Contracts

Buy	Counterparty	Contract Amount	Settlement Date	Sell	Contract Amount	Unrealized Appreciation	Unrealized (Depreciation)	Net Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
AUD	Standard Chartered Bank	43,969	04/22/2025	USD	27,896	\$ –	\$ (493)	\$ (493)
AUD	Standard Chartered Bank	1,057	04/22/2025	USD	672	–	(13)	(13)
						<u>\$ –</u>	<u>\$ (506)</u>	<u>\$ (506)</u>

BRL Hedge Units Forward Foreign Currency Contracts

Buy	Counterparty	Contract Amount	Settlement Date	Sell	Contract Amount	Unrealized Appreciation	Unrealized (Depreciation)	Net Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
BRL	Standard Chartered Bank	2,104,506	04/22/2025	USD	363,624	\$ 2,368	\$ –	\$ 2,368
USD	Standard Chartered Bank	11,194	04/22/2025	BRL	64,472	–	(18)	(18)
						<u>\$ 2,368</u>	<u>\$ (18)</u>	<u>\$ 2,350</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon**A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series****(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)****Schedule of Investments (continued)****March 31, 2025***(Expressed in United States Dollars)*

At March 31, 2025, the Series Trust owned 11.64% of the Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund's net assets. The Series Trust's proportional share of the notional of individual issuers in the Underlying Series Trust that exceeded 5% of the Series Trust's net assets were as follows:

Principal amount	Security Description	Fair Value	Sub-Trust's Proportional Share of Fair Value
Fixed Income			
USD 430,000	MGM China Holdings, Ltd.	\$ 424,474	\$ 49,399
Total Fixed Income			\$ 49,399

Currency Abbreviations:

AUD	-	Australian Dollar
BRL	-	Brazilian Real
USD	-	United States Dollar

Value of Derivative Instruments

The following table is a summary of the Series Trust's derivative positions inclusive of potential netting arrangements. For additional information on derivative instruments, please refer to the Derivative Instruments section in Note 2 and the Market, Credit and Strategy Risks section in Note 5 of the accompanying Notes to Financial Statements.

	Counterparty	Value of Derivative Assets	Value of Derivative Liabilities	Collateral (Received)/Pledged	Net*
Over-the-Counter Derivatives					
Forward Foreign Currency Contracts	Standard				
	Chartered Bank	\$ 2,368	\$ (524)	\$ –	\$ 1,844
Total		\$ 2,368	\$ (524)	\$ –	\$ 1,844

*Net amount represents the receivable/(payable) that would be due from/(to) the counterparty in an event of default. Netting is allowed across transactions traded under the same legal agreement with the same legal entity.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the Year Ended March 31, 2025

1. ORGANIZATION

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) - Currency Dragon (the “Series Trust”) is a series trust of Daiwa Discovery Fund Series (the “Trust”), which was constituted pursuant to the master trust deed and a supplemental trust deed dated August 5, 2011 and made between Intertrust Trustees (Cayman) Limited (the “Trustee”) and Daiwa Asset Management Services Ltd. (Cayman) (the “Manager”). The Trust is an open-ended unit trust established in the Cayman Islands and the Series Trust commenced operations on September 22, 2011. The Trustee extended the term of the Series Trust to March 31, 2026.

Three classes of units were issued for the Series Trust: AUD Hedge Units, BRL Hedge Units, and USD Units. All classes subscribe, redeem, and distribute in U.S. Dollar. The denominated currency of each class will be hedged against the U.S. Dollar except for the USD Units which will not be hedged. Other classes of units may be issued in the future.

The investment objective of the Series Trust is to seek a steady growth of its assets and stable returns by investing in Asian high yield bonds. The Series Trust indirectly invests in Asian high yield bonds through investing in the USD class of Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (the “Underlying Series Trust”) which invests primarily in high-yielding, sub investment grade debt securities of issuers that have their principal business activities in the Asian region.

Currency hedging transactions will be carried out for the account of the BRL Hedge Units and the AUD Hedge Units with the aim of converting the currency exposure that such classes of units have against the U.S. Dollar (as a result of being exposed to U.S. Dollar denominated investments) to the applicable Hedging Currency for such classes of Units through following a foreign exchange investment strategy which takes a long position on the Hedging Currency and a short position on the U.S. Dollar (the “Foreign Exchange Investment Strategy”). Accordingly, investors in the BRL Hedge Units and AUD Hedge Units will be exposed to changes in the foreign exchange rate between the applicable Hedging Currency for such classes of Units and the U.S. Dollar. Such exposure may have either a positive or negative impact on the net asset value per unit of the BRL Hedge Units and the AUD Hedge Units.

The Series Trust is an investment company and accordingly follows the investment company accounting and reporting guidance of the Financial Accounting Standards Board (“FASB”) Accounting Standard Codification Topic 946 Financial Services – Investment Companies.

The investment manager of the Series Trust is Daiwa Asset Management (Europe) Ltd. (“Investment Manager”).

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Series Trust’s financial statements reflect the period from April 1, 2024 to March 31, 2025, which is the Series Trust’s financial year end.

The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the Series Trust in the preparation of its financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America (“U.S. GAAP”). The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts and disclosures in the financial statements. Actual results could differ from those estimates.

(A) Determination of Net Asset Value of Units. The net asset value of each unit of the Series Trust is calculated by dividing the net asset value of the Series Trust attributable to each class of units (“net asset value” being the value of its total assets minus its liabilities including accrued fees and expenses) by the total number of units of each class then outstanding. The net asset value of the Series Trust is calculated each day on which banks in each of Japan,

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2025

Hong Kong, London, and New York, and financial instrument firms in Japan are open for business and/or such other day or days as the Manager, after consultation with the Trustee, may from time to time determine (“Business Day”).

The value of all assets not denominated in U.S. Dollar (if any) is converted to their U.S. Dollar equivalent using the appropriate spot rates from an approved independent pricing service.

Investment income, expenses, and realized and unrealized gain (loss) on investments are allocated to the various classes of the Series Trust on the basis of daily net assets of each class except for gains and losses arising from class specific forward foreign currency contracts which are allocated to those specific classes.

(B) Fair Value Measurements. In accordance with the authoritative guidance on fair value measurements and disclosures under U.S. GAAP, the Series Trust discloses the fair value of its investments in a hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure the fair value. The hierarchy gives the highest priority to valuations based upon unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1 measurement) and the lowest priority to valuations based upon unobservable inputs that are significant to the valuation (Level 3 measurement). The guidance establishes three levels of the fair value hierarchy as follows:

- Level 1 fair value measurements are those derived from quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities;
- Level 2 fair value measurements are those derived from inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices); and
- Level 3 fair value measurements are those derived from valuation techniques that include inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs).

Inputs are used in applying the various valuation techniques and broadly refer to the assumptions that market participants use to make valuation decisions, including assumptions about risk. Inputs may include price information, specific and broad credit data, liquidity statistics, and other factors. A financial instrument’s level within the fair value hierarchy is based on the lowest level of any input that is significant to the fair value measurement. However, the determination of what constitutes “observable” requires significant judgment by the Investment Manager. The Investment Manager considers observable data to be that market data which is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market. The categorization of a financial instrument within the hierarchy is based upon the pricing transparency of the instrument and does not necessarily correspond to the Investment Manager’s perceived risk of that instrument.

Investments. Investments whose values are based on the quoted market prices in active markets, and therefore classified within Level 1, usually include exchange-traded common stocks. The quoted price for such instruments is not adjusted even in situations where the Series Trust holds a large position and a sale could reasonably impact the quoted price.

Short term investments having a maturity of 60 days or less are stated at amortized cost, which approximates fair value and are classified within Level 2.

Investments that trade in markets that are not considered to be active, but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2. These usually include corporate bonds, investment-grade corporate bonds and sovereign obligations and can include certain futures and forward transactions. As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information.

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2025

The Series Trust follows the authoritative guidance under U.S. GAAP for estimating the fair value of investments in the Underlying Series Trust that has calculated net asset value per share in accordance with the specialized accounting guidance for Investment Companies. Accordingly, if the Series Trust determines that the net asset value per share of an investment is indicative of fair value, the Series Trust records the fair value of an investment in an investment company using the net asset value per share of the investment (or its equivalent) without further adjustment (the “practical expedient”). The guidance permits the Series Trust to use the practical expedient only if the net asset value per share of the investment is determined in accordance with the specialized accounting guidance for Investment Companies as of the reporting entity’s measurement date. Investments in the Underlying Series Trust are valued at fair value based on the closing net asset value each Business Day.

Derivative Instruments. The Series Trust may use derivatives for hedging purposes, including anticipatory hedges. Hedging is a strategy in which the Series Trust uses a derivative to offset the risks associated with other Series Trust holdings. While hedging can reduce losses, it can also reduce or eliminate gains or cause losses if the market moves in a manner different from that anticipated by the Series Trust or if the cost of the derivative outweighs the benefit of the hedge. Hedging also involves the risk that changes in the value of the derivative will not match those of the holdings being hedged as expected by the Series Trust, in which case any losses on the holdings being hedged may not be reduced and may be increased. There can be no assurance that the Series Trust’s hedging strategy will reduce risk or that hedging transactions will be either available or cost effective. The Series Trust is not required to use hedging and may choose not to do so. If the Series Trust invests in a derivative instrument, it could lose more than the principal amount invested. Also, suitable derivative transactions may not be available in all circumstances and there can be no assurance that the Series Trust will engage in these transactions to reduce exposure to other risks when that would be beneficial.

Derivative instruments can be exchange-traded or privately negotiated over-the-counter (“OTC”). Exchange-traded derivatives, such as futures contracts and exchange-traded option contracts, are typically classified within Level 1 or Level 2 of the fair value hierarchy depending on whether or not they are deemed to be actively traded.

OTC derivatives, including forward foreign currency contracts and swap contracts are valued using observable inputs, such as quotations received from the counterparty, dealers or brokers, whenever available and considered reliable. In instances where models are used, the value of an OTC derivative depends upon the contractual terms of, and specific risks inherent in, the instrument as well as the availability and reliability of observable inputs. Such inputs include market prices for reference securities, yield curves, credit curves, measures of volatility, prepayment rates and correlation of such inputs. Certain OTC derivatives, such as generic forward foreign currency contracts and swap contracts, have inputs which can generally be corroborated by market data and are therefore classified within Level 2.

Those OTC derivatives that have less liquidity or for which inputs are unobservable are classified within Level 3. While the valuations of these less liquid OTC derivatives may utilize some Level 1 and/or Level 2 inputs, they also include other unobservable inputs which are considered significant to the fair value determination. At each measurement date, the Level 1 and Level 2 inputs are updated to reflect observable inputs, though the resulting gain and losses are reflected within Level 3 due to the significance of unobservable inputs.

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2025

The following is a summary of the fair valuation according to the inputs used as of March 31, 2025 in valuing the Series Trust's financial instruments*:

	(Unadjusted) Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Investments Measured at Net Asset Value	Fair Value at March 31, 2025
Assets					
Equity Securities					
Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (A Series Trust of Daiwa Global Trust)					
USD Class	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 931,974	\$ 931,974
Short Term Investments					
Time Deposits	-	82,655	-	-	82,655
Total Investments	\$ -	\$ 82,655	\$ -	\$ 931,974	\$ 1,014,629
Financial Derivative Instruments**					
Assets					
Forward Foreign Currency Contracts	\$ -	\$ 2,368	\$ -	\$ -	\$ 2,368
Liabilities					
Forward Foreign Currency Contracts	\$ -	\$ (524)	\$ -	\$ -	\$ (524)

* For further information on categories of securities refer to the Schedule of Investments.

**Financial derivative instruments such as forward foreign currency contracts are valued at the unrealized appreciation (depreciation) on the instrument.

During the year ended March 31, 2025, there were no transfers into or out of Level 3.

There were no securities valued as Level 3 as of March 31, 2025.

(C) Investment Transactions and Investment Income. Purchases and sales of the Investments are accounted for on trade date. Subscriptions and redemptions of the Underlying Series Trust can be made daily. Gains and losses are reported on an identified cost basis. Distributions of income or realized gains from the Underlying Series Trust are recorded on ex-dividend date. Distributions of return of capital by the Underlying Series Trust are recorded as a reduction in the cost of the investment. Interest income is accrued as earned.

Cost of purchases and proceeds of sales of units in the Underlying Series Trust for the year were \$100,000 and \$1,404,751, respectively.

(D) Expenses. Expenses are recorded on the accrual basis. The Series Trust incurs fees and expenses, which include, but are not limited to, administration and accounting, custody, transfer agent, distribution, investment management, audit fees and other expenses associated with the operation of the Series Trust.

(E) Distribution Policy. The Trustee will, upon the direction of the Manager, pay distributions to the unitholders. The Manager will generally determine the amount of distribution after having regard to factors including, but not limited to, the yield to maturity of the bond portfolio of the Underlying Series Trust, other fees, costs and expenses, and in the case of BRL Hedge Units and AUD Hedge Units, the difference between the interest rates in the applicable hedging currency and USD. The Manager seeks to pay distributions out of income and realized and unrealized profits. However, distributions may be paid out of capital attributable to the relevant class of units.

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2025

Distributions declared and paid for the year ended March 31, 2025 were as follows:

Distributions to Unitholder		Amount
BRL Hedge Units	\$	73,806
USD Units		4,164
Total Distributions	\$	77,970

(F) Cash and Foreign Currency. The functional currency and reporting currency of the Series Trust is U.S. Dollar. The fluctuations in the value of currency holdings and other assets and liabilities resulting from changes in exchange rates are recorded as unrealized foreign currency gains or losses. Realized gains or losses and unrealized appreciation or depreciation on investment securities and income and expenses are translated on the respective dates of such transactions and the reporting date, respectively. The effects of changes in foreign currency exchange rates on investments in securities and derivatives are not segregated on the Statement of Operations from the effects of changes in market prices and values of those securities, but are included with net realized and unrealized gains or losses.

(G) Time Deposits. The Series Trust, through Brown Brothers Harriman & Co. (the “Custodian”), places excess cash balances into overnight time deposits with one or more eligible depository institutions, as determined by the Investment Manager. These are classified as short term investments in the Series Trust’s Schedule of Investments.

(H) Forward Foreign Currency Contracts. The Series Trust may enter into forward foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities to hedge the currency exposure associated with some or all of the Series Trust’s securities or as a part of an investment strategy. A forward foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The fair value of a forward foreign currency contract fluctuates with changes in forward foreign currency exchange rates. Forward foreign currency contracts are marked to market daily and the change in value is recorded by the Series Trust as an unrealized appreciation or depreciation. Realized gains or losses equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed are recorded upon delivery or receipt of the currency. These contracts may involve market risk in excess of the unrealized appreciation or depreciation reflected on the Statement of Assets and Liabilities. In addition, the Series Trust could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavorably to the base currency. The Series Trust is also authorized to enter into forward foreign currency contracts for the purpose of hedging exchange risk for investors. Gains and losses arising from class specific forward foreign currency contracts are allocated to those specific classes. Forward foreign currency contracts outstanding at March 31, 2025 are listed in the Schedule of Investments.

(I) Derivative Instruments. ASC 815-10-50 requires disclosures about derivative instruments and hedging activities. It requires that the Series Trust disclose: a) how and why an entity uses derivative instruments, b) how derivative instruments and related hedged items are accounted for and c) how derivative instruments and related hedged items affect an entity’s financial position, financial performance and cash flows.

The Series Trust may transact in a variety of derivative instruments including futures and forward foreign currency contracts primarily for trading purposes with each instrument’s primary risk exposure being interest rate, credit or foreign exchange risk. The fair value of these derivative instruments is included in the Statement of Assets and Liabilities with changes in fair value reflected as realized gain (loss) or net change in unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign currency contracts within the Statement of Operations. During the year ended March 31, 2025, the Series Trust’s transactions in derivative instruments consisted of forward foreign currency contracts only.

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2025

The following is a summary of the fair valuations of the Series Trust's derivative instruments categorized by risk exposure:

Fair Values of derivative instruments on the Statement of Assets and Liabilities as of March 31, 2025
Derivatives not accounted for as hedging instruments under ASC 815

Location	Foreign Exchange Risk*	
Assets derivatives		
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts	\$	2,368
Liabilities derivatives		
Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts	\$	(524)

*Gross value is presented in the Statement of Assets and Liabilities in the unrealized appreciation/(depreciation) on open forward foreign currency contracts line item.

Effect of derivative instruments on the Statement of Operations for the year ended March 31, 2025
Derivatives not accounted for as hedging instruments under ASC 815

Location	Foreign Exchange Risk*	
Realized gain/(loss) on derivatives recognized as a result from operations		
Net realized gain on forward foreign currency contracts	\$	(132,019)
Change in unrealized appreciation/(depreciation) from derivatives recognized as a result from operations		
Net change in unrealized depreciation from forward foreign currency contracts	\$	12,011

*Value is presented in the Statement of Operations in the net realized gain/(loss) on foreign currency transactions and forward foreign currency contracts and net change in unrealized appreciation/(depreciation) from foreign currency translations and forward foreign currency contracts line items, respectively.

The average monthly notional amounts of open forward foreign currency contracts outstanding during the year ended March 31, 2025 were approximately as follows:

AUD Hedge Units	\$	104,166
BRL Hedge Units	\$	1,955,092

The Series Trust is a party to master netting agreements, such as an International Swaps and Derivatives Association Master Agreement with certain counterparties that govern OTC derivative and foreign exchange contracts entered into from time to time. The master netting agreements may contain provisions regarding, among other things, the parties' general obligations, representations, agreements, collateral requirements, events of default and early termination.

Collateral requirements are determined based on the Series Trust's net position with each counterparty. Collateral can be in the form of cash or other securities as agreed to by the Series Trust and the applicable counterparty. With respect to certain counterparties, in accordance with the terms of the Master Agreements, collateral posted to the Series Trust, if any, is held in a segregated account by the Series Trust's custodian and with respect to those amounts which can be sold or repledged, are presented in the Schedule of Investments. Collateral pledged by the Series Trust, if any, is segregated by the Series Trust's custodian and identified in the Schedule of Investments. As of March 31, 2025, there was no cash collateral pledged or held by the Series Trust.

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2025

3. UNDERLYING SERIES TRUST

The following information has been taken from the December 30, 2024 audited financial statements of the Underlying Series Trust and is consistent with the information of the Underlying Series Trust as of March 31, 2025. Such financial statements were audited by an independent auditor. The Trustee considered this information, along with other factors and inputs, as part of its process in determining whether it would be appropriate to consider the reported NAV as a practical expedient for fair value.

Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited will be referred to as the Underlying Series Trust's Trustee for Note 3 only as a means of differentiating from the Series Trust's Trustee (Intertrust Trustees (Cayman) Limited) as defined in Note 1.

ORGANIZATION OF THE UNDERLYING SERIES TRUST

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (the "Underlying Series Trust") is a series trust of Daiwa Global Trust (the "Master Trust"). The Underlying Series Trust is an open-ended unit trust established in the Cayman Islands. The Master Trust was established pursuant to a declaration of trust executed by Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited (the "Underlying Series Trust's Trustee"), a trust company incorporated under the laws of the Cayman Islands. The Underlying Series Trust commenced operations on July 22, 2011.

The Underlying Series Trust currently offers four classes of units: Class A – JPY Class, Class B – BRL Class, Class C – ASIA Currency Class (equal allocation of Chinese Yuan Renminbi, Indonesian Rupiah and Indian Rupee) and Class D – USD Class (each a "Class" and collectively "Classes"). All Classes subscribe, redeem, and distribute in Japanese Yen with the exception of USD Class units which subscribes, redeems and distributes, as applicable, in U.S. Dollar. Each Class invests in a similar asset pool. The denominated currency of each Class will be hedged against the U.S. Dollar in each Class except for Class D – USD Class which will not be hedged.

The investment objective of the Underlying Series Trust is to seek a high level of current income and capital appreciation by investing primarily in high-yielding, sub investment grade debt securities of issuers that have their principal business activities in the Asian region and through the use of currency overlay established by Daiwa Asset Management (Europe) Ltd. (the "Currency Manager").

The investment manager of the Underlying Series Trust is FIL Investment Management (Hong Kong) Limited ("Investment Manager").

The Underlying Series Trust is an investment company and accordingly follows the investment company accounting and reporting guidance of the FASB Accounting Standards Codification Topic 946 Financial Services – Investment Companies.

SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES OF THE UNDERLYING SERIES TRUST

The Underlying Series Trust's financial statements reflect the period from December 30, 2023 to December 30, 2024, which is the Underlying Series Trust's fiscal year end representing the last Business Day in December, as defined in the Underlying Series Trust's prospectus (Business Day means any day on which banks in London, New York, Hong Kong and Tokyo are open for business and/or such other day or days as the Underlying Series Trust's Trustee may from time to time determine). The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the Underlying Series Trust in the preparation of its financial statements in conformity with U.S. GAAP. The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts and disclosures in the financial statements. Actual results could differ from those estimates.

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2025

3. UNDERLYING SERIES TRUST (continued)

(A) Determination of Net Asset Value of Units. The net asset value of each unit of the Underlying Series Trust is calculated by dividing the net asset value of the Underlying Series Trust ("net asset value" being the value of its total assets minus its liabilities including accrued fees and expenses) by the total number of units of the Underlying Series Trust then outstanding. The net asset value of the Underlying Series Trust is calculated at the close of business on each dealing day, which means any day on which banks in Hong Kong, London, New York and Tokyo are open for business and such other day or days as the Underlying Series Trust's Trustee may from time to time determine.

The value of all assets not denominated in U.S. Dollar (if any) will be converted to their U.S. Dollar equivalent using the appropriate spot rates as of 4:00 p.m. London time from an approved independent pricing service. For each Class which transacts in Japanese Yen, the net asset value per unit is converted to its Japanese Yen equivalent for purposes of capital subscriptions, redemptions and distributions using the appropriate spot rates as of 4:00 p.m. London time from an approved independent pricing service.

The Underlying Series Trust shall be terminated on the happening of the first to occur of any of the following events: (a) If it becomes illegal or in the opinion of the Underlying Series Trust's Trustee, impractical or inadvisable or contrary to the interests of the unitholders either to continue the Underlying Series Trust or to remove it to another legal jurisdiction. (b) If the majority of unitholders by unitholders resolution shall so determine. (c) Upon the termination of the period which commenced with the Trust Deed and terminates one hundred fifty years from that date. (d) If the Underlying Series Trust's Trustee gives written notice of its intent to retire.

(B) Security Valuation. For purposes of calculating the net asset value, portfolio securities and other assets for which market quotes are readily available are stated at fair value. Fair value is generally determined on the basis of last reported sales prices, or if no sales are reported, based on quotes obtained from a quotation reporting system, established market makers, or pricing services.

Domestic and foreign fixed income securities and non-exchange traded derivatives are normally valued on the basis of quotes obtained from established market makers or pricing services. Prices obtained from independent pricing services use information provided by market makers or estimates of market values obtained from yield data relating to investments or securities with similar characteristics. Certain fixed income securities purchased on a delayed-delivery basis are marked to market daily until settlement at the forward settlement date. Short-term investments having a maturity of 60 days or less are stated at amortized cost, which approximates fair value.

Securities and other assets for which market quotes are not readily available are valued at fair value as determined in good faith by Brown Brothers Harriman & Co. (the "Administrator") in accordance with advice from the Investment Manager. Market quotes are considered not readily available in circumstances where there is an absence of current or reliable market-based data (e.g., trade information, bid/asked information, broker quotes), including where events occur after the close of the relevant market, that materially affect the values of the Underlying Series Trust's securities or assets. In addition, market quotes are considered not readily available when, due to extraordinary circumstances, the exchanges or markets on which the securities trade, do not open for trading for the entire day and no other market prices are available. The Administrator is responsible for monitoring significant events that may materially affect the values of the Underlying Series Trust's securities or assets and for determining whether the value of the applicable securities or assets should be re-evaluated in light of such significant events.

When the Underlying Series Trust uses fair value pricing to determine its net asset value, securities will not be priced on the basis of quotes from the primary market in which they are traded, but rather may be priced by another method that the Investment Manager or persons acting at their direction believe accurately reflects fair value. Fair value pricing may require subjective determinations about the value of a security. While the Underlying Series Trust's policy is intended to result in a calculation of the Underlying Series Trust's net asset value that fairly reflects

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2025

3. UNDERLYING SERIES TRUST (continued)

security values as of the time of pricing, the Underlying Series Trust cannot ensure that fair values determined by the Investment Manager or persons acting at their direction would accurately reflect the price that the Underlying Series Trust could obtain for a security if it were to dispose of that security as of the time of pricing (for instance, in a forced or distressed sale). The prices used by the Underlying Series Trust may differ from the value that would be realized if the securities were sold and the differences could be material to the financial statements.

Fair Value Measurements – In accordance with the authoritative guidance on fair value measurements and disclosures under U.S. GAAP, the Underlying Series Trust discloses the fair value of its investments in a hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure the fair value. The hierarchy gives the highest priority to valuations based upon unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1 measurement) and the lowest priority to valuations based upon unobservable inputs that are significant to the valuation (Level 3 measurements).

The guidance establishes three levels of the fair value hierarchy as follows:

- Level 1 – Inputs that reflect unadjusted quoted prices in active markets for identical investments that the Underlying Series Trust has the ability to access at the measurement date;
- Level 2 – Inputs other than quoted prices that are observable for the asset or liability either directly or indirectly, including inputs in markets that are not considered to be active;
- Level 3 – Inputs that are unobservable. Investments classified as Level 3 have significant unobservable inputs as they trade infrequently.

Inputs are used in applying the various valuation techniques and broadly refer to the assumptions that market participants use to make valuation decisions, including assumptions about risk. Inputs may include price information, specific and broad credit data, liquidity statistics, and other factors. A financial instrument's level within the fair value hierarchy is based on the lowest level of any input that is significant to the fair value measurement. However, the determination of what constitutes "observable" requires significant judgment by the Investment Manager. The Investment Manager considers observable data to be that market data which is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market. The categorization of a financial instrument within the hierarchy is based upon the pricing transparency of the instrument and does not necessarily correspond to the Investment Manager's perceived risk of that instrument.

Investments. Investments, whose values are based on the quoted market prices in active markets, and therefore classified within Level 1, include active listed equities, exchange-traded derivatives, and certain money market securities. The Investment Manager does not adjust the quoted price for such instruments, even in situations where the Underlying Series Trust holds a large position and a sale could reasonably impact the quoted price.

Investments that trade in markets that are not considered to be active, but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2. These include sovereign and investment-grade corporate bonds. As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information.

Derivative Instruments. The Underlying Series Trust may use derivatives for hedging purposes, including anticipatory hedges. Hedging is a strategy in which the Underlying Series Trust uses a derivative to offset the risks associated with other Fund holdings. While hedging can reduce losses, it can also reduce or eliminate gains or cause losses if the market moves in a manner different from that anticipated by the Underlying Series Trust or if the cost of

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2025

3. UNDERLYING SERIES TRUST (continued)

the derivative outweighs the benefit of the hedge. Hedging also involves the risk that changes in the value of the derivative will not match those of the holdings being hedged as expected by the Underlying Series Trust, in which case any losses on the holdings being hedged may not be reduced and may be increased. There can be no assurance that the Underlying Series Trust's hedging strategy will reduce risk or that hedging transactions will be either available or cost effective. The Underlying Series Trust is not required to use hedging and may choose not to do so. If the Underlying Series Trust invests in a derivative instrument, it could lose more than the principal amount invested.

Also, suitable derivative transactions may not be available in all circumstances and there can be no assurance that the Underlying Series Trust will engage in these transactions to reduce exposure to other risks when that would be beneficial.

Derivative instruments can be exchange-traded or privately negotiated over-the-counter ("OTC"). Exchange-traded derivatives, such as futures contracts and exchange traded option contracts, are typically classified within Level 1 or Level 2 of the fair value hierarchy depending on whether or not they are deemed to be actively traded.

OTC derivatives, including forward foreign currency contracts and swap contracts are valued using observable inputs, such as quotations received from the counterparty, dealers or brokers, whenever available and considered reliable. In instances where models are used, the value of an OTC derivative depends upon the contractual terms of, and specific risks inherent in, the instrument as well as the availability and reliability of observable inputs. Such inputs include market prices for reference securities, yield curves, credit curves, measures of volatility, prepayment rates and correlation of such inputs. Certain OTC derivatives, such as generic forward foreign currency contracts and swap contracts, have inputs which can generally be corroborated by market data and are therefore classified within Level 2.

Those OTC derivatives that have less liquidity or for which inputs are unobservable are classified within Level 3. While the valuations of these less liquid OTC derivatives may utilize some Level 1 and/or Level 2 inputs, they also include other unobservable inputs which are considered significant to the fair value determination. At each measurement date, the Level 1 and Level 2 inputs are updated to reflect observable inputs, though the resulting gain and losses are reflected within Level 3 due to the significance of unobservable inputs.

(C) Securities Transactions and Investment Income. Securities transactions are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Realized gains and losses from securities sold are recorded on the identified cost basis. Premiums and discounts on securities are amortized/accreted on an effective yield basis. Interest income is recorded on the accrual basis. Dividend income is recorded on the ex-dividend date. Investment income is recorded net of foreign taxes. Paydown gains and losses, if any, on mortgage-related and other asset-backed securities are recorded as components of interest income on the Statement of Operations.

(D) Distribution Policy. The Underlying Series Trust's Trustee has delegated to the Currency Manager the authority to make distributions to unitholders. Distributions are made out of the net investment income, net realized and unrealized capital gains and principal of the Underlying Series Trust for the period under review.

The Currency Manager accordingly intends to make monthly distributions for Class A – JPY Class, Class B – BRL Class and Class C – ASIA Currency Class on the 18th day of each month (or the subsequent Business Day if the 18th is not a Business Day) to the unitholders of record as of the 17th of each month. Class D – USD Class has no planned distributions.

Distributions are automatically reinvested and the proceeds are applied to each unitholder's investment account.

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2025

3. UNDERLYING SERIES TRUST (continued)

The Underlying Series Trust's Trustee may change the distribution policy and distribute or cause to be distributed such amounts and with such frequency as may be determined by the Underlying Series Trust's Trustee from time to time in consultation with the Currency Manager and with the consent of unitholders by unitholder resolution.

(E) Cash and Foreign Currency. The transactional currency for the capital activity of the Underlying Series Trust is Japanese Yen for all classes with the exception of Class D – USD Class which has a transactional currency of U.S. Dollar. The reporting currency of the Underlying Series Trust is the U.S. Dollar. The fluctuations in the value of currency holdings and other assets and liabilities resulting from changes in exchange rates are recorded as unrealized foreign currency gains or losses.

Realized gains or losses and unrealized appreciation or depreciation on investment securities and income and expenses are translated on the respective dates of such transactions and the reporting date, respectively.

The effects of changes in foreign currency exchange rates on investments in securities and derivatives are not segregated on the Statement of Operations from the effects of changes in market prices and values of those securities, but are included with net realized and unrealized gains or losses.

(F) Time Deposits. The Underlying Series Trust, through Brown Brothers Harriman & Co. (the "Custodian"), places excess cash balances into overnight time deposits with one or more eligible deposit institutions, as determined by the Investment Manager. These are classified as short-term investments in the Underlying Series Trust's Schedule of Investments. In periods of decreased demand for currency, the Underlying Series Trust may pay a fee for deposit of currency, which may result in interest expense to the Underlying Series Trust. Due to the Central Bank of Japan deposit rate cuts, interest rates for Japanese Yen – denominated short-term investments may be less than zero percent.

(G) Forward Foreign Currency Contracts. The Underlying Series Trust may enter into forward foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities to hedge the currency exposure associated with some or all of the Underlying Series Trust's securities or as a part of an investment strategy. A forward foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The fair value of a forward foreign currency contract fluctuates with changes in forward foreign currency exchange rates. Forward foreign currency contracts are marked to market daily and the change in value is recorded by the Underlying Series Trust as an unrealized gain or loss. Realized gains or losses equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed are recorded upon delivery or receipt of the currency. These contracts may involve market risk in excess of the unrealized gain or loss reflected on the Statement of Assets and Liabilities. In addition, the Underlying Series Trust could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavorably to the base currency. The Underlying Series Trust is also authorized to enter into forward foreign currency contracts for the purpose of hedging exchange risk for investors. Gains and losses arising from class specific forward foreign currency contracts are allocated to those specific classes. Forward foreign currency contracts outstanding at December 30, 2024 are listed in the Schedule of Investments.

(H) Futures Contracts. The Underlying Series Trust may enter into futures contracts. The Underlying Series Trust may use futures contracts to manage its exposure to the securities markets or to movements in interest rates and currency values. The primary risks associated with the use of futures contracts are the imperfect correlation between the change in market value of the securities held by the Underlying Series Trust and the prices of futures contracts, the possibility of an illiquid market, and the inability of the counterparty to meet the terms of the contract.

Futures contracts are valued based upon their quoted daily settlement prices. Upon entering into a futures contract, the Underlying Series Trust is required to deposit with its futures broker, an amount of cash or U.S. Government and Agency Obligations in accordance with the initial margin requirements of the broker or exchange. Futures contracts

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2025

3. UNDERLYING SERIES TRUST (continued)

are marked to market daily and an appropriate payable or receivable for the change in value (“variation margin”) is recorded by the Underlying Series Trust. Variation margin for futures contracts with daily cash settlement, if any, is reported as due from/to counterparty – variation margin on centrally cleared derivatives – futures on the Statement of Assets and Liabilities. Unrealized appreciation/depreciation on futures contracts with settlement periods other than daily, if any, is disclosed separately on the Statement of Assets and Liabilities. Gains or losses are recognized but not considered realized until the contracts expire or are closed. Futures contracts held as of December 30, 2024 are listed in the Schedule of Investments.

(I) Swap Agreements. The Underlying Series Trust may invest in swap transactions, including, but not limited to, swap agreements on interest rates and credit default swaps. Swap agreements are privately negotiated in the market (“OTC swaps”) and executed in a multilateral or other trade facility platform, such as a registered commodities exchange (“centrally cleared swaps”). The Underlying Series Trust may enter into credit default and interest rate swap agreements to manage its exposure to credit and interest rate risk. Securities or cash may be identified as collateral or margin in accordance with the terms of the respective swap agreements to provide assets of value and recourse in the event of default or bankruptcy/insolvency. Premiums on OTC swaps and centrally cleared swaps, with non-daily cash settlement, if any, are reported as premiums paid or received on OTC swap contracts or premiums paid or received on centrally cleared swap contracts on the Statement of Assets and Liabilities. Premiums on centrally cleared swaps, with daily cash settlement, if any, are reported as a component of deposits with or due to counterparty for centrally cleared derivatives on the Statement of Assets and Liabilities.

Swaps are marked to market daily based upon values provided by third party vendors, registered commodities exchanges, or quotations from market makers to the extent available. Changes in market value, if any, are reflected as a component of net changes in unrealized appreciation/(depreciation) on the Statement of Operations. Current day’s variation margin on centrally cleared swaps, with daily cash settlement, if any is reported within the Statement of Assets and Liabilities, as due from/to counterparty – variation margin on centrally cleared derivatives. In the event that market quotes are not readily available, and the swap cannot be valued pursuant to one of the valuation methods, the value of the swap will be determined in good faith by the Investment Manager.

Interest rate swap agreements involve the exchange by the Underlying Series Trust with another party of their respective commitments to pay or receive interest, e.g., an exchange of floating rate payments for fixed rate payments with respect to the notional amount of principal. Certain forms of interest rate swap agreements may include: (i) interest rate caps, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates exceed a specified rate, or “cap”, (ii) interest rate floors, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates fall below a specified rate, or “floor”, (iii) interest rate collars, under which a party sells a cap and purchases a floor or vice versa in an attempt to protect itself against interest rate movements exceeding given minimum or maximum levels, (iv) callable interest rate swaps, under which the counterparty may terminate the swap transaction in whole at zero cost by a predetermined date and time prior to the expiration date, (v) spreadlocks, which allow the interest rate swap users to lock in the forward differential (or spread) between the interest rate swap rate and a specified benchmark, or (vi) basis swaps, under which two parties can exchange variable interest rates based on different money markets.

Credit default swap agreements on corporate or sovereign issues involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a default. The Underlying Series Trust may use credit default swaps on corporate or sovereign issues to provide a measure of protection against defaults of the issuers (i.e., to reduce risk where the Underlying Series Trust owns or has exposure to the reference obligation) or to take an active long or short position with respect to the likelihood of a particular issuer’s default. As a seller of protection, the Underlying Series Trust will generally receive from the buyer of protection an upfront payment and/or a fixed rate of income throughout the term of the swap provided that there is no credit event. If the Underlying Series Trust is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Underlying Series Trust will pay to the buyer of the protection an amount up to the

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2025

3. UNDERLYING SERIES TRUST (continued)

notional amount of the swap and in certain instances take delivery of the security. As the seller, the Underlying Series Trust would effectively add leverage to its portfolio because, in addition to its total net assets, the Underlying Series Trust would be subject to investment exposure on the notional amount of the swap. As a buyer of protection, the Underlying Series Trust will generally receive from the seller of protection an amount up to the notional amount of the swap if a credit event occurs.

Credit default swap agreements on credit indices involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a write-down, principal shortfall, interest shortfall or default of all or part of the reference entities comprising the credit index. A credit index is a list of credit instruments or exposures designed to be representative of some part of the credit market as a whole. These indices are made up of reference credits that are judged by a poll of dealers to be the most liquid entities in the credit default swap market based on the sector of the index. Components of the indices may include but are not limited to: credit default swaps on investment grade securities, high yield securities, asset-backed securities, emerging markets, and/or various credit ratings within each sector. Credit indices are traded using credit default swaps with standardized terms including a fixed spread and standard maturity dates. An index credit default swap references all the names in the index, and if there is a default, the credit event is settled based on that name's weight in the index. The composition of the indices changes periodically, usually every six months, and for most indices, each name has an equal weight in the index. Swap agreements held as of December 30, 2024 are listed in the Schedule of Investments.

(J) Derivative Instruments. ASC 815-10-50 requires disclosures about derivative instruments and hedging activities. It requires that the Underlying Series Trust disclose: a) how and why an entity uses derivative instruments, b) how derivative instruments and related hedged items are accounted for and c) how derivative instruments and related hedged items affect an entity's financial position, financial performance and cash flows.

The Underlying Series Trust does not designate any derivative instruments as hedging instruments under ASC 815.

The Underlying Series Trust may transact in a variety of derivative instruments including interest rate swaps, credit default swaps, futures and forward foreign currency contracts primarily for trading purposes with each instrument's primary risk exposure being interest rate, credit or foreign exchange risk. The fair value of these derivative instruments is included in the Statement of Assets and Liabilities with changes in fair value reflected as realized gains (losses) or net change in unrealized gains (losses) within the Statement of Operations. During the year, the Underlying Series Trust's transactions in derivative instruments consisted of forward foreign currency contracts, futures contracts, interest rate swap contracts, total return swap contracts and credit default swap contracts.

(K) Subscriptions and Repurchases of Units. After the initial issue of units, an eligible investor may subscribe for units on any subsequent subscription date at the relevant subscription price, which means the initial offering price specified by the Underlying Series Trust's Trustee and, for subsequent offerings, the NAV per Unit on the Subscription Date less any expenses or monies owed by the unitholder to the Underlying Series Trust's Trustee. Each unitholder may submit to the Underlying Series Trust's Trustee or its duly designated agent a repurchase notice requesting to have all or a portion of its units repurchased at the repurchase price, which means the NAV per Unit on the Repurchase Date less any expenses or monies owed by the unitholder to the Underlying Series Trust's Trustee. The Underlying Series Trust's Trustee may at any time and for any reason, by giving not less than 5 Business Days' prior written notice to a unitholder, redeem all or any portion of its units at the then prevailing net asset value per unit less any expenses incurred by the Underlying Series Trust's Trustee or monies owed by such unitholder.

(L) Fees and Expenses. The Underlying Series Trust bears its own expenses, including but not limited to, Administration Fees, Investment Management Fees, the Underlying Series Trust's Trustee Fees, Custody Fees, Currency Agent Fees, Currency Manager Fees, Transfer Agent Fees and other expenses associated with the

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2025

3. UNDERLYING SERIES TRUST (continued)

operation of the Underlying Series Trust. These fees are indirectly paid by the Series Trust through the net asset value of its investment in the Underlying Series Trust.

4. UNITS

As of March 31, 2025, all issued units were held by a single unitholder.

(A) Subscriptions for Units. Units are available for subscription at the net asset value per unit on each Dealing Day. A Dealing Day means each Business Day and/or such other day or days as the Manager, after consultation with the Trustee, may from time to time determine. A sales charge of up to 3.00% (excluding any applicable consumption tax) of the purchase price is payable externally to the Series Trust and is also payable in respect of subscriptions for units. The sales charge is payable to Daiwa Securities Co. Ltd. (the “Distributor” and “Agent Company”) in Japan.

The net asset value of the Series Trust is capped at \$625 million.

No subscriptions for units will be accepted if such subscription would result in the aforementioned limitation being breached.

(B) Repurchases. Each unitholder may submit to Brown Brothers Harriman & Co. (the “Transfer Agent”) a repurchase notice requesting to have all or a portion of its units repurchased at the repurchase price, which means the net asset value per unit on the relevant repurchase date.

A repurchase request, once given, is irrevocable unless the Manager determines generally or in any particular case or cases, including as described as “Suspension” in the offering memorandum.

A repurchase request shall be submitted in respect of the number of units of a particular class it is desired to be repurchased. The minimum number of units for repurchase per unitholder as of a repurchase day (which means each dealing day and/or such other day or days as the Manager, after consultation with the Trustee, may from time to time determine in respect of the Series Trust or a class of units of the Series Trust) in respect of such classes of units is one unit or more, and thereafter in integral multiples of one unit. No fractional units will be repurchased.

5. MARKET, CREDIT AND STRATEGY RISKS

The following summary of risks refer to the combined risks relating to the investments of the Series Trust as well as the Underlying Series Trust, which do not purport to be a complete list of all risks involved in an investment in the Series Trust.

(A) Market Risk and Selection Risk. Market risk is the risk that one or more markets in which the Series Trust invests will go down in value, including the possibility that a market will go down sharply and unpredictably. Selection risk is the risk that the securities that the Investment Manager selects will underperform the markets, the relevant indices or the securities selected by other funds with similar investment objectives and investment strategies.

(B) Liquidity Risk. Not all investments of the Series Trust will be listed or rated (including the Underlying Series Trust) and consequently liquidity may be low. Moreover, the accumulation and disposal of holdings in some investments may be time consuming and may need to be conducted at unfavorable prices. The Series Trust may also encounter difficulties in disposing of assets at their fair price due to adverse market conditions leading to limited liquidity.

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2025

In the case of the sale of investments of the Series Trust for the purpose of funding repurchase requests, it is possible that those investments will not be sold at the price originally expected, because such sales negatively contribute to the prevailing market value of such investments as a result of the market size or market trends of such investments. This may result in a fall in the net asset value per unit.

(C) Interest Rate Risk. Interest rate risk is the risk that prices of fixed income securities generally increase when interest rates decline and decrease when interest rates increase. Prices of longer term securities generally change more in response to interest rate changes than prices of shorter term securities. The Series Trust may lose money if short term or long term interest rates rise sharply or otherwise change in a manner not anticipated by Investment Manager.

(D) Counterparty Broker Risk. Forward foreign currency contracts and options thereon, unlike futures contracts, are not traded on exchanges and are not standardized; rather, banks and dealers act as principals in these markets, negotiating each transaction on an individual basis. Forward and “cash” trading is substantially unregulated; there is no limitation on daily price movements and speculative position limits are not applicable. The principals who deal in the forward markets are not required to continue to make markets in the currencies they trade and these markets can experience periods of illiquidity, sometimes of significant duration. Market illiquidity or disruption could result in major losses to the Series Trust.

The financial institutions and counterparties, including banks and brokerage firms, with which the Series Trust or a delegate on behalf of the Series Trust, trades or invests, may encounter financial difficulties and default on their respective obligations to the Series Trust. Any such default could result in material losses to the Series Trust. In addition, the Series Trust may pledge collateral to the counterparties in order to secure certain transactions.

The Series Trust attempts to reduce its exposure to counterparty credit risk by entering into a master netting agreement with each of its counterparties. The master netting agreement gives the Series Trust the right to terminate all transactions traded under such agreement upon deterioration in the credit quality of the counterparty beyond specified levels. The master netting agreement gives each party the right, upon an event of default by the other party or a termination of the agreement, to close out all transactions traded under such agreement and to net amounts owed under each transaction to one payable by one party to other. The Series Trust’s maximum risk of loss from counterparty credit risk related to OTC derivatives is generally aggregate unrealized appreciation and unpaid counterparty payments in excess of any collateral pledged by the counterparty to the Series Trust. The Series Trust may be required to pledge collateral for the benefit of the counterparties on OTC derivatives in an amount not less than each counterparty’s unrealized appreciation on outstanding derivative contracts, subject to certain minimum transfer provisions, and such pledged collateral, if any, is identified in the Schedule of Investments.

(E) Risk of Indemnification. An investment in the Series Trust is neither insured nor guaranteed by the any government, government agencies or instrumentalities or any bank guarantee fund. Units of the Series Trust are not deposits or obligations of, or guaranteed or endorsed by, any bank and the amount invested in units may fluctuate upwards and/or downwards. Although the Investment Manager will seek to maintain a stable net asset value per unit, maintenance of a stable net asset value per unit is not guaranteed. An investment in the Series Trust involves certain investment risks, including the possible loss of principal.

(F) Credit Risk. Credit risk is the risk that the issuer of a security will be unable to pay interest or repay the principal when due. Changes in an issuer’s credit rating or the market’s perception of an issuer’s creditworthiness may also affect the value of the Series Trust’s investment in that issuer. The degree of credit risk depends on both the financial condition of the issuer and the terms of the obligation.

(G) Foreign Securities Risk. Securities traded in foreign markets in which the Series Trust indirectly invests have often (though not always) performed differently from securities traded in the United States. However, such investments often involve special risks not present in U.S. investments that can increase the chances that the Series

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2025

Trust will lose money. In particular, the Series Trust is subject to the risk that because there may be fewer investors on foreign exchanges and a smaller number of securities traded each day, it may be more difficult for the Series Trust to buy and sell securities on those exchanges. In addition, prices of foreign securities may go up and down more than prices of securities traded in the United States and/or in an investor's jurisdiction of domicile.

The economies of certain foreign markets may not compare favorably with the economy of the United States or an investor's jurisdiction of domicile with respect to such issues as growth of gross national product, reinvestment of capital, resources and balance of payments position. Certain foreign economies may rely heavily on particular industries or foreign capital and are more vulnerable to diplomatic developments, the imposition of economic sanctions against a particular country or countries, changes in international trading patterns, trade barriers and other protectionist or retaliatory measures. Investments in foreign markets may also be adversely affected by governmental actions such as the imposition of capital controls, nationalization of companies or industries, expropriation of assets or the imposition of punitive taxes. In addition, the governments of certain countries may prohibit or impose substantial restrictions on foreign investments in their capital markets or in certain industries. Any of these actions could severely affect securities prices or impair the Series Trust's ability to purchase or sell foreign securities or transfer the Series Trust's assets or income back into the jurisdiction of its domicile or to the jurisdiction in which its assets are custodied, or otherwise adversely affect the Series Trust's operations. Other potential foreign market risks include foreign exchange controls, difficulties in pricing securities, defaults on foreign government securities, difficulties in enforcing legal judgments in foreign courts and political and social instability. Legal remedies available to investors in certain foreign countries may be less extensive than those available in an investor's home jurisdiction.

(H) Currency Risk. Securities and other instruments in which the Series Trust invests may be denominated or quoted in currencies other than the functional currency of the Series Trust. For this reason, changes in foreign currency exchange rates can affect the value of the Series Trust's portfolio. Generally, when the Series Trust's functional currency rises in value against another currency, a security denominated in that currency loses value because the currency is worth less giving effect to the conversion into the Series Trust's functional currency. Conversely, when the Series Trust's functional currency decreases in value against another currency, a security denominated in that currency gains value. This risk, generally known as "currency risk", means that a strong functional currency of the Series Trust may reduce returns to investors while a weak functional currency of the Series Trust may increase those returns. Through the use of various types of foreign currency transactions, the Series Trust or classes thereof, as applicable, may be exposed to the performance of a particular currency or currencies to contribute to the performance of the Series Trust or class. There can be no assurance that the Investment Manager will employ a successful currency program and the Series Trust or classes could incur losses attributable to its currency activities when the value of the functional currency weakens against the other currencies of the Series Trust or classes. In addition, the Series Trust or classes will incur transaction costs in connection with the currency strategy designated by the Investment Manager.

(I) Derivatives. The Series Trust may use derivative instruments to hedge its investments or to seek to enhance returns. Derivatives allow the Series Trust to increase or decrease its risk exposure more quickly and efficiently than other types of instruments. Derivatives are volatile and involve significant risks, including:

- *Credit Risk* — the risk that the counterparty (the party on the other side of the transaction) on a derivative transaction will be unable to honor its financial obligation to the Series Trust.
- *Leverage Risk* — the risk associated with certain types of investments or trading strategies that relatively small market movements may result in large changes in the value of an investment. Certain investments or trading strategies that involve leverage can result in losses that greatly exceed the amount originally invested.
- *Liquidity Risk* — the risk that certain securities may be difficult or impossible to sell at the time that the seller would like or at the price that the seller believes the security is currently worth.

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2025

Derivatives are financial contracts, the values of which depend on, or are derived from, the value of an underlying asset, reference rate or index. The Series Trust typically uses derivatives as a substitute for taking a position in the underlying asset and/or as part of a strategy designed to reduce exposure to other risks, such as interest rate or currency risk. The Series Trust may also use derivatives for leverage, in which case, their use would involve leverage risk.

The Series Trust's use of derivative instruments involves risks different from, or possibly greater than, the risks associated with investing directly in securities and other traditional investments. Derivatives are subject to a number of risks described elsewhere in this section, such as, interest rate risk, market risk and credit risk. They also involve the risk of mispricing or improper valuation and the risk that changes in the value of the derivative may not correlate perfectly with the underlying asset, rate or index. If the Series Trust invests in a derivative instrument, it could lose more than the principal amount invested. Also, suitable derivative transactions may not be available in all circumstances and there can be no assurance that the Series Trust will engage in these transactions to reduce exposure to other risks when that would be beneficial.

(J) Corporate Debt. Corporate debt securities in which the Series Trust indirectly invests are subject to the risk of the issuer's inability to meet principal and interest payments on the obligation and may also be subject to price volatility due to such factors as interest rate sensitivity, market perception of the creditworthiness of the issuer and general market liquidity. When interest rates rise, the value of corporate debt securities can be expected to decline. Debt securities with longer maturities tend to be more sensitive to interest rate movements than those with shorter maturities.

(K) Sovereign Debt. The Series Trust may indirectly invest in sovereign debt securities. These securities are issued or guaranteed by foreign government entities. These investments are subject to the risk that a governmental entity may delay or refuse to pay interest or repay principal on its sovereign debt due to, for example, cash flow problems, insufficient foreign currency reserves, political considerations, the relative size of the governmental entity's debt position in relation to the economy or the failure to put in place economic reforms required by the International Monetary Fund or other multilateral agencies. If a government entity defaults, it may ask for more time in which to pay or for further loans. There is no legal process for collecting sovereign debts that a government does not pay nor are there bankruptcy proceedings through which all or part of the sovereign debt that a governmental entity has not repaid may be collected.

(L) Foreign Currency Contract Risks. Currency hedging transactions will be entered into for the account of holders of BRL Hedge Units and AUD Hedge Units by selling U.S. Dollars and buying the applicable hedging currency for such classes of units. As a result of such currency hedging transactions, investors in BRL Hedge Units and AUD Hedge Units will be exposed to the currency exchange rate between the applicable hedging currency and USD being the class base currency of such classes of units. Therefore, a depreciation in the hedging currency of a class of units against USD will, all else being equal, lead to a decrease in the net asset value per unit of such class of units and as a result such unitholders may lose some of the monies they invested due to fluctuations in the foreign exchange rate. Furthermore, if the interest rate in the hedging currency is lower than the interest rate in USD, then the difference between these interest rates will be hedging costs for the account maintained in respect of the BRL Hedge Units or AUD Hedge Units, as applicable.

The exchange rate of currencies of emerging market countries may fluctuate wildly on a short term basis and the foreign exchange rate risk is relatively higher than the currencies of more developed countries. Similarly, dealings in currencies of emerging market countries may be restricted for various reasons, including changes in governmental policies or the establishment of restrictions on foreign investment. As a result of such restrictions and also changes in the supply and demand of such currencies, hedging costs may differ significantly from the anticipated levels of hedging costs which are based on the differences between the interest rates of the hedging currency and USD.

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2025

6. GUARANTEES AND INDEMNIFICATION

Under the Series Trust's organizational documents, certain parties (including the Trustee and Investment Manager) are indemnified against certain liabilities that may arise out of performance of their duties to the Series Trust. Additionally, in the normal course of business, the Series Trust enters into contracts that contain a variety of indemnification clauses. The Series Trust's maximum exposure under these arrangements is unknown as this would involve future claims that may be made against the Series Trust that have not yet occurred. However, the Series Trust has not had prior claims or losses pursuant to these contracts.

7. TAX

The Series Trust is subject to the Cayman Islands laws in respect to its tax status. Under current Cayman Islands laws, there is no tax or duty to be levied on profits, income, gains or appreciation, and no tax in the nature of estate duty or inheritance tax, will apply to any property comprised in or any income arising under the Series Trust, or the unitholders thereof, in respect of any such property or income. No withholding tax is applicable to distributions by the Series Trust or with regard to the payment of net asset value on the repurchase of units. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements.

The Series Trust generally intends to conduct its activities so as to avoid being treated as engaged in a trade or business in the United States for U.S. federal income tax purposes. Specifically, the Series Trust intends to qualify for safe harbors in the Internal Revenue Code of 1986, as amended, pursuant to which the Series Trust will not be treated as engaged in such a business if its activities are limited to trading in stocks and securities or commodities for its own account. If none of the Series Trust's income is effectively connected with a U.S. trade or business carried on by the Series Trust, certain categories of income (including dividends and certain types of interest income) derived by the Series Trust from U.S. sources will be subject to a U.S. tax of thirty percent, which is generally withheld from such income.

Authoritative guidance on accounting for and disclosure of uncertainty in tax positions (Financial Accounting Standards Board-Accounting Standards Codification 740) requires the Trustee to determine whether a tax position of the Series Trust is more likely than not to be sustained upon examination, including resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position. For tax positions meeting the more likely than not threshold, the tax amount recognized in the financial statements is reduced by the largest benefit that has a greater than fifty percent likelihood of being realized upon ultimate settlement with the relevant taxing authority. The Trustee has reviewed the Series Trust's tax positions and has concluded that no provision for taxes is required in the financial statements. There are currently no interests or penalties related to uncertain tax positions.

As of March 31, 2025, the tax year(s) that remain subject to examination varies by the major tax jurisdictions and range from the commencement of operations through March 31, 2025.

8. FEES AND EXPENSES

(A) Administrator's Fees. Brown Brothers Harriman & Co. (the "Administrator") receives an annual fee of 0.02% of the net assets of the Series Trust, subject to an annual minimum fee of \$22,500 plus a fee of 0.01% of passive hedged share class net assets. The fees earned by the Administrator during the year ended March 31, 2025 and outstanding fees payable to the Administrator at the end of the year have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(B) Transfer Agent's Fees. Brown Brothers Harriman & Co. (the "Transfer Agent") receives an annual fee of 0.01% of the net assets of the Series Trust and a \$10 fee per transaction. The fees earned by the Transfer Agent during the year ended March 31, 2025 and outstanding fees payable to the Transfer Agent at the end of the year have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2025

(C) Custodian's Fees. The Custodian receives asset based fees of 0.01% of assets under custody and transactional charges for specialized processing of \$15 per transaction. The fees earned by the Custodian during the year ended March 31, 2025 and outstanding fees payable to the Custodian at the end of the year have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(D) Trustee's Fees. The Trustee receives an annual fee of \$10,000, which is payable monthly in arrears. The fees earned by the Trustee during the year ended March 31, 2025 and outstanding fees payable to the Trustee at the end of the year have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(E) Investment Manager's Fees. The Investment Manager receives an annual fee of 0.185% of the net assets of the Series Trust, which is payable monthly in arrears. The fees earned by the Investment Manager during the year ended March 31, 2025 and outstanding fees payable to the Investment Manager at the end of the year have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(F) Management Service Providing Company's and Manager's Fees. Daiwa Asset Management Co. Ltd (the "Management Service Providing Company") was appointed by the Manager to provide investor services to unitholders in Japan which include document translation and customer assistance on matters regarding the Series Trust. The Management Service Providing Company receives an annual fee of 0.22% of the net assets of the Series Trust, payable monthly in arrears. The fees earned by the Management Service Providing Company during the year ended March 31, 2025 and outstanding fees payable to the Management Service Providing Company at the end of the year have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

The Manager determines unitholder distribution policy and directs the Trustee in its distribution responsibilities. The Manager is not entitled to receive a fee out of the assets of the Series Trust.

(G) Distributor's and Agent Company's Fees. The Manager appointed the Distributor and Agent Company to engage in the selling and repurchasing of publicly offered units in Japan. The Distributor receives an annual fee of 0.60% of the net assets of the Series Trust, which is payable monthly in arrears. The fees earned by the Distributor during the year ended March 31, 2025 and outstanding fees payable to the Distributor at the end of the year have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

The Agent Company receives an annual fee of 0.10% of the net asset of the Series Trust, which is payable monthly in arrears. The fees earned by the Agent Company during the year ended March 31, 2025 and outstanding fees payable to the Agent Company at the end of the year have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(H) Other Expenses. The Series Trust may bear other expenses related to its operations including but not limited to: (i) governmental fees; (ii) brokerage fees and commissions and other portfolio transaction expenses; (iii) costs of borrowing money, including interest expenses; (iv) extraordinary expenses, including costs of litigation and indemnification expenses; (v) audit fees and (vi) printing fees.

9. SUBSEQUENT EVENTS

The Trustee has evaluated all subsequent transactions and events through June 26, 2025, the date on which these financial statements were available to be issued. From April 1, 2025 through June 26, 2025, there were redemptions of \$51,579. During the same period, there were distributions of \$9,097 of which there were no reinvestments. There are no other subsequent events to report as they relate to the Series Trust.

[次へ](#)

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Statement of Assets and Liabilities
March 31, 2024

(Expressed in United States Dollars)

Assets

Investment in Underlying Series Trust and short term investment, at fair value (cost \$3,099,052)	\$	2,312,368
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts		7,203
Total assets		2,319,571

Liabilities

Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts		17,370
Payables for:		
Accrued professional fees		61,716
Accrued administrator and transfer agent fees		2,352
Accrued custodian fees		1,577
Accrued distributor fees		1,158
Accrued management service providing company fees		593
Accrued registration fees		464
Accrued investment manager fees		357
Accrued agent company fees		193
Accrued printing fees		35
Other liabilities		400
Total liabilities		86,215

Net assets	\$	2,233,356
-------------------	-----------	------------------

AUD Hedge Units	\$	62,468
BRL Hedge Units		1,558,926
USD Units		611,962
	\$	2,233,356

Units outstanding

AUD Hedge Units	2,235
BRL Hedge Units	108,311
USD Units	13,994

Net asset value per unit

AUD Hedge Units	\$	27.95
BRL Hedge Units	\$	14.39
USD Units	\$	43.73

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Statement of Operations
For the Year Ended March 31, 2024
(Expressed in United States Dollars)

Investment Income	
Interest income	\$ 11,645
Total investment income	<u>11,645</u>
Expenses	
Professional fees	77,820
Administrator and transfer agent fees	22,671
Distributor fees	16,016
Printing fees	12,257
Custodian fees	9,799
Registration fees	7,015
Management service providing company fees	5,872
Investment manager fees	4,938
Trustee fees	4,668
Agent company fees	2,669
Other expenses	2,400
Total expenses	<u>166,125</u>
Net investment loss	<u>(154,480)</u>
REALIZED AND UNREALIZED GAIN/(LOSS):	
Net realized gain/(loss) on:	
Sales of Underlying Series Trust	(735,617)
Foreign currency transactions and forward foreign currency contracts	220,836
Net realized loss	<u>(514,781)</u>
Net change in unrealized appreciation/(depreciation) from:	
Investment in the Underlying Series Trust	641,617
Foreign currency translations and forward foreign currency contracts	(95,417)
Net change in unrealized appreciation	<u>546,200</u>
Net realized and unrealized gain	<u>31,419</u>
Net decrease in net assets resulting from operations	<u>\$ (123,061)</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Statement of Changes in Net Assets
For the Year Ended March 31, 2024
(Expressed in United States Dollars)

Net increase(decrease) in net assets from operations	
Net investment loss	\$ (154,480)
Net realized loss	(514,781)
Net change in unrealized appreciation	546,200
Net decrease in net assets resulting from operations	<u>(123,061)</u>
Distributions to unitholder	(266,276)
Net decrease in net assets resulting from Series Trust unit transactions	<u>(889,907)</u>
Net decrease in net assets	<u>(1,279,244)</u>
Net Assets	
Beginning of year	3,512,800
End of year	<u>\$ 2,233,356</u>

	AUD Hedge Units	BRL Hedge Units	USD Units
Series Trust unit transactions			
Units			
Redeemed	(800)	(52,307)	(1,665)
Net change in units	<u>(800)</u>	<u>(52,307)</u>	<u>(1,665)</u>
Amounts			
Redeemed	\$ (22,576)	\$ (794,850)	\$ (72,481)
Net decrease in net assets resulting from Series Trust unit transactions	<u>\$ (22,576)</u>	<u>\$ (794,850)</u>	<u>\$ (72,481)</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Financial Highlights
For the Year Ended March 31, 2024
(Expressed in United States Dollars)

Selected per Unit Data:

	AMD Hedge Units	BRL Hedge Units	USD Units
Net asset value per unit, beginning of year	\$ 32.49	\$ 16.50	\$ 48.77
Net investment loss [†]	(1.68)	(0.87)	(2.59)
Net realized and unrealized gain/(loss) from investments	(1.96)**	0.56**	(1.05)**
Total loss from investment operations	(3.64)	(0.31)	(3.64)
Distributions to unitholder	(0.90)	(1.80)	(1.40)
Net asset value per unit, end of year	\$ 27.95	\$ 14.39	\$ 43.73
Total return*	(11.27)%	(1.87)%	(7.50)%
Net assets, end of year	\$ 62,468	\$ 1,558,926	\$ 511,962
Ratio of total expenses to average net assets***	6.22%	6.22%	6.26%
Ratio of investment loss to average net assets***	(5.79)%	(5.78)%	(5.82)%

[†] Calculated based on average units outstanding during the year.

* Total return assumes the effect of reinvested distributions, if any.

** Amount disclosed may not appear consistent with the Statement of Changes in Net Assets due to the timing of subscriptions and redemptions, along with class level forward activity.

*** The Series Trust invests in other funds and indirectly bears its proportionate share of the fees and expenses incurred by the Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund in which the Series Trust is invested. This ratio does not include these indirect fees and expenses.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the Year Ended March 31, 2024**

1. ORGANIZATION

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) - Currency Dragon (the “Series Trust”) is a series trust of Daiwa Discovery Fund Series (the “Trust”), which was constituted pursuant to the master trust deed and a supplemental trust deed dated August 5, 2011 and made between Intertrust Trustees (Cayman) Limited (the “Trustee”) and Daiwa Asset Management Services Ltd. (Cayman) (the “Manager”). The Trust is an open-ended unit trust established in the Cayman Islands and the Series Trust commenced operations on September 22, 2011. The Trustee extended the term of the Series Trust to March 31, 2026.

Three classes of units were issued for the Series Trust: AUD Hedge Units, BRL Hedge Units, and USD Units. All classes subscribe, redeem, and distribute in U.S. Dollar. The denominated currency of each class will be hedged against the U.S. Dollar except for the USD Units which will not be hedged. Other classes of units may be issued in the future.

The investment objective of the Series Trust is to seek a steady growth of its assets and stable returns by investing in Asian high yield bonds. The Series Trust indirectly invests in Asian high yield bonds through investing in the USD class of Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (the “Underlying Series Trust”) which invests primarily in high-yielding, sub investment grade debt securities of issuers that have their principal business activities in the Asian region.

Currency hedging transactions will be carried out for the account of the BRL Hedge Units and the AUD Hedge Units with the aim of converting the currency exposure that such classes of units have against the U.S. Dollar (as a result of being exposed to U.S. Dollar denominated investments) to the applicable Hedging Currency for such classes of Units through following a foreign exchange investment strategy which takes a long position on the Hedging Currency and a short position on the U.S. Dollar (the “Foreign Exchange Investment Strategy”). Accordingly, investors in the BRL Hedge Units and AUD Hedge Units will be exposed to changes in the foreign exchange rate between the applicable Hedging Currency for such classes of Units and the U.S. Dollar. Such exposure may have either a positive or negative impact on the net asset value per unit of the BRL Hedge Units and the AUD Hedge Units.

The Series Trust is an investment company and accordingly follows the investment company accounting and reporting guidance of the Financial Accounting Standards Board (“FASB”) Accounting Standard Codification Topic 946 Financial Services – Investment Companies.

The investment manager of the Series Trust is Daiwa Asset Management (Europe) Ltd. (“Investment Manager”).

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Series Trust’s financial statements reflect the period from April 1, 2023 to March 31, 2024, which is the Series Trust’s financial year end.

The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the Series Trust in the preparation of its financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America (“U.S. GAAP”). The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts and disclosures in the financial statements. Actual results could differ from those estimates.

(A) Determination of Net Asset Value of Units. The net asset value of each unit of the Series Trust is calculated by dividing the net asset value of the Series Trust attributable to each class of units (“net asset value” being the value of its total assets minus its liabilities including accrued fees and expenses) by the total number of units of each class then outstanding. The net asset value of the Series Trust is calculated each day on which banks in each of Japan,

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2024

Hong Kong, London, and New York, and financial instrument firms in Japan are open for business and/or such other day or days as the Manager, after consultation with the Trustee, may from time to time determine (“Business Day”).

The value of all assets not denominated in U.S. Dollar (if any) is converted to their U.S. Dollar equivalent using the appropriate spot rates from an approved independent pricing service.

(B) Fair Value Measurements. In accordance with the authoritative guidance on fair value measurements and disclosures under U.S. GAAP, the Series Trust discloses the fair value of its investments in a hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure the fair value. The hierarchy gives the highest priority to valuations based upon unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1 measurement) and the lowest priority to valuations based upon unobservable inputs that are significant to the valuation (Level 3 measurement). The guidance establishes three levels of the fair value hierarchy as follows:

- Level 1 fair value measurements are those derived from quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities;
- Level 2 fair value measurements are those derived from inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices); and
- Level 3 fair value measurements are those derived from valuation techniques that include inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs).

Inputs are used in applying the various valuation techniques and broadly refer to the assumptions that market participants use to make valuation decisions, including assumptions about risk. Inputs may include price information, specific and broad credit data, liquidity statistics, and other factors. A financial instrument’s level within the fair value hierarchy is based on the lowest level of any input that is significant to the fair value measurement. However, the determination of what constitutes “observable” requires significant judgment by the Investment Manager. The Investment Manager considers observable data to be that market data which is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market. The categorization of a financial instrument within the hierarchy is based upon the pricing transparency of the instrument and does not necessarily correspond to the Investment Manager’s perceived risk of that instrument.

Investments. Investments whose values are based on the quoted market prices in active markets, and therefore classified within Level 1, usually include exchange-traded common stocks and time deposits. The quoted price for such instruments is not adjusted even in situations where the Series Trust holds a large position and a sale could reasonably impact the quoted price.

Short term investments having a maturity of 60 days or less are stated at amortized cost, which approximates fair value and are classified within Level 2.

Investments that trade in markets that are not considered to be active, but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2. These usually include corporate bonds, investment-grade corporate bonds and sovereign obligations and can include certain futures and forward transactions. As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information.

The Series Trust follows the authoritative guidance under U.S. GAAP for estimating the fair value of investments in the Underlying Series Trust that has calculated net asset value per share in accordance with the specialized accounting guidance for Investment Companies. Accordingly, if the Series Trust determines that the net asset value

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2024

per share of an investment is indicative of fair value, the Series Trust records the fair value of an investment in an investment company using the net asset value per share of the investment (or its equivalent) without further adjustment (the “practical expedient”). The guidance permits the Series Trust to use the practical expedient only if the net asset value per share of the investment is determined in accordance with the specialized accounting guidance for Investment Companies as of the reporting entity’s measurement date. Investments in the Underlying Series Trust are valued at fair value based on the closing net asset value each Business Day.

Derivative Instruments. The Series Trust may use derivatives for hedging purposes, including anticipatory hedges. Hedging is a strategy in which the Series Trust uses a derivative to offset the risks associated with other Series Trust holdings. While hedging can reduce losses, it can also reduce or eliminate gains or cause losses if the market moves in a manner different from that anticipated by the Series Trust or if the cost of the derivative outweighs the benefit of the hedge. Hedging also involves the risk that changes in the value of the derivative will not match those of the holdings being hedged as expected by the Series Trust, in which case any losses on the holdings being hedged may not be reduced and may be increased. There can be no assurance that the Series Trust’s hedging strategy will reduce risk or that hedging transactions will be either available or cost effective. The Series Trust is not required to use hedging and may choose not to do so. If the Series Trust invests in a derivative instrument, it could lose more than the principal amount invested. Also, suitable derivative transactions may not be available in all circumstances and there can be no assurance that the Series Trust will engage in these transactions to reduce exposure to other risks when that would be beneficial.

Derivative instruments can be exchange-traded or privately negotiated over-the-counter (“OTC”). Exchange-traded derivatives, such as futures contracts and exchange-traded option contracts, are typically classified within Level 1 or Level 2 of the fair value hierarchy depending on whether or not they are deemed to be actively traded.

OTC derivatives, including forward foreign currency contracts and swap contracts are valued using observable inputs, such as quotations received from the counterparty, dealers or brokers, whenever available and considered reliable. In instances where models are used, the value of an OTC derivative depends upon the contractual terms of, and specific risks inherent in, the instrument as well as the availability and reliability of observable inputs. Such inputs include market prices for reference securities, yield curves, credit curves, measures of volatility, prepayment rates and correlation of such inputs. Certain OTC derivatives, such as generic forward foreign currency contracts and swap contracts, have inputs which can generally be corroborated by market data and are therefore classified within Level 2.

Those OTC derivatives that have less liquidity or for which inputs are unobservable are classified within Level 3. While the valuations of these less liquid OTC derivatives may utilize some Level 1 and/or Level 2 inputs, they also include other unobservable inputs which are considered significant to the fair value determination. At each measurement date, the Level 1 and Level 2 inputs are updated to reflect observable inputs, though the resulting gain and losses are reflected within Level 3 due to the significance of unobservable inputs.

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2024

The following is a summary of the fair valuation according to the inputs used as of March 31, 2024 in valuing the Series Trust's financial instruments*:

	(Unadjusted) Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Investments Measured at Net Asset Value	Fair Value at March 31, 2024
Assets					
Equity Securities					
Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (A Series Trust of Daiwa Global Trust) USD Class	\$ –	\$ –	\$ –	\$ 2,118,741	\$ 2,118,741
Short Term Investments					
Time Deposits	–	193,627	–	–	193,627
Total Investments	\$ –	\$ 193,627	\$ –	\$ 2,118,741	\$ 2,312,368
Financial Derivative Instruments**					
Assets					
Forward Foreign Currency Contracts	\$ –	\$ 7,203	\$ –	\$ –	\$ 7,203
Liabilities					
Forward Foreign Currency Contracts	\$ –	\$ (17,370)	\$ –	\$ –	\$ (17,370)

* For further information on categories of securities refer to the Schedule of Investments.

**Financial derivative instruments such as forward foreign currency contracts are valued at the unrealized appreciation (depreciation) on the instrument.

During the year ended March 31, 2024, there were no transfers into or out of Level 3.

There were no securities valued as Level 3 as of March 31, 2024.

(C) Investment Transactions and Investment Income. Purchases and sales of the Investments are accounted for on trade date. Subscriptions and redemptions of the Underlying Series Trust can be made daily. Gains and losses are reported on an identified cost basis. Distributions of income or realized gains from the Underlying Series Trust are recorded on ex-dividend date. Distributions of return of capital by the Underlying Series Trust are recorded as a reduction in the cost of the investment. Interest income is accrued as earned.

Cost of purchases and proceeds of sales of units in the Underlying Series Trust for the year were \$175,000 and \$1,079,145, respectively.

(D) Expenses. Expenses are recorded on the accrual basis. The Series Trust incurs fees and expenses, which include, but are not limited to, administration and accounting, custody, transfer agent, distribution, investment management, audit fees and other expenses associated with the operation of the Series Trust.

(E) Distribution Policy. The Trustee will, upon the direction of the Manager, pay distributions to the unitholders. The Manager will generally determine the amount of distribution after having regard to factors including, but not limited to, the yield to maturity of the bond portfolio of the Underlying Series Trust, other fees, costs and expenses, and in the case of BRL Hedge Units and AUD Hedge Units, the difference between the interest rates in the applicable hedging currency and USD. The Manager seeks to pay distributions out of income and realized and unrealized profits. However, distributions may be paid out of capital attributable to the relevant class of units.

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2024

Distributions declared and paid for the year ended March 31, 2024 were as follows:

Distributions to Unitholder	Amount
AUD Hedge Units	\$ 2,412
BRL Hedge Units	242,768
USD Units	21,096
Total Distributions	\$ 266,276

(F) Cash and Foreign Currency. The functional currency and reporting currency of the Series Trust is U.S. Dollar. The fluctuations in the value of currency holdings and other assets and liabilities resulting from changes in exchange rates are recorded as unrealized foreign currency gains or losses. Realized gains or losses and unrealized appreciation or depreciation on investment securities and income and expenses are translated on the respective dates of such transactions and the reporting date, respectively. The effects of changes in foreign currency exchange rates on investments in securities and derivatives are not segregated on the Statement of Operations from the effects of changes in market prices and values of those securities, but are included with net realized and unrealized gains or losses.

(G) Time Deposits. The Series Trust, through Brown Brothers Harriman & Co. (the “Custodian”), places excess cash balances into overnight time deposits with one or more eligible depository institutions, as determined by the Investment Manager. These are classified as short term investments in the Series Trust’s Schedule of Investments.

(H) Forward Foreign Currency Contracts. The Series Trust may enter into forward foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities to hedge the currency exposure associated with some or all of the Series Trust’s securities or as a part of an investment strategy. A forward foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The fair value of a forward foreign currency contract fluctuates with changes in forward foreign currency exchange rates. Forward foreign currency contracts are marked to market daily and the change in value is recorded by the Series Trust as an unrealized appreciation or depreciation. Realized gains or losses equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed are recorded upon delivery or receipt of the currency. These contracts may involve market risk in excess of the unrealized appreciation or depreciation reflected on the Statement of Assets and Liabilities. In addition, the Series Trust could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavorably to the base currency. The Series Trust is also authorized to enter into forward foreign currency contracts for the purpose of hedging exchange risk for investors. Gains and losses arising from class specific forward foreign currency contracts are allocated to those specific classes. Forward foreign currency contracts outstanding at March 31, 2024 are listed in the Schedule of Investments.

(I) Derivative Instruments. ASC 815-10-50 requires disclosures about derivative instruments and hedging activities. It requires that the Series Trust disclose: a) how and why an entity uses derivative instruments, b) how derivative instruments and related hedged items are accounted for and c) how derivative instruments and related hedged items affect an entity’s financial position, financial performance and cash flows.

The Series Trust may transact in a variety of derivative instruments including futures and forward foreign currency contracts primarily for trading purposes with each instrument’s primary risk exposure being interest rate, credit or foreign exchange risk. The fair value of these derivative instruments is included in the Statement of Assets and Liabilities with changes in fair value reflected as realized gain (loss) or net change in unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign currency contracts within the Statement of Operations. During the year ended March 31, 2024 the Series Trust’s transactions in derivative instruments consisted of forward foreign currency contracts only.

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2024

The following is a summary of the fair valuations of the Series Trust's derivative instruments categorized by risk exposure:

Fair Values of derivative instruments on the Statement of Assets and Liabilities as of March 31, 2024
Derivatives not accounted for as hedging instruments under ASC 815

Location	Foreign Exchange Risk*	
Assets derivatives		
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts	\$	7,203
Liabilities derivatives		
Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts	\$	(17,370)

*Gross value is presented in the Statement of Assets and Liabilities in the unrealized appreciation/(depreciation) on open forward foreign currency contracts line item.

Effect of derivative instruments on the Statement of Operations for the year ended March 31, 2024
Derivatives not accounted for as hedging instruments under ASC 815

Location	Foreign Exchange Risk*	
Realized gain/(loss) on derivatives recognized as a result from operations		
Net realized gain on forward foreign currency contracts	\$	220,836
Change in unrealized appreciation/(depreciation) from derivatives recognized as a result from operations		
Net change in unrealized depreciation from forward foreign currency contracts	\$	(95,417)

*Value is presented in the Statement of Operations in the net realized gain/(loss) on foreign currency transactions and forward foreign currency contracts and net change in unrealized appreciation/(depreciation) from foreign currency translations and forward foreign currency contracts line items, respectively.

The average monthly notional amounts of open forward foreign currency contracts outstanding during the year ended March 31, 2024 were approximately as follows:

AUD Hedge Units	\$	170,808
BRL Hedge Units	\$	4,334,173

The Series Trust is a party to master netting agreements, such as an International Swaps and Derivatives Association Master Agreement with certain counterparties that govern OTC derivative and foreign exchange contracts entered into from time to time. The master netting agreements may contain provisions regarding, among other things, the parties' general obligations, representations, agreements, collateral requirements, events of default and early termination.

Collateral requirements are determined based on the Series Trust's net position with each counterparty. Collateral can be in the form of cash or other securities as agreed to by the Series Trust and the applicable counterparty. With respect to certain counterparties, in accordance with the terms of the Master Agreements, collateral posted to the Series Trust, if any, is held in a segregated account by the Series Trust's custodian and with respect to those amounts which can be sold or repledged, are presented in the Schedule of Investments. Collateral pledged by the Series Trust, if any, is segregated by the Series Trust's custodian and identified in the Schedule of Investments. As of March 31, 2024, there was no cash collateral pledged or held by the Series Trust.

**Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2024**

3. UNDERLYING SERIES TRUST

The following information has been taken from the December 29, 2023 audited financial statements of the Underlying Series Trust and is consistent with the information of the Underlying Series Trust as of March 31, 2024.

Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited will be referred to as the Underlying Series Trust's Trustee for Note 3 only as a means of differentiating from the Series Trust's Trustee (Intertrust Trustees (Cayman) Limited) as defined in Note 1.

ORGANIZATION OF THE UNDERLYING SERIES TRUST

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (the "Underlying Series Trust") is a series trust of Daiwa Global Trust (the "Master Trust"). The Underlying Series Trust is an open-ended unit trust established in the Cayman Islands. The Master Trust was established pursuant to a declaration of trust executed by Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited (the "Underlying Series Trust's Trustee"), a trust company incorporated under the laws of the Cayman Islands. The Underlying Series Trust commenced operations on July 22, 2011.

The Underlying Series Trust currently offers four classes of units: Class A – JPY Class, Class B – BRL Class, Class C – ASIA Currency Class (equal allocation of Chinese Yuan Renminbi, Indonesian Rupiah and Indian Rupee) and Class D – USD Class (each a "Class" and collectively "Classes"). All Classes subscribe, redeem, and distribute in Japanese Yen with the exception of USD Class units which subscribes, redeems and distributes, as applicable, in U.S. Dollar. Each Class invests in a similar asset pool. The denominated currency of each Class will be hedged against the U.S. Dollar in each Class except for Class D – USD Class which will not be hedged.

The investment objective of the Underlying Series Trust is to seek a high level of current income and capital appreciation by investing primarily in high-yielding, sub investment grade debt securities of issuers that have their principal business activities in the Asian region and through the use of currency overlay established by Daiwa Asset Management (Europe) Ltd. (the "Currency Manager").

The investment manager of the Underlying Series Trust is FIL Investment Management (Hong Kong) Limited ("Investment Manager").

The Underlying Series Trust is an investment company and accordingly follows the investment company accounting and reporting guidance of the FASB Accounting Standards Codification Topic 946 Financial Services – Investment Companies.

SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES OF THE UNDERLYING SERIES TRUST

The Underlying Series Trust's financial statements reflect the period from December 31, 2022 to December 29, 2023, which is the Underlying Series Trust's fiscal year end representing the last Business Day in December, as defined in the Underlying Series Trust's prospectus (Business Day means any day on which banks in London, New York, Hong Kong and Tokyo are open for business and/or such other day or days as the Underlying Series Trust's Trustee may from time to time determine). The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the Underlying Series Trust in the preparation of its financial statements in conformity with U.S. GAAP. The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts and disclosures in the financial statements. Actual results could differ from those estimates.

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2024

3. UNDERLYING SERIES TRUST (continued)

(A) Determination of Net Asset Value of Units. The net asset value of each unit of the Underlying Series Trust is calculated by dividing the net asset value of the Underlying Series Trust (“net asset value” being the value of its total assets minus its liabilities including accrued fees and expenses) by the total number of units of the Underlying Series Trust then outstanding. The net asset value of the Underlying Series Trust is calculated at the close of business on each dealing day, which means any day on which banks in Hong Kong, London, New York and Tokyo are open for business and such other day or days as the Underlying Series Trust’s Trustee may from time to time determine.

The value of all assets not denominated in U.S. Dollar (if any) will be converted to their U.S. Dollar equivalent using the appropriate spot rates as of 4:00 p.m. London time from an approved independent pricing service. For each Class which transacts in Japanese Yen, the net asset value per unit is converted to its Japanese Yen equivalent for purposes of capital subscriptions, redemptions and distributions using the appropriate spot rates as of 4:00 p.m. London time from an approved independent pricing service.

The Underlying Series Trust shall be terminated on the happening of the first to occur of any of the following events: (a) If it becomes illegal or in the opinion of the Underlying Series Trust’s Trustee, impractical or inadvisable or contrary to the interests of the unitholders either to continue the Underlying Series Trust or to remove it to another legal jurisdiction. (b) If the majority of unitholders by unitholders resolution shall so determine. (c) Upon the termination of the period which commenced with the Trust Deed and terminates one hundred fifty years from that date. (d) If the Underlying Series Trust’s Trustee gives written notice of its intent to retire.

(B) Security Valuation. For purposes of calculating the net asset value, portfolio securities and other assets for which market quotes are readily available are stated at fair value. Fair value is generally determined on the basis of last reported sales prices, or if no sales are reported, based on quotes obtained from a quotation reporting system, established market makers, or pricing services.

Domestic and foreign fixed income securities and non-exchange traded derivatives are normally valued on the basis of quotes obtained from established market makers or pricing services. Prices obtained from independent pricing services use information provided by market makers or estimates of market values obtained from yield data relating to investments or securities with similar characteristics. Certain fixed income securities purchased on a delayed-delivery basis are marked to market daily until settlement at the forward settlement date. Short-term investments having a maturity of 60 days or less are stated at amortized cost, which approximates fair value.

Securities and other assets for which market quotes are not readily available are valued at fair value as determined in good faith by Brown Brothers Harriman & Co. (the “Administrator”) in accordance with advice from the Investment Manager. Market quotes are considered not readily available in circumstances where there is an absence of current or reliable market-based data (e.g., trade information, bid/asked information, broker quotes), including where events occur after the close of the relevant market, that materially affect the values of the Underlying Series Trust’s securities or assets. In addition, market quotes are considered not readily available when, due to extraordinary circumstances, the exchanges or markets on which the securities trade, do not open for trading for the entire day and no other market prices are available. The Administrator is responsible for monitoring significant events that may materially affect the values of the Underlying Series Trust’s securities or assets and for determining whether the value of the applicable securities or assets should be re-evaluated in light of such significant events.

When the Underlying Series Trust uses fair value pricing to determine its net asset value, securities will not be priced on the basis of quotes from the primary market in which they are traded, but rather may be priced by another method that the Investment Manager or persons acting at their direction believe accurately reflects fair value. Fair value pricing may require subjective determinations about the value of a security. While the Underlying Series Trust’s policy is intended to result in a calculation of the Underlying Series Trust’s net asset value that fairly reflects

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2024

3. UNDERLYING SERIES TRUST (continued)

security values as of the time of pricing, the Underlying Series Trust cannot ensure that fair values determined by the Investment Manager or persons acting at their direction would accurately reflect the price that the Underlying Series Trust could obtain for a security if it were to dispose of that security as of the time of pricing (for instance, in a forced or distressed sale). The prices used by the Underlying Series Trust may differ from the value that would be realized if the securities were sold and the differences could be material to the financial statements.

Fair Value Measurements – In accordance with the authoritative guidance on fair value measurements and disclosures under U.S. GAAP, the Underlying Series Trust discloses the fair value of its investments in a hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure the fair value. The hierarchy gives the highest priority to valuations based upon unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1 measurement) and the lowest priority to valuations based upon unobservable inputs that are significant to the valuation (Level 3 measurements).

The guidance establishes three levels of the fair value hierarchy as follows:

- Level 1 – Inputs that reflect unadjusted quoted prices in active markets for identical investments that the Underlying Series Trust has the ability to access at the measurement date;
- Level 2 – Inputs other than quoted prices that are observable for the asset or liability either directly or indirectly, including inputs in markets that are not considered to be active;
- Level 3 – Inputs that are unobservable. Investments classified as Level 3 have significant unobservable inputs as they trade infrequently.

Inputs are used in applying the various valuation techniques and broadly refer to the assumptions that market participants use to make valuation decisions, including assumptions about risk. Inputs may include price information, specific and broad credit data, liquidity statistics, and other factors. A financial instrument's level within the fair value hierarchy is based on the lowest level of any input that is significant to the fair value measurement. However, the determination of what constitutes "observable" requires significant judgment by the Investment Manager. The Investment Manager considers observable data to be that market data which is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market. The categorization of a financial instrument within the hierarchy is based upon the pricing transparency of the instrument and does not necessarily correspond to the Investment Manager's perceived risk of that instrument.

Investments. Investments, whose values are based on the quoted market prices in active markets, and therefore classified within Level 1, include active listed equities, exchange-traded derivatives, and certain money market securities. The Investment Manager does not adjust the quoted price for such instruments, even in situations where the Underlying Series Trust holds a large position and a sale could reasonably impact the quoted price.

Investments that trade in markets that are not considered to be active, but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2. These include sovereign and investment-grade corporate bonds. As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information.

Derivative Instruments. The Underlying Series Trust may use derivatives for hedging purposes, including anticipatory hedges. Hedging is a strategy in which the Underlying Series Trust uses a derivative to offset the risks associated with other Fund holdings. While hedging can reduce losses, it can also reduce or eliminate gains or cause losses if the market moves in a manner different from that anticipated by the Underlying Series Trust or if the cost of

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2024

3. UNDERLYING SERIES TRUST (continued)

the derivative outweighs the benefit of the hedge. Hedging also involves the risk that changes in the value of the derivative will not match those of the holdings being hedged as expected by the Underlying Series Trust, in which case any losses on the holdings being hedged may not be reduced and may be increased. There can be no assurance that the Underlying Series Trust's hedging strategy will reduce risk or that hedging transactions will be either available or cost effective. The Underlying Series Trust is not required to use hedging and may choose not to do so. If the Underlying Series Trust invests in a derivative instrument, it could lose more than the principal amount invested.

Also, suitable derivative transactions may not be available in all circumstances and there can be no assurance that the Underlying Series Trust will engage in these transactions to reduce exposure to other risks when that would be beneficial.

Derivative instruments can be exchange-traded or privately negotiated over-the-counter ("OTC"). Exchange-traded derivatives, such as futures contracts and exchange traded option contracts, are typically classified within Level 1 or Level 2 of the fair value hierarchy depending on whether or not they are deemed to be actively traded.

OTC derivatives, including forward foreign currency contracts and swap contracts are valued using observable inputs, such as quotations received from the counterparty, dealers or brokers, whenever available and considered reliable. In instances where models are used, the value of an OTC derivative depends upon the contractual terms of, and specific risks inherent in, the instrument as well as the availability and reliability of observable inputs. Such inputs include market prices for reference securities, yield curves, credit curves, measures of volatility, prepayment rates and correlation of such inputs. Certain OTC derivatives, such as generic forward foreign currency contracts and swap contracts, have inputs which can generally be corroborated by market data and are therefore classified within Level 2.

Those OTC derivatives that have less liquidity or for which inputs are unobservable are classified within Level 3. While the valuations of these less liquid OTC derivatives may utilize some Level 1 and/or Level 2 inputs, they also include other unobservable inputs which are considered significant to the fair value determination. At each measurement date, the Level 1 and Level 2 inputs are updated to reflect observable inputs, though the resulting gain and losses are reflected within Level 3 due to the significance of unobservable inputs.

(C) Securities Transactions and Investment Income. Securities transactions are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Realized gains and losses from securities sold are recorded on the identified cost basis. Premiums and discounts on securities are amortized/accreted on an effective yield basis. Interest income is recorded on the accrual basis. Dividend income is recorded on the ex-dividend date. Investment income is recorded net of foreign taxes. Paydown gains and losses, if any, on mortgage-related and other asset-backed securities are recorded as components of interest income on the Statement of Operations.

(D) Distribution Policy. The Underlying Series Trust's Trustee has delegated to the Currency Manager the authority to make distributions to unitholders. Distributions are made out of the net investment income, net realized and unrealized capital gains and principal of the Underlying Series Trust for the period under review.

The Currency Manager accordingly intends to make monthly distributions for Class A – JPY Class, Class B – BRL Class and Class C – ASIA Currency Class on the 18th day of each month (or the subsequent Business Day if the 18th is not a Business Day) to the unitholders of record as of the 17th of each month. Class D – USD Class has no planned distributions.

Distributions are automatically reinvested and the proceeds are applied to each unitholder's investment account.

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2024

3. UNDERLYING SERIES TRUST (continued)

The Underlying Series Trust's Trustee may change the distribution policy and distribute or cause to be distributed such amounts and with such frequency as may be determined by the Underlying Series Trust's Trustee from time to time in consultation with the Currency Manager and with the consent of unitholders by unitholder resolution.

(E) Cash and Foreign Currency. The transactional currency for the capital activity of the Underlying Series Trust is Japanese Yen for all classes with the exception of Class D – USD Class which has a transactional currency of U.S. Dollar. The reporting currency of the Underlying Series Trust is the U.S. Dollar. The fluctuations in the value of currency holdings and other assets and liabilities resulting from changes in exchange rates are recorded as unrealized foreign currency gains or losses.

Realized gains or losses and unrealized appreciation or depreciation on investment securities and income and expenses are translated on the respective dates of such transactions and the reporting date, respectively.

The effects of changes in foreign currency exchange rates on investments in securities and derivatives are not segregated on the Statement of Operations from the effects of changes in market prices and values of those securities, but are included with net realized and unrealized gains or losses.

(F) Time Deposits. The Underlying Series Trust, through Brown Brothers Harriman & Co. (the "Custodian"), places excess cash balances into overnight time deposits with one or more eligible deposit institutions, as determined by the Investment Manager. These are classified as short-term investments in the Underlying Series Trust's Schedule of Investments. In periods of decreased demand for currency, the Underlying Series Trust may pay a fee for deposit of currency, which may result in interest expense to the Underlying Series Trust. Due to the Central Bank of Japan deposit rate cuts, interest rates for Japanese Yen – denominated short-term investments may be less than zero percent.

(G) Forward Foreign Currency Contracts. The Underlying Series Trust may enter into forward foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities to hedge the currency exposure associated with some or all of the Underlying Series Trust's securities or as a part of an investment strategy. A forward foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The fair value of a forward foreign currency contract fluctuates with changes in forward foreign currency exchange rates. Forward foreign currency contracts are marked to market daily and the change in value is recorded by the Underlying Series Trust as an unrealized gain or loss. Realized gains or losses equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed are recorded upon delivery or receipt of the currency. These contracts may involve market risk in excess of the unrealized gain or loss reflected on the Statement of Assets and Liabilities. In addition, the Underlying Series Trust could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavorably to the base currency. The Underlying Series Trust is also authorized to enter into forward foreign currency contracts for the purpose of hedging exchange risk for investors. Gains and losses arising from class specific forward foreign currency contracts are allocated to those specific classes. Forward foreign currency contracts outstanding at December 29, 2023 are listed in the Schedule of Investments.

(H) Futures Contracts. The Underlying Series Trust may enter into futures contracts. The Underlying Series Trust may use futures contracts to manage its exposure to the securities markets or to movements in interest rates and currency values. The primary risks associated with the use of futures contracts are the imperfect correlation between the change in market value of the securities held by the Underlying Series Trust and the prices of futures contracts, the possibility of an illiquid market, and the inability of the counterparty to meet the terms of the contract.

Futures contracts are valued based upon their quoted daily settlement prices. Upon entering into a futures contract, the Underlying Series Trust is required to deposit with its futures broker, an amount of cash or U.S. Government and Agency Obligations in accordance with the initial margin requirements of the broker or exchange. Futures contracts

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2024

3. UNDERLYING SERIES TRUST (continued)

are marked to market daily and an appropriate payable or receivable for the change in value (“variation margin”) is recorded by the Underlying Series Trust. Variation margin for futures contracts with daily cash settlement, if any, is reported as due from/to counterparty – variation margin on centrally cleared derivatives – futures on the Statement of Assets and Liabilities. Unrealized appreciation/depreciation on futures contracts with settlement periods other than daily, if any, is disclosed separately on the Statement of Assets and Liabilities. Gains or losses are recognized but not considered realized until the contracts expire or are closed. Futures contracts held as of December 29, 2023 are listed in the Schedule of Investments.

(I) Swap Agreements. The Underlying Series Trust may invest in swap transactions, including, but not limited to, swap agreements on interest rates and credit default swaps. Swap agreements are privately negotiated in the market (“OTC swaps”) and executed in a multilateral or other trade facility platform, such as a registered commodities exchange (“centrally cleared swaps”). The Underlying Series Trust may enter into credit default and interest rate swap agreements to manage its exposure to credit and interest rate risk. Securities or cash may be identified as collateral or margin in accordance with the terms of the respective swap agreements to provide assets of value and recourse in the event of default or bankruptcy/insolvency. Premiums on OTC swaps and centrally cleared swaps, with non-daily cash settlement, if any, are reported as premiums paid or received on OTC swap contracts or premiums paid or received on centrally cleared swap contracts on the Statement of Assets and Liabilities. Premiums on centrally cleared swaps, with daily cash settlement, if any, are reported as a component of deposits with or due to counterparty for centrally cleared derivatives on the Statement of Assets and Liabilities.

Swaps are marked to market daily based upon values provided by third party vendors, registered commodities exchanges, or quotations from market makers to the extent available. Changes in market value, if any, are reflected as a component of net changes in unrealized appreciation/(depreciation) on the Statement of Operations. Current day’s variation margin on centrally cleared swaps, with daily cash settlement, if any is reported within the Statement of Assets and Liabilities, as due from/to counterparty – variation margin on centrally cleared derivatives. In the event that market quotes are not readily available, and the swap cannot be valued pursuant to one of the valuation methods, the value of the swap will be determined in good faith by the Investment Manager.

Interest rate swap agreements involve the exchange by the Underlying Series Trust with another party of their respective commitments to pay or receive interest, e.g., an exchange of floating rate payments for fixed rate payments with respect to the notional amount of principal. Certain forms of interest rate swap agreements may include: (i) interest rate caps, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates exceed a specified rate, or “cap”, (ii) interest rate floors, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates fall below a specified rate, or “floor”, (iii) interest rate collars, under which a party sells a cap and purchases a floor or vice versa in an attempt to protect itself against interest rate movements exceeding given minimum or maximum levels, (iv) callable interest rate swaps, under which the counterparty may terminate the swap transaction in whole at zero cost by a predetermined date and time prior to the expiration date, (v) spreadlocks, which allow the interest rate swap users to lock in the forward differential (or spread) between the interest rate swap rate and a specified benchmark, or (vi) basis swaps, under which two parties can exchange variable interest rates based on different money markets.

Credit default swap agreements on corporate or sovereign issues involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a default. The Underlying Series Trust may use credit default swaps on corporate or sovereign issues to provide a measure of protection against defaults of the issuers (i.e., to reduce risk where the Underlying Series Trust owns or has exposure to the reference obligation) or to take an active long or short position with respect to the likelihood of a particular issuer’s default. As a seller of protection, the Underlying Series Trust will generally receive from the buyer of protection an upfront payment and/or a fixed rate of income throughout the term of the swap provided that there is no credit event. If the Underlying Series Trust is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Underlying Series Trust will pay to the buyer of the protection an amount up to the

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2024

3. UNDERLYING SERIES TRUST (continued)

notional amount of the swap and in certain instances take delivery of the security. As the seller, the Underlying Series Trust would effectively add leverage to its portfolio because, in addition to its total net assets, the Underlying Series Trust would be subject to investment exposure on the notional amount of the swap. As a buyer of protection, the Underlying Series Trust will generally receive from the seller of protection an amount up to the notional amount of the swap if a credit event occurs.

Credit default swap agreements on credit indices involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a write-down, principal shortfall, interest shortfall or default of all or part of the reference entities comprising the credit index. A credit index is a list of credit instruments or exposures designed to be representative of some part of the credit market as a whole. These indices are made up of reference credits that are judged by a poll of dealers to be the most liquid entities in the credit default swap market based on the sector of the index. Components of the indices may include but are not limited to: credit default swaps on investment grade securities, high yield securities, asset-backed securities, emerging markets, and/or various credit ratings within each sector. Credit indices are traded using credit default swaps with standardized terms including a fixed spread and standard maturity dates. An index credit default swap references all the names in the index, and if there is a default, the credit event is settled based on that name's weight in the index. The composition of the indices changes periodically, usually every six months, and for most indices, each name has an equal weight in the index. Swap agreements held as of December 29, 2023 are listed in the Schedule of Investments.

(J) Derivative Instruments. ASC 815-10-50 requires disclosures about derivative instruments and hedging activities. It requires that the Underlying Series Trust disclose: a) how and why an entity uses derivative instruments, b) how derivative instruments and related hedged items are accounted for and c) how derivative instruments and related hedged items affect an entity's financial position, financial performance and cash flows.

The Underlying Series Trust does not designate any derivative instruments as hedging instruments under ASC 815.

The Underlying Series Trust may transact in a variety of derivative instruments including interest rate swaps, credit default swaps, futures and forward foreign currency contracts primarily for trading purposes with each instrument's primary risk exposure being interest rate, credit or foreign exchange risk. The fair value of these derivative instruments is included in the Statement of Assets and Liabilities with changes in fair value reflected as realized gains (losses) or net change in unrealized gains (losses) within the Statement of Operations. During the year, the Underlying Series Trust's transactions in derivative instruments consisted of forward foreign currency contracts, futures contracts, interest rate swap contracts, total return swap contracts and credit default swap contracts.

(K) Subscriptions and Repurchases of Units. After the initial issue of units, an eligible investor may subscribe for units on any subsequent subscription date at the relevant subscription price, which means the initial offering price specified by the Underlying Series Trust's Trustee and, for subsequent offerings, the NAV per Unit on the Subscription Date less any expenses or monies owed by the unitholder to the Underlying Series Trust's Trustee. Each unitholder may submit to the Underlying Series Trust's Trustee or its duly designated agent a repurchase notice requesting to have all or a portion of its units repurchased at the repurchase price, which means the NAV per Unit on the Repurchase Date less any expenses or monies owed by the unitholder to the Underlying Series Trust's Trustee. The Underlying Series Trust's Trustee may at any time and for any reason, by giving not less than 5 Business Days' prior written notice to a unitholder, redeem all or any portion of its units at the then prevailing net asset value per unit less any expenses incurred by the Underlying Series Trust's Trustee or monies owed by such unitholder.

(L) Fees and Expenses. The Underlying Series Trust bears its own expenses, including but not limited to, Administration Fees, Investment Management Fees, the Underlying Series Trust's Trustee Fees, Custody Fees, Currency Agent Fees, Currency Manager Fees, Transfer Agent Fees and other expenses associated with the

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2024

3. UNDERLYING SERIES TRUST (continued)

operation of the Underlying Series Trust. These fees are indirectly paid by the Series Trust through the net asset value of its investment in the Underlying Series Trust.

4. UNITS

As of March 31, 2024, all issued units were held by a single unitholder.

(A) Subscriptions for Units. Units are available for subscription at the net asset value per unit on each Dealing Day. A Dealing Day means each Business Day and/or such other day or days as the Manager, after consultation with the Trustee, may from time to time determine. A sales charge of up to 3.00% (excluding any applicable consumption tax) of the purchase price is payable external to Series Trust and is also payable in respect of subscriptions for units. The sales charge is payable to Daiwa Securities Co. Ltd. (the “Distributor” and “Agent Company”) in Japan.

The net asset value of the Series Trust is capped at \$625 million.

No subscriptions for units will be accepted if such subscription would result in the aforementioned limitation being breached.

(B) Repurchases. Each unitholder may submit to Brown Brothers Harriman & Co. (the “Transfer Agent”) a repurchase notice requesting to have all or a portion of its units repurchased at the repurchase price, which means the net asset value per unit on the relevant repurchase date.

A repurchase request, once given, is irrevocable unless the Manager determines generally or in any particular case or cases, including as described as “Suspension” in the offering memorandum.

A repurchase request shall be submitted in respect of the number of units of a particular class it is desired to be repurchased. The minimum number of units for repurchase per unitholder as of a repurchase day (which means each dealing day and/or such other day or days as the Manager, after consultation with the Trustee, may from time to time determine in respect of the Series Trust or a class of units of the Series Trust) in respect of such classes of units is one unit or more, and thereafter in integral multiples of one unit. No fractional units will be repurchased.

5. MARKET, CREDIT AND STRATEGY RISKS

The following summary of risks refer to the combined risks relating to the investments of the Series Trust as well as the Underlying Series Trust, which do not purport to be a complete list of all risks involved in an investment in the Series Trust.

(A) Market Risk and Selection Risk. Market risk is the risk that one or more markets in which the Series Trust invests will go down in value, including the possibility that a market will go down sharply and unpredictably. Selection risk is the risk that the securities that the Investment Manager selects will underperform the markets, the relevant indices or the securities selected by other funds with similar investment objectives and investment strategies.

(B) Liquidity Risk. Not all investments of the Series Trust will be listed or rated (including the Underlying Series Trust) and consequently liquidity may be low. Moreover, the accumulation and disposal of holdings in some investments may be time consuming and may need to be conducted at unfavorable prices. The Series Trust may also encounter difficulties in disposing of assets at their fair price due to adverse market conditions leading to limited liquidity.

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2024

In the case of the sale of investments of the Series Trust for the purpose of funding repurchase requests, it is possible that those investments will not be sold at the price originally expected, because such sales negatively contribute to the prevailing market value of such investments as a result of the market size or market trends of such investments. This may result in a fall in the net asset value per unit.

(C) Interest Rate Risk. Interest rate risk is the risk that prices of fixed income securities generally increase when interest rates decline and decrease when interest rates increase. Prices of longer term securities generally change more in response to interest rate changes than prices of shorter term securities. The Series Trust may lose money if short term or long term interest rates rise sharply or otherwise change in a manner not anticipated by Investment Manager.

(D) Counterparty Broker Risk. Forward foreign currency contracts and options thereon, unlike futures contracts, are not traded on exchanges and are not standardized; rather, banks and dealers act as principals in these markets, negotiating each transaction on an individual basis. Forward and “cash” trading is substantially unregulated; there is no limitation on daily price movements and speculative position limits are not applicable. The principals who deal in the forward markets are not required to continue to make markets in the currencies they trade and these markets can experience periods of illiquidity, sometimes of significant duration. Market illiquidity or disruption could result in major losses to the Series Trust.

The financial institutions and counterparties, including banks and brokerage firms, with which the Series Trust or a delegate on behalf of the Series Trust, trades or invests, may encounter financial difficulties and default on their respective obligations to the Series Trust. Any such default could result in material losses to the Series Trust. In addition, the Series Trust may pledge collateral to the counterparties in order to secure certain transactions.

The Series Trust attempts to reduce its exposure to counterparty credit risk by entering into a master netting agreement with each of its counterparties. The master netting agreement gives the Series Trust the right to terminate all transactions traded under such agreement upon deterioration in the credit quality of the counterparty beyond specified levels. The master netting agreement gives each party the right, upon an event of default by the other party or a termination of the agreement, to close out all transactions traded under such agreement and to net amounts owed under each transaction to one payable by one party to other. The Series Trust’s maximum risk of loss from counterparty credit risk related to OTC derivatives is generally aggregate unrealized appreciation and unpaid counterparty payments in excess of any collateral pledged by the counterparty to the Series Trust. The Series Trust may be required to pledge collateral for the benefit of the counterparties on OTC derivatives in an amount not less than each counterparty’s unrealized appreciation on outstanding derivative contracts, subject to certain minimum transfer provisions, and such pledged collateral, if any, is identified in the Schedule of Investments.

(E) Risk of Indemnification. An investment in the Series Trust is neither insured nor guaranteed by the any government, government agencies or instrumentalities or any bank guarantee fund. Units of the Series Trust are not deposits or obligations of, or guaranteed or endorsed by, any bank and the amount invested in units may fluctuate upwards and/or downwards. Although the Investment Manager will seek to maintain a stable net asset value per unit, maintenance of a stable net asset value per unit is not guaranteed. An investment in the Series Trust involves certain investment risks, including the possible loss of principal.

(F) Credit Risk. Credit risk is the risk that the issuer of a security will be unable to pay interest or repay the principal when due. Changes in an issuer’s credit rating or the market’s perception of an issuer’s creditworthiness may also affect the value of the Series Trust’s investment in that issuer. The degree of credit risk depends on both the financial condition of the issuer and the terms of the obligation.

(G) Foreign Securities Risk. Securities traded in foreign markets in which the Series Trust indirectly invests have often (though not always) performed differently from securities traded in the United States. However, such investments often involve special risks not present in U.S. investments that can increase the chances that the Series

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2024

Trust will lose money. In particular, the Series Trust is subject to the risk that because there may be fewer investors on foreign exchanges and a smaller number of securities traded each day, it may be more difficult for the Series Trust to buy and sell securities on those exchanges. In addition, prices of foreign securities may go up and down more than prices of securities traded in the United States and/or in an investor's jurisdiction of domicile.

The economies of certain foreign markets may not compare favorably with the economy of the United States or an investor's jurisdiction of domicile with respect to such issues as growth of gross national product, reinvestment of capital, resources and balance of payments position. Certain foreign economies may rely heavily on particular industries or foreign capital and are more vulnerable to diplomatic developments, the imposition of economic sanctions against a particular country or countries, changes in international trading patterns, trade barriers and other protectionist or retaliatory measures. Investments in foreign markets may also be adversely affected by governmental actions such as the imposition of capital controls, nationalization of companies or industries, expropriation of assets or the imposition of punitive taxes. In addition, the governments of certain countries may prohibit or impose substantial restrictions on foreign investments in their capital markets or in certain industries. Any of these actions could severely affect securities prices or impair the Series Trust's ability to purchase or sell foreign securities or transfer the Series Trust's assets or income back into the jurisdiction of its domicile or to the jurisdiction in which its assets are custodied, or otherwise adversely affect the Series Trust's operations. Other potential foreign market risks include foreign exchange controls, difficulties in pricing securities, defaults on foreign government securities, difficulties in enforcing legal judgments in foreign courts and political and social instability. Legal remedies available to investors in certain foreign countries may be less extensive than those available in an investor's home jurisdiction.

(H) Currency Risk. Securities and other instruments in which the Series Trust invests may be denominated or quoted in currencies other than the functional currency of the Series Trust. For this reason, changes in foreign currency exchange rates can affect the value of the Series Trust's portfolio. Generally, when the Series Trust's functional currency rises in value against another currency, a security denominated in that currency loses value because the currency is worth less giving effect to the conversion into the Series Trust's functional currency. Conversely, when the Series Trust's functional currency decreases in value against another currency, a security denominated in that currency gains value. This risk, generally known as "currency risk", means that a strong functional currency of the Series Trust may reduce returns to investors while a weak functional currency of the Series Trust may increase those returns. Through the use of various types of foreign currency transactions, the Series Trust or classes thereof, as applicable, may be exposed to the performance of a particular currency or currencies to contribute to the performance of the Series Trust or class. There can be no assurance that the Investment Manager will employ a successful currency program and the Series Trust or classes could incur losses attributable to its currency activities when the value of the functional currency weakens against the other currencies of the Series Trust or classes. In addition, the Series Trust or classes will incur transaction costs in connection with the currency strategy designated by the Investment Manager.

(I) Derivatives. The Series Trust may use derivative instruments to hedge its investments or to seek to enhance returns. Derivatives allow the Series Trust to increase or decrease its risk exposure more quickly and efficiently than other types of instruments. Derivatives are volatile and involve significant risks, including:

- *Credit Risk* — the risk that the counterparty (the party on the other side of the transaction) on a derivative transaction will be unable to honor its financial obligation to the Series Trust.
- *Leverage Risk* — the risk associated with certain types of investments or trading strategies that relatively small market movements may result in large changes in the value of an investment. Certain investments or trading strategies that involve leverage can result in losses that greatly exceed the amount originally invested.
- *Liquidity Risk* — the risk that certain securities may be difficult or impossible to sell at the time that the seller would like or at the price that the seller believes the security is currently worth.

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2024

Derivatives are financial contracts, the values of which depend on, or are derived from, the value of an underlying asset, reference rate or index. The Series Trust typically uses derivatives as a substitute for taking a position in the underlying asset and/or as part of a strategy designed to reduce exposure to other risks, such as interest rate or currency risk. The Series Trust may also use derivatives for leverage, in which case, their use would involve leverage risk.

The Series Trust's use of derivative instruments involves risks different from, or possibly greater than, the risks associated with investing directly in securities and other traditional investments. Derivatives are subject to a number of risks described elsewhere in this section, such as, interest rate risk, market risk and credit risk. They also involve the risk of mispricing or improper valuation and the risk that changes in the value of the derivative may not correlate perfectly with the underlying asset, rate or index. If the Series Trust invests in a derivative instrument, it could lose more than the principal amount invested. Also, suitable derivative transactions may not be available in all circumstances and there can be no assurance that the Series Trust will engage in these transactions to reduce exposure to other risks when that would be beneficial.

(J) Corporate Debt. Corporate debt securities in which the Series Trust indirectly invests are subject to the risk of the issuer's inability to meet principal and interest payments on the obligation and may also be subject to price volatility due to such factors as interest rate sensitivity, market perception of the creditworthiness of the issuer and general market liquidity. When interest rates rise, the value of corporate debt securities can be expected to decline. Debt securities with longer maturities tend to be more sensitive to interest rate movements than those with shorter maturities.

(K) Sovereign Debt. The Series Trust may indirectly invest in sovereign debt securities. These securities are issued or guaranteed by foreign government entities. These investments are subject to the risk that a governmental entity may delay or refuse to pay interest or repay principal on its sovereign debt due to, for example, cash flow problems, insufficient foreign currency reserves, political considerations, the relative size of the governmental entity's debt position in relation to the economy or the failure to put in place economic reforms required by the International Monetary Fund or other multilateral agencies. If a government entity defaults, it may ask for more time in which to pay or for further loans. There is no legal process for collecting sovereign debts that a government does not pay nor are there bankruptcy proceedings through which all or part of the sovereign debt that a governmental entity has not repaid may be collected.

(L) Foreign Currency Contract Risks. Currency hedging transactions will be entered into for the account of holders of BRL Hedge Units and AUD Hedge Units by selling U.S. Dollars and buying the applicable hedging currency for such classes of units. As a result of such currency hedging transactions, investors in BRL Hedge Units and AUD Hedge Units will be exposed to the currency exchange rate between the applicable hedging currency and USD being the class base currency of such classes of units. Therefore, a depreciation in the hedging currency of a class of units against USD will, all else being equal, lead to a decrease in the net asset value per unit of such class of units and as a result such unitholders may lose some of the monies they invested due to fluctuations in the foreign exchange rate. Furthermore, if the interest rate in the hedging currency is lower than the interest rate in USD, then the difference between these interest rates will be hedging costs for the account maintained in respect of the BRL Hedge Units or AUD Hedge Units, as applicable.

The exchange rate of currencies of emerging market countries may fluctuate wildly on a short term basis and the foreign exchange rate risk is relatively higher than the currencies of more developed countries. Similarly, dealings in currencies of emerging market countries may be restricted for various reasons, including changes in governmental policies or the establishment of restrictions on foreign investment. As a result of such restrictions and also changes in the supply and demand of such currencies, hedging costs may differ significantly from the anticipated levels of hedging costs which are based on the differences between the interest rates of the hedging currency and USD.

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2024

6. GUARANTEES AND INDEMNIFICATION

Under the Series Trust's organizational documents, certain parties (including the Trustee and Investment Manager) are indemnified against certain liabilities that may arise out of performance of their duties to the Series Trust. Additionally, in the normal course of business, the Series Trust enters into contracts that contain a variety of indemnification clauses. The Series Trust's maximum exposure under these arrangements is unknown as this would involve future claims that may be made against the Series Trust that have not yet occurred. However, the Series Trust has not had prior claims or losses pursuant to these contracts.

7. TAX

The Series Trust is subject to the Cayman Islands laws in respect to its tax status. Under current Cayman Islands laws, there is no tax or duty to be levied on profits, income, gains or appreciation, and no tax in the nature of estate duty or inheritance tax, will apply to any property comprised in or any income arising under the Series Trust, or the unitholders thereof, in respect of any such property or income. No withholding tax is applicable to distributions by the Series Trust or with regard to the payment of net asset value on the repurchase of units. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements.

The Series Trust generally intends to conduct its activities so as to avoid being treated as engaged in a trade or business in the United States for U.S. federal income tax purposes. Specifically, the Series Trust intends to qualify for safe harbors in the Internal Revenue Code of 1986, as amended, pursuant to which the Series Trust will not be treated as engaged in such a business if its activities are limited to trading in stocks and securities or commodities for its own account. If none of the Series Trust's income is effectively connected with a U.S. trade or business carried on by the Series Trust, certain categories of income (including dividends and certain types of interest income) derived by the Series Trust from U.S. sources will be subject to a U.S. tax of thirty percent, which is generally withheld from such income.

Authoritative guidance on accounting for and disclosure of uncertainty in tax positions (Financial Accounting Standards Board-Accounting Standards Codification 740) requires the Trustee to determine whether a tax position of the Series Trust is more likely than not to be sustained upon examination, including resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position. For tax positions meeting the more likely than not threshold, the tax amount recognized in the financial statements is reduced by the largest benefit that has a greater than fifty percent likelihood of being realized upon ultimate settlement with the relevant taxing authority. The Trustee has reviewed the Series Trust's tax positions and has concluded that no provision for taxes is required in the financial statements. There are currently no interests or penalties related to uncertain tax positions.

As of March 31, 2024, the tax years that remain subject to examination vary by the major tax jurisdictions, other than the U.S., and under the statute of limitations range from September 22, 2011 (commencement of operations) through the current fiscal year. The years subject to examination by U.S. federal jurisdiction include the range from September 22, 2011 (commencement of operations) through March 31, 2024.

8. FEES AND EXPENSES

(A) Administrator's Fees. Brown Brothers Harriman & Co. (the "Administrator") receives an annual fee of 0.02% of the net assets of the Series Trust, subject to an annual minimum fee of \$22,500 plus a fee of 0.01% of passive hedged share class net assets. The fees earned by the Administrator during the year ended March 31, 2024 and outstanding fees payable to the Administrator at the end of the year have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(B) Transfer Agent's Fees. Brown Brothers Harriman & Co. (the "Transfer Agent") receives an annual fee of 0.01% of the net assets of the Series Trust and a \$10 fee per transaction. The fees earned by the Transfer Agent

Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) – Currency Dragon
A Series Trust of Daiwa Discovery Fund Series
(An Open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended March 31, 2024

during the year ended March 31, 2024 and outstanding fees payable to the Transfer Agent at the end of the year have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(C) Custodian's Fees. The Custodian receives asset based fees of 0.01% of assets under custody and transactional charges for specialized processing of \$15 per transaction. The fees earned by the Custodian during the year ended March 31, 2024 and outstanding fees payable to the Custodian at the end of the year have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(D) Trustee's Fees. The Trustee receives an annual fee of \$10,000, which is payable monthly in arrears. The fees earned by the Trustee during the year ended March 31, 2024 and outstanding fees payable to the Trustee at the end of the year have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(E) Investment Manager's Fees. The Investment Manager receives an annual fee of 0.185% of the net assets of the Series Trust, which is payable monthly in arrears. The fees earned by the Investment Manager during the year ended March 31, 2024 and outstanding fees payable to the Investment Manager at the end of the year have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(F) Management Service Providing Company's and Manager's Fees. Daiwa Asset Management Co. Ltd (the "Management Service Providing Company") was appointed by the Manager to provide investor services to unitholders in Japan which include document translation and customer assistance on matters regarding the Series Trust. The Management Service Providing Company receives an annual fee of 0.22% of the net assets of the Series Trust, payable monthly in arrears. The fees earned by the Management Service Providing Company during the year ended March 31, 2024 and outstanding fees payable to the Management Service Providing Company at the end of the year have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

The Manager determines unitholder distribution policy and directs the Trustee in its distribution responsibilities. The Manager is not entitled to receive a fee out of the assets of the Series Trust.

(G) Distributor's and Agent Company's Fees. The Manager appointed the Distributor and Agent Company to engage in the selling and repurchasing of publicly offered units in Japan. The Distributor receives an annual fee of 0.60% of the net assets of the Series Trust, which is payable monthly in arrears. The fees earned by the Distributor during the year ended March 31, 2024 and outstanding fees payable to the Distributor at the end of the year have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

The Agent Company receives an annual fee of 0.10% of the net asset of the Series Trust, which is payable monthly in arrears. The fees earned by the Agent Company during the year ended March 31, 2024 and outstanding fees payable to the Agent Company at the end of the year have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(H) Other Expenses. The Series Trust may bear other expenses related to its operations including but not limited to: (i) governmental fees; (ii) brokerage fees and commissions and other portfolio transaction expenses; (iii) costs of borrowing money, including interest expenses; (iv) extraordinary expenses, including costs of litigation and indemnification expenses; (v) audit fees and (vi) printing fees.

9. SUBSEQUENT EVENTS

The Trustee has evaluated all subsequent transactions and events through July 18, 2024, the date on which these financial statements were available to be issued. From April 1, 2024 through July 18, 2024, there were subscriptions of \$92,295 and redemptions of \$420,296. During the same period, there were distributions of \$42,981 of which there were no reinvestments. There are no other subsequent events to report as they relate to the Series Trust.

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2025年6月末日現在)

		米ドル (を除く)	千円 (、 を除く)
資産総額		975,988.59	141,333
負債総額		60,269.89	8,728
純資産総額 (-)		915,718.70	132,605
発行済口数	米ドル・コース	12,584口	
	ブラジル・リアル・ヘッジコース	29,523口	
	豪ドル・ヘッジコース	1,065口	
1口当たり 純資産価格	米ドル・コース	42.28	6,123円
	ブラジル・リアル・ヘッジコース	12.02	1,741円
	豪ドル・ヘッジコース	26.99	3,908円

第4 【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー

取扱場所 アメリカ合衆国、MA 02110-1548、ボストン、ポスト・オフィス・スクエア50番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

(2) 受益者集会

受託会社は、純資産総額の3分の1以上に相当する受益者または合計で発行済受益証券の3分の1以上の受益者から要請があった場合、かかる集会を招集しなければなりません。15日以上前の通知が、受益者に送付されなければなりません。

すべての受益者集会についての出席、定足数および多数決に関する条件および受益者の議決権は、信託証書に記載されているとおりです。受益者は、各受益証券毎に1議決権を有します。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外があります。))ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。)による受益証券の取得も制限することができます。

第二部 【特別情報】

第1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

（1）資本金の額（2025年6月末日現在）

資本金の額は5,000万円です。なお、一株当たり1円の株式5,000万株を発行済です。

設立日（2005年8月8日）以降本書の日付現在まで資本金の額の増減はありません。

（2）会社の機構

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の管理・運用を行うことを主たる目的とします。

信託証書において規定されているとおり、管理会社の業務は、ファンド証券の登録名義書換事務、純資産総額の計算等の管理事務代行業務を含みます。

2025年6月末日現在、管理会社は、以下のとおり投資信託の管理および運用を行っています。

（2025年6月末日現在）

国別（設立国）	種類 （基本的性格）	本数	純資産額の合計 （通貨別）
ケイマン諸島	オープン・エンド契約型	4	1,337万豪ドル 8億8,832万米ドル 348億円 615万ニュージーランド・ドル 2億5,226万南アフリカ・ランド 5億2,070万トルコ・リラ

3 【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近 2 事業年度の財務諸表は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）第328条第 5 項本文を適用し、我が国において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- b . 下記財務諸表は、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

貸 借 対 照 表

ダイワ・アセット・マネジメント・サービス・リミテッド（ケイマン）

（単位：円）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	88,037,639	85,575,671
立替金	4,047,361	6,182,891
流動資産合計	92,085,000	91,758,562
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	45,423	44,856
投資その他の資産合計	45,423	44,856
固定資産合計	45,423	44,856
資産合計	92,130,423	91,803,418
負債の部		
負債合計	-	-
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000,000	50,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	42,118,657	41,792,219
利益剰余金合計	42,118,657	41,792,219
株主資本合計	92,118,657	91,792,219
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	11,766	11,199
評価・換算差額等合計	11,766	11,199
純資産合計	92,130,423	91,803,418
負債・純資産合計	92,130,423	91,803,418

（２）【損益計算書】

損 益 計 算 書

ダイワ・アセット・マネジメント・サービスズ・リミテッド（ケイマン）

（単位：円）

	前事業年度 〔 自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日 〕	当事業年度 〔 自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日 〕
営業収益		
運用管理報酬	- 1	- 1
営業収益合計	-	-
販売費及び一般管理費		
租税公課	694	5,079
販売費及び一般管理費合計	694	5,079
営業損失（ ）	694	5,079
営業外収益		
為替差益	5,020,519	-
受取利息	4,549	33,180
営業外収益合計	5,025,068	33,180
営業外費用		
為替差損	-	354,539
営業外費用合計	-	354,539
経常利益	5,024,374	326,438
税引前当期純利益	5,024,374	326,438
当期純利益	5,024,374	326,438

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

ダイワ・アセット・マネジメント・サービスイズ・リミテッド（ケイマン）

前事業年度 自 2023年 4 月 1 日 至 2024年3月31日

（単位：円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
		繰越 利益剰余金					
当期首残高	50,000,000	37,094,283	37,094,283	87,094,283	6,402	6,402	87,100,685
当期変動額							
当期純利益		5,024,374	5,024,374	5,024,374			5,024,374
株主資本以外 の項目の 当期変動額 （純額）					5,364	5,364	5,364
当期変動額 合計	-	5,024,374	5,024,374	5,024,374	5,364	5,364	5,029,738
当期末残高	50,000,000	42,118,657	42,118,657	92,118,657	11,766	11,766	92,130,423

当事業年度 自 2024年 4 月1日 至 2025年 3 月31日

（単位：円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
		その他	利益剰余金 合計				
		利益剰余金 繰越 利益剰余金					
当期首残高	50,000,000	42,118,657	42,118,657	92,118,657	11,766	11,766	92,130,423
当期変動額							
当期純利益		326,438	326,438	326,438			326,438
株主資本以 外の項目の 当期変動額 （純額）					567	567	567
当期変動額 合計	-	326,438	326,438	326,438	567	567	327,005
当期末残高	50,000,000	41,792,219	41,792,219	91,792,219	11,199	11,199	91,803,418

注記事項

（重要な会計方針）

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（損益計算書関係）

1運用管理報酬

2020年10月より業務委託契約について変更を行い、当社及び管理会社代行サービス会社が受領する報酬率の見直しを行いました。なお、当該変更に伴い、関連する費用の計上も行っておりません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
発行済株式				
普通株式	50,000,000	-	-	50,000,000
合 計	50,000,000	-	-	50,000,000

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	50,000,000	-	-	50,000,000
合 計	50,000,000	-	-	50,000,000

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、外国投資信託等に係る管理に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

2．金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

前事業年度（2024年3月31日）

（1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

（2）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、立替金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注１）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項には含めておりません。

（単位：円）

区分	前事業年度 (2024年3月31日)
(１) 其他有価証券 投資有価証券	45,423

当事業年度（2025年3月31日）

（１）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

（２）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債
現金及び預金、立替金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注１）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項には含めておりません。

（単位：円）

区分	当事業年度 (2025年3月31日)
(１) 其他有価証券 投資有価証券	44,856

（有価証券関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、ファンド運用管理事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

１．サービスごとの情報

営業収益の計上がないため、該当事項はありません。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

営業収益の計上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

営業収益の計上がないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1.サービスごとの情報

営業収益の計上がないため、該当事項はありません。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

営業収益の計上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

営業収益の計上がないため、該当事項はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1.関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (円)	科目	期末残高 (円)
						役員 の兼 任等	事業 上の 関係				
親会社	大和アセットマネジメント(株)	東京都千代田区	15,174	資産運用業	被所有 100.0	あり	経営管理	ファンド管理業に係る費用の立替等	4,725,532	立替金	4,047,361

(注) 期末残高は消費税込で表示しています。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (円)	科目	期末残高 (円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	大和アセットマネジメント(株)	東京都千代田区	41,424	資産運用業	被所有100.0	あり	経営管理	ファンド管理業に係る費用の立替等	7,866,927	立替金	6,182,891

（注）期末残高は消費税込で表示しています。

2. 親会社に関する注記

大和アセットマネジメント株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
1株当たり純資産額	1円84銭	1株当たり純資産額	1円84銭
1株当たり当期純利益	0円10銭	1株当たり当期純利益	0円01銭

（注1） 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注2） 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益（円）	5,024,374	326,438
普通株式の期中平均株式数（株）	50,000,000	50,000,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

投資者は、以下の利益相反の可能性について注意しなければなりません。

受託会社および管理会社、その持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社、ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関係者（以下「利害関係者」といいます。）はそれぞれ、ファンドと利益の相反を時折生じる可能性がある他の金融活動、投資活動またはその他の専門的活動に関与することができます。当該活動には、他のファンドの受託会社、管理事務代行会社、資産保管会社、管理会社または販売会社としての行為、および他のファンドもしくは他の会社の取締役、役員、助言者または代理人としての業務提供が含まれます。特に、管理会社は、組入証券の売買、仲介業務、ファンドと類似するまたは重複する投資目的を有する他の投資ファンドの運用または助言業務の提供に関与することがあります。管理会社は、ファンドに提供される業務に類似する業務を第三者に提供することができるものとし、また、利害関係者は、当該活動から得られる利益に関し説明責任を負いません。利益の相反が生じた場合、受託会社または管理会社は、適切な場合には、当該利益相反の公正な解決を確保するよう努力します。

受託会社または法人である受託会社の関連会社は、ファンドに関して、得られる利益に関して説明責任を負うことなく、顧客と締結した条件と同じ条件に基づき、銀行として行為し、かつ業務を遂行することができます。また、受託会社は、業務のために関連会社のいずれかに口座を開設しかつ契約を締結することができます。

受託会社は、信託証書または一般法上認められる取引を開始する権限または裁量権を行使し、かつ当該取引を履行することができます。ただし、受託会社は、権限もしくは裁量権を行使するかまたは取引を履行する方法または結果について異なるまたは相反する一定の利害関係（個人的な利害関係であるかまたは他の決済に係る単独の受託者もしくは受託者の一人としての利害関係であるかを問いません。）を有する可能性があり、また、その結果かかる地位において取得または派生した利益について説明責任を負いません。ただし、受託会社は、自ら異なるまたは相反する利害関係を有する事項について単なる形式上の当事者である場合を除き、当事者として行為することを放棄することができます。

受託会社ならびにその役員および従業員は、ファンドに何らかの関係を有する法人、機関または会社の役員、従業員、代理人または顧問として獲得した合理的な報酬またはその他の合理的な特典について説明責任を負いません。ただし、その状況または任務は、受託会社としての立場、またはファンドに何らかの形で帰属するかもしくは関連する持分、株式、財産、権利または権限を権利として、それを用いてまたはそれを理由として取得、または保有もしくは維持されることができません。

適用法上定められるところに従い、管理会社は、ファンドの勘定で、利害関係者または当該者により助言を受け、運用される投資信託もしくは勘定から証券を取得するか、または当該利害関係者等に証券を処分することができます。利害関係者（受託会社を除きます。）は、受益証券を保有し、自ら適切とみなすところにより当該受益証券を処理することができます。利害関係者は、類似する投資対象がファンドにより保有される可能性があるにもかかわらず、自らの勘定で、投資対象を売却、保有および処理することができます。

利害関係者は、受益者またはファンドによりもしくはファンドの勘定で証券を保有する事業体と金融取引またはその他の取引に関する契約を締結するかまたは当該契約もしくは取引を履行することができます。更に、利害関係者は、ファンドの勘定で自ら行うファンドの投資対象の売却または購入に関して協議を行う手数料および利益（ファンドの利益となるかまたは利益とならないことがあります。）を受領することができます。

5 【その他】

(a) 取締役の変更

取締役は、普通決議株主によって選任されるか、または取締役会の決議により互選されます。取締役に特定の任期はありません。

(b) 定款の変更等

管理会社の定款の変更に関しては、株主資本の増加等一定の事項を除き、株主総会の特別決議が必要です。

(c) 事業譲渡または事業譲受

管理会社は、ケイマン諸島法の一般原則に基づき、C I M Aの事前承認を得て、ケイマン諸島の投資信託を管理運用する権限を授与されている他の会社に、事業譲渡を行うことができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続します。

(d) 訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前１年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実は認知していません。

管理会社の会計年度は３月31日に終了する１年です。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド（「投資運用会社」）

(Daiwa Asset Management (Europe) Ltd)

資本金の額

2025年3月末日現在、50万英ポンド（約9,928万円）

事業の内容

ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドは、英国の法律に基づき、大和アセットマネジメント株式会社の子会社として1987年3月27日に設立された会社です。2025年5月末日現在、投資運用会社は約3,210百万英ポンドの投資信託の管理および投資運用業務を提供しています。

（2）インタートラスト・トラスティー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

(Intertrust Trustees (Cayman) Limited)

資本金の額

2024年12月末日現在、約150万米ドル（約2億1,722万円）（発行済・払込済株式資本25,025ケイマン・ドル（29,910米ドル）（1株1ケイマン・ドルの株式25,025株）および株式払込剰余金130万米ドル）

事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島の法律に基づき設立された会社であり、インタートラスト・コーポレート・サービスズ（ケイマン）リミテッド（以下「インタートラスト」といいます。）の完全子会社です。インタートラストは、ケイマン諸島の有限会社であり、信託免許および投資信託管理者の認可を有し、CIMAの規制を受けています。受託会社は、信託免許保有者の完全子会社であり、銀行および信託会社法（改正済）上の被支配子会社に該当することから同法の免許を免除されています。

（3）ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（「管理事務代行会社」および「資産保管会社」）

(Brown Brothers Harriman & Co.)

資本金の額

2024年12月末日現在、10億6,000万米ドル（約1,535億円）

事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーは、米国、欧州および太平洋地域のトレジャリー・センターを含め、世界中の金融資産に対する業務について、一連の保管、多通貨会計および現金管理機能をすべて提供するフルサービスの金融機関です。

（4）大和アセットマネジメント株式会社（「管理会社代行サービス会社」）

資本金の額

2025年6月末日現在、414億2,454万円

事業の内容

大和アセットマネジメント株式会社は、1959年12月に設立され、金融商品取引法に基づく投資運用業および投資助言・代理業を営んでいます。

（5）大和証券株式会社（「日本における販売会社」および「代行協会員」）

資本金の額

2025年6月末日現在、1,000億円

事業の内容

株式会社大和証券グループ本社の100%子会社。1999年4月26日に株式会社大和証券グループ本社より国内リテール部門の営業譲渡を受け、同日付で営業を開始。日本において金融商品取引業を行っています。

2 【関係業務の概要】

（1）ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド（「投資運用会社」）

ファンドに対し、投資運用業務を提供します。

（２）インタートラスト・トラスティー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

受託会社は、基本信託証書に基づき、ファンドの管理および受益者名簿の維持について責任を負います。

（３）ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（「管理事務代行会社」および「資産保管会社」）

管理事務代行会社は、適用される法律および基本信託証書に従い、ファンドのために一定の管理事務代行業務、登録・名義書換事務代行業務および会計業務、ファンドの財務記録の維持およびファンドの純資産総額の計算について責任を負います。

保管会社は、資産保管契約の規定に従い、資産保管会社に対して引き渡され、かつ資産保管会社により維持されるファンドのすべての資産のため分別勘定を維持し、かつ当該資産の権利を保有します。資産保管会社は、受託会社またはその適式に任命された代理人の指示に従い、申込代金の受領、かつ買戻請求の充足について責任を負います。

（４）大和アセットマネジメント株式会社（「管理会社代行サービス会社」）

管理会社の任命に基づき、管理会社代行サービス業務を行います。

（５）大和証券株式会社（「日本における販売会社」および「代行協会員」）

大和証券株式会社は、代行協会員として行為し、また受益証券の販売および買戻しの取扱いを行います。

３ 【資本関係】

管理会社は、管理会社事務代行サービス会社である大和アセットマネジメント株式会社の全額出資子会社であり、また管理会社および投資運用会社の最終的な親会社は株式会社大和証券グループ本社です。

第3 【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法（改正済）またはケイマン諸島の地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ボンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
 - (a) 1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
 - (b) 2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するケイマン諸島のプライベート・ファンド法（改正済）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合（または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合）を除き、本投資信託制度の概要の残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、12,995（3,224のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託（2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド（以下に定義する。）の両方を含むが、これらに限られない。）が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しておりケイマン諸島の金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

(a) 投資持分の所有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合

(b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合

ただし、以下を除く。

(a) 銀行および信託会社法またはケイマン諸島の保険法（改正済）に基づく免許を受けた者

(b) ケイマン諸島の住宅金融組合法（改正済）またはケイマン諸島の共済会法（改正済）に基づき登録された者、または

(c) 非ファンド・アレンジメント（アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。）

2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド（以下「規制フィーダー・ファンド」という。）のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して（直接的または仲介会社を通じて間接的に）受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。

2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正したケイマン諸島の（改正）ミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「改正法」という。）が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（以下「限定投資家ファンド」という。）をCIMAに登録するよう定める。

2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役（または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員）に適切かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4(3)条ミューチュアル・ファンド）

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

(a) 一投資者当たりの最低初期投資額が（CIMAが100,000米ドルと同等とみなす）80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務（CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。）に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならない、当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者（運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。）を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額（80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額）の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4 投資信託の継続的要件

- 4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィードバック・ファンドの募集書類（当該書類はCIMAに提出しなければならない。）に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類（限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料（届出がされている場合））を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式（および該当する条件）によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じたケイマン諸島の投資信託（年次申告書）規則（改正済）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者

から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することによりのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること（免除会社またはユニット・トラストであるかによる。）を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託（該当する場合）にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託（CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。）に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の(i)および(ii)に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合
 - (i) ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - (ii) 免許を受ける者が、ケイマン諸島の実質的所有者透明性法（改正済）（以下「BOTA」という。）において「法人向けサービス提供者」として定義されている場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法（改正済）（以下「会社法」という。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類（特に定款）は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社がいったん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- (i) 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定をケイマン諸島の財務長官から取得することができる。

- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（改正済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が最長で50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロース・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。
- (b) ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（改正済）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域（特にデラウェア州）のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。

- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法（改正済）により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録に登録事務所に維持する。
 - (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、ケイマン諸島の税務情報庁法（改正済）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - (vi) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿に登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長で50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、（免除会社と同様に）別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。
- (c) 有限責任会社は、複数の種類の取引（ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬／プラン・ピークルなどを含む。）において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド（代替投資ピークルを含む。）がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。
- (d) 特に、オンショア・オフショアのファンド構造において、オンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらし、かかる構造の異なるピークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。ケイマン諸島の契約（第三者の権利）法（改正済）により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

- 6.5 免除会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、BOTAに基づく義務を遵守しなければならない。
7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督
- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（登録投資信託）または第4(4)(a)条（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること

- (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが实际的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
- (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
- (b) 投資信託が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（登録投資信託）または第4(4)(a)（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかにかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
- (c) BOTAに定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、BOTAに違反した場合
- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
- (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
- (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
- (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
- (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと
- (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること

- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。

- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法またはBOTAの下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、以下の場合はこの限りでない。
- (a) 例えばケイマン諸島の秘密情報公開法（改正済）、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（改正済）（以下「犯罪収益に関する法律」という。）またはケイマン諸島の薬物濫用法（改正済）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
 - (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合
 - (c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項（場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。）に関係する場合
 - (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合
 - (e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合
 - (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合

- (g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合
- (h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合
- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に依り）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 ケイマン諸島の契約法（改正済）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除または損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。

- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12 ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法（改正済）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 ケイマン諸島の刑法（改正済）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任

会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1(l)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照）。

14. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）

- 14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社（有限責任会社を含む。）またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である。）をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - (iv) 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手續および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - (viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家

向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5（2）（a）条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマナー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域（以下「同等の法律が存在する法域」という。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（改正済）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること

- (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
- (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B)
 - 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (iv) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
 - (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
 - (vi) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合

- (ii) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- (iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート6は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中にかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート8は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - (v) 監査人の氏名および住所
 - (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有する取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況

- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xxi) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xxii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xxiv) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4 【参考情報】

ファンドについて、当計算期間中に以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2024年9月30日 有価証券届出書 / 有価証券報告書（第13期）

2024年12月27日 半期報告書（第14期中） / 有価証券届出書の訂正届出書

第5 【その他】

該当事項はありません。

【別紙】

定 義

管理事務代行契約	2011年9月22日付でファンドについて受託会社と管理事務代行会社との間で締結された契約をいいます。
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーまたはファンドの管理事務代行者として随時任命され、ファンドに関する英文目論見書別紙において開示されるその他の者をいいます。
決算日	毎年3月31日、または管理会社が受託会社と協議の上ファンドについて随時決定するその他の日をいいます。
計算期間	決算日に終了し（当該決算日を含みます。）、場合に応じて、最初の計算期間の場合ファンドの運用開始時点から始まり、その後は前決算日の翌暦日から開始する期間をいいます。
アジア・ハイ・イールド債券	「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（1）投資方針 ファンドの主要な特徴」の項における意味を有します。
監査人	プライスウォーターハウスクーパースをいいます。
英文目論見書別紙	ファンドに関する英文目論見書の別紙をいいます。
豪ドルおよび／またはオーストラリア・ドル	オーストラリアの法定通貨であるオーストラリア・ドルをいいます。
豪ドル・ヘッジコース受益証券または豪ドル・ヘッジコース	米ドル建の豪ドル・ヘッジコース受益証券と指定されている受益証券をいいます。
ファンドの基準通貨	米ドルをいいます。
ブラジル・レアル	ブラジルの法定通貨であるブラジル・レアルをいいます。
ブラジル・レアル・ヘッジコース受益証券またはブラジル・レアル・ヘッジコース	米ドル建のブラジル・レアル・ヘッジコース受益証券と指定されている受益証券をいいます。
営業日	日本、香港、ロンドンおよびニューヨークの銀行ならびに日本の金融商品取引業者が営業を行っている日（土日を除きます。）、ならびに／または管理会社が受託会社と協議の上ファンドについて随時決定するその他の日をいいます。
ケイマン営業日	ケイマン諸島の銀行が営業を行っている日（土日を除きます。）、および／または管理会社が受託会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。
コースの基準通貨	コースの受益証券が表示されている通貨をいいます。
資産保管会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーまたはファンドの資産保管会社として随時任命され、ファンドに関する英文目論見書別紙において開示されるその他の者をいいます。
資産保管契約	2011年9月22日付でファンドについて受託会社と資産保管会社との間で締結された契約をいいます。
取引日	各営業日、および／または管理会社が受託会社と協議の上ファンドについて随時決定するその他の日をいいます。

分配日	各暦月の3日（当該日が休業日の場合、翌営業日）、または管理会社がコースについて随時決定する各月のその他の日をいいます。
分配支払日	管理会社が、その単独の裁量により決定する、分配期間の終了後4営業日以内の日をいいます。
分配期間	分配日に終了する期間（当該分配日を含みます。）をいい、前分配日の翌日から開始します。
日本における販売会社	公募投資信託受益証券の日本における販売会社としての地位を有する大和証券株式会社をいいます。
適格投資家	米国の市民もしくは居住者、米国で設立されもしくは存続するパートナーシップ、米国法に基づき設立されもしくは米国で存続する法人、信託もしくはその他の法主体、（1933年米国証券法（改正済）に基づくレギュレーションSに定義される）米国人、もしくは受益証券を米国人のために保有しもしくは保有する意図を有する者、法人もしくは法主体、ケイマン諸島における居住者もしくは住所地を有する者（慈善信託もしくは団体の対象またはケイマン諸島の免税会社もしくは非居住会社を除きます。）、適用法に違反することなく受益証券を申込みもしくは保有することができない者、もしくは上記からに記載された者、法人もしくは法主体のための保管者、名義人もしくは受託者、のいずれにも該当しない者、または管理会社がファンドにつき随時決定するその他の者、会社もしくは法主体をいいます。
フィデリティ	FILリミテッドおよびその関連会社をいいます。
フィッチ	フィッチ・レーティングスをいいます。
金融商品取引法	日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号（改正済））をいいます。
金融庁	日本の金融庁をいいます。
英ポンド	英国の法定通貨であるポンドをいいます。
重過失	ある者について、当該者が別の者に対して負っている注意義務違反という結果をもたらす任務懈怠である過失を超えた行動基準をいいます。
投資対象	株式、ストック、債券、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ワラント、転換社債、ローン・ストック、ユニット・トラストの受益証券もしくはサブ・ユニット、パートナーシップの持分、シェア・オプションもしくはストック・オプションもしくは先物契約、通貨スワップもしくは金利スワップ、先渡為替契約、レポ取引およびリバース・レポ取引、譲渡性預金証書、手形、ノート、コマーシャル・ペーパー、またはいずれかの者、団体（法人格の有無を問いません。）、投資信託、信託、いずれかの国の政府もしくは機関、世界の国もしくは地域により発行されたあらゆる種類の有価証券（デリバティブを含みます。）もしくはそれらに対して貸し付けられたローン（もしくはパーティシペーション）、またはミューチュアル・ファンドもしくは類似スキームの参加権、および短期金融市場における収益を生じる短期投資対象もしくは預金（定期預金、銀行引受手形およびその他の銀行債務を含みますがそれらに限りません。）をいいます。
投信法	日本の投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号（改正済））をいいます。

取引対象通貨	ブラジル・レアル受益証券についてはブラジル・レアルを、豪ドル受益証券については豪ドルをいいます。
設定日	2011年9月22日をいいます。
投資運用契約	2011年9月16日付で管理会社と投資運用会社との間で締結された投資運用契約をいいます。
投資運用会社	ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドまたは随時ファンドの投資運用会社として任命されるその他の者をいいます。
日本円	日本の法定通貨である日本円をいいます。
関東財務局	日本の財務省関東財務局をいいます。
運用ファンド	ユニット・トラスト、ミューチュアル・ファンド法人または類似のオープン・エンド型投資法人もしくはその他類似のオープン・エンド型投資ビークルをいいます。
管理会社	ダイワ・アセット・マネジメント・サービシズ・リミテッド（ケイマン）をいいます。
投資対象ファンド	ダイワ・グローバル・トラストのサブ・ファンドであるダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンドをいいます。
投資対象ファンドの受益証券	投資対象ファンドの米ドル建受益証券でクラスD受益証券と指定されている受益証券をいいます。
基本信託証書	受託会社と管理会社との間で2011年8月5日付で締結された基本信託証書（随時改正または追補されます。）をいいます。
ムーディーズ	ムーディーズ・インベスターズ・サービスをいいます。
ミューチュアル・ファンド法	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）をいいます。
純資産総額	「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 4 資産管理等の概要（1）資産の評価」の項で要約されているとおり、基本信託証書の要項に従い計算された、ファンドの全資産から当該ファンドの全負債を控除した額をいいます。
ファンドの純資産総額	米ドルで表示されるファンドの純資産総額をいいます。
コースの純資産総額	特定のコースに帰属するファンドの純資産総額をいいます。
1口当たり純資産価格	あるコースの受益証券について、純資産総額を評価日時点の当該コースの発行済受益証券口数で除して、小数第3位を四捨五入した価額をいいます。
ノン・デリバラブル・フォワードまたはNDF	ノン・デリバラブル・フォワードをいいます。
英文目論見書	随時改訂または追補される2011年8月付のダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズに関する英文目論見書をいいます。
基準日	ある分配日について、当該分配日の直前の営業日または管理会社が決定するその他の日をいいます。
買戻日	各取引日、および／または管理会社が受託会社と協議の上ファンドまたはファンドのコースについて随時決定するその他の日をいいます。
スタンダード・アンド・プアーズまたはS & P	S & Pグローバル・レーティングをいいます。

ファンド	2011年8月5日付基本信託証書および追補信託証書に従い設定されたトラストのサブ・ファンドであるダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配型）- 通貨ドラゴン - をいいます。
ファンド決議	ファンドの発行済受益証券口数の2分の1以上の保有者が書面で同意した決議、または当該ファンドの発行済受益証券口数の2分の1以上を保有する受益者により当該ファンドの受益者総会で可決された決議をいいます。
トラスト	ケイマン諸島法に基づき設立されたオープン・エンドのアンブレラ型ユニット・トラストであるダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズをいいます。
受託会社	インタートラスト・トラスティー（ケイマン）リミテッドをいいます。
ケイマン諸島信託法	ケイマン諸島の信託法（改訂済）をいいます。
受益証券	ファンドの受益権が随時分割された当該ファンドの現金ならびにその他の財産および資産の平等な1つの不可分の持分をいい、受益証券の端数も含みます。文脈上別の意味に解すべき場合を除き、「受益証券」という表現が一または複数のファンドについて使われる場合、発行済みの当該一または複数のファンドのすべてのコースの受益証券を含みます。
受益者	受益証券の当該時点の登録保有者（共同登録者を含みます。）をいいます。
受益者決議	受益証券1口当たり純資産価格の合計が、全ファンドの純資産総額の50%以上に当たる受益証券の保有者が書面で同意した決議、または受益証券1口当たり純資産価格の合計が全ファンドの純資産総額の50%以上に当たる受益証券を保有する受益者により受益者総会において可決された決議をいいます。
米国	アメリカ合衆国、その領域および領土をいいます。
米ドル	アメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルをいいます。
米ドル・コース受益証券 または 米ドル・コース	米ドル建の米ドル・コース受益証券と指定される受益証券をいいます。
評価日	各営業日、および／または管理会社が受託会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。
評価時点	各評価日の午後4時（ロンドン時間）、または管理会社が受託会社と協議の上随時決定する日のその他の日時をいいます。
円	日本の法定通貨をいいます。

（英語版の訳文）

独立監査人の監査報告書

ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配型） - 通貨ドラゴンの
受託会社としての立場のみにおけるインタートラスト・トラスティ（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

私どもは、ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズのサブ・ファンドであるダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配型） - 通貨ドラゴン（以下「ファンド」という。）の添付の財務書類、すなわち2024年3月31日現在の投資有価証券明細表を含む資産負債計算書、ならびに同日をもって終了した会計年度における関連する損益計算書、純資産変動計算書、財務ハイライトおよび関連する注記（以下総称して「財務書類」という。）の監査を実施した。

私どもは、添付の財務書類が、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、ファンドの2024年3月31日現在の財政状態ならびに同日をもって終了した会計年度における経営成績、純資産の変動および財務ハイライトを、すべての重要な点について適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私どもは、米国において一般に公正妥当と認められた監査基準（以下「米国GAAS」という。）に準拠して監査を行った。本基準のもとでの私どもの責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。私どもは、監査に関連する倫理要件に準拠してファンドに対して独立性を保持し、また、その他の倫理上の責任を果たすよう求められている。私どもは、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務書類に関する経営者の責任

経営者は、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して財務書類を作成し適正に表示する責任、また、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制を設計、実施および維持する責任を負っている。

財務書類を作成するに当たり、経営者は、財務書類が発行可能となった日より1年間にわたりファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が、全体として考えた場合に存在するかどうかについて評価することが求められている。

財務書類監査に対する監査人の責任

私どもの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが完全な保証ではないため、米国GAASに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。虚偽表示は、個別にまたは集計すると、財務書類の合理的利用者が財務書類に基づき行う判断に影響を及ぼすことが実質的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私どもは、米国GAASに準拠して監査を実施する際、以下を行う。

- ・ 監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持する。
- ・ 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施する。当該手続には財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠の試査による検証も含まれている。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。よって私どもは当該意見は表明していない。
- ・ 経営者が採用した会計方針の適切性、および経営者によって行われた重要な会計上の見積りの合理性を評価し、財務書類の全体的な表示を評価する。

- ・合理的な期間においてファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が、全体として考えた場合に存在するかどうかを判断によって結論付ける。

私どもは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、ならびに監査の過程で識別した監査上の重要な発見事項および特定の内部統制に関連する事項についてコミュニケーションすることが求められている。

プライスウォーターハウスクーパース

2024年7月18日

：この監査報告書の訳文は、英語で作成された原文監査報告書を翻訳したものです。情報、見解または意見のあらゆる解釈において、英語版の原文監査報告書がこの訳文に優先します。

Report of independent auditors

To Intertrust Trustees (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) - Currency Dragon

Opinion

We have audited the accompanying financial statements of Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) - Currency Dragon (a series trust of Daiwa Discovery Fund Series) (the "Series Trust"), which comprise the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments, as of March 31, 2024, and the related statements of operations and of changes in net assets and the financial highlights for the year then ended, including the related notes (collectively referred to as the "financial statements").

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as of March 31, 2024, and the results of its operations, changes in its net assets and the financial highlights for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America (US GAAS). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We are required to be independent of the Series Trust and to meet our other ethical responsibilities, in accordance with the relevant ethical requirements relating to our audit. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is required to evaluate whether there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Series Trust's ability to continue as a going concern for one year after the date the financial statements are available to be issued.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not absolute assurance and therefore is not a guarantee that an audit conducted in accordance with US GAAS will always detect a material misstatement when it exists. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control. Misstatements are considered material if there is a substantial likelihood that, individually or in the aggregate, they would influence the judgment made by a reasonable user based on the financial statements.

In performing an audit in accordance with US GAAS, we:

- Exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit.
- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, and design and perform audit procedures responsive to those risks. Such procedures

include examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the financial statements.

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control. Accordingly, no such opinion is expressed.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluate the overall presentation of the financial statements.
- Conclude whether, in our judgment, there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Series Trust's ability to continue as a going concern for a reasonable period of time.

We are required to communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit, significant audit findings, and certain internal control-related matters that we identified during the audit.

PricewaterhouseCoopers

July 18, 2024

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

（英語版の訳文）

独立監査人の監査報告書

ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配型） - 通貨ドラゴンの
受託会社としての立場のみにおけるインタートラスト・トラスティ（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

私どもは、ダイワ・ディスカバリー・ファンド・シリーズのサブ・ファンドであるダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配型） - 通貨ドラゴン（以下「ファンド」という。）の添付の財務書類、すなわち2025年3月31日現在の投資有価証券明細表を含む資産負債計算書、ならびに同日をもって終了した会計年度における関連する損益計算書、純資産変動計算書、財務ハイライトおよび関連する注記（以下総称して「財務書類」という。）の監査を実施した。

私どもは、添付の財務書類が、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、ファンドの2025年3月31日現在の財政状態ならびに同日をもって終了した会計年度における経営成績、純資産の変動および財務ハイライトを、すべての重要な点について適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私どもは、米国において一般に公正妥当と認められた監査基準（以下「米国GAAS」という。）に準拠して監査を行った。本基準のもとでの私どもの責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。私どもは、監査に関連する倫理要件に準拠してファンドに対して独立性を保持し、また、その他の倫理上の責任を果たすよう求められている。私どもは、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務書類に関する経営者の責任

経営者は、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して財務書類を作成し適正に表示する責任、また、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制を設計、実施および維持する責任を負っている。

財務書類を作成するに当たり、経営者は、財務書類が発行可能となった日より1年間にわたりファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が、全体として考えた場合に存在するかどうかについて評価することが求められている。

財務書類監査に対する監査人の責任

私どもの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが完全な保証ではないため、米国GAASに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。虚偽表示は、個別にまたは集計すると、財務書類の合理的利用者が財務書類に基づき行う判断に影響を及ぼすことが実質的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私どもは、米国GAASに準拠して監査を実施する際、以下を行う。

- ・ 監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持する。
- ・ 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施する。当該手続には財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠の試査による検証も含まれている。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。よって私どもは当該意見は表明していない。
- ・ 経営者が採用した会計方針の適切性、および経営者によって行われた重要な会計上の見積りの合理性を評価し、財務書類の全体的な表示を評価する。

- ・合理的な期間においてファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が、全体として考えた場合に存在するかどうかを判断によって結論付ける。

私どもは、統治責任者に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、ならびに監査の過程で識別した監査上の重要な発見事項および特定の内部統制に関連する事項についてコミュニケーションすることが求められている。

プライスウォーターハウスクーパース

2025年6月26日

：この監査報告書の訳文は、英語で作成された原文監査報告書を翻訳したものです。情報、見解または意見のあらゆる解釈において、英語版の原文監査報告書がこの訳文に優先します。

Report of independent auditors

To Intertrust Trustees (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) - Currency Dragon

Opinion

We have audited the accompanying financial statements of Daiwa/Fidelity Asia High Yield Bond Fund (Monthly Distribution) - Currency Dragon (a series trust of Daiwa Discovery Fund Series) (the "Series Trust"), which comprise the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments, as of March 31, 2025, and the related statements of operations and of changes in net assets and the financial highlights for the year then ended, including the related notes (collectively referred to as the "financial statements").

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as of March 31, 2025, and the results of its operations, changes in its net assets and the financial highlights for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America (US GAAS). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are required to be independent of the Series Trust and to meet our other ethical responsibilities, in accordance with the relevant ethical requirements relating to our audit. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is required to evaluate whether there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Series Trust's ability to continue as a going concern for one year after the date the financial statements are available to be issued.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not absolute assurance and therefore is not a guarantee that an audit conducted in accordance with US GAAS will always detect a material misstatement when it exists. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control. Misstatements are considered material if there is a substantial likelihood that, individually or in the aggregate, they would influence the judgment made by a reasonable user based on the financial statements.

In performing an audit in accordance with US GAAS, we:

- Exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit.
- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, and design and perform audit procedures responsive to those risks. Such procedures

include examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the financial statements.

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control. Accordingly, no such opinion is expressed.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluate the overall presentation of the financial statements.
- Conclude whether, in our judgment, there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Series Trust's ability to continue as a going concern for a reasonable period of time.

We are required to communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit, significant audit findings, and certain internal control-related matters that we identified during the audit.

PricewaterhouseCoopers

June 26, 2025

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

Daiwa Asset Management Services Ltd.(Cayman)

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 渡部 啓太

監査意見

当監査法人は、Daiwa Asset Management Services Ltd.(Cayman)の2024年4月1日から2025年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則」という。)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Daiwa Asset Management Services Ltd.(Cayman)の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、財務諸表等規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、財務諸表等規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性

があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、財務諸表等規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。